計画の意義と方法

～ 計画は何のために策定し、どのように実施するのか？ ～

― 平成25年度 遺跡整備・景観合同研究集会 報告書 ―

“Significance and Method of Planning”

‘ For What and How to Establish and Implement the Plan for Cultural Heritage Management? ’

The Reports of the Joint Symposium on Cultural Sites Management and Cultural Landscapes in FY2013

2014

独立行政法人　国立文化財機構

奈良文化財研究所

Nara National Research Institute for Cultural Properties

計画の意義と方法

― 計画は何のために策定し、どのように実施するのか？ ―

目　次

凡　例

Ⅰ．研究報告Ａ

［１］地域振興と文化遺産に関するプロジェクトの計画と実践 …… 004
大石　健介［独立行政法人国際協力機構ナイジェリア事務所］

［２］個別計画から総合計画へ …… 008
池邊このみ［千葉大学大学院園芸学研究科］

［３］景観価値の保全と計画 …… 012
小浦　久子［大阪大学大学院工学研究科］

［４］遺跡整備の立案と展開 …… 020
秋山　邦雄［歴史環境計画研究所］

［５］地域資源保全のための計画策定の視点と方法 …… 026
吉田　禎雄［株式会社プレック研究所］

［６］歴史まちづくりを実現するための「計画」…… 034
杉本　　宏［宇治市歴史まちづくり推進課］

［７］文化的景観をなじませるための計画策定 …… 040
川村　慎也［四万十市教育委員会生涯学習課］

■プレゼンテーション画像 …… 044

コラム　教育活動・広域連携・プロモーション―史跡大友氏遺跡（大分県大分市）の取組― …… 090
五十川雄也［大分市教育委員会文化財課］

Ⅱ．研究報告Ｂ

［ａ］遺跡等に係る計画の重要性と今後の方向性 …… 092
宮前　保子［国際花と緑の博覧会記念協会］

［ｂ］計画改訂プロセスにみる「計画」の多様性と本質 …… 098
白崎　恵介［宮城県教育庁文化財保護課］

［ｃ］「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の保全・整備のための計画について …… 104
中谷裕一郎［金沢市都市政策局歴史建造物整備課］

［ｄ］史跡整備における計画の重要性～計画策定の視点と意義～ …… 108
入佐友一郎［福岡県教育庁文化財保護課］

［ｅ］実行力のある計画 …… 114
植野　健治［平戸市文化観光部文化交流課］

［ｆ］遺産と計画との間 …… 118
平澤　　毅［奈良文化財研究所文化遺産部］

コラム　学校教育と文化財―史跡首羅山遺跡（福岡県久山町）の取組― …… 130
江上　智恵［久山町教育委員会教育課］

Ⅲ．資料

平成25年度遺跡整備・景観合同研究集会の開催成果について（平澤毅・中島義晴） …… 132
１．開催概要 …… 134
２．参加者・事務局名簿 …… 135
３．平成25年度遺跡整備・景観合同研究集会　開催状況 …… 136
４．記録（趣旨説明，展覧会紹介，講演・報告の要約，総合討論） …… 137

コラム　荘園遺跡と文化的景観―パネル展開催から考えたこと― …… 147
東原　直明［泉佐野市教育委員会教育総務課］

＊遺跡整備研究室・景観研究室　研究集会開催実績／報告等（2007～2014） …… 181

Summary Records of the Symposium / Table of Contents …… 184

凡　例

1　本書は、平成26年（2014）1月24日（金）及び25日（土）に、平城宮跡資料館講堂において開催した「遺跡整備・景観合同研究集会『計画の意義と方法　～計画は何のために策定し、どのように実施するのか？～』」（以下、「合同研究集会」という。）の成果を取りまとめた報告書である。

2　「合同研究集会」は、「遺跡等の保存管理・整備等に関する調査研究」及び「文化的景観及びその保護に関する調査研究」の一環として、奈良文化財研究所の文化遺産部遺跡整備研究室及び景観研究室が企画・主催し、林良彦（文化遺産部長／遺跡整備研究室長）・平澤毅（景観研究室長）・中島義晴（文化遺産部主任研究員）が担当した。参加者は、地方公共団体職員・研究者・実務者のほか、遺跡等保護の関係者など、約150名であった。

3　本書において、研究報告については平成26年度に執筆等を依頼したものである。なお、開催記録に該当する部分の所属等については「研究集会」開催当時とした。

4　本書は、「Ⅰ. 研究報告Ａ」、「Ⅱ. 研究報告Ｂ」、「Ⅲ. 資料」の３部構成とした。

5　「Ⅰ. 研究報告Ａ」では、講演・報告者によって「研究集会」における検討成果を踏まえつつ取り纏められた論考７編とともに、「研究集会」開催時に使われたプレゼンテーション画像の一部を収録し、「Ⅱ. 研究報告Ｂ」では、「研究集会」の主題に関連する新たな論考６編を収録した。

6　「Ⅲ. 資料」では、「研究集会」開催の記録として、開催概要、参加者名簿のほか、「趣旨説明（1月24日）」、「講演・報告の総括（1月25日）」、「総合討論（1月25日）」の記録を掲載した。なお、討論等の記録については、録音から音声起こししたものを参照しながら、平澤毅がまとめ、各発言者の校閲を経たものである。各発言における言い回し等については、その趣旨の変更を伴わない範囲で修正を加えた部分がある。このうち、「総合討論」については、報告書の取りまとめに当たり、質問者の一部に対し、討論の記録draftを送付して、新たに示されたコメント等を付記するなどしたほか、関連する余録３編をご寄稿いただいた。また、p.144の「フジ三太郎」については、株式会社朝日新聞社から許諾を受けて掲載した（2014年6月9日付け承諾書番号14-0644）。

7　巻末には、英文で、「合同研究集会」の摘要及び本書の目次を付した。

8　「凡例」及び「開催成果について」（Ⅲ. 資料）の英訳については、株式会社コングレの協力を得た。

9　本書の編集は平澤毅が行った。

Ⅰ．研究報告　A

Ⅰ. Study Reports A

地域振興と文化遺産に関するプロジェクトの計画と実践

Planning and Implementation of a Project: JICA's approach toward Regional Development and Cultural Property Protection

大石　健介（独立行政法人国際協力機構［JICA］ナイジェリア事務所）　OHISHI, Kensuke
（Japan International Cooperation Agency [JICA], Nigeria Office）

1．はじめに

独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）というと、青年海外協力隊でイメージされるような途上国のコミュニティでの支援（井戸や学校、病院等の建設）や、大規模なインフラ整備が第一に思い浮かばれ、文化財保護を実施しているというと驚かれるケースが多い。しかし、JICAは、数は少ないながらも地域振興と文化遺産に関するプロジェクトも実施している。本稿では、そうしたJICAの地域振興・文化財の保護への取組について、そのアプローチの一例を述べたい。以降、第２節においてJICAにおける文化遺産のアプローチの概論（枠組み）を提示したのち、第３節・第４節において、ヨルダンにおける博物館建設やエジプトにおける保存修復センターの事例を通じ、JICAが地域振興と文化財の保護にどのように取り組んでいるか、今回のテーマである「計画と実践」を踏まえながら紹介したい。

2．地域振興・文化財の保護とJICAの取組

JICAの文化遺産へのアプローチは、「文化遺産を核にした持続可能な地域開発の実現」を最大のテーマとしている。このアプローチは、次の２点を両輪としている。

第一は、観光振興支援である。JICAは、国際協力機構法の第３条に「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、（中略）もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。」とあるとおり、経済及び社会の開発がその業務の中心となる。本文脈での経済・社会開発は広い意味を持っており、保健や教育、農村開発、地方行政といった分野も含まれる。こうした幅広い概念をもつ経済社会開発の中において、文化遺産の分野で一番近いのは観光分野である。観光開発や地域開発を通じて、現地の開発や貧困削減に資するのが目的である。この分野の具体的な支援内容としては、観光マスタープランの策定や、観光機関への能力強化支援、観光振興のための官民連携推進、地域資源を活かした観光開発などが挙げられる。

第二は、文化財保護である。外務省によれば、「開発途上国では、経済・社会の発展とともに、その国の固有の文化の維持・振興に対する関心が高まる傾向があり、多くの国で経済・社会インフラ整備だけでなく文化の側面も含めた国造りの努力がなされて[註)]」おり、「こうした各国の努力に対する支援を通じて、わが国とこれら諸国の相互理解及び友好親善を深めるため[註)]」政府開発援助（ODA）の一環として文化に対する協力が行われている。この目的に資するため、JICAでは、たとえば博物館の建設そのものに加え、遺跡の調査・保存・修復や

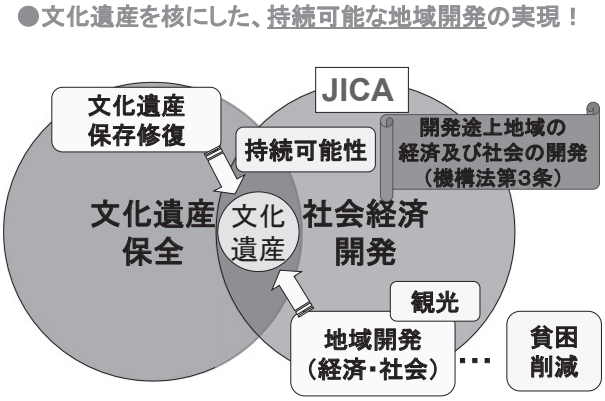

図１．JICA の文化遺産へのアプローチ

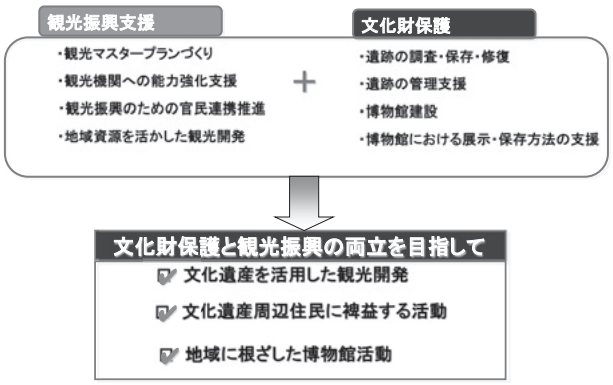

図２．文化遺産と JICA 事業の関わり

その管理の支援、博物館等における展示や保存方法の支援などを行っている。

JICAにおける文化遺産関連のプロジェクトは、これら２点を軸に文化財保護と観光振興の両立を目指すものである。単に観光開発や文化遺産の保全を行うだけではなく、この２つの要素を有機的に活かし、地域に根ざした博物館の活用や文化遺産がある町の周辺住民への裨益も充分に考慮に入れた案件を実施している（図１，図２）。

３．文化遺産に対するアプローチの事例（１）
－ヨルダン国「ペトラ博物館整備計画」－

（１）案件の背景と目的

ヨルダンには、観光資源としてローマ時代、十字軍、オスマン時代などの文化遺産が豊富に存在しているだけでなく、死海をはじめとする固有の自然景観にも恵まれている。そうしたヨルダンにおける観光業は、GDPの約13％（2013年予想値、ヨルダン観光・考古局省）を占め、構造的な貿易赤字を抱える同国にとって外貨獲得のための主要産業となっている。また、労働者全体の失業率が12.2％（2012年、ヨルダン政府統計局、以下同）である同国において、ヨルダン国内の失業者の内約半数を占める若年層（24歳以下）の雇用の受け皿として成長が期待されている。

ペトラは、そうしたヨルダンが誇る世界遺産のひとつであり、同国への年間観光客数約825万人（2012年）のうち約63万人（2012年）が訪れる最大の観光地のひとつである。しかし、同地は遺跡観光が中心であり、遺跡以外に観光客をひきつける観光地、商業施設等の整備が不十分であるため、多くの観光客はペトラにおける滞在時間が非常に短い。そのため、観光業による経済効果を地元地域に裨益させるためには、魅力的な集客地点の整備が課題となっている。また、ペトラはナバタイ人の残した遺物（文化財）が数多く出土しているが、遺物の保存・展示については適切に管理されているとは言い難い状態であり、改善が求められている。こうした状況に鑑み、ヨルダン政府は日本に対しペトラ博物館の建設について要請を発出した。

本要請を踏まえ、JICAは2012年度より「ペトラ遺跡入口隣接地における博物館整備により、歴史的文化遺産の展示及び遺跡の保存の重要性に関する情報提供の機能強化を図り、同地域の観光資源として魅力のある観光産業の振興と発展、及び雇用機会の創出によること」を目的とし、本プロジェクトを開始した。

（２）案件の進捗

2012年８月以降、４回にわたる予備調査と概略設計調査を行い、博物館の施設・設備・機材・運営維持管理体制などについてヨルダン側との協議を重ねた。その後、2014年１月の閣議を踏まえ、本案件は正式に日本の無償資金協力（一般文化無償）事業として実施されることとなった。各調査の概要やスケジュールは次のとおりである。

案件の進捗（スケジュール）

- 2011年8月　ヨルダン国より要請（2010年度の修正版）
- 2012年6月下旬　外務省案件採択（年央採択）及びJICAに対する調査実施指示

- 2012年8月　**第一次現地調査**（要請内容・実施体制・展示計画等の確認）
- 2012年10月　**第二次現地調査**（展示計画及び建設サイトの確保状況の確認）
- 2013年6月　**第三次現地調査**（遺跡のバッファーゾーン＆土地問題の確認）
- 2013年9月　**第四次現地調査**（概略設計＝博物館の施設、設備、機材、運営維持管理体制等に関する調査：調査期間は約4ヶ月間）
  ＆初期遺跡影響評価の実施

- 2014年1月　**ドラフト・レポート説明**（概略設計結果の説明と合意取得）
- 2014年2月　**閣議請議**及び**両国政府による交換公文(3月)**（Exchange of Notes: E/N）
  （E/N後に無償資金協力本体事業の開始となる。工期：2年以内）

（３）東京文化財研究所との協力

案件開始当初より、本プロジェクトの課題（成否の鍵）として、次の３点を考えていた。第１点は、博物館が世界中から観光客が訪れる世界遺産であるペトラの中核となるものであり、日本とヨルダンの友好のシンボルとなる施設であるということである。そのため、質の高いものを作ることが求められている。第２点はペトラ遺跡群の圧倒的な存在感に対し、展示可能な遺物が絶対的に不足していることである。単なる「遺物」であれば、遺跡内に無尽にあるものの、展示可能なレベルのものがそこまで多くないことがペトラの特徴である。そのため、「誰を対象に何を見せ、どうやってインパクトを出すのか」という問題が常にある。第３点は、実施機関であるペトラ開発観光局の実施体制と脆弱な展示計画である。人材不足や経験不足などの理由から、展示計画づくりにおいても日本の支援が必要とされた。そのため、どのような展示計画を策定し、ヨルダン側を支援していくかが課題となっていた。加え、JICAのみでは博物館支援や展示計画の経験数が少なく、これらの問題に対応することが難しかった。そのため、JICAとの連携協定に基づき、案件開始当初より独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所（東文研）と協力しながら本件を進めていくこととなった。

具体的には、2012年８月から2013年９月までのプロジェクトの初期段階（企画構想段階）においては、当該国・地域に知見のある人材の紹介・調査参団の内諾取得や、展示計画の検討支援・アドバイスが中心に行われた。また、2013年９月以降2014年初頭の概略設計段階（設計・積算段階）においては、前述の人材紹介や展示

計画支援に加え、現地調査を通じて判明した展示計画に関連する考古学上の諸課題に対する支援や、博物館の設計（特に動線や展示方法・そのための機材等）に関するアドバイスも行われた。

（4）「ペトラ博物館整備計画」における計画と実践

本案件は「ペトラ博物館整備計画」というプロジェクト名が示すように、案件自体が博物館を「計画」するプロセスそのものであった。上述のように、東文研と共同しながら博物館の概略を作り上げていった。しかし、その計画を並行して「実践」する過程においては、当初の想定通りではないことも多く発生した。たとえば、博物館の建設が周辺環境（特に景観、埋蔵文化財、遺跡入口周辺の交通流）への影響を調べるため、急遽「初期遺跡影響評価」を行いUNESCOにレポートを提出するという課題が発生したり、ヨルダン側において博物館建設予定地の一部の所有権が直前の段階までペトラ開発観光局に渡らずに一部設計に遅れが出たりしたことがあった。それらの予期せぬ課題に対し、常に当初計画を修正・変更しながらプロジェクトは進められていった。

2014年11月現在、ヨルダン側において博物館建設に必要な資機材の調達を行っており、建設の準備を進めている。また、単に博物館を建設するだけではなく、ペトラ観光開発局への技術移転や、周辺住民への裨益（観光開発の側面）も兼ね備えた技術協力を並走させる予定である。その意味で、本案件は文化財保護（無償資金協力による博物館建設）と観光開発（技術協力）の相乗効果を狙っている。

他方、こうした文化財保護関係の案件において、その最初期から文化財関係機関と共同しながら案件を進めていくことは今回が初めての（試行的な）取組であったため、反省点や改善点も見られた。今後はこれらを踏まえ、どのような協力のあり方が双方にとって望ましいのか、教訓として残していきたい。また、開発と文化財保護の接点と相互に配慮すべき事項の整理も必要であろう。多数の関係者が関わるなか、ヨルダン側、開発関係者（外務省、JICA）、文化財関係者の全てが満足し得る最大公約数的な点にどうやって落としていくか、引き続き案件の「実践」を通しながら試行錯誤が行われている。

4．文化遺産に対するアプローチの事例（2）
－エジプト国「大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト」－

（1）案件の背景と目的

日本のエジプトに対する我が国援助の基本方針では開発課題「輸出振興・産業育成」を規定しており、その下に協力プログラム「観光開発支援」を展開している。プログラムの方向性として、「エジプトにおいては、観光セクターは主要な外貨獲得源であり、雇用創出の面でも比較優位が高いことから（中略）エジプトの観光振興に資する支援を実施する。」を挙げている。

本件のベースとなっているのは、2006年５月に借款供与が決定した有償資金協力（円借款）事業の「大エジプト博物館（Grand Egyptian Museum：GEM）建設計画」である。本プロジェクトは、円借款で建設される同博物館の保存・修復部門である「保存修復センター（Grand Egyptian Museum – Conservation Center：GEM-CC）」に対する技術協力として2007年に採択された。現在は、2011年７月から５年間の第２フェーズの期間である。

このGEM-CCは、GEM附属の保存修復施設として、第一義的にGEMに収蔵予定の遺物の受け入れ、登録、開梱、殺虫処理（燻蒸）、収蔵・管理、収蔵庫や修復ラボ等の環境管理、GEMの展示支援、遺物のドキュメンテーション、各種遺物の修復処置などの保存修復全般に関わる活動を中心的に担っている。また、GEM-CCは、所属する保存修復家、保存科学者、収蔵庫管理者等の育成という重要な課題ももっている。将来的にはエジプト国内外における保存修復分野の人材育成のセンターへとその役割を展開していくことも想定しているものである。

本GEM-CCプロジェクトは、「GEM-CCが自立的に運営され、国際的に認められる水準の、総合的な保存修復・研究機関として機能するようになる」というプロジェクト目標を達成するために、「GEM-CCの組織運営方針が確立される」、「GEM-CCスタッフの保存修復に関する知識および技術が向上する」、「収蔵品データベース構築のための体制が整備される」の３点を成果として掲げている。このうち、プロジェクトの前半では特に予防保存分野（労働安全衛生、総合的有害生物管理（IPM）、殺虫処理、微生物管理、収蔵品管理（所内移動・梱包含む）等）、保存修復分野（Documentation、彩色文化財、染織品、木材等）、保存科学分野（保存修復科学、保存科学概論、博物館環境科学、保存科学試験法、文化財の診断技術・分析法等）、遺物データベース構築支援の４分野において本邦・現地にて多くの研修を実施してきた。このプロジェクトでは、現地での活動や研修を支援・実施するため、これまでに延べ100人以上の長期・短期専門家（日本の文化財保護関係者）を派遣している。

（2）GEM-CCにおける計画と実践

本プロジェクトは、GEM-CCへの単体の支援ではなく、常にその「大元」となるGEMの工事進捗状況を

見据える必要がある。そのため、本技術協力が採択された2007年の段階から、2015年までを見越した「GEM-CCの保存修復人材研修計画」のドラフトを作成した。GEMの開館までに、膨大な数の遺物を保存・修復する力をつける必要があるため、案件開始当初より戦略的な研修計画を策定することが不可欠であった。プロジェクトの開始時に長期的な視野で案件の大きな絵姿を「計画」していたのである。

その後の「実践」段階では、本研修計画を根本にしつつ、現地のニーズや案件の進捗に応じ年度ごとに各研修内容を見直している。エジプトでは、2011年の「アラブの春」や2013年夏の政情不安などの不可抗力により、プロジェクトがいったん中断してしまうことも少なくない。また、GEMの工事が本格化し、GEMに展示予定の文化財が、保存修復のために既存のカイロ博物館からGEM-CCに運び込まれる数も増えてきている。そうした「実践」段階の課題への柔軟に対応することが、本案件の鍵になっている。上述のような多岐にわたる分野へのエジプト側のニーズや、数多くの長・短期専門家との調整、GEMの開館などの四囲の状況もふまえ、現地側・日本側の双方が納得する最適解を模索しながらプロジェクトは進んでいる。そして、こうしたGEM-CCにおける適切な文化財保護が、開館後のGEMに活き、エジプトの観光開発に総合的に貢献すると考えている。

5．まとめ

以上、ペトラ博物館とGEM-CCの事例を基にJICAの文化財保護案件への取組を紹介した。上述のように、JICAの文化遺産へのアプローチは観光（地域）開発と文化遺産の保護を両輪にプロジェクトを実施している。

「計画」段階においては、プロジェクト全期間をカバーする研修計画の策定をしたり（GEM-CC）、案件開始当初より文化財保護関係者と共同してプロジェクトを実施にあたったりする（ペトラ）など、出来る限りのプロジェクトがスムーズに行えるような工夫している。一方の「実践」段階では、その事前の「計画」に則りプロジェクトを進めていくものの、当初予期し得なかった事態についても柔軟に対応し、場合によっては当初計画を変更・修正せざるを得ない。特に関係者の多いこれらの案件においては、被援助国のみならず日本側も足並みをそろえることが重要であろう。

最後に、ODA（特に技術協力）でこれらの文化財保護の側面をもつプロジェクトを実施する際のポイントを列挙したい。

①日本のその国に対するODA方針と合致するか？
②その文化遺産を保護することで、地域住民にはどのような裨益があるのか？
③地域住民は相手国政府がやろうとしていることを理解しているか？
④地域住民が参加する機会は確保されるか？
⑤相手国側が本当に技術協力を必要としているか？
⑥相手国側の実施体制は継続的に維持され得るか？
⑦目的が研究に偏っていないか？
⑧日本の協力で何ができるのか？
⑨その文化遺産を支援している他の国・研究機関など、うまく連携・業務分担できるか？
⑩プロジェクトの目的や到達目標が明確か？成果がイメージできるか？　それらが指標や数値として設定可能か？

これらのポイントの根底にあるのは、持続可能な開発への協力というJICAの根本的なスタンスであり、日本の知見を活用しつつも開発途上国のオーナーシップを尊重する点を忘れないという姿勢である。文化遺産保全と観光開発を両立させながら貧困削減に資するべく、入念な事前計画と実践時の柔軟に対応する姿勢をもって、今後もJICA事業を進めていきたい。

【註】

外務省「外交政策：広報文化外交－文化に関する無償資金協力－」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/index.html）［2014年12月21日に確認参照］

Abstract: The purpose of this short essay is to introduce an approach to a JICA's project about cultural property protection, utilizing the examples of Petra Museum (Jordan) and Conservation Centre of Grand Egyptian Museum (Egypt). JICA considers that it is essential to support tourism (regional development and protection of cultural properties. From the viewpoint of planning and practice, as for the project of "Construction of the Petra Museum" (Jordan), JICA has been cooperating with National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo from the beginning stage of the project. The collaboration with the institution helps JICA formulate properly project design. Although there are many changes and modifications from the first plan, it is important to coordinate and negotiate with concerned parties appropriately. Regarding to the "Grand Egyptian Museum – Conservation Centre Project" Egypt), JICA had prepared a draft training schedule and syllabus covered whole period of the project (2009-2015). This training syllabus has been the fundamental material of the project since the beginning stage of project, and annual training plan is determined and modified based on the contents of the material. During project implementation period, an original plan is inclined to change with the progress. In any case, a JICA's project has many persons involved. Although it is difficult, we continue to try to make a full effort which is acceptable to all concerned in each project.

個別計画から総合計画へ

From Each Planning to Comprehensive Planning

池邊　このみ（千葉大学大学院園芸学研究科）　IKEBE, Konomi
（Graduate School of Horticalture, Chiba University）

1．はじめに

景観法制定から10年、文化財行政では、「文化的景観」、「世界遺産」、「イーハトーブの風景地」や「ピリカノカ」などの新しい概念での名勝指定、イコモスの考え方や評価の理解などの、まさに怒涛の時代であったと思う。第三専門調査会の議論に参加する機会が少なくなかった筆者にとっては、そう思われる。当時、文化的景観の概念も文化庁担当者間での意見がわれており、ましてや農水や地域との調整は困難を極めたものと思われる。

しかし、一方、いまだ、地方行政団体の文化財を扱う部門が、県庁レベルでさえ、その動きについていけてないことに、非常に問題を感じる。また、地域再生や活性化にも使える文化財という資産をうまく使うという意識になっていないことに、非常に問題意識を感じる。従来の教育委員会以外の部局が文化財を所管するようになっても、依然として、治外法権のようになっている地方行政団体がほとんどである。

国土交通省では、景観は、都市局の公園緑地・景観課が所管しているが、地方行政団体では、都市計画課が主となり、それを推進している。いまこそ、文化行政は開かれた行政となり、景観計画や農業政策、産業課などとの協同を強めることが必要である。今年になって一層、規制ばかりの文化財行政から、攻めの活用文化行政にかわろうとしている。しかし、すぐに予算がつくとか増えるとかを期待できるわけでもない。文化財が、まちの地域活性化の大きな梃になることを市民に見せ、文化財を守り継承することが地域の持続性を高めること示すことが必要である。

伝統文化課で指導されたモデル事業以降、「歴史文化基本構想」も、少しずつではあるが策定市町村の数も増えてきた。歴史文化基本構想は「マスタープラン」と謳い、指定未指定、有形無形を問わず、「関連文化財群」として、広くその構成要素を含めていること、また、子供にも分かりやすいストーリー性で歴史やまちと文化財を語っていることに、非常に意義がある。しかしながら、この事業が、文化庁内部での縦割り、また、国交省と共管している歴史まちづくり行政との連携がとれていないことは、せっかくの計画を絵に描いた餅にしていることであり、これを実現していく体制づくりこそが、これからの大きな課題である。

文化財行政の中に、「計画論」をきちっと位置づけないかぎり、景観計画はおろか市町村の総合計画にすら盛り込むことはできない。とくに、市町村の担当者が、文化財における計画とは何かをきちんと把握し、計画論を確立、共有し、他部門や県や市町村への調整や、景観行政を取り扱う行政団体や市民へ、その必要性と方策を伝えるべきと考える。

以下は、小浜市の「歴史文化基本構想」の前文の引用である。まさに、このことがこの論考の課題である。

『……〔前略〕……しかしながら、「文化財」といえば何か「硬い」響きで、私たちの暮らしと別世界のように感じていたのではないでしょうか？　その要因の一つは、従来は文化財指定や管理などが国指定であったことと、個々の文化財の保存活用にとどまっていて、地域全体で文化財の保存や活用の計画を持たなかったことにあります。……〔中略〕……要は、「自分たちで自分たちのまちやむらの歴史文化を活かしたまちづくりの構想を創ろう！」ということです。それも、絵に描いた餅ではなく、実現に向けたアクションプランとして……ということです。』（『小浜市歴史文化基本構想』より）

2．文化財関連における計画とは何か

文化財保護行政における計画のプリミティブなものは、いわゆる史跡等の保存管理計画である。これらの計画の多くは、指定当時ないしは、昭和50年代頃に策定されたものであり、指定当時の本質的価値を守るべく作成されたもので、その約８割は指定地域内で事物について保全管理上の課題等を述べるのに留まっている。近年になって、保存管理計画に加えて整備計画が策定されているところもあるが、その事例はまだ少なく、また事業計画に事業費の裏付けや、整備を行うにあたって調整の必要な関連各課との調整もとれないまま策定されているものも多くある。

文化的景観の保存に関する計画（文化的景観保存計画）においては、「生業」と「景観」という両方の側面から、都市計画や土地利用計画で用いられてきた規制誘導の手法が計画の主流となっているが、規制誘導はいわば守りの計画でもあり、また、文化的景観という広がりを前提とした範囲としての領域や、文化的景観のサステナビリティを考えた時の生業そのものの継続性などを鑑みるに、計画としてのリアリティがはなはだ薄いことが明確である。とくに生業を対象とする場合には、生業を継続していく仕組みが必要である。文化的景観は、棚田がその代表であり、棚田オーナー制度で、維持している市町村は多いがいつまでもそれでよいのか、また、それ以外の生業の担い手問題も大きい。そのような背景を踏まえ、ここでは、文化的景観の計画のあり方を、歴史文化基本構想等を踏まえつつ、論じることとしたい。

３．日本における間違った計画の認識と文化財行政における計画の現状

日本における「計画」とは、文化財に関わらず都市計画や環境を含めたすべての現行計画において、単なる目標でしかないとしても過言ではない。だから、５か年計画や目標年次を決めても進捗が少ない。理想論だけを掲げたものは‘Planning’とはいわない。また、‘Planning’には‘Vision’も必要である。この‘Vision’がないから、市民は、計画の必要性も意義も、理解することができない。また、まちぐるみでそれを進めていこうとする機運をもつことができない。

各県の文化財行政に携わる行政はもとより、文化行政に携わる学識経験者でさえ、従来の保存管理計画レベルが文化財においては、「計画」であると思っている方も少なくない。いやわかってはいるが、実践の体制等に鑑みると実行を伴い計画を策定しても仕方ない、もしくは、策定セクションに負担をかけてもいけないという配慮からかもしれない。

確かに教育委員会ですべての文化財行政を行ってきた時代は、半ば庁内でも教育委員会は治外法権であった。また、保存管理計画も、学芸員や純粋に植物や岩石、地形等の教育に資する人材に計画策定を課してきた。教育委員会の担当者にしても埋蔵文化財等を専門とし、いきなり史跡や名勝の保存管理計画策定や、庁内調整までというのは無理なことである。そもそも、「計画」という言葉さえ、日常語ではないセクションであり、文化行政は長い間、まちや市民と隔絶されてきた傾向にあった。また、その間を埋めるべきコンサルタントという業態も、業務委託費の他省庁と比較して相対的な額の低さや、都市計画系や環境系の業務に比して専門家の少なさ等の要因から育ちにくい状態にあり、人材や専門家育成という視点がなかったといえる。こうした中で、実効性のある計画策定のためには、以下の５つの視点が必要であるといえよう。

・治外法権からの脱出
・守りの計画から攻めの計画へ
・各種の関連計画の動向を踏まえた連携体制の確立
・地方自治体のサステナビリティ強化のための資産としての文化財　→　総合計画への位置づけ
・文化財行政を推進するための人材育成、資金獲得

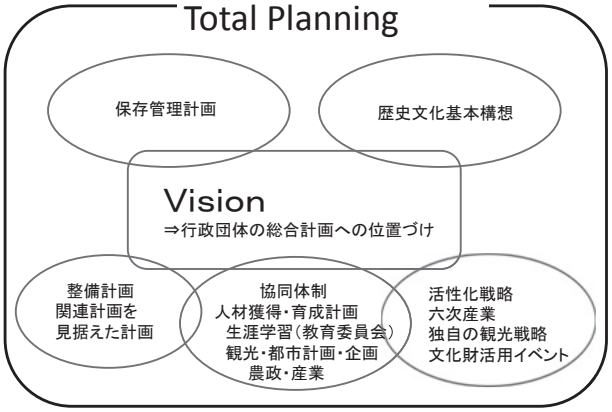

図－１　個別計画と総合計画

最近では、世界遺産、伝統的建築物群の街並みに加え、歴史的風致維持向上計画が導入されてきた。近年においては、伝建地区以外でもまちづくりや、都市計画、農政、あるいは河川、道路等のセクションとの協同も増えた。しかし、一方でこの種の文化財行政は、景観を中心とした「規制誘導」に計画の主眼を置いたものにもなっている。文化的景観はいうまでもなく、「基盤的な生活または生業」というところに文化財としての本質的価値を置いている。西村は、2009 年２月に開催された文化的景観研究集会の報告書論考[1)]において「第一次産業が織りなす長年の農業の、慣行の中で安定した風景を形成している」とし、「第一次産業が生み出している景観は、大方の場合、その内部で景観管理のシステムが完結している」としている。しかし、伝統的建築物群などに比して、生業されている農業的景観が地方行政団体の農業政策等のおける将来計画、市町村の総合計画等と整合性が取られているとはいえない。農業の中では、当初文化的景観がいわれた時に「景観で飯が食えない」とよくいわれた。しかし、一方で棚田ブランドなどを確立して文化的景観指定される前以上の生産額や、集客をもたらしているところもある。また、「文化的景観」という当

初は意味さえもわからなかったものを通じて、コミュニティが再び結束し、新たな産物や、農家民泊の仕組みをつくったり、都市と共同して子供達の農業体験などをしたりと、多様な転換をしているところも少なくない。要は、「文化的景観」というものを、どう地方行政団体の戦略におりこむことができるかによって、大きく差がでてきている。

一部の重要文化的景観選定地域においては、「景観農業振興地域整備計画」が定められているところもあるが、その他の地域における後継者問題を含む担保性は極めて低く、文化的景観保存計画において生業の継続のための計画が明確に記述され、実行されている、あるいは、市の上位計画や関連各課の計画に位置づけられている事例は少ない。文化財として選定されてしまったから、後継者が少ないとさえ思っている農業関係さえいる。そうではなく、使えるツールであるということ、重要文化的景観に選定されていることがブランド力であり、持続可能性があり、若い後継者がやる気にさえなれば、多様なことができる潜在ポテンシャルのあるものであるという意識を、行政が説明できなくてはいけない。

関連の事業事例集というのは、極めて文化庁的ではないかもしれないが、重要文化的景観の選定地で行われている多様なイベント、関連各課との協同、地元住民の組織、都市民との交流、「六次産業」ともいうべき棚田ブランドなどから派生した新たな製品や土産物などの成功事例を集め、これからの地域に示すことも、末端まで含めた文化財行政のこれからの義務と責任でもあり、それによって保存と活用が推進されることは間違いがない。

4．関連計画と関係性

（1）世界農業遺産（Globally Important Agricultural Heritage Systems:GIAHS）と文化的景観

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世紀にもわたり発達し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ、世界的に重要な地域を次世代へ継承することを目的として、2002年に国連食糧農業機関（FAO，本部：イタリア・ローマ）が創設した制度であり、以下の４点を目的としている。

- 食料安全保障と人間の福利を確保しながら、農民がこれまでに築いたシステムと生物多様性を育み、適応させる
- 生物多様性と伝統的な知識をもとの場所で保護するのと同時に、保護的な政府政策やインセンティブを支援する
- 食料への権利、文化的な多様性、地元コミュニティや土着の人々の成果を認識する
- 天然資源の管理のため、遺伝資源をもとの場所で保護するという考え方に、関連する伝統知識や地元の慣例を統合していくというアプローチが必要であることを明確にする。これは、物理的変化また社会・経済環境の変化に対し、継続的に適応していくための方法として、農業システムの社会・環境的な復元力及び共進化バランスを強化することによって行われる

創設の背景には、近代農業の行き過ぎた生産性への偏重が、世界各地で森林破壊や水質汚染等の環境問題を引き起こし、さらには地域固有の文化や景観、生物多様性などの消失を招いてきたことが挙げられ、世界農業遺産の目的は、近代化の中で失われつつあるその土地の環境を生かした伝統的な農業・農法、生物多様性が守られた土地利用、農村文化・農村景観などを「地域システム」として一体的に維持保全し、次世代へ継承していくこととされている。

UNESCO（ユネスコ）が推進する世界遺産が、遺跡や歴史的建造物、自然など「不動産」を対象としているのに対して、世界農業遺産は、地域の「システム」を認定することで保全につなげていくことを目指しているとされている。これは、文化財行政でも学ぶべきことである。史跡、名勝、天然記念物、建造物、どれをとっても、原状そのものを保存することにしか目が向いてこなかった。維持管理もいわゆるハードだけである。日本建築や日本庭園が、人の手で日々手が入れられてこそ、現在まで命ながらえてきた。また、修復などの技術も日本では手が薄い。大学にも専門部門がほとんどなく、国宝のようなものであれば予算つくが、国レベル県レベルの指定物件でさえ、修復や維持管理運営にその予算はとどかないのが現状である。

世界農業遺産の認定地域は2013 年５月末現在で25 サイトとなっており、日本では、「能登の里山里海」（石川県能登半島、2011 年６月）、「トキと共生する佐渡の里山」（新潟県佐渡市、2011 年６月）、「静岡の茶草場農法」（静岡県、2013 年５月）、「阿蘇の草原の維持と持続的農業」（熊本県、2013 年５月）、「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」（大分県、2013 年５月）が認定されており、いずれも伝統農法や景観、生物多様性等が価値として評価されているが、認定に伴う国やFAOの資金的な援助はなく、地域のブランド化や観光集客への効果に留まっているのが現状である。

現在、年間41,400 人（2012 年現在）が訪れる「姨捨

の棚田」が、2015 年の委員会での認定に向けて準備をしているが、千曲市においても農業の継続が難しく、文化的景観や世界農業遺産の認定は、生業として農業というよりは棚田オーナ―制度などを含む観光的目的となっている傾向にある。

（2）歴史文化基本構想と文化的景観、そして……

一次産業以外の文化的景観の場合も事態は深刻である金沢の文化的景観の要素とされている「漆工，金工，陶芸等の生業に基づく伝統工芸等の店舗が独特の界隈を生み出す貴重な文化的景観』などの継続等も非常に難しい。

金沢の文化的景観認定のおける審議会では、認定にあたって厳しい議論がなされたのを覚えている。都市におけるこのような要素を文化的景観とした場合、このような伝統的技術が生業ではなく、単にそれらを売る観光的店舗となった場合でも文化的景観として認めるのかという質問がでたからである。それに対して当時の文化的景観の審議会長は、「生業でなくなれば将来的に文化的景観としての認定を外すこともあり得る」と回答している。

伝統技術や芸能、民俗の関係では、平成19 年（2007）文化審議会文化財分科会において、「歴史文化基本構想」が提唱され、24 年（2012）に策定技術指針[2)]が示され、20のモデル市町村が歴史文化基本構想を策定している[3)]。ここでは、いわゆる指定文化財以外の文化的資産を「関連文化財群」として定義して把握し、保全していくことや、それに必要な地域を「歴史文化保存活用区域」として指定することや、保存活用（管理）計画の考え方や体制整備を示している。しかしながら、地方自治体の総合計画への位置づけや、地域のサステナビリティを多面的な側面から支援する戦略とはなっていないのが実情である。特に無形文化財や、有形文化財であっても、装束や道具、山車等、いわゆる構成要素に対する補助がほとんどなく、また、その技術も途絶えつつある。祭りを伝承しようとすれば、その祭りをなりたたせている多様な構成要素の技術や歌、囃子などを含めた包括的な保護活用の手立てが必要である。

最後に、被災地に携わっているものとして民話の重要性を問いたい。日本は、いわゆる民族というアイデンティティを失わせてしまった国である。また、参勤交代などにより、国のアイデンティティさえも失ってきた歴史がある。被災地でもようやくたすかった民話集などがあるが、それを伝える地名や地形や伝承物そのものがなくなってきている。現在、私は、被災地での年中行事などを学生と共に調査をしているが、陸前高田市などでは、「おしらさまあそばせ」をはじめ、年間の非常に多くの行事があり、また、集落により異なる。なぜなら、地質時代からの歴史をもつ陸前高田では、中世からの歴史を持つ集落や、近代からの歴史しかない集落まで多様な集落があるからである。仮設、高台移転などを通じて、年中行事や民話は、ほぼ失われると想定される。そういうものを含めた、生活文化ことが文化財の基礎である。

文化財の計画は、長い間「守りの計画」でしかなかったが、今後は、地域の生き残りの戦略的政策や、それを実現する事業として予算的な裏付けをもった計画として、関連各課との連携を行っていくべきである。

計画について考えるとき、将来的な目的とそれを実現する具体的手法であることをあらためて認識し、「攻めの計画」へ変革を求めるべきである。

【註】

1）西村幸夫（2009）：文化的景観と都市保全学；奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編『文化的景観研究集会（第１回）報告書　文化的景観とは何か？　―その輪郭と多様性をめぐって―』，奈良文化財研究所研究報告，第１冊，p.p.5-10

2）文化庁文化財部（2012）：「歴史文化基本構想」策定技術指針；平成24年２月
http://www.bunka.go.jp/bunkazai/rekishibunka/pdf/guideline.pdf

3）註２）のほか、歴史文化基本構想に関する諸事項については、文化庁HPの以下のページを参照。
http://www.bunka.go.jp/bunkazai/rekishibunka/index.html

4）FAO世界農業遺産　http://www.fao.org/giahs/en

5）農林水産省　世界農業遺産サイト　http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1109/spe1_01.html

Abstract: “A plan” in Japan is not a plan regardless of cultural assets and is not exaggeration even if it is said that it is only an aim. The reason is because it is a vision and a plan without a strategy. Therefore there is little progress even if I decide a Five-Year Plan and aim annual. “Planning” is not the thing which advocated only idealism. “Vision” is necessary for “Planning” by all means. When this vision is not shared, I cannot have the mood which is going to stimulate it jointly including administration, a citizen, the NPO. For the plan development with the effect, it may be said that five points of following viewpoints are necessary.

・Escape from extraterritoriality
・From a plan of the defense to a plan to make use of
・Establishment of the cooperation system on the basis of the trend of various related plans
・Positioning to cultural assets→general plan as assets for reinforcement of the sustainability of the local government
・Personnel training to promote cultural assets administration, fund acquisition

The plan of cultural assets “was only a plan of the defense for a long time,” but should perform the cooperation with each associated section as the plan that had proof budgetary as business to realize strategic policy and it of the local survivor in future. I recognize that it is concrete technique to realize future purpose and it with the plan some other time and should demand a change from “a plan to utilize”.

景観価値の保全と計画

Concept of Conservation and Planning of Landscape Values

小浦　久子（大阪大学大学院工学研究科）　KOURA, Hisako
（Graduate School of Engineering, Osaka University）

1．はじめに

文化的景観は、人々の営みとその地域の風土との相互作用から形成されるものであるとするならば、その保全には、生活や生業が時代とともに移り変わるなかで、現在の変化とともに将来の変動にも応じつつ、営みと地域環境の関係を継承しつつ展開させていくことが求められる。このように考えると、文化的景観の保全とは、ただ重要な構成要素（資産）の保存ということが目的となるのではなく、この営みと地域環境の関係性に保全すべき本質的な価値（オーセンティシティ）を見いだすところから始まる[1)]。

人々は、それぞれの時代の技術を用い生活の必要に応じて、地域の風土との折り合い方を進化させてきた。ある意味で、人々の営みがあるところの景観は全て文化的景観となりうるものといえる（図１）。そうした地域の人々にとっては見慣れた風景のなかで、その営みと地域の風土との関係性に特別な価値や独特の折り合い方の知恵を見いだすときに、その地域の風景が「文化的景観」と位置づけられる。

現在の制度は、景観計画の区域内にある文化的景観のなかで、特に重要なものを重要文化的景観として申出し、選定後は文化財保護法が求める保存整備計画にもとづき保全することが求められる。申出にあたっては、景観計画における文化的景観の位置づけが要件となっている。これまで文化財は、地域の計画制度とは全く関係のないところにあったことから、連携にとまどいが見られる。しかし、地域の人々の営みが持続的に展開することが文化的景観の保全にとって重要な論点であり、それはまさに地域づくりである。景観計画における景観まちづくりの取組につながる。

図１．棚田が広がるふつうの農村風景（岩国）

営みと地域環境との関係性の空間的現れが景観であることから、その文化的景観としての価値を景観計画に位置づけることは、景観計画の本来的な役割であろう。文化財保護法が保護の対象として「景観地」を指定することを求める制度に対して、景観計画では、その景観〈地〉の特性である〈景観〉を成り立たせている「営みと地域環境との関係性」を計画し、それにもとづく空間的現れのまとまりを提示する役割を担いうる。この「営みと地域環境の関係性」に保全すべき価値を見いだそうとする観点から、景観価値の保全と計画を考えてみたい。

2．保存から地域づくりへ

（1）歴史的価値から地域環境特性の保全へ

日本では、戦前の都市計画制度に風致地区と美観地区があるように、景観においては、緑環境の保全と都市美の形成が計画課題であった。

戦後の高度成長期、市街地を拡大させる大規模な開発による地域環境の大きな変化に直面した1960年代に、町並み保存運動が始まった。景観の歴史性に価値を見いだしたのである。地域の歴史や伝統の保全に関心の高い地域では、金沢伝統環境保存条例（1968）のように条例による取組が始まり、歴史性に特別な価値を認める町並みの保存については、古都保存法（1966）や伝統的建造物群保存地区（1975）といった制度が創設された。

日本の多くの中心都市は近世城下町を起源としている。こうした都市は、都市として生き続けているためには近代化が求める変化を受けとめていく必要がある。古代からの歴史をもつ京都も例外ではない。京都市は、歴史的町並み保存への関心が高まるなかで、京都市市街地景観条例（1972）をつくっている。常に先端都市であった京都にあっては、ただ歴史を保存するのではなく、新しい変化と歴史を重層的に進化させていくことにより、

未来の京都の町並みを構想することを選択している。この都市の進化と歴史性との共存は、現在にも続く歴史的都市景観の保全における難しい論点である。

戦前の都市美形成への関心は、1970～80年代にアーバンデザインへと展開する。それは、公共空間のデザインや開発地区のデザインアーキテクトが先導するアーバンデザインであり、地区の環境特性を活かすルールづくりであった。地域性の保全とともに、こうした新しい景観の創出への取組は、町並みにおける「美」の概念を多様化させた[2)]。その結果、景観価値は主観的であり、規制やルールづくりには適さないという考えがでてくる。開発における経済合理性を主張して景観は主観的課題とする考え方と地域環境の現れである景観には公共性があるという考え方とが対立するようになる。

こうした対立が先鋭的に現れたのが多くの地域で発生したマンション問題であった。それに呼応するように各地で景観条例がつくられてきた。地域にとって景観とは何なのかが身近な問題となった。国立駅前の大学通りに開発されたマンションに対する景観訴訟では、住民が長く努力して維持してきた景観に対する景観利益を認めるものであった。最高裁（2006）では、「都市の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的な価値を有するものというべきである」としたが、景観権は認めていない[3)]。

このように景観価値は、特別な歴史性やデザインの評価にもとづくものから、身近な地域環境の評価へと展開した。歴史的様式やデザインといったフィジカルな特性の評価から、人の営みや生活文化の特性が地域固有の景観をつくると考えられるようになり、地域づくりと連動する。景観法は、身近な景観への関心の高まりをうけて制定された。

（2）景観から地域づくり：景観計画の特性

景観法（2004）は、美しい国づくり大綱の前文[4)]において国交省がこれまでの公共事業による地域環境の改変やそのデザインの実態について大いに反省し、その反省にもとづいて制定されたものである。景観法では、新しい計画制度として「景観計画」と「景観地区」が創設された。

景観計画は、都市計画区域（都市地域）の内外を問わず、山（森林地域）から田園（農業地域）、水面（河川や海の水域）まで、一体的にその空間を計画することができる。都市地域は都市計画法、森林地域は森林法など、別々の法制度で管理されている地域全てを、同様に計画対象とする制度の創設は画期的であった。

また、これまでの多くの規制制度が最低基準型やメニュー方式で、自治体にとっては必ずしも地域ニーズに適合しないこともある制約のあるしくみであるのに対し、景観計画では、適用項目などの計画の枠組みは設定されているが、基準項目の構成や内容、その表現方法など、計画のつくり方の多くが自治体の裁量に委ねられている。このため、これまで行政区域の多くが農地や森林などで都市計画区域外であった自治体で、法定の計画制度や開発を調整する手段をもっていなかったところで、景観を手がかりに地域づくりや開発調整のルールを景観計画で考え始めたところが見られる[5)]。

実際に策定された景観計画において、都市計画区域外を含む計画が過半数を占める[6)]。その多くが建築物や工作物以外に、地域の景観に影響の大きい土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外での土石・廃棄物他物件の堆積を届出対象として付加している[7)]（表１）。景観計画を規制制度と考えるのではなく、届出制を活用して、地域の多様な変化を把握するしくみとして活用しているところもある。

また、景観形成基準のなかでも形態意匠基準は、地域景観の特徴を表現する手段として重要であるが、数値基準では表現しきれないところがある。これまでも「伝統的な材料の質感を継承する」とか「山の稜線と調和する」など定性的な表現が使われてきた。こうした定性的表現は法規制になじまないとされてきたが、景観法ではこの定性基準を法定できる。

日本の風土の多様性とそこでの人々の営みや暮らしの重層性が生み出す地域の固有性を認めるものとなっている。景観は、長く自治体が主体的に景観条例で取り組んできたところであり、景観法により、それぞれが独自の景観まちづくりに取り組むことが期待された。計画づくりにおいて、自治体の裁量は大きいが、それだけに計画の内容とその使い方に工夫と努力が求められる。

表１．都市計画区域外での届出の付加

	団体数	土地 形質変更	木竹 伐採	屋外 堆積
都計区域外	13	11 84.6%	10 76.9%	11 84.6%
都計外含む（非線引）	61	47 77.0%	26 42.6%	41 67.2%
都計外含（線引・混在）	72	46 63.9%	21 29.2%	33 45.8%
都計（全て用途）	14	4 28.6%	2 14.3%	5 35.7%
都計（調整区域含）	72	26 36.1%	20 27.8%	27 37.5%
都計（白地用途）	1	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
都計（非線引）	18	11 61.1%	6 33.3%	8 44.4%
計	251	146 58.2%	85 33.9%	125 49.8%

３．文化的景観の計画的位置づけ

（1）良好な景観と文化的景観

景観法では、景観とは何かという定義をしていないが、「良好な景観」とは何かについて基本的考え方を示している（第2条）。まず、良好な景観は、①国民共通の資産であり、その整備は美しい国土の形成と豊かな生活環境の創造に不可欠と位置づけた。これは、景観の公共性を認めているといえる。

次に、良好な景観は、②地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和によって形成されることから、これらが調和した土地利用を通じて整備するものと位置づけている。これは、まさに、文化的景観の考え方と共通する。良好な景観は地域性と人々の営みの相互作用のなかから現れてくるものであることを認識し、景観を単なる物的対象として、その形態を制御することが計画目的となるのではなく、景観への取組は地域づくりと連動するという認識がみられる。

そして、③地域の固有性を活かし特性を伸ばすよう、多様な形成を図るものとし、そのためには、④地域間交流の促進を担い、地域の活性化に資するよう、自治体・事業者・住民が一体的に取り組む必要を指摘している。そして、⑤良好な景観は、保全するだけではなく創造するものだとし、地域の変化を前提とした計画であることがわかる。

文化財保護法における「文化的景観」は、この景観法と同時に創設された。

文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの 」と定義されている。この定義は、景観法の「良好な景観」の２つめの説明とほぼ重なる概念であり、文化的景観は景観法で示す良好な景観のなかで、特別な価値が見いだされる対象と考えることができる。

（2）景観計画の特性と関係性の保全

景観計画は、地域の良好な景観の保全･創出をめざすものであり、その使い方は自治体に委ねられている。景観計画では、計画区域、景観形成の方針、景観形成基準を決めることが基本である。方針や基準を検討するためには、地域の市街化歴や営みの変化による土地利用の変遷が、現在の景観にどのように現れているのかを知り、これからの地域のあり方やどのような地域づくりを目指すのかを構想し、それを景観として語る必要がある。そのために、地域の歴史文化や自然環境、人々の営み、生活などについて考えることになる。計画策定のプロセスは、地域の多様な景観の成り立ちや大事にしたいことを確認する機会となることから、地域づくりとして景観にとりくむところは多い。そのなかで、ふつうの見慣れた生活風景に特別な価値を見いだすことがある。

文化的景観はこうしたふつうの特別な風景のことであり、生業と生活の表現である。地域の暮らしが持続的でなければ、本来的には消えていく。人々の営みと地域環境との相互関係が現れる景観において、文化的景観となるような特別な価値とは何なのだろうか。

日本では、人の手の入っていない自然の風景はもうほとんどない。美しい里山や田園風景も、そこで生活を続けることによって維持される。高齢化と人口流出により人と山と田畑との関係が変わると風景は変質していく。都市も同じである。水系や地形を読み、安全で利便性の高いところに都市は形成された。地域条件が都市の位置を決める。それが開発技術の進展により場所性の影響は薄れ、地域と人の営みの関係が見えにくくなった。都市であれ、農山漁村であれ、どこでも同じ性能を保証することに価値をおいた近代技術の浸透により、地域の自然風土と人の営みの関係は意識されにくくなった。そのなかで文化的景観は、その関係が景観に色濃く表現されているところとみることができる。

景観は地域環境の視覚的認識に寄るところが大きい。時代とともに人の営みが量的・質的に変化を経てきた地域では、景観の特性はまだらに現れる。例えば、集落の棚田も米作りの担い手が減れば、縮小されて斜面の高い位置の棚田から放棄され山にもどる。養殖技術が導入されれば、山と海の使い方が変化し、それが景観に現れる。歴史的都心は、近代化のなかで都心性の低下とともに業務集積が衰退し、開発ポテンシャルや土地利用の更新が偏在することもある。こうした変化は景観に現れる。

しかし、地域にとっては、今ある美しい棚田だけが集落の風景ではなく、かつての棚田も含めて山と棚田と集落と生活空間が一体となった広がりが、暮らしの場と認識されている。この暮らしの場のまとまりが一体の景観として認識される。都市であっても、歴史的建物が残っているから歴史的都心なのではなく、例えば城下町の広がりや町割が整備された町人地のまとまりなど、歴史的文脈において歴史的都心が認識される。こうした地域の成り立ちや人々に共有されている場所の認識にもとづくある特定の地域的まとまりがあり、そこでの営みと地形風土との関係に特別な価値があるところが文化的景観と考えることができる。

景観計画は、こうした景観の価値を伝えることはできるが、それを直接保全する手法ではない。建築物や工作

物、開発や樹木の伐採など、何らかの土地利用や空間利用の変化をとらえ、その行為について基準をつくる。基準をつくるには、地域の暮らしが時代とともに進化するなかで、どのような状況であることが保全なのか、価値の持続なのかを計画する必要がある。

文化的景観が文化財として定義され、一般的な文化財概念にもとづけば保護すべき景観構成要素を特定すればよいという発想になりがちである。しかしそれでは景観が保全されるとは限らない。特に全国の対象候補地がリストアップする調査作業[8]が先行したこともあり、選定申出が目的化しがちである。その結果、景観計画との連携が求められながらも、価値づけと計画がうまく連動していない。

4．重要文化的景観と景観計画

（1）制度上の関係

文化財保護法において保存の対象となるのは重要文化的景観に選定された景観地である。文化財保護法第百三十四条では、「文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法第八条第二項第一号 に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項 に規定する景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる」としている。

考え方を整理すると、景観計画区域内にある文化的景観のうち重要なところが重要文化的景観となる（図２）。重要文化的景観の申出にあたっては、文化的景観保存計画の策定と合わせて、対象地が景観計画区域内の文化的景観であることが示されている必要がある。「景観計画区域または景観地区内にある文化的景観」という規定をどのように考えるかにより、様々な景観計画が策定されている。

（2）事例にみる景観計画の文化的景観

初期に選定された重要文化的景観のうち、景観計画区域と選定対象地の関係が異なる近江八幡の水郷（近江八幡市）、城下町の伝統と文化（金沢市）、四万十川流域を事例として、文化的景観が景観計画にどのように位置づけられているのか、そのうち重要文化的景観は何を重要と考え選定されているのか等の計画の考え方について比較することとする。

〈近江八幡の水郷〉

近江八幡市は、重要文化的景観の選定申出を目標に、文化的景観保存調査と景観計画を並行して作業した。市域を6タイプの風景ゾーンに区分し、段階的に景観計画を策定する方針を風景づくり条例で示している。その中の水郷風景ゾーンについて、文化的景観の取組と合わせて景観計画（水郷風景計画）の策定を先行させた。

この水郷風景計画において、計画区域全域を〈文化的景観〉とし、文化的景観保存調査に求められる「景観単位の区分」、「構成要素の特定」、「景観単位・構成要素の相互の有機的関係の把握」、「景観単位・構成要素を地域住民がどのように認知しているかの把握」、「本質的な価値の把握」の内容を景観計画に書いている。

計画区域内には４つの景観単位があり、そのうち内湖とのつながり、水路網とのつながり、ヨシ地と里山の裾に位置する集落など、特徴的な水郷風景のまとまり（図３）を示す白王・円山・北之荘岩崎地区の選定申出を進めた。景観計画では、水面（１級河川）を重要景観公共施設とし、集落景観に関わる建築や開発に関する考え方を景観形成基準で示している。

この水郷風景の選定は３次にわたる。１次では水路・水面のみが選定されている。２次選定は集落、最後に農地と里山が選定された（図４）。文化的景観とは何なのかを考えさせられた事例であった。人の営みと地域の自然風土との相互関係において価値づけられる文化的景観

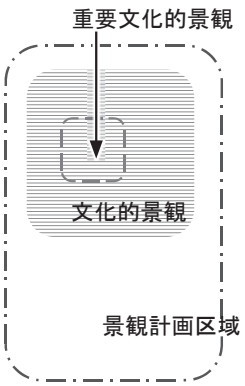

図２．景観計画と文化的景観の関係

図３．水郷風景のまとまり

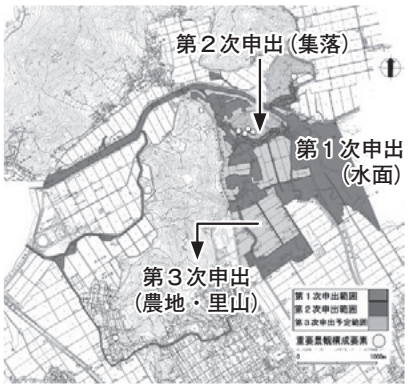

図４．重要文化的景観の申出（近江八幡市資料より）

において、重要文化的景観とは主要な構成要素のことなのだろうか。

世界遺産登録されていたドレスデンの文化的景観は、新たな架橋がその全体のまとまりを阻害するとして登録が取り消された。そのうえで歴史的都市の価値は文化遺産とすべきとした。人と風土の相互関係により形成される文化的景観では、そのまとまりの全体像の価値が問われる。しかし重要文化的景観の選定ではその構成要素に重点がおかれている。そうであるならば、地域の人々が認識する文化的景観のまとまりを位置づけ、その価値を発信するために景観計画があるのではないか。

〈金沢の文化的景観：城下町の伝統と文化〉

金沢市は独自のスタイルで長く歴史的景観の保全にとりくんできた。城下町を構成する特定の界隈の町並み保存を目指すもので、文化的景観はその基本にある城下町を価値づけるものである。近世城下町エリアと卯辰山エリアを対象とし「城下町の伝統と文化」に価値を見いだしている。景観計画では、近世期の道が構成する城下町のまとまりに対して文化的景観区域を指定し、その大部分には伝統環境保存区域が指定されている。

重要文化的景観の申出選定をうけたところは、惣構の内側の地域[9]と用水および卯辰山の一部である（図５）。保存計画では、兼六公園や用水、特徴的な町家など多くの歴史的資源とともに2004年建てられた金沢21世紀美術案も重要な構成要素と位置づけられた。

重要文化的景観の選定地区は、歴史的な町家とともに近代建築や近年の高層化したビルが混在しており、建築様式を揃えるといった保存ではなく、都市構造や界隈性の保全が目指されている。城下町の文化と生活の持続に

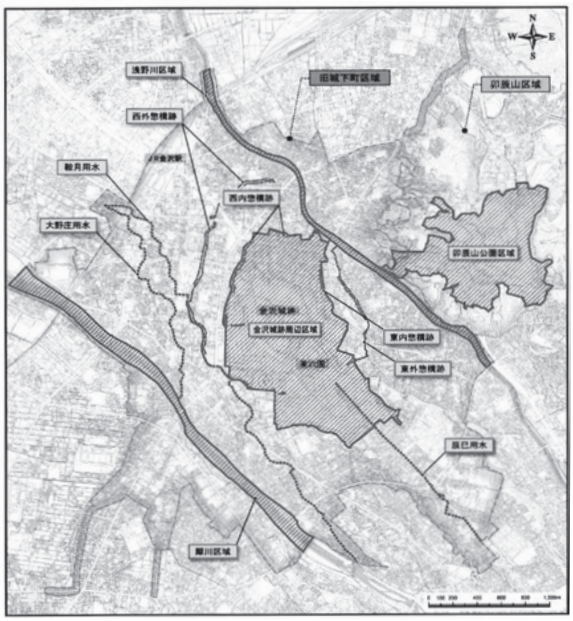

図5．金沢市の文化的景観と重要文化的景観（金沢市資料より）

価値を見いだしていることから、重点文化的景観の選定は部分的であるが、文化的景観の保全や計画においては、常に城下町のまとまりを対象としている。

〈四万十川流域の文化的景観〉

檮原町、津野町、中土佐町、四万十町、四万十市を流れる四万十川は、清流として知られ、高知県の四万十川条例により保全が図られてきた[10]。県条例の対象地域は川から第一稜線までの範囲である。第一稜線までの河川空間が、環境や生態系、地域の暮らしなどの観点からまとまりのある河川空間として認識されてきたところであり、文化的景観のまとまりともいえる。

ところが重要文化的景観の申出選定にあたっては、各市町が個別に景観計画を策定し、重要文化的景観の申出範囲を決めている。このため、市町ごとに考え方が異なり、河川区域のみ、第1稜線まで、川に関連する周辺の集落や町場など広く含む範囲など、それぞれ異なる区域

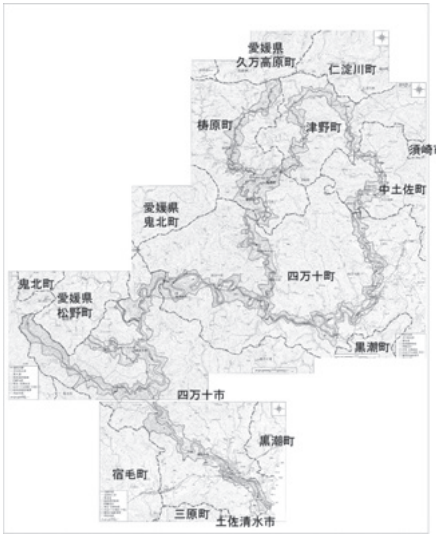

図６．上：第１稜線までの河川空間（四万十川条例）
下：重要文化的景観選定範囲（四万十川財団 HP より）

が重要文化的景観として申出選定された。文化的景観のまとまりについてもそれぞれに異なる（図６）。

河川空間の使い方や暮らしとの関連を考えると、第１稜線を超えた集落を含むまとまりを対象に文化的景観のエリアを広く設定することも妥当性はあるだろう。しかし四万十川流域の文化的景観という意味においては、流域環境の独自性、その四万十川と人々の営みとの関係、そうした営みの流域におけるつながり等、流域に共通する価値の考え方や保全の方針を共有することが必要ではないだろうか。そうした川と人の関わりが生み出す環境のまとまりが文化的景観のまとまりとなるのではないだろうか。

（３）文化的景観のまとまりと重要文化的景観

３つの事例をまとめると、図７のようになる。近江八幡市は、市域の一部を区分して景観計画を策定し、その区域全域（水郷風景ゾーン）を文化的景観と位置づけ、その景観計画に示す文化的景観を構成する３つの風景単位のうちの１つについて、３次に分けて重要文化的景観の選定申出を行った。

金沢市では、市域全域が景観計画区域であり、そのなかで伝統環境保全区域を指定している城下町エリアと卯辰山エリアを文化的景観の対象と位置づけている。この城下町のまとまりが、文化的景観の価値（城下町の伝統と文化）の対象と認識されているが、重要文化的景観の選定はその一部にとどまる。

四万十川流域については、関連する市町がそれぞれ景観計画を策定し、その区域のなかから重要文化的景観を選定申出している。個別に計画することにより、四万十川と軸とした流域全体の文化的景観のまとまりの価値づけや河川流域が本来もっている環境の一体性が見えにくくなっている。

このように文化的景観のまとまりにおける重要文化的景観の意味が多様であり、重要文化的景観は文化的景観のまとまりの一部であることから、文化的景観のまとまりとその価値を伝える計画としての役割を景観計画が担うことが考えられる。

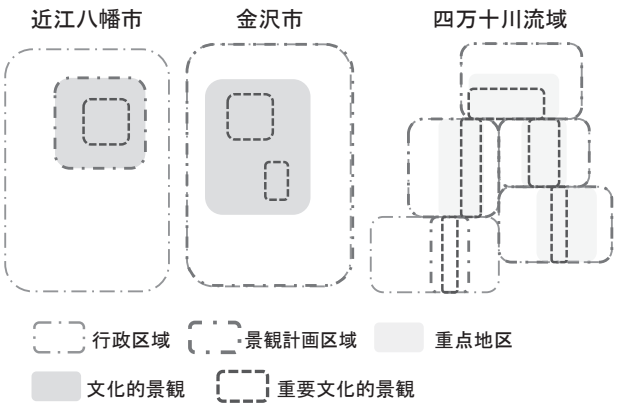

図７．景観計画と文化的景観

５．景観価値の進化的保全

（１）文化的景観の計画課題

重要文化的景観の申出にあたっては、まず保存調査を行い、文化的景観の「本質的な価値の把握」を行うことが求められている。そのためには、「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の３つの観点から、保存調査で得られた内容について包括的に分析・総合化する作業が必要とされる。言い換えるならば、地域環境と人の営みの相互作用に内在する文化的景観を成り立たせている価値システムを見いだす作業である。

生業や生活における自然風土との折り合い方、それを集合的知恵や記憶として継承する社会システムや地域に固有の規範などが景観を成り立たせているとき、景観の持続は、ただ「かたち」を維持することではなく、こうした景観を成り立たせているものを継承し、進化させていくことが課題となる。それは、生活や産業の変化にともなう土地利用や建物の変化を、景観の成り立ちを手がかりとしてマネジメントしていくことでもある。

形態を規制するルールがあれば自動的に保全できるというものではないのが、文化的景観である。景観は地域の営みと連動する。文化的景観の保全は地域づくりなのである。そのとき、景観計画をつくることは、文化的景観の成り立ちを地域で共有する（確認する）プロセスであり、景観の成り立ちとその価値システムを内外に発信する（伝える）手法と考えることができる。

このように景観計画を考えると、景観計画において、文化的景観の「区域」を計画することは、文化的景観の価値を生み出す場所的まとまりの範囲を示すことである。それは、集落と農地や里山といった仕事の場、祭事など非日常の空間など、地域の暮らしの営みが行われる様々な場所のまとまりとその背景となる環境が一体となった範囲を確認することであり、また、都市の歴史や地域の産業・人の文化的営みなどにより形成されてきた独特の都市的場のまとまりを現在の空間において認識することである。

このとき「方針」は、文化的景観の成り立ちとその価値を伝えるための計画であり、地域づくりの方針でもある。そして、景観形成基準は、景観の成り立ち（空間の構成原理）を伝える役割をもち、望ましい変化のあり方を調整する指標となる。景観計画は、保存調査における「本質的な価値の把握」と連動する必要があり、基準は、その価値の表現として景観の成り立ちを伝えるものである。

現状では、景観計画と保存調査や保存整備計画がうまく連動しているものは少ないように思われる。重要文化的景観の選定が目的化すると、景観計画区域内に文化的景観があることを示すことや保全のために求められている基準を規定することが景観計画の目的となり、景観計画は十全に機能しない。景観計画を積極的に活用するならば、基準が何を意味しているのか、基準をどのように運用するのか、制度をどのようにつかって調整するのかが重要である。文化的景観だけでなく、どのような地域においても、基準が景観をつくるのではない。

景観形成基準とは、地域の固有の景観を基準に読み替える試みであり、その基準の意味を伝えることが計画の役割である。とくに創造的に景観を保全するためには、変化を調整することが求められ、基準の意図するところを社会的に共有化することが、基準の実効性を高める運用につながる。

（2）変化と保全

文化的景観は「変化」を許容するしくみと言われる。では、文化的景観の保全とは何なのか。重要な構成要素が保存されれば、本質的な価値は保全されるのか。

生業や地域での生活の持続に伴う変化は多様である。生産技術の変化や需要への対応、生活の快適さを求めることにともなう建て替えや改修など、常に進化しながら、その重層性のうえに現在の景観が生み出されている。多様な変化を続けても地域の風土や風土との折り合い方が維持されているところもあれば、大きく改変されている地域もある。こうした変化と営みと風土との関係性が文化的景観の価値の持続には重要と考えられる。

変化を許容するというのは、変化を評価し、望ましい変化を見いだしていくことであろう。これは簡単ではない。まずは地域の人々の生活が持続的であることが必要である。高齢化が進む農山漁村であれば、生業により生計が成り立ち、新たな世代の暮らしが続くことであり、都市では、グローバル化や市場化が進むなかで、地域の中心性と固有の都市性を維持することである。変化は必然であるが、文化的景観という価値において、それが地域の風土との相互性を維持しているのか、歴史的重層性の新たなレイヤーとなり得るのか、については、伝統的な文化財保全の概念から基準化することは難しい。

それは、2011年のUNESCO勧告（Recommendation on the Historic Urban Landscape）にも見られる。勧告では、歴史的都市景観は、文化的・自然的価値とその特性が歴史的に重層することにより生み出される都市的地域であり、歴史的中心の範囲を超え、より広い都市的文脈と地理的環境を含むと認識されている。そのうえで、歴史的都市景観への取組は、都市空間が動的であることを認識し、その社会的・機能的多様性を促進しつつ、都市空間の生産的かつ持続可能な使い方を誘発し、生活環境の質を保全することを目標とする、としている。

景観保全の目標と社会的経済的開発を統合する考え方が変化への対応の背景にあり、歴史的都市景観の保全においては、その真実性（Authenticity）の維持から、完全性（Integrity）に対する変化のインパクトを評価しマネジメントする方向へと論点が移ってきている。

開発において、文化的多様性と創造性を重視することを基本とし、物的社会的変容を調整し、同時代的介入（働きかけ）を保証するしくみを提供することの必要性が認識されているが、その制度設計は難しい。勧告においても具体的な手法は見えない。変化と保全の調整は、進化的保全の基本であるが、そのためには地域の営みと生活が持続的であることが前提となる。

日本の文化的景観の保全においても、地域の「変化」をどのように評価するのかは、制度に内在する計画課題である。

（3）景観リテラシー

これまで、地域固有の風土における暮らし方や地域環境との折り合い方は、そこで生きていくための必要として、日常生活のなかで継承されてきた。景観を計画するとは、近代までは地域における暗黙知であった景観の成り立ちを、顕在化させていくことである。

日常の生活や祝祭、生産の技術や知恵、付き合いの規範、自然との付き合い方などが、景観に現れる。開発地域の営みと地域に固有の自然条件との相互作用など、景観を成り立たせている価値システムがある（図８）。これは地域の人にとっては当たり前のことであるが、地域外の人は知らない。景観リテラシーがないのである。地域ごとに景観リテラシーを獲得していくことが、景観の保全と創出には重要な課題と考える。

景観リテラシーとは、景観の成り立ちを知り、地域の景観を読み解くことができるということだけではなく、これまでの長い取組のなかで特定されてきた景観価値の考え方が地域の景観にどのように適用すべきなのかを考えることができることでもある。

近年の開発は市場性が優先され、地域で発生する変化は生産技術や性能の普遍化により地域性を意識させない。こうした開発や変化を地域のコンテクストにおいて評価し、調整するためには、地域の景観リテラシーが必要であろう。景観を計画するためには、景観リテラシーを学ぶ必要がある。景観まちづくりはその学びの場である。

景観価値は景観リテラシーを獲得するなかで見いださ

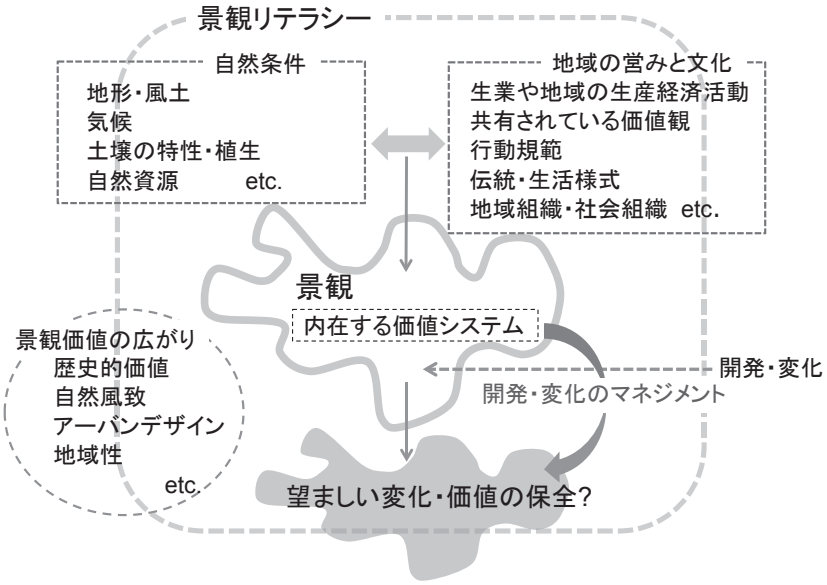

図８．景観リテラシーの構成

れ、文化的景観における望ましい変化による新たな進化型保全は、変化における風土と営みの関係性（内在する価値システム）の維持を評価するリテラシーの開発であろう。

【註】

1）日本建築学会農村計画委員会・農山漁村景観保存小委員会では、Dynamic Authenticity（動的オーセンティシティ）という概念を提起し、「未来の景を育てる挑戦―地域づくりと文化的景観の保全」（技報堂出版：2011）を出版した。

2）神奈川県真鶴町は1993年町まちづくり条例を制定し、そのなかで生活風景にもとづく「美の基準」を位置づけた。

3）「国立景観訴訟」五十嵐敬喜・上原公子編著：公人の友社（2012）参照

4）「美しい国づくり大綱」の前文では、「社会資本はある程度量的には充足されたが、我が国土は、国民一人一人にとって、本当に魅力あるものとなったのであろうか？」と問い、「国土交通省は、この国を魅力ある国にするために、まず、自ら襟を正し、その上で官民挙げての取り組みのきっかけを作るよう努力すべきと認識するに至った」と反省している。

5）東川町では、景観計画で50㎡以上の樹林地・並木の皆伐の届出を位置づけ、無秩序な山林の伐採と開発を管理している。景観と開発と環境保全は相互の関係している。

6）小浦久子（2013）「景観と土地利用の相互性にもとづく景観計画の開発管理型運用の可能性」都市計画論文集Vol.48,No.3, pp585-590,日本都市計画学会

7）届出対象の付加は、景観法施行令第４条で「土地の開墾・土石の採取その他土地の形質変更」「木竹の植栽・伐採」「さんごの採取」「屋外における物件の堆積」「水面の埋立」「夜間照明」「火入れ」のうち必要な行為を条例で指定するとしている。

8）文化庁文化財部記念物課監修「日本の文化的景観　農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書」同成社、2005。文化庁文化財部記念物課監修「都市の文化と景観」同成社、2010

9）重要文化的景観区域に位置する尾張町を通る国道159号（旧北国街道）は拡幅が予定されているが、地域でのワークショップを重ね、拡幅廃止の方向で国道事務所（国交省）との協議中。

10）四万十川条例では、鉱物の採掘・土石の採取、土地の形質の変更、建築物・工作物の新築・増改築、模様替え、色彩の変更、天然林の伐採、針葉樹の植樹、広告物、屋外における物品の集積、裸地の遮蔽、稜線の分断、天然林の保全、伐採計画について、基準を示し、届出を求めている。生態系や環境への配慮を含め河川空間の保全に総合的に対応してきている。

Abstract: Cultural landscape represents the inherent value system interdependent with the product of interactions between natural conditions and sets of local practices in time and space. When the inherent value system in the landscape is distinct and kept dominant in the community, the local landscape will likely be maintained in coherence with clear legibility. Thus the changes in the traditional society were autonomously moderated. This cannot be expected in the modern society and we have to make much effort to develop “landscape literacy”.

The working on Landscape Plan is the learning process to develop the landscape literacy and the Landscape Plan is the communication tool to inform the inherent value system as well as the legal regulation framework.

Cultural Landscapes are characterized of diversity of human activities in the villages and urbanized area. The conservation of Cultural Landscape cannot be achieved only by the regulations and standardization but also needs an understanding of the local context within a value system. Thus the linking of the Landscape Plan and Conservation Plan of Cultural Landscape is critical but not well considered so far in Japan.

Landscapes have been evolved in the process of inhabiting, and thus the question is how we could develop the practical scheme in a balanced manner of conservation and sustainability, and the management of developments with local community initiative would be essential.

遺跡整備の立案と展開

Planning and Composition for the Maintenance of Historic Ruins

秋山　邦雄（歴史環境計画研究所）　AKIYAMA, Kunio
（Historic Environment Planner's and Architect's Studio）

１．遺跡整備の概要

遺跡整備の計画については、『史跡等整備のてびき－保存と活用のために』が2005年６月に文化庁文化財部記念物課の監修により発刊されている。その内容はⅠ総説編・資料編、Ⅱ計画編、Ⅲ技術編、Ⅳ事例編から構成されており、遺跡整備に関するすべての事柄について詳細に記述されている。作業の手順や内容についてはそちらにおまかせするとして、本稿では著者が今までかかわってきた遺跡整備を分析し、立案とその展開について述べ、遺跡整備における計画とは何かを探ってみることにした。

（１）遺跡整備の対象

遺跡整備とは、遺跡を保存するために史跡指定地内を整えることを略して呼んでいる。遺跡整備は遺跡地内の本質的価値を構成する要素（遺構や遺物、建造物等）の保存を第一とするが、周辺の緩衝地帯（buffer zone）を含めた環境（自然や歴史）および景観の保全と創出も対象としている。また同時に、遺跡を末永く保存し継承していくうえで不可欠な条件として、保存整備した遺跡を公開し、積極的に活用を図り、次世代に継承していくことも対象としている。

（２）計画を構成する要素

整備計画の立案から展開は、【調査・研究】、【保存・整備】、【公開・活用】の３つの要素で構成されている。

ア．調査・研究計画

遺跡の本質的価値を正確に整備計画に反映するための発掘調査および研究を計画する。（authenticity）・（嘘をつかない）

イ．保存・整備計画

検出された遺構や出土遺物を未来永劫保存するために確実な保護を図る。（conservation）・（壊さない）

ウ．公開・活用計画

遺跡を一般に広く公開し、学校教育や社会教育等、教育的に活用するとともに、景観づくり、まちづくり、地域振興など現代生活に活かし、次世代に継承していく。（sustainability）・（廃れさせない）

（３）計画の流れ

遺跡の発見から保存整備に至るまでの過程は遺跡ごとで異なるが、遺跡の本質的価値が調査検討委員会等で検討され、保存が決まり、史跡等に指定されてから保存整備の計画が始まるのが一般的である。その流れは、構想から基本計画、基本設計、実施設計を経て、保存整備工事を行い、公開することになる。また、この過程において前述した計画構成要素【調査・研究】、【保存・整備】、【公開・活用】の内容をそれぞれの段階に応じて検討し、計画を立案し展開することになる。

（４）計画の内容

計画の内容について過程を追って分析すると、一概に立案が終わってから展開がされるのではなく、立案する過程と展開する過程が複雑に絡み合いながら計画は進行していく。

まず遺跡に関する考古学をはじめとする多方面の専門的分野の内容を理解し、計画をしていくうえで何が問題かを考え立案していくことから始まる。この段階を仮に「学術的計画」（アカデミックプラン；Academic Plan）と呼ぶことにする。主に遺跡の特色を把握し遺跡整備で何を示していくかを計画することになる。一方、遺跡を保存するために何をしなければならないか、保存整備的な検討を行い具体的な案を展開していく段階（ハード部分）を、仮に「即物的計画」（フィジカルプラン；Physical Plan）と呼ぶことにする。主に、遺跡の保存方法や遺跡の特色をいかに具体的に伝えるかを計画することになる。

（５）計画を策定する組織

計画の目的は単に遺跡を保存していくだけではなく、広く公開し現代生活に活用されてはじめて意味を持つものである。そのためには、行政担当者や専門家に加え一般市民を含めた体制を組織する必要がある。また、遺跡が保存整備されたのちに保存活用を継続的に行い継承していくためには、市民の理解と協力が不可欠である。計画の立案と展開の過程において、全体のまとめ役は通常行政が中心となるが、【調査・研究】は考古学をはじめとする研究者や専門家、【保存・整備】については行政担当者、【公開・活用】については市民の意見が尊重され

中心となっていくと考えられる。また、全体の事業進行には協議会を立ち上げてまとめていくことが望まれる。

２．遺跡整備の立案と展開の事例

遺跡整備を実際にどのように立案し展開したかを分析するために、前章の「（４）計画の内容」で述べた学術的計画（アカデミックプランを略して以後ＡＰと記述）と即物的計画（フィジカルプランを略して以後ＰＰと記述）が遺跡ごとにどのように進められたか、時代順に事例を挙げて記述する。

（１）史跡岩宿遺跡（旧石器時代・岩宿時代）

：群馬県みどり市 スライド10（p65）参照

関東ローム層の中から発見された黒曜石が有史以前の歴史を書き換えた遺跡の発見ドラマは周知の通りである。下の写真のように土層断面が露出したまま展示されていたので、風化によって徐々に断面が崩れる状態であった。

黒曜石発見とその後の発掘調査成果の歴史的意義を後世に伝えていくことをＡＰの基本とし、露頭している関東ローム層の地層断面を公開していくことを立案した。しかし、この地層断面（図１）は前述のように風化が激しくもともと土取りのために削り取られたもので、元の地形に戻して後ろの山と連続した景観を創出することをＰＰとした。また、削り取られた地形を元に戻す際に地中にガイダンス施設を設け、関東ローム層の剥ぎ取り断面を展示するようにした（図２）。

図１．露出した土層断面

図２．整備後の土層保護観察施設（ガイダンス施設）

（２）史跡上野原遺跡（縄文時代早期）

：鹿児島県霧島市 スライド11（p65）参照

縄文時代早期の集落跡で、竪穴住居や連結土坑、集石などが検出されている。史跡は桜島や霧島などの火山を望む雄大な景観を有する地にあり、史跡指定地に隣接して復元された集落がすでにあり、指定地内は発掘の成果を公開することをＡＰとして計画した。ＰＰは縄文時代の道や竪穴住居の位置を平面的に示すとともに一部発掘調査で検出された遺構の実物を公開することとした。遺構保存のための覆屋をつくり、住居跡の遺構を保存処理し、室内の温湿度を機械管理できるようにしたうえで、実物を露出展示公開した（遺構保護施設）（図３，４）。同様の手法で、隣接地には実物の地層断面を室内で露出展示している（地層観察施設）。土の遺構の露出展示は機械管理を行ってもカビの発生や砂漠化を防ぐのは難しく、技術的に困難を伴う。

土遺構を主流とする日本の埋蔵文化財の発掘調査時の臨場感は人を魅了してやまない。保存整備に際し発掘した状態をそのまま公開したいが、そのままの露出では土が乾燥してしまい、永久保存には技術的困難が伴う。この（１）史跡岩宿遺跡と（２）史跡上野原遺跡の遺構展示の二つの事例は、ＡＰにおいては実際の遺構発見の臨場感を公開することにおいて同一の発想をしているが、ＰＰにおいては技法が異なり（１）は土層の剥ぎ取りよって断面を公開し、（２）の場合には遺構そのものを科学的な保存処理を施し露出展示している。

図３．遺構保護施設着工前

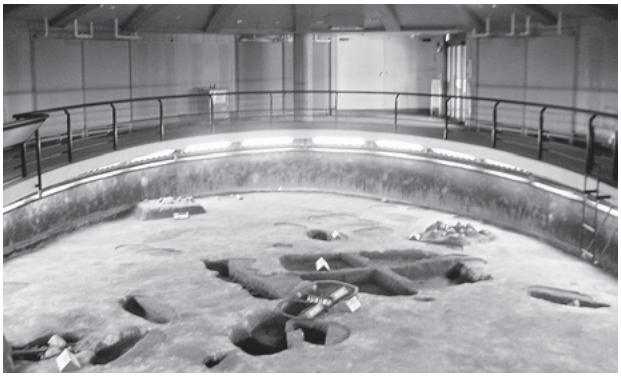

図４．完成した遺構保護施設内部

（3）史跡武蔵府中熊野神社古墳（飛鳥時代）

：東京都府中市 スライド22-24（p66）参照

7世紀中頃に築造された国内最古で最大の上円下方墳である。墳丘の構築は版築され墳丘全体が石積みと葺石で覆われた、切石切組積横穴石室を持つ珍しい形態の古墳である。府中市にはこの古墳以外にも小さなものが別の場所に点在しているが当古墳は別格のようで、埋葬者は定かでないがおそらく国府造営に関係した人物ではないかと考えられている。当初円墳ではないかと思われていたが、発掘調査の結果上円下方墳という全国でも当時4か所しか発見されていない珍しい形の古墳であることが判明した。墳丘を含む史跡指定地は神社境内にあり神社関係者のご意向を伺いながらの計画づくりとなった。まず神社関係者の協力を得て遺跡の保存会を立ち上げ、整備計画の始めの段階から保存会と勉強会を行い、計画案も初期の段階から協議を行った。また、保存整備の検討協議会（行政、専門家、市民を含む協議会）では保存整備に関してそのままにしておく計画から復元的に整備する案までいくつもの案が検討され、府中市の原点となる古墳の姿をわかりやすく示すことがＡＰとして選択され、上円下方墳を復元的に整備することがＰＰとして決定された（図５，６）。

整備前の古墳は土の円墳のかたちをしていた。発掘調査の結果では葺石や石積みの多くは崩れ落ちていたが、根石が残り一部葺石も認められた。玄室は以前にも発掘調査されており、天井石がすでに崩落していて銅張をもつ石積の壁は崩落寸前であった。再発掘の結果、崩落の危険があるためすぐに保護の対策を講じる必要があった。そこで、特異な形態を見学できなくなるので一日だけ一般公開を行った後、すぐに壁に沿ってまず土嚢を積み玄室全体を土で埋め戻し保護を図った。また、墳丘は復元的に整備し石積みの上に総葺石貼りの上円下方墳を整備した。その他に、神社入口近くの公有地にガイダンス施設を配し、その隣に石室の原寸大のレプリカをつくり公開することとした。

（4）史跡武蔵府中国衙跡（奈良時代）

：東京都府中市 スライド25-28（p67）参照

武蔵野台地上、多摩川が形成した崖の縁辺に位置する古代武蔵の国の国府跡の国衙地区の中心施設と考えられる国庁跡である。ＡＰとしては、国衙地区の史跡指定地が大国魂神社境内のため本格的な整備を行うのは困難であり、将来を見据えたうえでの整備計画を策定することになった。そのためには、国衙の国庁跡の存在を示し府中の地名のいわれを伝えるとともに、国府の存在を明らかにすることを計画の狙いとした。

そこでＰＰとしては、整備対象域が狭小で本来の正殿と思われる建物跡の全体は表示できないため、発掘調査で明らかになった掘立柱の建物跡の中央に高さ３ｍ、幅12ｍの鏡を立て、柱を建物の半分だけ建てて鏡に写し全体を示すことにした（図７）。鏡は遺跡の説明展示施設の窓も兼ね、室内からも昼間は外部の柱が見える。展示室内には国府・国衙・国庁の関係を説明し、国府全体

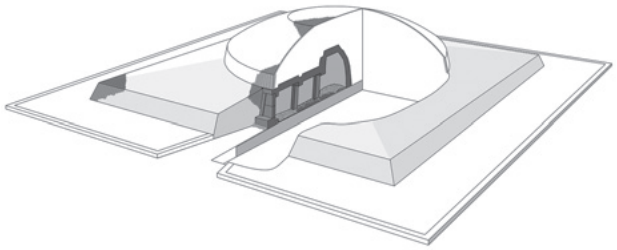

図５．発掘調査により明らかになった熊野神社古墳の構造

図６．史跡武蔵府中熊野神社古墳の整備後外観（南から）

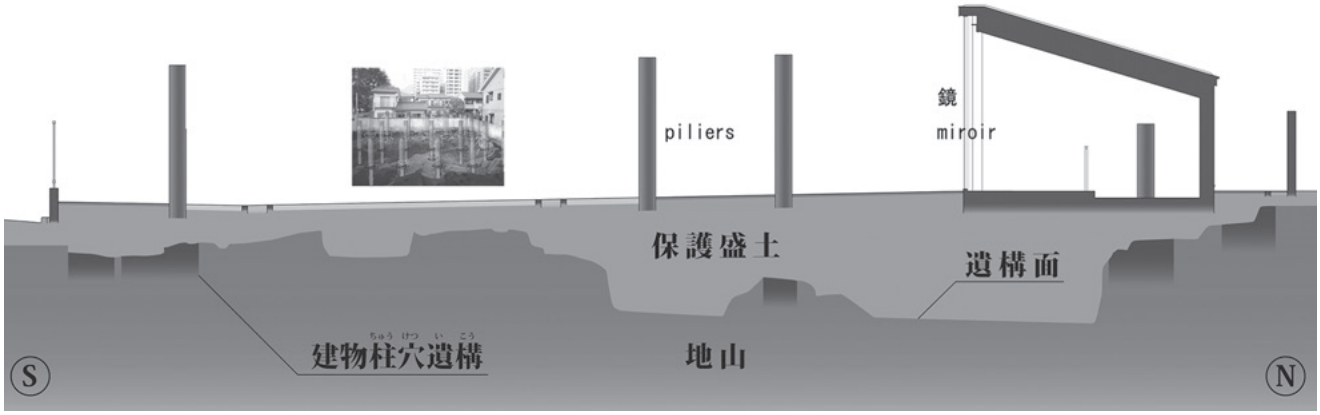

図７．史跡武蔵府中国衙跡：発掘遺構（ＡＰ）と整備計画（ＰＰ）との関係を示す断面図

と国衙の発掘調査の成果を展示している。

都心から離れた府中市であるが、大きな都市である。開発によって駅周辺は市街化され、昔の面影を失いつつあり、府中の名のごとく国府がかつてこの地にあったことは地域のアイデンティティとして重要である。グローバル化の進む現代社会の都市に求められるものは経済力だけでなく、自然と歴史と文化を兼ね備えた総合的な環境であろう。都市計画的見地からも遺跡の重要性を検討し、残す算段をしておけるのは今しかないと言える。

（5）史跡モヨロ貝塚（オホーツク文化期）

：北海道網走市 スライド34-37（p68）参照

オホーツク海に面した海岸線沿いに、大陸から渡ってきたオホーツク人の集落跡が点在している。7、8世紀ごろに一番栄え、10世紀ごろまで存在していたオホーツク文化を代表する遺跡がモヨロ貝塚である。史跡からは、貝塚の他に竪穴住居跡、墓跡が確認されている。

日本の歴史に、このような文化が存在していたこと、どこからやってきて何をしていたのか、そしてどこへ消えてしまったのかを伝えることがＡＰとして立案された。そのために、住居跡および墓域の整備とガイダンス施設の整備がＰＰとして考えられた。住居跡については発掘調査の成果を元に竪穴の形を復元整備し、墓域はマウンドの形態を復元的に整備することとした。墓域は発掘調査した状態を露出展示する方法も検討したが、極寒の地域では凍結融解ですぐに壊れてしまうため、遺構保護施設として覆屋をつくり、保護盛土を行ったうえで遺構の真上にレプリカを設置することにした。冬には最高気温が氷点下になる極寒の地で計画するのは技術的に種々の難問を抱えるが、遺構保護施設は遺構の保護のため軽量化を図り木造としてガイダンス施設と連続させ、海に近いことによる塩害を避けるために鉄部は一切表に出さない工法を採用した。

（6）史跡北斗遺跡（擦文時代）

：北海道釧路市 スライド38-41（p68-p69）参照

釧路湿原西縁の湿原を望む標高20ｍ前後の台地上の東西2,500ｍ・南北500ｍの範囲に、縄文・続縄文時代の浅い円形・楕円形竪穴102か所、擦文時代の四角形竪穴232か所がくぼんだ状態で残されている。発掘調査では旧石器時代の火を焚いた跡、縄文時代の住居跡・墓や小貝塚、擦文時代の住居跡などが確認されている。中でも擦文時代は鉄器、繊維遺物、はた織具の一部、栽培植物の種子などが出土しているので、擦文時代の集落の姿を示すことをＡＰとして立案した。

北海道の竪穴住居は本州以南と比べると穴が深く、そのために竪穴が埋まらずに現存して見えるのが特色である。雪解けの季節になると竪穴の部分だけに雪が残るので変わった景色をつくり出す。100か所を超す穴がぽこぽこと開き、その向こうには広大な釧路湿原が広がる北斗遺跡は冬ともなると厳しい寒気に襲われるが、深い穴はこの寒気から逃れる知恵である。実際に穴に入ってみると、ほとんど風を感じない。これで暖をとれば寒さ対策は何とかなるかと思うが、食料はどうしていたのだろうと考えざるを得ない。カナダインディアンの写真で見たあの鮭の燻製かなどと思いめぐらすしかないのだが、実体験を伴う発想が必要になってくる。極寒の地でものをつくるというのは大変なことである。

具体的な整備は現存する竪穴上部に建物を復元したのだが、地元で茅葺の職方がいないため、岩手県北上市の史跡樺山遺跡で竪穴住居の屋根を葺いた職方が地元に技術を伝授した。現在は保存会を立ち上げ会員で屋根の維持管理を行っている。釧路湿原を背景にした素晴らしい景観を楽しめるように、離れた高いところから鳥瞰できる展望台を設置した。また、ガイダンス施設はエネルギーの供給に難があるため、遺跡から700ｍほど離れた史跡入口近くに配置した。遺跡までは山の笹の中に木道をつくり自然保護を図っている。木道にはいろいろな動物が通っているようで、あちこちに糞が落ちている。リスやエゾシカには何度か出くわしたことがある。国立公園内にあるので遺跡だけでなく自然観察もできる。

（7）史跡及び天然記念物旧相模川橋脚（鎌倉時代）

：神奈川県茅ケ崎市 スライド42-44（p69）参照

大正12年（1923）関東大震災時の液状化現象で出現した橋脚跡で、頼朝が橋の渡り初めを行ったことが鎌倉時代の『吾妻鏡』等、文献で明らかになっている。橋脚の出現以来、地元の方が保存に尽力してきた。整備前には各柱に給水栓を設け保護を図っていたが、風雨にさらされてきた木部は腐蝕が激しく保存を講じることが求められた。

基本的には保護を第一に方策を検討し、鎌倉時代の橋脚跡としての歴史的な意義と、関東大震災の液状化現象で出現した橋脚の柱という防災上の警鐘としての意義を併せて示す計画をＡＰとして立案した。また、ＰＰとしては発掘調査で出現した橋脚の埋まっている部分は生木の状態であったので、埋まっていた状態と同じ状況をつくって保護することとした。地上に出ている橋脚は、腐食の進んだ頭部の保存処理を行い、布で包み、橋脚ごとにコンクリートの保護ピットで囲って周辺の土と同質（荒木田）の土で埋め、周辺の土に埋まった状態を作り出した。保護ピットの高さは同一にしてピットの周りを土で埋め、池底を上げて池を復元した。池は出現時の田

図８．整備前、池の水を抜いた旧相模川橋脚

図９．整備後の旧相模川橋脚

んぼを意味し、そこに出現した橋脚を示すためにレプリカを作成しピットの上に設置した。これらの保護ピットは、将来保存科学が進み、埋まったままの状態で保存処理が行え、現物を公開できるようになった時に備えて、元の状態に戻せるようにつくられている。史跡内には歴史的意義に関する説明板と、地震による被害を後世に伝承するための説明施設を別に配している（図８，９）。

（８）史跡ユクエピラチャシ跡（アイヌ文化期）

：北海道陸別町 スライド45-47（p69）参照

ユクエピラチャシ跡は利別川の右岸、標高230～250ｍ、河床との比高約45ｍの河成段丘上に立地する三郭連結式のアイヌのチャシ跡である。崖面の崩落により遺跡の半分近くが消滅しているが、南北方向に約120ｍを測る大型のものである。遺跡は16世紀中頃に築造されたものと考えられ、調査では３つの郭を有し、郭外に大規模な盛土が存在し、その中にシカ骨を主体とする遺物集中があることが確認されている。とくに郭外盛土は壕の堀上土に含まれる白色の火山灰を表面に盛っており、築造当初は周囲が白い火山灰で囲まれた美しいチャシ跡であったと考えられる。

チャシ跡の全容をわかりやすく示すことをＡＰとした。ＰＰとしてはできるだけ現状を維持しながら整備することとした。まずチャシ跡が全体に見えるように前面に広がる実生木の林を伐採してチャシ跡の景観を確保したうえで、発掘調査で認められた白い火山灰をチャシ全体に張り付けることにし、チャシを取り巻く環濠は保存状況がいいので手を付けないようにした。

ガイダンス施設を近くにつくる計画を整備計画の初期に策定したが、予算の関係から役場に隣接する既存の施設で説明展示を行うことにした。また、火山灰を貼り付ける作業は市民のボランティアの手で行われた。人口が少ない町の規模では補助金があっても予算的には厳しい状況を踏まえての計画であった。

３．事例の視点と構成要素

卑近な取組事例において仮に名付けた「学術的計画」（ＡＰ）と「即物的計画」（ＰＰ）について述べてきたが、ＡＰを立案、ＰＰを展開としてとらえることができる。

計画をどのように立案し、展開していくのか。それは、立案の基本的な考え方によって展開の仕方が変わり、出来上がるものも自ずと変わってくる。また、計画には同じような傾向はあるが、同一の方法などは、まずない。同じような計画ができてくるのはＰＰに終始してＡＰの検討を怠っているときに生じやすいと考えられる。

これを避けるためには、遺跡整備の立案と展開に、前述の１.（３）遺跡整備を構成する【調査・研究】、【保存・整備】、【公開・活用】の３つの要素を密接に関連付けることが必要である。

保存整備の計画の初期の段階では、発掘調査で出土した遺物や検出された遺構の状況から、遺跡の本質的価値がまず検討されるように【調査・研究】が計画の中心となり、自ずとＡＰに視点の重きが置かれる。本質的価値の検討結果と諸般の条件が整うと史跡指定や公有地化等【保存・整備】が検討されることになり、現存する物を含め発見された文化財の本質的価値をいかに保存して整備していくかが検討されるのでＡＰ、ＰＰ双方の視点で検討されることになり、整備計画の要の段階となる。そしてさらに保存整備する遺跡を現代に活かし次の世代に伝承していくために【公開・活用】が検討される。保存整備されたものをいかに具体的に公開し活用・維持していくかＰＰに重きが置かれる検討される。地域におけるアイデンティティとしての遺跡の本質的価値を理解する必要がありＡＰの検討も合わせて必要となる。

このように、【調査・研究】、【保存・整備】、【公開・活用】を段階的に立案し展開していくことが一般的に考えられるが、ＡＰをＰＰに展開していくには何度もフィードバックをしていくために、一概に段階的に進め

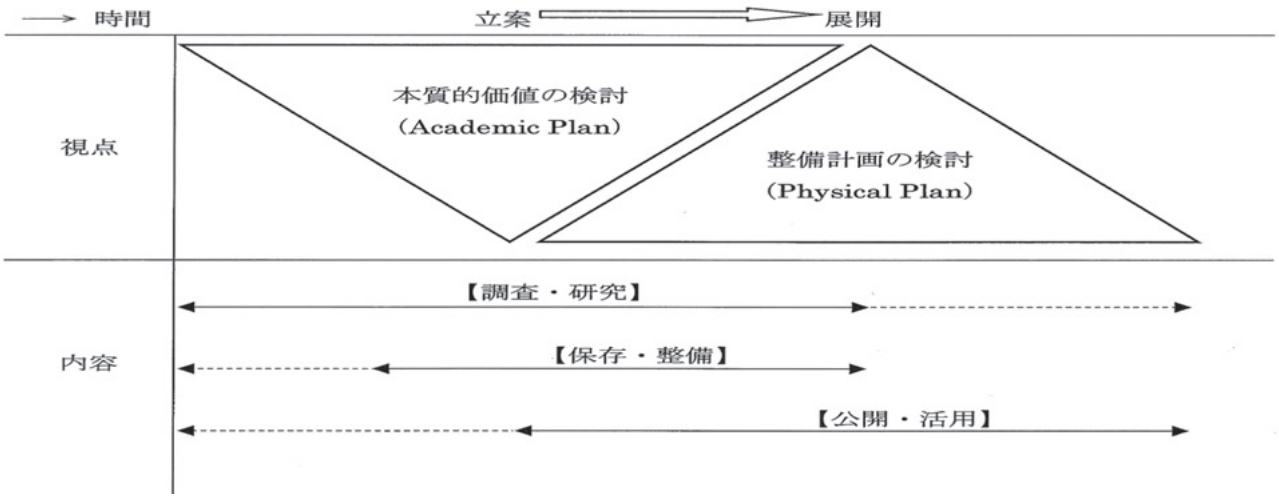

図 10. 計画の立案から展開における視点と構成要素の関係

ることは困難と言える。

以上の事例をもとに、主にどのように立案しそれを展開したかを、前述の計画の視点と計画の構成要素の関係を図にすると図10のようになる。

4．遺跡整備の立案と展開のまとめ

計画の視点と内容は時間の経緯とともに質的、量的にも変化していくため、立案し展開する方法は遺跡ごとに異なるパターンを示すはずである。前述の計画を構成する基本的な３要素を、どの段階から紐解いてもよいが、まず、遺跡整備における計画とは、遺跡の持つ本質的価値をいかに正確に把握し客観的に伝えるかにある。

本質的価値を正確に把握するためには、計画を立案する初期的段階から発掘調査や研究の進捗状況を把握しておく必要がある。遺構の検出状況や遺物の出土状況は報告書によってわかるが、報告書は調査途中で概報が終了した時点で本報告がされるので整備計画を立案していくのに間に合わないことが多々ある。また、整備計画を具体的に展開していくには発掘調査時の状況を知っておくと、保存の方法や公開の方法が即物的に考えやすくアイディアも発想され、机上だけの計画に陥ることがない。

また、発掘調査時に行われる現場説明会は、見方を変えるとすでに公開・活用が始まっていると言える。遺跡から何が見つかり、いつの時代の何であるかが報告されるが、調査をしている専門家から一般市民に本質的価値が正確に伝えられる初めての機会であり、発掘時の感動と情報を共有できる唯一の場となる。この一般市民が感動することや抱く興味は、何を保存整備し公開するか立案・展開する際のアイディアの基となる。

保存整備の計画の立案では、調査研究の段階で検討される本質的価値を構成する要素を正確に把握し、本質的価値を保護する方法を第一に検討していくが、遺構遺物に加え遺跡の持つ景観をいかに演出するかが重要である。具体案を展開していく際には遺構の表示をどうするか、遺跡ごとに異なる方法が検討されるが、さらに遺構を取り巻く周辺の景観は遺跡が置かれた環境によって異なる。遺跡が保存されているそもそも持つ景観は、現代の社会的環境によってつくられてきたので、遺跡の本質的価値に調和した景観を創出する必要がある。

遺跡整備の計画は、そもそも研究者や専門家のために行われるのでなく、広く一般に公開され現代生活に活かされるためにある。そのためには、公開活用の計画は前述のように遺跡が発見された時から始まっており、遺跡整備計画が完了した後もさらに活用が行われていくように計画しておかなければならない。

遺跡の活用までを含めた遺跡整備の計画を立案し展開することが、保存整備と公開と同等にこれからの計画の重要な視点として求められている。

参考文献

1）「史跡等整備のてびき」文化庁文化財部記念物課監修（2005年6月30日発行，同成社）
2）「国史跡武蔵府中熊野神社古墳保存整備事業報告」府中市教育委員会（2013年3月発行）
3）「史跡最寄貝塚整備事業報告書」北海道網走市教育委員会（2014年3月30日発行）
4）「史跡旧相模川橋脚保存整備報告」茅ヶ崎市教育委員会（2008年3月31日発行）
5）「史跡ユクエピラチヤシ跡平成14~20年度整備事業報告書」北海道陸別町教育委員会（2009年3月27日発行）

Abstract: On the Planning for the Maintenance of Historic Ruins, it is very important for us to consider together the following two viewpoints; one is called 'Academic Plan' to assess the intrinsic value of the sites of our planning subject and to convey objectively that value, and the other is called 'Physical Plan' to embody the preservation maintenance projects for the ruins and to carry out the subsequent public utilization of the ruins worth to people.

地域資源保全のための計画策定の視点と方法

Viewpoints and Methods for the Planning of the Conservation of Local Resources.

吉田　禎雄（株式会社プレック研究所）　YOSHIDA, Sadao
（Director in Charge of City and Regional Planning/PREC Institute Inc.）

１．はじめに

本稿の報告テーマは「地域資源保全のための計画策定の視点と方法」である。「地域資源保全のための計画」といえども、「計画」の内容、策定目的、求められる策定効果が様々であろうことは想像できる。

しかしながら、いずれの場合にも、計画策定に際し、共通する重要な事項は、以下のｉ）～ｖ）の５点であると筆者は考える。

ｉ）その地域における「地域資源」の存在のコンテクスト[1)]を読み解いた上で、ⅱ）目指す姿（ビジョン）、ⅲ）その実現に向けた取組の基本的な考え方（コンセプト）、ⅳ）総合的な取組方策（モデル）を一連のものとして計画に定め、さらに、計画内容の検討と併せて、ｖ）計画の運用結果の検証と検証を踏まえて取組の方向修正を可能とするしくみを構築することである。

本稿は、筆者がこれまで携わってきた関連業務を取り上げて、上記に示した事項を「計画」にいかに定めるか、その視点と方法について報告するものである。

２．本稿で対象とする「計画」、「地域資源」

本稿で対象とする「計画」は主に、地域資源を保全・活用し、地域振興に活かすための取組方策を定める計画であり、法定計画以外の計画も対象としている。また、目標達成期間が概ね10年程度の計画を想定している。

「地域資源」は、文化財保護法に基づき指定を受けた文化財だけでなく、計画の対象区域の「その土地らしさ」を継承する上で欠かせない自然資源、人的、文化的な資源なども含める語句として用いている。

３．計画策定の視点と方法

（１）視点１：その地域における「地域資源」の存在のコンテクストの把握

ア．視点の主旨

視点１は、地域資源を単にリストアップするだけでなく、重要なことは、当該地域の風土における地域資源の位置づけを把握するということである。その際に、地域資源保全の取組を主に担う地域住民等多様な主体が、当該地域の風土及び地域資源に関する理解を深め、共有することができるように、地域資源を見直す機会を設けることが望ましいと考える。

イ．報告する業務の概要

その方法例として、山梨県山中湖村での取組を報告する。山中湖村は、平成25年度より、エコミュージアム[2)]の理念に基づくまちづくりを推進している。そのまちづくりの基本的な考え方の一つは、「山中湖村民の暮らしや生活からあふれる魅力を掘り起し、まちづくりに活かす」ことである。

そこで、取組の初年度である平成25年度は、第１段階として、ワークショップ形式で、村民が自ら地域資源（＝「宝」）を掘り起す取組を支援した。次段階以降の将来目標像の検討・共有、地域学習、観光等に活用を図ることを目的として、広く地域住民から地域資源に関する情報を収集、整理した。（図１参照）

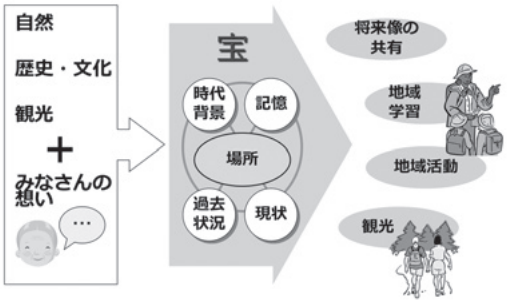

図１．山中湖村「宝」つなぎワークショップの目的[3)]

ウ．方法

ワークショップの流れは「第１部　「宝」の掘り起し」、「第２部　「宝」つなぎ」の２部構成である。

第１部のねらいは、「宝」（＝地域資源）の場所、「宝」とワークショップ参加者本人との関係・エピソードを把握するものである。地図上に「宝」を示すことで、「宝」と周辺環境の関係把握を助けるとともに、「宝」とワークショップ参加者本人との関係・エピソードを思い出していただくことで、「宝」についての再認識を促すことを目的としている。

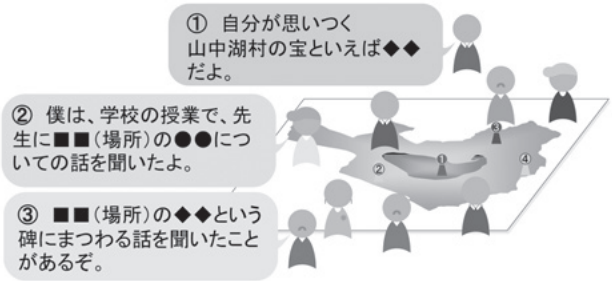

図２　宝さがしの作業イメージ[3)]

図３．ガリバーマップ[4)]による作業風景

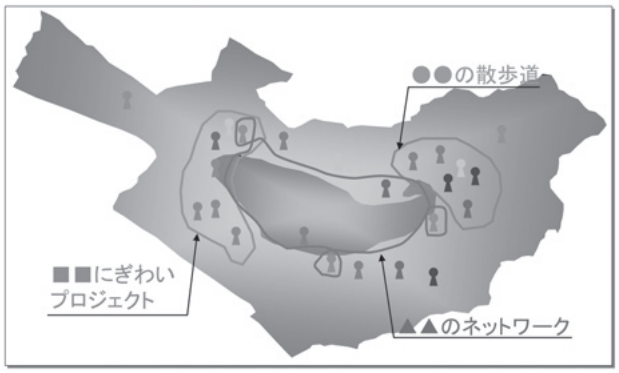

図４．「宝」つなぎの作業イメージ[3)]

図５．「宝」つなぎのワークショップの様子

参加者が、ガリバーマップに散在する「宝」を特定のテーマ（当該地域の風土の解釈）でつなぐ（１テーマにつき１本の毛糸で複数の「宝」を結ぶ）様子。

図６．網目状に宝が結ばれた、「宝」つなぎの結果

「湖が寒さで氷結することによる宝」、「食文化の歴史」など、様々なテーマで結ばれた「宝」の様子。

第２部のねらいは、参加者自ら、関係し合う複数の「宝」を結ぶ（「宝つなぎ」）ことにある。地域資源は単体で存在するわけではなく、存在する場や他の「宝」と関わりを持ち存在している。かつてはそのような関係性は地域住民に共有されていたが、現代では、産業やライフスタイルの変化等により、資源と場との関係性や、複数の資源のつながりに関する情報を地域内、世代間で継承することが困難となっている。そのため、地域資源がまち中において孤立しているように認識される状況となっている。そこで、本来の、複数の「宝」間の関係による「網目」の状態の可視化を目的として宝つなぎを実施した。

以上の方法により、「地域資源」と住民との関係、場所、風土との関係を調査者が把握できたことに加え、地域資源への住民の関心を高めることも可能となった。

第２段階として、本年度は「宝」の活用方策を住民自ら検討することを目的として、「宝」を活用するウォークラリーの企画をワークショップ形式で地域住民とともに立案した。

これは、夏休みに子供たちがクイズを解きながらラリー形式で地域の「宝」を巡り、「宝」を学ぶイベントであり、地域住民が対象とする「宝」を選定して標準ルートを設定し、クイズの内容を検討した。

残念ながら、台風のため、今年の夏休みウォークラリーは延期となったが、この取組は、「宝」を観光に活かす際にも有効であり、一連の企画を住民自ら行ったことで得られたノウハウ・経験の蓄積は、今後の地域資源の保全・活用に役立つと考えている。

「宝さがし」「宝つなぎ」と併せて、地域の主体が自ら持続的に地域資源を保全活用するしくみを構築したことが、「はじめに」のｖ）で示した、社会経済状況が変化した際に取組の方向修正を可能とするしくみの構築に、将来つながることを期待している。

図７．住民自らイベント内容を検討している様子

（２）視点２：地域の将来のあるべき姿（ビジョン）の具体化と実現に向けた取組の基本的な考え方（コンセプト）の立案

ア．視点の主旨

視点２の「具体化」とは、多くの人々が共有でき、かつ将来像を実現するために必要な取組をイメージしやすく表現することである。本稿では、空間整備のマスタープランとしての具体化ではなく、地域において「自分たちは何をするのか、何を目指すべきか」の具体化として捉えていただきたい。

イ．報告する業務の概要

その方法例として、沖縄県平良市（現宮古島市）での取組を報告する。平良市は、平成12年度に農村総合整備計画、翌年度同実施計画を策定し、同市狩俣地区において、グリーンツーリズムによる地域振興方策を推進している[5)]。

私どもは、平成12年度に農村総合計画の策定支援業務において将来像の検討を行った。当時、農業農村整備は、従来のシビル・ミニマム整備（農業、集落の社会資本整備）から、各地区が地域振興テーマを設定し、オーダーメイドにより必要な整備項目を組み合わせて、事業を展開する方式への移行期にあった。そこで、地域の望ましい将来像を地域住民が共有し、その将来像の実現に必要な取組の検討を行うという計画策定手順が必要となり、従来型の、必要なハード整備のメニュー出しからではなく、地域の将来像の検討から行う手順を採用した。

ウ．方法

検討手順は図８のとおりである。

当該地域で将来どのような生活を行いたいかについて、懇談会等における地域住民との話合いの中から地域の人々の思い（重要なキーワード等）を抽出し、望ましい将来像を物語としてまとめた。

望ましい将来像を複数案作成し、再度地域の懇談会において当該地域にふさわしい将来像を選択いただいた後（図９）、地域資源の保全、活用に向けた各種事業メニューを検討した。

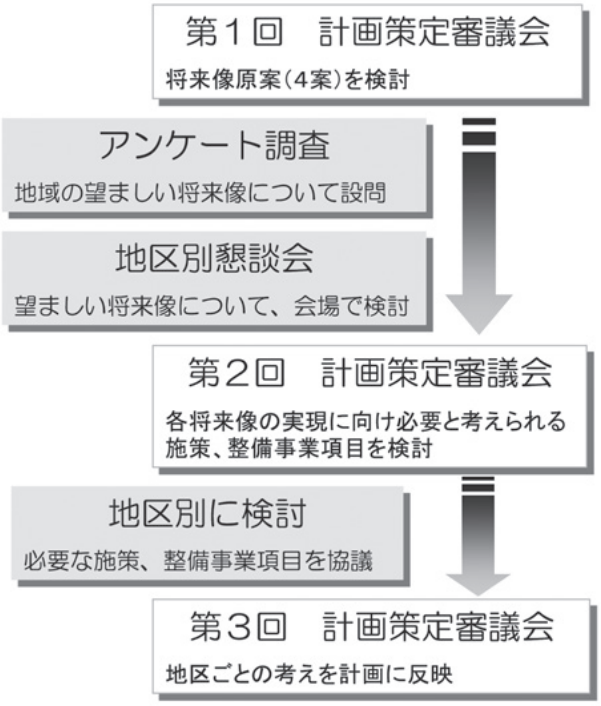

図８．計画策定手順（網掛け部分が住民意見把握関連）

図９．地区別懇談会における将来像検討の様子

参加者による旗上げアンケート方式で基本的な意向の傾向を伺い、その後、多く選ばれた案をもとに、地区ごとの具体的な望ましい将来像について懇談。

検討した将来像の１例を図10に示す。この将来像は、集落の１日を表現している。図10のa)～f)に示すように、必要となる取組、整備メニューを将来像から導く構成となっている。

物語は、図８に示した手順で地域住民の方々との懇談の中から地域の方々の思い（キーワード）を抽出して、編集したものである。

地域住民が自ら地域の将来像を具体的に検討したこと

で、「地域資源の保全、活用を行うにしても地域の人々の生業が成り立つことが重要である」という意見が寄せられるなど、地域資源の保全・活用と併せて、将来に思い描く生活を実現するために必要な取組を多岐にわたって検討することができた。

〈ビジョン　物語版〉

そのオバーは、目の前の情景に微笑んだ。

a) 毎年、サシバが渡る今の季節に、むらをあげての祭りが行われる。b) c) 以前は祭りの主役である「お化け」のなりての不足に悩んだが、いまは志願する若者が多く、「お化け」になるのも容易ではない。

d) 祭りを楽しみに数日前から来ている観光客が、様々な作物が豊かに生長するパリ（畑）や、美しいイノー（礁池）で、むら人たちとともに、草取り、漁に精を出している。

e) ガイド役のオジーとマングローブ散策から戻ってきた観光客が、むらの宿泊施設に向かっている。

「お化け」に泥を塗られて、そこら中から、f) 子供の泣き声が聞こえ始めた。

祭りが始まった。今晩は、集会所でむら人、観光客がともに語らい、一晩中笑い声が絶えそうにない。

＜コンセプト＞※上記下線a)～f)に対応

a) 自然環境保全
b) 地域の伝統祭事の継承
c) 若い世代の定住
d) 農業、漁業振興、観光交流
e) 高齢者（地域の達人）の活躍
f) 次世代の地域の担い手確保

図 10. ビジョンとコンセプトの関係例
（〈ビジョン物語版〉の下線は筆者による）

（3）視点３：将来像実現のための総合的な取組方策（モデル）の検討

ア．視点の主旨

視点３は、地区の将来像を実現するための総合的な方策を「モデル」として立案することである。視点２で「コンセプト」として示したとおり、地域資源保全・活用のための取組は多岐に亘り、総花的に定めることになる。

重要なことは、複数の施策を分野横断的に、総合的な戦略のもとで展開するための道筋を計画策定段階で検討、調整することである。と、記述しているものの、総合的な行政、取組の実践においては多くの壁が存在する。

そこで、計画策定の段階で取組の総合化を意識できるような方策（モデル）を検討することが有効であると考える。

イ．報告する業務の概要

その方法例として、山梨県での取組を報告する。山梨県は平成23年度より、美しい県土づくり推進委員会を設置し、美しい県土づくりのための景観施策を検討している。同委員会での協議結果に基づき、新たな景観施策として「山梨の大観」を活かした地域振興方策を検討した。「山梨の大観」とは、山梨の県土の広範囲を一望のもとに捉えることができるなど、県土の特性を示し、一目見て山梨県であることがわかる風景である（図11参照）。

かつてはそれぞれの地域で共有されていたが、現代に継承されにくくなったものの一つに、その土地と住民との係わり合いの歴史を挙げることができる。古来、人は自然に働きかけて、また自然に即してまちづくり、むらづくりを行ってきており、そこに各地域のまちづくり、むらづくりの「作法」が存在した。このように、人と場所は地区独自の「作法」で結ばれていたが、現代ではそのような作法が忘れられ、人と場所の関係（結びつき）が薄れている[6)]。

美しい県土づくりを県民全体で進めるためには、再び、山梨の県土＝「場所」と県民一人ひとりの「心」を結びつけることが重要である。そこで、「場所」と「心」を結びつけるものとして、同委員会は「山梨の大観」に着目した。

ウ．方法

県民の誰もが「山梨の大観」を意識することで、山梨の県土と「心」を再度結ぶことができるように、「大観」を体験するための「視点場」を併せ示すため、「山梨県を代表する風景」と「視点場群」について検討を行った。

図 11. 遠方に南アルプスの山並みを望み、眼下にブドウ棚が広がる雄大かつ文化的な景観

「視点場群」の抽出方法は図12のとおりである。

山梨県を代表する風景への眺めが得られる場所は県内広範囲に分布する。例えば、国土数値情報のメッシュデータを用いて、富士山の可視領域を求めると図12左上の図の着色範囲となる[7]。一方、県内各地には、山梨県の歴史・文化を物語る資源（遺跡や自然・産業資源等）が多く存在する（図12右上参照）。両図を重合し、「山梨県を代表する風景」を眺めることができ、かつ山梨県や県内各地についての理解を深めることもできる、山梨県の歴史・文化を物語る場（視点場、視点場群）を抽出する。

次に、総合的な取組方策として、「山梨の大観」と「山梨県の歴史・文化を物語る視点場」という組み合わせからなる地域資源を保全、活用するための地域振興方策を検討した。複数の市町村に跨る、広域的景観形成の取組として、関係する市町村が連携して実施する「山梨の大観」を活用する回遊ルート制度（案）[9]である。

上記の回遊ルートは、「山梨の大観」を望め、かつ山梨県の歴史・文化を物語る複数の視点場および視点場群をつなぐルートを設定して（図14、15参照）、「山梨の大観」という共通テーマのもと、地域を学び、楽しむことができる新たな観光ルートとして、来訪者の回遊促進に資するものである。

具体的には、上記の回遊ルートを旗印に、同ルート周辺の観光拠点、地域産物を楽しめるレストランや農産物直売所等観光スポットの紹介、観光拠点、観光ルート等の景観整備、「山梨の大観」を眺めることができる視点場の創出、ルート周辺の農地保全等、取組の総合化を図ることを目指す方策案である。方策案の内容は、図16のとおりである。

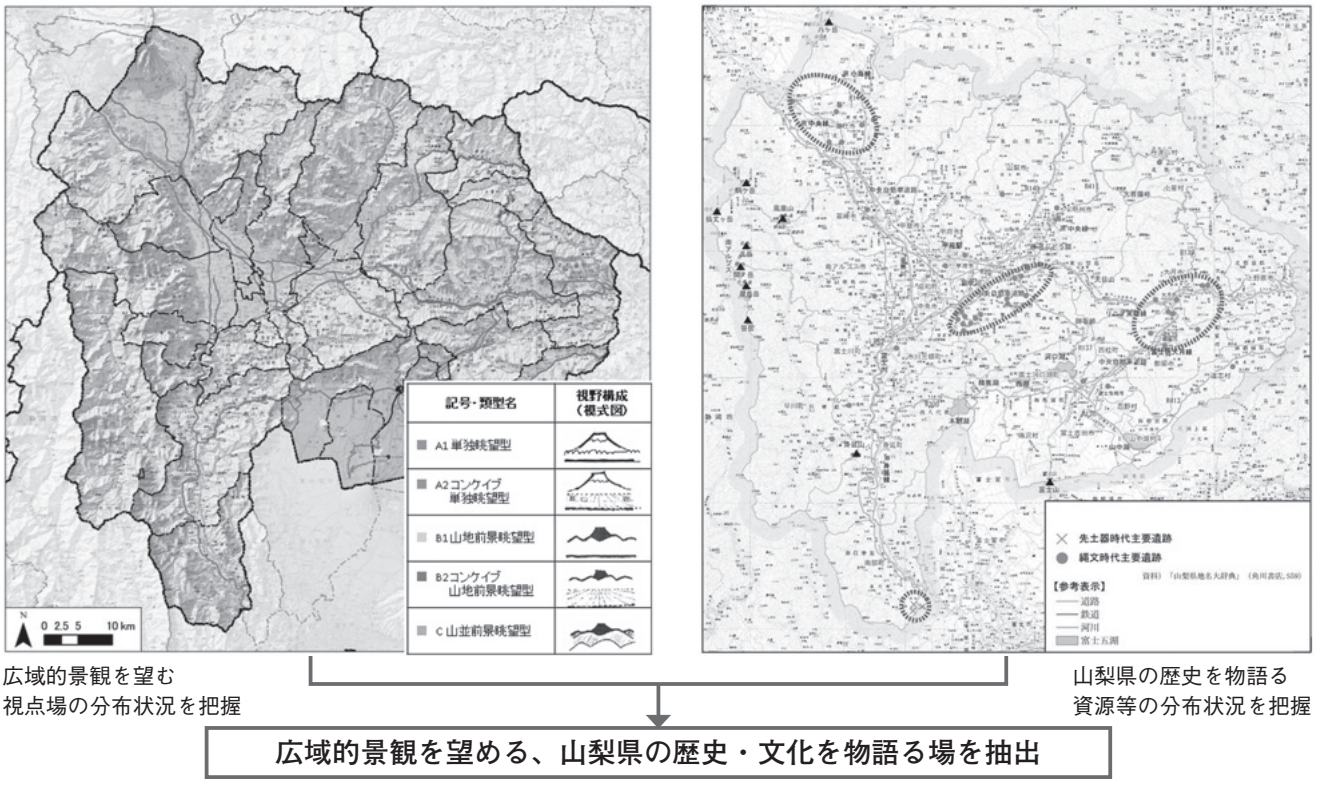

図 12. 視点場群の抽出方法

図 13. 山梨県の歴史・文化を物語る場からの富士山

かつて地域の重要な拠点であったことを示す飯米場（はんまいば）遺跡内の穂坂小学校校庭から御坂山地、富士山への眺め。この場から富士山への眺望体験を通じて、県土とわがまちの関係を捉えるとともに、視点場の歴史、文化を学び、地域への理解を深める[8]。

［１］広域的な地域振興テーマの設定

◆「山梨の大観」の内容、地域を物語る歴史、文化的な特徴等から、広域的に地域振興を図る際のテーマを設定します。

［２］「山梨の大観」を活用（体験）する広域的な回遊ルート設定

◆既存の観光ルート、まちづくりに関する計画等における地域振興に関するルート等をふまえ、「山梨の大観」を活用（体験）する、広域的な回遊ルートを設定します。

《既存ルート》　《新設定したルート》

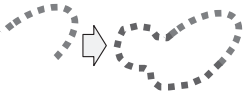

◆地域主導により、上記の回遊ルートに繋がるサブルートを設定し、広域的な取り組みの発展を図ります。

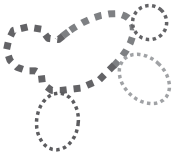

［３］回遊ルートにおける広域的景観形成、大観の活用

◆以下の要素ごと、その場の景観形成、その場への「山梨の大観」の取り込み、景観づくり、「山梨の大観」の保全のための施策の展開を図ります。

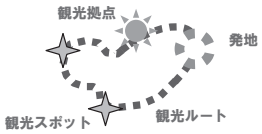

図 14.　回遊ルートの設定の考え方

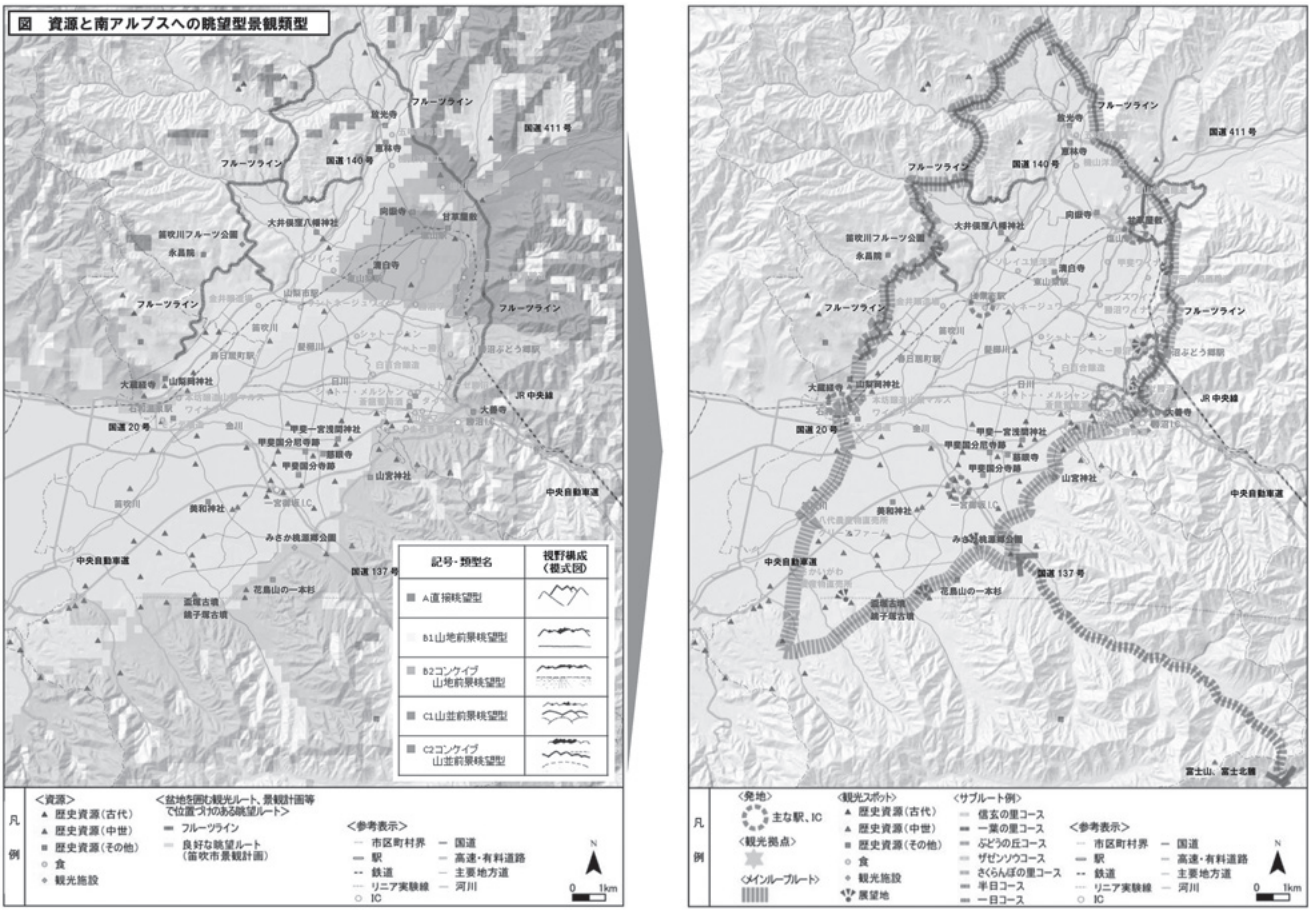

図 15.　回遊ルート検討例

峡東地区における、山梨の歴史・文化を物語る重要な資源と山梨の大観（南アルプス）の可視領域・眺望類型図との重合から（左図）、回遊ルート（右図）を検討した事例[10)]

図 16. 総合的なプロジェクトの展開イメージ

■推進方策イメージ

〈1〉広域的景観形成の実施体制の整備

・「山梨県景観行政団体連絡会議○○地域部会」等を活用するとともに、特定テーマごとに地域の関連団体等が参画する下部組織を設置する。

〈2〉広域的景観形成の実施の取組

■複数の市町村に跨る景観について特定の項目の景観形成基準の統一化（例えば、果樹地の擁壁のデザイン、素材等）

■広報、情報提供

■公共施設、公共空間、民間施設（店舗、宿泊施設等）における展望空間の創出、身体座の整備

4．おわりに

「計画」とは極端な表現を用いれば、策定に携わった人々の「思い」にすぎない。この思いを実現しなければ計画は夢幻のままである。

本稿では「地域資源保全のための計画策定の視点と方法」として、対象とする地域資源とその地の風土、人々との関係を把握した上で地域の将来像を具体的に検討し、その実現方策を検討する際の視点と方法を報告した。報告した各業務で留意していたことは、「計画」をいかに持続的に実践し、将来像の実現を目指すか、その道筋を計画に組み込むことである。

さらに、本稿では「計画」の期間を概ね10年程度と想定しているが、最近10年の社会経済動向がめまぐるしく変化してきた状況から察することができるように、地域においても計画期間内に様々な状況変化が生じることが想定される。そのような変化に柔軟に対応し、計画実現に関わる主体が計画に定める方策の方向を修正できるようなしくみを計画に内包させることが重要な課題であると考えている。

昨今、「新しい公共」[11] への期待が高まっている。計画策定段階から多様な主体の協働体制の基となる組織を形成することは、上記のしくみを機能させるために大変有効である。また、「新しい公共」を構成するであろう地域のコミュニティは、近年その機能の衰退が危惧されている。そのため、「地域資源保全のための計画」は、地域のコミュニティの維持、再生に資するものとなることが望まれる。

加えて、「視点３」では、将来像実現のためには複数の施策を総合的に実施、展開することが重要であることを指摘した。そのような取組において、「地域資源」は、取組を行う主体の意識を束ねる役割を担うこととなる。当該地域において、その地域資源の重要性を多様な主体が共有することにより、施策の総合的な実施、展開が円滑に進むと考える。

以上から、「地域資源保全のための計画策定」においては、広義の意味でのまちづくりに繋がる視点が重要であると考える次第である。

【註および文献】

1）本稿では、地域資源が立地する場の地形等、物理的な文脈だけでなく、歴史・文化的な文脈も含めて用いている。

2）「エコミュージアム」は様々な解釈がなされている。日本エコミュージアム研究会では、G・H・リヴィエールが提唱したフランスにおけるエコミュージアムの「発展的定義」を踏まえ、日本的に解釈した、「エコミュージアム憲章2009」を採択している。同憲章において、「エコミュージアム」の定義を「地域社会の内発的・持続的な発展に寄与することを目的に、一定の地域において、住民の参加により環境と人間との関わりを探る活動としくみである。」と定め、その「対象」、「活動」、「しくみ」の内容について示している。山中湖村においては、上記の考え方を踏まえ、「山中湖村民の暮らしや生活からあふれる魅力を掘り起し、まちづくりに活かす」ことを目指して各種取組が展開している。

3）山中湖村（2014）：「平成25年度　山中湖村エコミュージアム基本計画策定のための基礎調査業務　報告書」

4）使用する人間がガリバーになったように感じる大きな地図のこと。実際に、地図の上に乗り、地域の全体像をつかみつつ、特定の場の情報を得ることが可能である。山中湖村では、縮尺が約1,750分の１、約6m×7mの地図を使用した。

5）取組の全体像は下記の報告に詳しい。
飯島忠昭・安河内泰男・吉田禎雄（2003）：「平良市における農村振興総合整備を契機とした体験・滞在・交流型観光の展開方策の検討」；『CLA JOURNAL』No.157　p.p.6-7

6）中村良夫（2010）：『都市をつくる風景 「場所」と「身体」をつなぐもの』；藤原書店　323pp

7）国土数値情報のメッシュデータを用いて、視点場から見ることが可能なメッシュの解析結果を示したものであり、地形の上に存在している建築物や工作物、樹木等は解析上考慮していない。

8）山梨県の金峰山山系の西麓、韮崎市に、縄文時代以降の遺跡として飯米場遺跡が存在する。集落跡が確認され、遺跡範囲は穂坂小学校を中心に倭文神社境内などを含み、現在も歴史的な環境が形成されている。また、同地には、江戸時代に朝穂堰（用水路）が築かれ、朝穂堰水配役人詰所が配置されるなど、地域の重要な地区として発展した。山梨県内の山麓地における農地の開拓史を想いつつ、富士山への大観が得られる場所の一つである。このような場所を「広域的景観を望める、山梨県の歴史・文化を物語る場」としている。

9）山梨県（2014）：「山梨の大観」p.p.18-19

10）複数市町村が共通の「コンセプト」で事業を展開するための旗印として、特定のテーマを持ち、複数の市町村に跨る観光ルートを検討したものである。ここでの特定テーマは、甲斐の歴史を学び、ブドウやモモなどの特産品を楽しみながら、山梨県を代表する山々の南アルプス、富士山、八ヶ岳等への眺めを体験するという内容である。本ルートの沿道には、古墳、甲斐国分寺跡、戦国時代の武田家にちなむ歴史的資源が立地し、丘陵地のブドウ棚等の文化的な景観が展開する。１つの基幹観光ルートを設定し、そこに各市町村が推す既存のまち歩きルートが接続するように考慮している。

11）従来、主として行政が担ってきた地域づくりについて、行政だけでなく、多様な民間主体を地域づくりの担い手として捉え、そのような担い手を「新たな公共」と表現する。（資料：国土交通省H.P.）

Abstract: This study report deals with the viewpoints and methods for the planning of the conservation of local resources. Three important viewpoints in planning the conservation of local resources are highlighted, for each of which a planning method is explained with an example based upon our experience of actual projects. The first viewpoint is about the importance of understanding the historical context of the presence of “local resources”. In relation to this viewpoint, a report is given about a method of obtaining the understanding of the context through workshops with the participation of local residents. The second viewpoint is about the importance of making a concrete image of the future vision of the local community. In this respect, a report is given about a method of translating the future vision of the local community into a story. The final viewpoint is about the importance of drawing a roadmap in the planning stage for implementing multiple measures in a cross-sectorial manner under an overarching strategy. For this, a report is given about a method of exploring landscape-related measures for the enhancement of local economy from a comprehensive perspective, taking advantage of regional landscape development.

歴史まちづくりを実現するための「計画」

‘Planning’ to Realize Historical Town Development

杉本　　宏（宇治市歴史まちづくり推進課）　SUGIMOTO, Hiroshi
(Historic Town Development Promotion Division, Uji City Municipal Office)

１．はじめに

「歴史・文化を活かしたまちづくり」などの標語は、全国の自治体が採用しているオーソドックスな方針の一つである。私が勤める宇治市では、市民憲章に「文化財の保護」がうたわれ、都市像として「文化遺産を守り、それをかてとして新しい市民文化を創造」することが昭和26年（1951）の市制施行時に宣言されている。

しかしながら、地域の個性を守り持続的発展を促すこのいわば基礎的で当たり前の方針が、いったい、どの程度の実行性と具体性を持ってこの国の中で実現されているかは心もとない、と想像するのは、さほど難しいことではない。

例えば、国指定史跡は現在全国で1,700余か所が指定されている。数の上からは「１基礎自治体１国史跡」といってよいほどだ。国史跡を整備し地域づくりに積極活用している自治体が、全国に多く存在することは十分認識する。しかし一方で、史跡の整備が地域づくりや町の持続的な発展に、必ずしも寄与しているとは思えない事例も少なくない、と自戒をこめて理解するのは私一人ではあるまい。いったい、この違いは何に起因するのか。

そもそも、史跡等の文化財自体と地域発展とは次元が違う、という認識に立つのであれば、このような議論にそれほどの意味はないかもしれない。しかし、文化財に内在する「公益性」は、その文化財を一義的に支え関与する地域住民と不可分にあり、それはすなわち地域への寄与と同義と捉えるならば、文化財の整備は地域づくりの枢要な一角に確固として位置しなければならない。

現在、宇治市では、史跡公園の整備、重要文化的景観地区の整備、歴史まちづくり法による諸整備を一体的に進めており、この推進力として歴史まちづくり推進課を都市整備部に設置している。

本研究報告では、今回の合同研究集会のキーワードである行政での「計画」のありように視点を置きながら、この宇治市の近年の取組について、一基礎自治体文化財担当者の経験をもとに報告することとしたい。

２．宇治市の文化財と体制

宇治市は京都市の南東に接し、京都駅からＪＲ奈良線の快速で15分程度の距離である。面積67.55㎢、人口19万の都市であり、京都府内で京都市に次ぐ規模にある。市域の東部は琵琶湖に続く山丘域、西部は昭和16年（1931）に干拓が完了した旧巨椋池の広大な水田地帯と山丘へと続く住宅地が展開する低丘陵地となり、市域中央を宇治川が貫流している。この宇治川が山丘部から流れ出す谷口部が狭義の「宇治」であり、古くからの市街地が形成されている場所である。

（１）文化財

宇治は、奈良と京都を結ぶ水陸交通路の結節点として

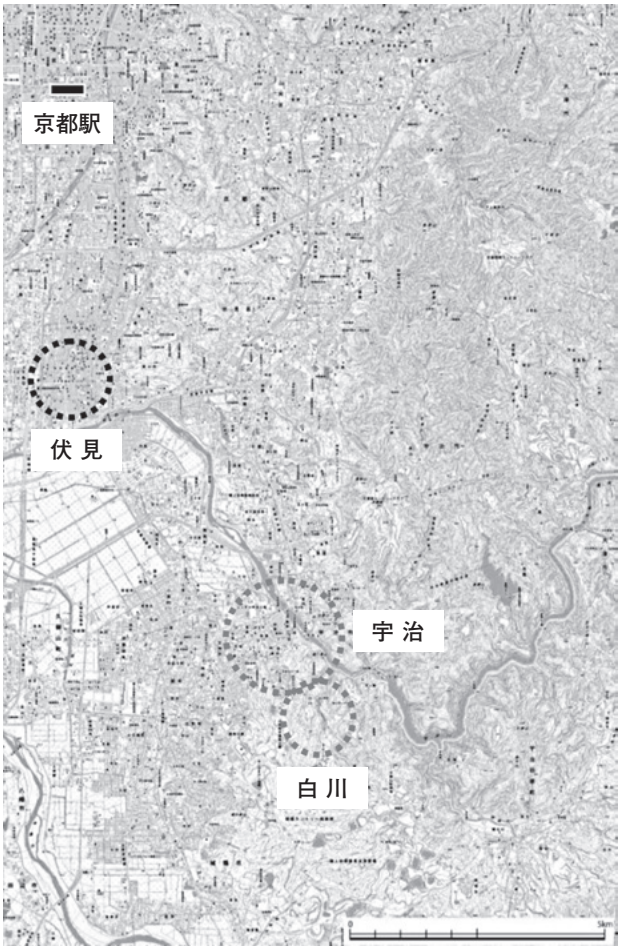

図１．宇治の位置図

古くより集落が形成されており、特に平安時代後期には藤原氏による寺院や邸宅の造営を契機として都市的発展を遂げ、現在の街区の基盤が造られている。このため文化財は豊富で、国宝・重要文化財54件、史跡３件、重要文化的景観１件をはじめ多数の指定文化財が所在し、国宝平等院・宇治上神社は世界遺産 「古都京都の文化財」の構成資産となっている。当地は古くからの観光地で、現在、年間500万人の観光客が訪れている。

（２）文化財の体制

宇治市の文化財行政の本格的開始はさほど古いことではなく、昭和58年（1983）に最初の文化財専門職員（筆者）を採用し文化財保護の係ができたことに始まる。それまでは、何か事案があるたびに、大学や学識者に頼ることが常であった。この採用は、当時、どの自治体でもそうであったように、日本経済の右肩上がりに呼応した開発に対応する緊急発掘のためのものであった。その後職員を増員しつつ、平等院庭園の整備に伴う発掘や重要遺跡の確認発掘などをまじえながらも、平成15年頃までは開発対応発掘が文化財行政のベースであった。全体として、文化財保護係は文化財の管理が任務で、まちづくりに関与できる展望は開けない状況であった。世界遺産を持ち文化財を最大の観光資源とする本市にあって、なんとも理解しがたい状態が続いていた。

所属も当初は教育委員会社会教育課、その後、歴史資料館へ異動となり、この間に専門職員数も３名から２名へと減じた。

現在、文化財保護係は都市整備部歴史まちづくり推進課にある。平成21年（2009）に新設された課であり、所属する係は文化財保護係ほか、史跡宇治川太閤堤跡歴史公園の整備と歴史まちづくり法所管の拠点整備係、景観法所管の景観係の３係である。文化財保護係は嘱託含め８名が在籍し、課員数は20名と、都市整備部最大の課となっている。

この転換点は、平成14年（2002）頃から、文化財保護の取組が地域発展との関係なくしては立ち行かない状況が顕われ始め、取組の仕方の模索をしつつ、平成19年（2007）に文化的景観を始めたことが一つ。もう一つは同年に図らずも緊急調査で見つかった太閤堤跡の保存と活用を、都市計画部局の志のある職員と共同して対処したこと、である。そしてこれらが進展し派生してゆく中で生まれる価値と、整備などの予定する行政行為を国の制度と絡めつつ幾つかの「計画」にとりまとめてフロー化することによって、宇治市の重要な実現すべき政策として提案できたことである、と考えている。

３．三つの取組

まず、本市が進める「歴史を活かしたまちづくり」の経過を知る上でポイントとなる取組を報告する。これらの取組は、パラレルに進みながら段階的に関係を深め、最終的には一つの構想とまちづくり計画へと包み込んでゆくことになる。

（１）白川金色院跡を史跡へ

竹下内閣「ふるさと創生事業」を受けて、宇治市では平成３年（1991）に『源氏物語』の「宇治十帖」にちなんで、作家瀬戸内寂聴氏を選考委員長に女性文学賞「紫式部文学賞」が創設され、平安時代の文化イメージを活用した「源氏物語のまちづくり事業」が進められることとなった。このまちづくり事業は、文学賞の創設、源氏物語ミュージアムの建設、観光地の散策道整備が主要事業であった。

ちょうどこの頃、文化財保護係は史跡及び名勝平等院庭園の整備に伴う発掘を進めていたこともあり、このまちづくり事業に合わせて、関係する平安期遺跡の発掘と史跡化を計画した。その最初の対象遺跡が白川金色院跡である。

ア．発掘の開始

白川金色院跡は、宇治地区の南側の山里白川地区にある遺跡で、康和４年（1102）に平等院を創建した関白藤原頼通の娘四条宮寛子が建立したと記録に残り、明治の廃仏毀釈までかろうじて存在した。現在、室町時代の総門や重文の鎮守社、また仏像・経典類が地元に伝えられ、遺跡が山里の棚田や里山に展開している。

地元の協力の中で、平成５年（1993）から14年の10年間、国庫補助による発掘調査を行い、創建期の仏堂跡や経塚跡はじめ多くの遺構・遺物を発見した。特に、平等院と同型の12世紀の瓦類がまとまって出土したことは、四条宮寛子創建説を確認する重要な成果となった。

この発掘調査は常に新聞報道を賑わし、成果の現地説明会も大盛況であった。このため、数少ない遺存状態が良好な平安後期の摂関家建立寺院として、文化庁と協議のうえで、白川金色院跡を国指定の史跡へと申請したい旨、地元白川区民と地権者への説明会を開催した。

私たちは、当然賛同いただけるものと考えていた。が、史跡指定を危惧する住民意見が相次ぐ結果となった。曰く「土地が自由に使えない」。曰く「家が建てられなくなる」。そして最も重く響いたのが「遺跡が残っても地域が衰退したら何もならない」という、発掘からこの方、我々に理解を示し励ましてくれた住民からの吐露であった。

文化財サイドとして「遺跡の価値」に気を取られすぎ、

史跡と歩む事になる「地域の現実」に寄り添う配慮が足らなかった結果である。この後、住民と一緒に史跡の勉強会や先進地視察を行い意思の共有を進めるが、具体的解決へは結びつかない状況が続いた。

イ．史跡と地域の未来

事態が動き始めたのが平成19年（2007）である。文化的景観の開始や太閤堤の発掘など、多忙かつ変革の年であり、白川地区も文化的景観対象地区として生業・風土の調査を始めていた。またこの年は「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくり条例」が年度末に施行されることとなった。この条例は、地域住民による協議会が提案するまちづくり計画を行政が応援するもので、地域の課題解決を具体的な施策へと取り込むことが意図されたものである。

行き詰まっていた私たちと地元地区には絶好の制度であった。この条例に合わせ、白川地区の住民生活の未来像を描きながら史跡をどのように地域に活かしてゆくかを考えてゆくため、同年に「白川区まちづくり協議会」が結成され、平成21年度に条例認定団体となり、現在「白川区まちづくり計画」が住民の手で作成されている。この予定される計画を行政として担保してゆくために、白川地区を後述する「宇治市歴史的風致維持向上計画」の重点地区に設定している。

（2）重要文化的景観を目指す

ア．世界遺産と景観保全

宇治市が「景観」と正面から向かい合うこととなったのは、平成６年（1994）のことである。この年の12月に「古都京都の文化財」が世界文化遺産に登録され、宇治市では平等院と宇治上神社が構成資産となった。じつはこの時、平等院鳳凰堂背後の市街地では、町家や銭湯を取り壊して外部資本による45ｍの高層マンション計画が着々と進行しており、１年後には鳳凰堂借景の空を阻害する事態となった。

もともと鳳凰堂の背後は町家を中心とする旧市街地が展開しており、用途も商業地区・近隣商業地区・住居地区が混在する状況であり、高度制限を設けていない。バッファゾーンは、宇治川畔の自然景観を保全する特別風致地区であり、市街地では一部にしか及んでおらず景観保全の弱さをかねてより指摘されていた矢先であった。

世界遺産の景観保全は都市計画サイドが中心となり、平成14年に自主条例の「宇治市景観条例」を制定、景観法の施行に基づき平成17年（2005）に景観行政団体認定、平成21年に景観計画を定め市域全体を景観計画区域とし、特に世界遺産周辺地区は景観計画重点区域とした。また都市計画法による高度制限を設定し、15ｍと20ｍの段階的な制限高度を決め、鳳凰堂借景に新たな景観阻害がないように定めている。

イ．重要文化的景観選定と地域力強化

宇治市街地でのマンション建設は、高層マンション建設後も時折計画されてきた。特に平成16年（2004）に行われた宇治橋通り商店街での大型マンション建設は、歴史的市街地の根本的な保全のあり方を考えさせるものとなった。

この場所には、もともと宇治を代表する老舗茶商の明治以来の屋敷と茶工場があった。間口は狭いものの奥行は100ｍ近くある敷地で、近年の茶業の退潮により転出し空き地となっていた。

宇治市街地は、平安期の藤原氏邸宅群の造営に起点があるため、重要な遺跡が埋蔵されている場所でもある。マンション建設の事前発掘では、平安後期の貴族邸宅跡・庭園跡はじめ当時の街路跡そして現代に至る各時代の遺跡が良好に見つかった。記録保存の発掘終了後、通例のごとく、地域の反対を押し切ってマンション建設は行われた。建物の高さや外壁色彩等は、まだ制定前の予定する規制に準拠するものとはなったが、巨大なコンクリート壁の異様が昔からの町並みを覆うように再び出現した。

伝統産業の衰退が、老舗を失しなわせ、その跡地にマンションを呼び寄せ、重要遺跡を壊し、積み上げてきた景観の破壊を招き、地域の良さが失われてゆく、というネガティブ連鎖の構図を作りだしている。このようなケースは、じつのところ市街地では少なくはない。

諸現象の関連性や変化に意識を向けず、従来的手法で目の前の事案に臨み続ける時、ことの本質を見失しないかねない場合がある。例えば市街地に埋蔵される重要遺跡の保全を考えた場合、現行の文化財保護法の規定よる対処療法的な事前発掘では、記録は残るものの遺跡自体を失い続け、根本的な保護には程遠い。これは、伝統的家屋や景観の保全でも同じであり、特に関係し合う要素が複雑な市街地においては、地域全体を価値化し、地域力を再生し、伝えられてきた歴史・文化・景観の総体を保全し継承してゆくに必要な、システムツールが求められている。

私たちが「景観」に注目し始めたのは、文化庁が「文化的景観」の導入調査を始めた平成14年（2002）ころであった。この新しい文化財類型は、生活・生業から生み出される風景に着目し、従来の凍結保存型ではなく動体保存型の文化財であることに魅力を覚えた。しかし、平成17年（2005）の施行当初は農林水産業の景観が主で、歴史的な市街地の保全を模索する私たちにとっては、い

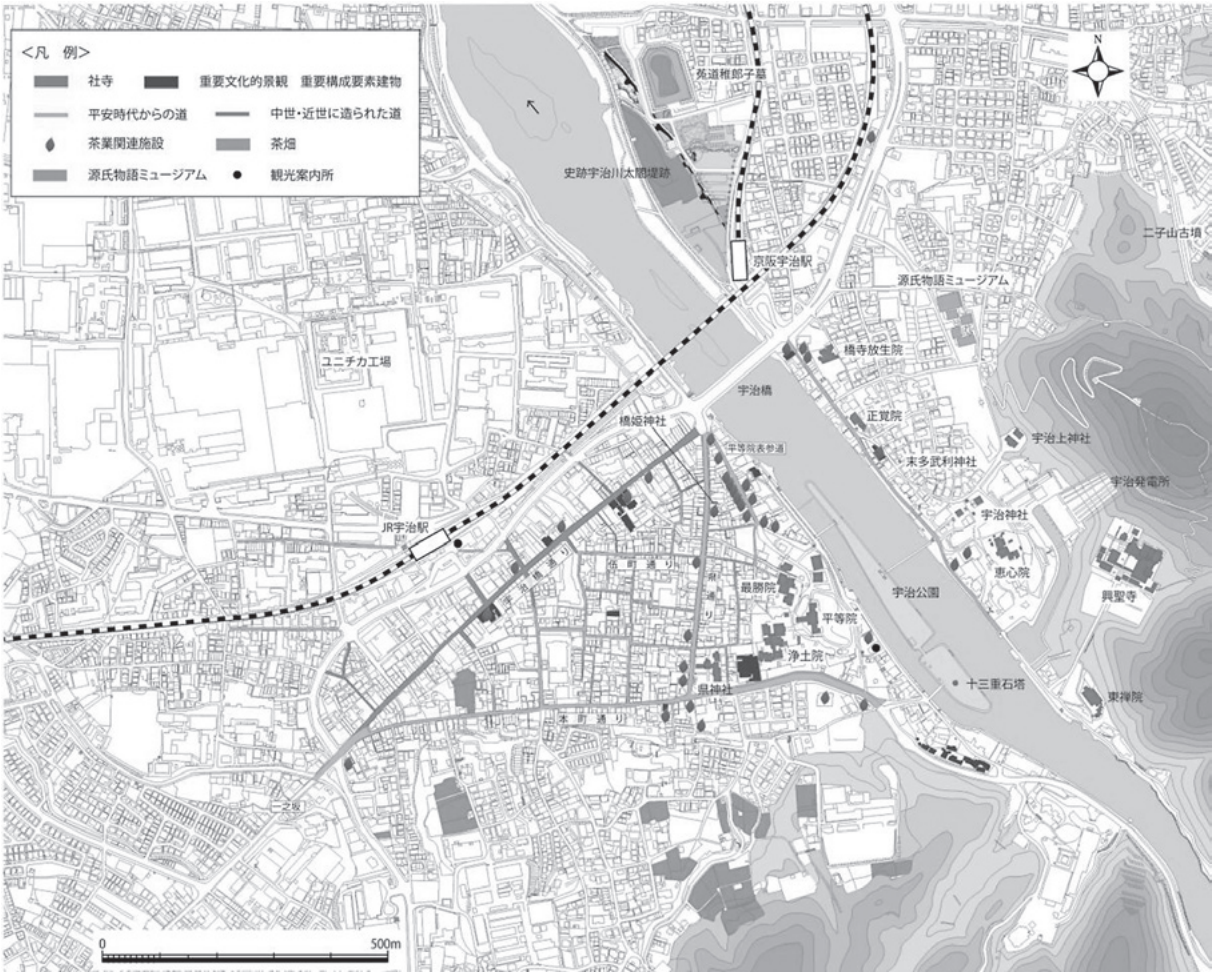

図２. 宇治の主要文化財と施設の位置図

まだ距離のある制度でもあった。

文化的景観制度の都市鉱工業領域への拡大が示された平成18年、ただちに文化庁と協議を進め、平成19年度から「平安時代以来の街区に宇治茶生産の景観が息づく景観地」として、宇治地区を重要文化的景観に選定申出する取組を本格開始した。選定告示は平成21年（2009）２月であり、都市景観第１号として「宇治の文化的景観」が重要文化的景観に選定された。選定範囲は宇治橋上流の両岸域及び市街地部と周囲に展開する茶園部で選定面積228.5ha、景観計画重点区域と基本的に同範囲である。

取組開始から選定まで２年余りの短期決戦であった。文化的景観の制度は景観法と連動しており、申出にあたっては景観行政団体であることが前提となり、景観保全のための条例制定が求められる。このため、重要文化的景観を目指す場合、他の自治体では景観法所管部局との調整に労力を要す場合が多いと聞く。しかしながら前述のように、本市の都市計画部局は世界遺産の景観保全に景観法前から取り組んでおり、文化財サイドの宇治の街の個性保全と継承を求めた文化的景観の取組に関しては、大きく理解を示してくれることとなった。この「景観」をキーワードにした、今まで縁の薄かった、あるいは敵だったかもしれない都市計画部局と文化財部局との連携は、この町における文化財保護行政と都市計画行政のあり様を大きく広げ、新しい未来へと推進させてゆく原動力となってゆく。

（３）太閤堤の発掘と史跡公園整備

平成19年（2007）の夏、宇治橋下流東岸側の京阪宇治駅との間に広がる耕作地2.4ha余りが土地区画整理され、共同住宅を含む住宅地に計画されることとなった。これに伴い発掘調査をしていた調査員が想定外の大発見をする。

太閤堤が当時の姿をほぼ留め長さ100ｍにわたって発見されたのである。

ア．太閤堤の発掘と史跡指定

太閤堤とは、太閤すなわち豊臣秀吉が文禄３年(1594)に伏見城築城に伴い水陸交通路整備のために築造した、延長十数kmに及ぶ複数の堤防等の通称で、この大土木工事により宇治川流路などが整備され、現在の土地のあり様を決定した。これらの遺跡は、現在の国交省管理の宇治川堤防の中に埋め込まれたり、不要となって削平さ

れたりして、その実像はようとしてわからなかった。そして、その実物かかなりの迫力で突如発掘されたのである。

治水遺跡は、洪水等で当初の形が破壊され原形を留めることは少ない。当初形がほぼ残された今回の発見は、極めて重要であった。発見された場所は、現在の宇治川右岸堤防から陸地へ数十m入った場所で、茶園等となっていたところである。このように原形を留めていた理由は、築堤後、偶然にも洪水等による土砂で急速に埋め込まれたことによる。この埋没範囲は、宇治橋下流から、ちょうど発掘地点までの延長400mほどで、土地区画整理事業範囲そのものでもあった。

発掘された遺跡は、宇治川右岸を保護するための護岸であり、膨大な大小の礫を用いて高さ３m、幅７mほどの規模で延長数百mも整然と造成されていた。所々には石出と呼ばれる堅固な突出を設け水流に対抗していた。これらの施設は、従来、近代化によってヨーロッパから招来された治水技術と考えられてきた。しかし、安土桃山時代にすでに完成されたものとして我が国に存在したことは、治水史上の重要な発見となった。

太閤堤の発掘は新聞紙面に大きく報道され、遺跡の現地説明会は1,700名を超える見学者であふれた。関係学会や学識者から保存要望が多数寄せられ、市民の保存要望署名も一カ月で5,000名を超えた。文化庁との協議においても、国指定史跡への取組を強く求められることとなった。市民の保存要望の中には、遺跡価値のみならず、観光地区に隣接する場所に再びマンションが計画され、郷土の景観が悪化することへの危惧も多かったと聞く。

開発に伴い、重要な遺跡が発見された場合、小面積であれば、開発の計画変更等で保存が可能な場合もあるが、今回のように半分近い面積に及ぶ場合、採算性から遺跡の保存は開発事業の中止を意味する。市として重い選択である。行政内の調整、文化庁との調整、理事者決断を踏まえ、開発事業者と協議を行い、国指定史跡への申請と開発予定地の全域公有化を行うこととした。国指定史跡の指定は平成21年（2009）７月であり、指定面積は民間茶園の範囲１haほどを含め約2.3haである。

イ．仮称宇治川太閤堤跡歴史公園

いくら重要な遺跡とはいえ、その価値だけで国史跡へ申請し多額の経費を投入し公有化を図る行政決断は、なかなか難しい。目的、効果、活用方法、整備方法、管理方法、既存諸計画との適合性、なにより財政計画等、調整すべきことは多い。すぐに調整できなくとも、決断時にはそれらの目算がいる。

本件の場合、保存の方向性の打ち出しは発見から4か月余りである。この間、この開発の担当をしていた都市整備サイドと文化財サイドと共同して、保存整備の実現性と整備効果及び資金計画について、開発事業者及び関係機関と調整を進めつつ、史跡公園としての保存方針の公表へとつなげてゆくこととなった。

じつのところ太閤堤の発見は、宇治市の未来にとっては千載一遇の好機でもあった。この開発は世界遺産への直接的な景観阻害にならなくとも、観光中心部の一角にマンションが建ち、宇治川景観にダメージが及ぶことは必至で、この回避が高率の補助金を伴う国指定史跡で可能になること。さらに、駅に隣接した絶好の土地を公共用地として獲得できることにより、課題であった平等院以外の豊かな文化遺産・宇治茶等の情報発信不足の解決のために施設整備が可能となることなど、遺跡の価値のみにとどまらず、広く地域発展に資する潜在的価値は高いと考えられた。

豊臣秀吉は茶の湯を愛し大茶会を催すなど、茶の庇護者として宇治茶と相性が良く、また太閤堤築堤により川筋に洲が形成され、そこに茶園が発達した歴史過程を踏まえ、歴史公園整備のイメージは、従来の「源氏物語のまちづくり」に「秀吉と茶の湯」を加えた新たなまちづくりの拠点とした。

４．歴史まちづくりの計画

平成19年（2007）は、図らずもこのような事案が集中する年となった。またいずれの事案とも、宇治の観光中心地及びその隣接地であり、かつそれぞれの文化財の保全と地域の継承・発展とが関係しあうものでもあった。

通例の文化財保護行政では、文化財を保全できるレールを敷けば概ね役割を終えるが、これらの取組を進めてゆくには、文化財サイドの姿勢自体に、その先の文化財の具体的な地域への寄与案まで関係部局と調節しつつ戦略化してゆく、意識の転換と役割の見直しが必要であった。すなわち、それぞれの経過で進んできた事案をパッケージ化し、広く賛同をえることが可能な計画立案である。

このため、文化財の整備に留まらない、国の政策を見据えた新しいまちづくり計画として全体を取りまとめてゆく流れを都市計画サイドと共有し、歴史的価値の地域還元を包み込んだ大きなまちづくり構想を提案し、理解を得つつ整備のアクションプランへと進めてゆくこととなった。歴史まちづくり推進課の新設は、このような経過の必然であった。

最初に立ち上げたのが「歴史と文化の風格が漂うお茶のまち宇治」を目指すべき都市像として掲げた「宇治茶と歴史・文化のかおるまちづくり構想」［平成21年（2009）］である。この構想の策定には、市民意見聴収や

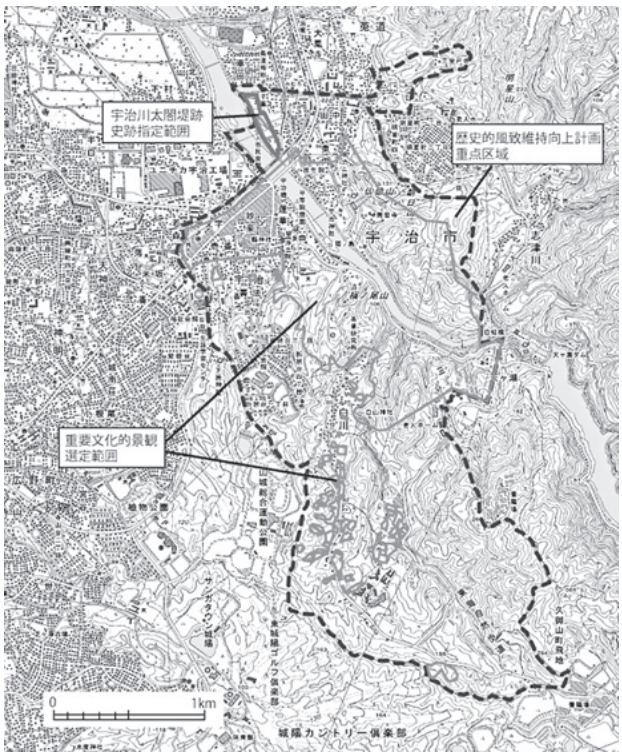

図３. 史跡・文化的景観指定範囲と重点地区範囲

ワークショップを開催しながら、史跡宇治川太閤堤跡歴史公園の整備の方向性やその機能、また重要文化的景観に選定された市街地の整備や宇治茶のＰＲや継承など、観光の底上げを踏まえた宇治市が未来に向かって取り組むべき方向性と必要のある諸事業を示した。

アクションプランは、制定間もない「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）の認定を受け、法的な特例措置と諸事業による重点的支援の導入のもとに実現を目指すこととした。この策定に関しては、学識委員にとどまらず市民団体の代表及び庁内６部15課の推進調整会議を設け総合行政体制で臨むこととなった。

「宇治市歴史的風致維持向上計画」の認定は平成24年（2012）３月である。１.参詣と遊覧　宇治川河畔の歴史的風致、２.茶どころ宇治の歴史的風致、３.宇治に伝わる祭礼の歴史的風致を特定し、重点区域として「宇治・白川歴史的風致重点地区」710haを定め、歴史的風致の維持及び向上に資する事業として、史跡宇治川太閤堤跡整備事業、情報発信・観光施設整備事業をはじめとする25事業を認定した。

現在、この歴史的風致維持向上計画に基づいて各種整備事業を進めている。

５．まとめにかえて

以上、宇治市が進める「歴史を活かしたまちづくり」への経過を述べてきた。多くの自治体がそうであるように、恵まれた文化遺産と観光状況にある本市においても、文化財部局が最初から「まちづくり」の枢要な部分に関与できてきたわけではない。どちらかといえば、まちづくりからは遠い場所で、日々文化財の保護にあたっていたのが実際である。教育委員会に所属するため、文化財が存在する地域社会の具体的未来とは制度的に縁が薄い、と言えばそれまでである。しかしながら、実際上運営される文化財保護行政は、常に地域社会の現実と直面しており、制度的に縁が薄いでは済まされないことが多い。この厳然とした事実に「学問」・「教育」を楯として現実問題の解決を他者の責務に求めるか、正面から自分たちの課題として捉えようとするかは、そこに立ち会う職員個々の意識と覚悟の問題である。

「計画」とは、たとえばこのような意識から作り出されてきた「想い」を、多くの人たちと共有する役割がもともとである、と考えている。また、それを実現させるための方法を共有化してゆく手段でもある。このようないくつかの計画を、いかに巧みに構成し創りあげるかが「計画」の良し悪しとなり、実現の可否を決める。

宇治市における前述した計画のあり方は、少数の想いから発した構想を、段階的に賛同者を増やし実現への道筋をつけてきた結果が、かたちとして顕われたものである。その点においては、いくら「計画」ができ着実に実現へと向かっていたとしても、なお、薄氷の上にいる思いは消えない。

【参考文献】

１）宇治市　2009『宇治茶と歴史・文化香るまちづくり構想』
２）宇治市　2011『宇治市歴史的風致維持向上計画』

Abstract: In Uji City, now, we have been under the town development that utilizes historical elements. Such a plan has become a major policy of Uji City. There are some reasons. Cultural properties protection section, originally a Board of Education belongs. Town planning department has been in charge of urban development. Under these situations, the protection of cultural properties and the urban development are separate as institutions. But, actually, the protection of cultural properties is not independent of the regional development. For the sustainable development of the region, taking advantage of cultural assets is essential matter. As for the excavation of Taiko-Tutumi archaeological site and the challenges for the cultural landscape, these idea have been shared between urban planning department and cultural properties protection section, that was a chance to promote the city planning that utilizes historical elements. And the 'Planning', it means to be achieved by sharing these concepts. Therefore, the 'Planning' should be required to be easy to understand for many citizens. In Uji City, the history and the cultural assets will make the plan as a major idea that they are essential legacies for the sustainable development of the region.

文化的景観をなじませるための計画策定

Resolution to Adapt the Cultural Landscape

川村　慎也（四万十市教育委員会生涯学習課）　KAWAMURA, Shinya
（Lifelong Learning Division, Shimanto City Board of Education）

１．四万十市の重要文化的景観

四万十市は高知県西南部、四万十川が196kmの蛇行を終え土佐湾に注ぐ河口に位置する地方都市である。四万十市における重要文化的景観は、四万十川本流と支流黒尊川及びその流域の山間地域、本流と黒尊川の合流点に位置し川港として機能した口屋内集落、四万十川河口で港湾の機能を担ってきた下田集落から構成される。これらの景観は四万十川の流通往来と河川での漁労等の生業の景観として重要文化的景観の選定を受けている。

また、四万十川流域の重要文化的景観では、流域の５つの市町が個々の景観の特質を活かしつつ、選定から利活用まで連携して取組を進めている。

２．選定時の状況

四万十市での重要文化的景観の取組は十分な準備を経て始まったわけではない。選定時には多くの積み残しを残したままスタートを切ることとなった。

文化財への取組の浅い地域で、地域景観の意味を考えるきっかけになったこと、流域という枠組みを活かす組織づくりができたことは一定評価できる反面、広域な選定を急ぎ足で駆け抜けたため、選定地域に暮らす人たちの理解や、行政等の文化的景観保護制度への理解、価値を活かした流域連携の進め方等は選定を追いかける形で始まることとなった。

３．整備活用計画の目的

整備計画策定にあたっては、大きく２つのことを目的として考えていた。

１つは、文化的景観をなじませるための時間づくりである。選定時に十分にできなかったことの多くは地域住民や行政において文化的景観を咀嚼する時間が不足していたことに起因するものと考えらえる。そのため、計画策定の過程で住民や行政の関わり代を作ることで、文化的景観をなじませるための時間を確保することを狙った。

もう１つは、様々な試行錯誤をするための道標を明らかにしておくことである。四万十川流域の文化的景観は自然環境の良さが文化的景観の大きなベースとなっている。しかし、その環境に対する適切なアプローチの検討には基礎情報が不足しており、文化的価値の検討と合わせ、継続的な調査やチャレンジによって蓄積されなければならない情報が多くある。限られた時間や予算のなかで多様な取組をうまく成果に活かすための道標を作っておくことは、事業を振り返りその先を考えるときに有用であろうと考えたのである。

（１）考える体制づくり

文化的価値が変わり方を考える文化財である以上、地域では変わり方を考え続け、選択を重ねていく必要がある。そのため整備活用計画の策定にあたって、まず考え続ける体制づくりから始めることとした。

現在は文化的景観を考える糸口やプロセスを地域外の専門家に頼りがちだが、いずれはその景観に近いところで景観形成の方向性を考えられる力をつけたいと考えている。そのためにこの計画策定期間を活用したいと考え、四万十市重要文化的景観整備活用計画検討会を組織した。この検討会は素案の作成を担う作業部会と、素案を元に計画を検討する検討会の２部構成にしており、作業部会は地域の専門家や行政の実務担当者、地区住民等を中心とし、検討会は地域外の専門家と市文化財保護審議会委員で構成している。この作業部会や検討会を通して行政担当者や地域住民、市の文化財保護審議会委員等に文化的景観の制度や考え方、展望が時間をかけてなじむよう期待している。

（２）エリアの個性を活かす

四万十市重要文化的景観整備活用計画では四万十市の重要文化的景観を構成する３つのエリア（黒尊地区、口屋内・四万十川本流地区、下田地区）毎にその特質に沿った価値の整理、景観を考えるための基礎情報の蓄積、利活用の方法を検討することとした。計画をエリア毎にオーダーメイドすることによって暮らす人が「しっくりくる」計画を目指したい。とくに利活用については試行錯誤を繰り返すことで、計画の精度や実効性を高めていきたいと考えている。

この３つのエリア毎の計画を基軸として計画自体や個

別の案件を同じ場[1]で検討するようにし、文化的景観全体のバランスを図りつつ運用を試みている。

（3）協議の迅速化

文化的景観の範囲内では様々な対応・協議事項が生じる。これについて委員や関係者数の多い検討会をその都度開催することは現実的に難しい。事前に内容や文化的景観への影響の程度等によって検討を行う小グループを設定しておき、案件に対して迅速な対応が図れるようなフローを試行している。

対応を急ぐ必要がある場合は、少人数で意思決定を行い、後日その判断を全員で振り返りを行う等いくつかの方法を試すことでより適した検討方法を見つけたいと考えている。

（4）経験を蓄積するために

個別の案件について検討した結果は、案件の概要及び対応の考え方、その対応に至る一連を記録化し、蓄積して後の案件を検討する際の材料として活かすことができるよう準備したいと考えている。そのため案件対応についてのフォーマット[2]を用意して記入する作業を進めている。このフォーマットの利用には、当初予想したよりも記入に多くの時間を要すること、検索等で類似事例を抽出しにくいことなど改善の余地があるものの、今後の対応の精度を上げるため継続的に取り組んでみようと考えている。

4．作りながら整える計画

四万十市における重要文化的景観の整備活用計画は身幅に応じたものにするため、実際の事例で試行錯誤を繰り返しつつ整えていきたいと考えている。以下では修繕や開発行為での対応事例とソフト面での取組の事例を挙げ、現在の取組状況を説明する。

（1）屋内大橋修繕

屋内大橋は四万十川と支流黒尊川の合流点に位置する口屋内という集落に架かる沈下橋である。曲線を多用した形状で、四万十川流域の沈下橋の中でも特徴のある橋梁として知られている。この沈下橋が橋脚下部の洗掘によって平成22年（2010）８月に沈下を開始し、橋脚１基と床版２枚が損壊した。この沈下橋は重要文化的景観における重要な景観構成要素であったため、文化的景観保護推進事業補助金を利用して修繕することとした。修繕には設計と取り壊しに１年、橋脚と床版の復元に２年、補修に１年の計４年を要する予定である。

四万十川の沈下橋は昭和30～40年代に作られたものが多く、制作から30年近くが経過しているため今後も他の橋梁で類似の修繕が必要になる可能性が高い。そのため今後の修繕の見通しや沈下橋の現状、修繕の際の留意点等を明らかにするため２カ年をかけた調査を進めている。

（2）下田津波避難タワー

四万十川の河口に位置する下田集落では南海地震とそれにともなう津波対策が進められている。その対策の１つとして津波避難タワーの建設がある。当該タワーは重要文化的景観選定前に着工され、選定後に津波予想高度の改定を受けて増築を行った。景観の中での素材や高さの異質感は否めないものの、地区としては日常的な避難タワーの利用が災害時の備えになると考えて積極的な活用を進めている。現在は夕涼みの場所として、盆踊りの会場として利用が生まれ始めている。新しい構造物については、建設時の配慮だけでなく、その利用を通じて地域の景観に馴染んでいくプロセスについても後押しできるような方法も考慮していきたいと考えている。

（3）地域が語るしくみづくり

文化的景観を良くしていくためには、その景観に暮らす人たちがその価値について十分に認識することが必要である。そのために自らの暮らす景観について語る言葉を増やし、語り始めることが大切である。整備活用計画にはそのようなプログラムを継続的に取り組めるよう記載したい。効果的なプログラムを検討するための手始めとして、地域で様々な役割を担う人と文化的景観を結び、できることから試行錯誤しているいくつかの取組を紹介したい。

ア．黒尊川生態調査

地域に住みこんで河川をフィールドに研究する生態学者と文化的景観を結んで行っているのがテナガエビを中心とした黒尊川での生態調査である。テナガエビは四万十の食材として知られる甲殻類で、子供の遊びから大人の小さな収入源まで多様な関わりがある。「エビ筒」と呼ばれるしかけを使った伝統的な漁法が今でも流域で用いられており、夏場を中心として川の浅瀬に筒が連なって仕掛けられている様子を随所で見ることができる。このエビとの関わりを通じて幼い頃から川を知る経験を積むことができ、川を見、川を語る人を創るきっかけを生む生き物のひとつと言える。

近年このテナガエビの漁獲量が減少していることが認識され始めており、現在の生業等を維持するために今後何らかの対応や対策が必要になる可能性が高い。そのためにはテナガエビの生態や現状を良く把握することが不可欠である。平成23年（2011）から開始したこの調査を通じて徐々にこれらのことが明らかになりつつある。調査に参加する地元の人たちも経験的なテナガエビの知

識と専門家を通じた科学的な知識が結び付けられて、新鮮な驚きを得ていて調査成果以外の効果も生まれている。調査は５年間を目処に成果をまとめ、バランスのとれた保全に向かいたいと考えている。

イ．くろそん手帖

平成21年（2009）に５市町で重要文化的景観の選定を受けた際に流域で制作する地図について検討を行い、流域で３つのスケールの地図を充実させていこうと考えた。３つのスケールとは、１つは流域５市町を俯瞰する地図、２つ目が市町村単位の構成要素へたどり着ける地図、３つ目が集落や構成要素周辺を歩く地図である。

四万十市では３つ目のスケールの地図についてこれまでに３つの地区で制作を行ってきた。平成23年度には河口の町下田と四万十川と黒尊川の合流点の口屋内で地域の小学校と連携し、10ヶ月をかけて小学生とともに地図の制作を行った[3)]。この時できた地図をきっかけに黒尊川流域でも地域の住民団体「しまんと黒尊むら」と協働して地図の制作を行うこととなった。３つの地区での地図製作において留意したのは、地域のコーディネーターやデザイナーに制作当初から関わってもらい、完成品の質を高めることで、地域で手にとってもらえる、使ってもらえる地図にしようと考えたことである。

黒尊川流域の地図は『くろそん手帖』として完成し、その活用を３年程継続している[4)]。

『くろそん手帖』は延長31kmの黒尊川を２ｍの蛇腹折りにおさめた白地図をベースにしている。これは訪れる人がその時の記録を書き込むことで捨てられない地図にすることを狙いとしており、時期や目的ごとのコンテンツについては、別にＡ４サイズの資料を制作して配布している。コンテンツと地図を分離させたことで、地図には余白が生まれ、コンテンツは旬のものに絞って情報提供ができるようになった。

このくろそん手帖を使って、年間５回のツアー（くろそん手帖手描き散歩）を実施している。ツアー内容は黒尊川流域の散歩から川遊び、稲刈り、紙漉き等地元では日常的な暮らしの一部を体験する内容である。

このツアーは参加者数を20名程度に設定して、地域の人が参加者の「名前を覚えられるくらい」の人数で行うようにしている。ツアーの成果は参加人数の多さではなく、黒尊の人たちとの関係が生まれることにある。現在参加者20名の内訳は、概ねリピーターが半分、新規参加者が半分くらいで年齢も２歳児から80代まで多様である。ツアーを通じて地域外の参加者との関係も少しずつ育ちつつある。

くろそん手帖は個々の来訪者が書き込む地図であるため、出来上がる地図を並べるとそれぞれの視点や関心が現れて興味深い。これを共有するために年に１度年度末に各自が１年間使った手帖の展覧会を開催している。これによってくろそん手帖の使い方のアイデアを共有し、黒尊川流域に興味を持つ人の増加を見込む他、地域の人にとっては来訪者が何に驚き、何を楽しんでいるかを知るチャンスにもなっている。

ツアーを通じて地域に暮らす人たちが少しずつ黒尊のことを語るチャンスも増えてきており、景観を語る人の増加も見込まれるものと期待している。

ウ．サイクルガイド養成講座

近年、四万十川流域では自転車の観光利用が注目されており、イベントの開催やインフラの整備等が徐々に進みつつある。四万十川の景観を楽しむためには自転車のスピードが適していることを想定し、自転車を使った地域の景観を案内できる人材の育成に取り組んでいる。

サイクルガイド養成講座の受講生は主に市内在住の若者で、講座では景観の読み解き方だけでなく、ツールとしての自転車の乗り方、整備・修理に関わる基礎的な講習、安全管理、情報発信の手法等について実習を含めて学んでいる。

四万十川流域の暮らしは主となる生業の他に多様な副業によって支えられている側面がある。将来的にはこのようなガイドが春、秋等に地域の若者の副業的収入に繋げられるよう活躍の場や機会を増やしていきたいと考えている。

当事業を通じて、サイクルガイドのように地域住民ではないが周辺の土地勘を持つ者のほうが、その土地の住民よりも俯瞰的に景観の仕組みや周囲の景観との関わりをうまく説明できるように感じている。地域の景観を語るにはその風景の中に暮らす者だけでなく、その周辺に暮らす者の役割も大切であるよう思う。

５．流域での連携

四万十川流域の重要文化的景観の特徴でもある５市町による流域連携は、文化的景観の切り口によって整理された価値の共通項を深めつつ、価値を活かしたプログラムや活動をうまく支援・創出することで地域の文化や経済に良い影響を生み出し、それが流域市町間で刺激となり化学反応が起きていくことを期待している。その連携や連動の要として流域で協議する場が育ちつつある。

（１）四万十川流域文化的景観連絡協議会

四万十川流域の重要文化的景観の特徴でもある５市町による流域連携の軸となる組織が、四万十川流域文化的景観連絡協議会（以下、文景協）である。選定時の作業

組織として発足し、現在は流域で連携した活用や共通課題についての協議の場として機能している。当会の事務局は公益財団法人四万十川財団が所管する。現在、会議には文化的景観所管課の担当者が中心に参加し、協議事項に応じて関係課の担当者も列席して協議を行っている。

（2）流域連携事業

文景協では平成20年度から、ロゴマークの制作、共通するサインデザインの設計、シンポジウムの開催、展示用パネルの制作等様々な連携事業を行ってきた。今後はさらに連携の質を高め、価値を掛けあわせた連携の方法について事業を実施しつつ検討したいと考えている。

その手始めとして平成24年度から３年間のプロジェクトとして取り組んでいるのが多様な専門分野を学ぶ大学生を募集して実施する「学生キャンプ」である。この学生キャンプは、学部も専門分野も異なる大学生約20名を４日間四万十川流域で受け入れ、年毎に異なるテーマでフィールドワークと検討を行い、最終日に小さなシンポジウムを開催して大学生が四万十川流域に対して提案を行うというスタイルをとっている。

四万十川流域に大学は存在しないが、学びのフィールドとしては良い場となり得ないかということをキャンプを運営する中で検討して行きたいと考えている。

（3）流域連携という互助

四万十川流域での流域連携にとって最も大きな課題は長期的に関わる担当者が少ないことである。元来５市町における文化的景観への期待はそれぞれで少しずつ異なっている。それに加えて人事異動等で短い期間に担当者が入れ替わるため、文化的景観の理解や制度運用の手続き、流域での連携事業等で歩調の合いにくい状況が起こりやすい。とくに文化的景観の概念の理解や各市町の文化的景観の特質の理解には時間が必要になりがちである。

そこで事務局の四万十川財団を中心として移動直後の担当者や、類似課題に取り組む担当者を流域相互で助け合う互助組織を機能させようと考えている。各市町の担当者だけで大きな課題を抱えるのではなく、流域という単位で互助できれば現状の改善に寄与できそうである。

６．今後の展望

四万十川の流域では、人は川で遊び、川で採り、川を渡り、川で運び、川と調和して生活を営んできた。その川との関わりが現在の四万十川流域の文化を築いてきたと言っても過言ではないだろう。その調和が技術の進化や、経済、社会の変容によって大きく変化してきている。この変化はいずれ川と人の関わりを希薄にし、縁遠いものに変えてしまうことが危惧される。四万十が四万十らしくあるために、川との新しい関係や調和を考える時期が来ているものと考えられる。

文化的景観を通じた取組は、従来から継承されてきた川との関わりを評価し意味付けることで、これまでのあり方を肯定し、そのうえに新しい関係を育てることに貢献できるものと期待している。当該地域ではまだ慣れない景観についての取組であるが、粘り強く継続していくことで地域にとって役に立つ文化的景観を考えていきたい。

【註および文献】

１）発表スライドでは「プラットフォーム」と表記している。
２）発表スライドでは「カルテ」と表記している。
３）制作した地図は『ざまな！口屋内式玉手箱』、『まちあるき下田てくてくマップ』として配布中。
４）川村慎也（2014）：「四万十川流域の景観～語り始めるための地図づくり～」；『地図中心』，第504号，p.p.16-17

Abstract: Since a large area was selected in a short period in the approach for the important cultural landscapes in Shimanto City, the processes to gain the local residents' understanding, to gain the administrative agency's understanding of the Cultural Landscape Conservation System, and to explore the procedure so that the municipalities of basin can cooperate together while taking advantage of their values were all started after the selection was made. In order to solve this situation, we have started to develop a Maintenance and Utilization Plan mainly to achieve the following two purposes: The first purpose is to arrange some time so that the local residents and administrative agencies can engage in the cultural landscapes. The second purpose is to develop a long-term plan in order to take a systematic approach. For the Maintenance and Utilization Plan, we have established a committee that consists of a mix of local experts and experts from outside regions, so that the local experts can understand the concepts of the cultural landscapes. We have held the committee meeting several times so far, and the local experts are gradually getting the idea to take advantage of the cultural landscapes. Here at Shimanto City, we have been taking the maintenance and utilization approaches in parallel to take advantage of the important cultural landscapes. As part of the maintenance approach, we are restoring important landscape elements and providing supports so that a new structure fits in the landscape, and as part of the utilization approach, we are working on the goal for the residents to be able to explain about the place they live in. For the cooperation of municipalities of basin, which is a characteristic of the cultural landscapes in Shimanto River basin, we have created opportunities so that the persons in charge of five municipalities can meet up and consider about conducting collaborative business and establishing an information sharing mechanism together.

プレゼンテーション画像／Presentation Slides

■ 地域振興と遺産に関するプロジェクトの計画と実践
Planning and Implementation of a Project: JICA's approach toward Regional Development and Curtural Property Protection ····· 045

大石　健介／OHISHI, Kensuke

■ 個別計画から地域計画へ
From Each Planning to Comprehensive Planning ····· 052

池邊　このみ／IKEBE, Konomi

■ 景観価値の保全と計画
Concept of Conservation and Planning of Landscape Values ····· 058

小浦　久子／KOURA, Hisako

■ 遺跡整備の立案と展開
Planning and Composition for the Maintenance of Historic Ruins ····· 064

秋山　邦雄／AKIYAMA, Kunio

■ 地域資源保全のための計画策定の視点と方法
Viewpoints and Methods for the Planning of the Conservation of Local Resources. ····· 070

吉田　禎雄／YOSHIDA, Sadao

■ 歴史まちづくりに向けての計画と体系 ―宇治市の取組―
'Planning' to realize Historical Town Development ····· 074

杉本　　宏／SUGIMOTO, Hiroshi

■ 文化的景観をなじませるための計画策定 ―四万十川での試み―
Resolution to Adapt the Cultural Landscape ····· 081

川村　慎也／KAWAMURA, Shinya

1

地域振興と遺産に関するプロジェクトの計画と実践

独立行政法人・国際協力機構（JICA）
経済基盤開発部　平和構築・都市・地域開発グループ
平和構築・都市・地域開発第2課　副調査役

大石　健介

2014年1月24日
於：平城宮跡資料館講堂

1

2

はじめに…

- JICA
  - 独立行政法人 国際協力機構
  - Japan International Cooperation Agency

独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

2

3

JICAに対するイメージ？

3

4

本日のご説明内容

1. JICAの概要（簡単に…）

2. 地域振興・文化財の保護とJICAの取り組み
3. 文化遺産に対するアプローチの事例①
   ヨルダン国『ペトラ博物館整備計画』
4. 文化遺産に対するアプローチの事例②
   エジプト国『大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト』

5. 地域振興と遺産に関するプロジェクトの計画と実践
6. ODA（特に技術協力）をうまく使って文化遺産保護に取り組んでいくためには？（項目出しのみ）

4

5

本日の骨子

- JICA事業における文化遺産へのアプローチ
  ＝観光（地域）開発＋文化財保護　が基本

- ペトラ博物館「計画」
  - ペトラにふさわしい博物館を文化財関係者と一緒に作る。
- 大エジプト博物館保存修復センター
  - センターの人材育成：8年間の「計画」策定

- 上記の案件における「計画」の意味と役割

5

6

PART I: JICAの紹介

既にご存じだとは思いますが・・・

（1）JICAとは？

（2）JICAのビジョン・使命・戦略は？

6

7

（1）JICAについて

●政府開発援助（ODA）の実施ツールを新JICAに集約化
（2008年10月1日）

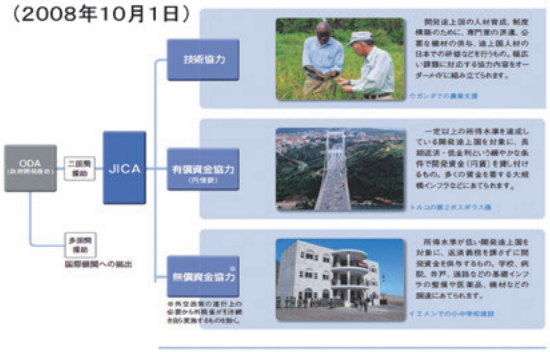

7

8

（2）JICAのビジョン・使命・戦略

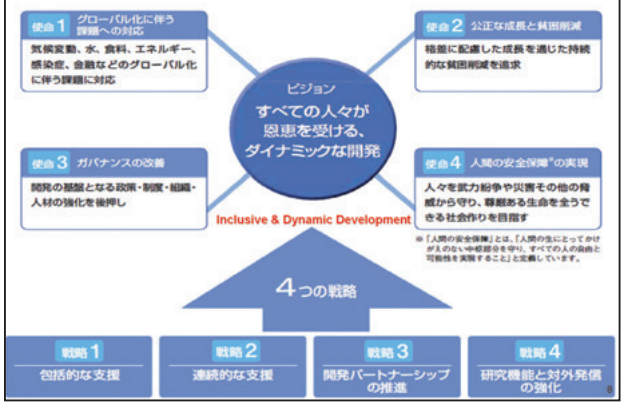

8

9

PART II

地域振興・文化財の保護とJICAの協力

9

10

(1)文化遺産へのアプローチ

●文化遺産を核にした、持続可能な地域開発の実現！

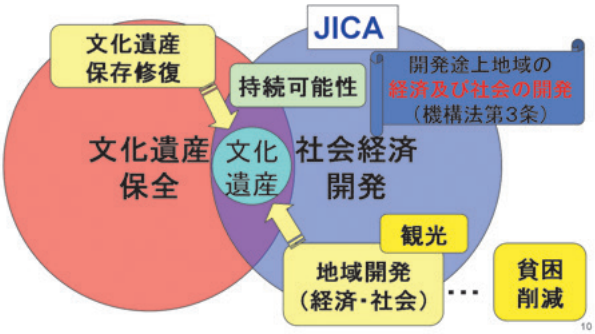

10

11

文化遺産とJICA事業の関わり
観光振興支援 ＋ 文化財保護

観光振興支援

- 観光マスタープランづくり
- 観光機関への能力強化支援
- 観光振興のための官民連携推進
- 地域資源を活かした観光開発

＋

文化財保護

- 遺跡の調査・保存・修復
- 遺跡の管理支援
- 博物館建設
- 博物館における展示・保存方法の支援

文化財保護と観光振興の両立を目指して

- 文化遺産を活用した観光開発
- 文化遺産周辺住民に裨益する活動
- 地域に根ざした博物館活動

11

12

文化遺産保護に関するJICAの主な支援実績
（技術協力、無償資金協力）

12

13

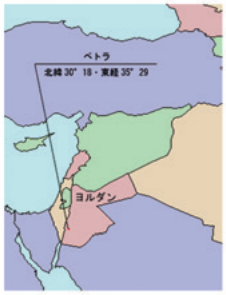

事例①

無償資金協力（一般文化無償）
『ペトラ博物館整備計画』

13

14

すでにご存じだと思いますが・・・

- ヨルダン最大の観光地

14

15

ペトラ博物館整備計画の概要と東文研との協力①

(1)案件概要・全体スケジュール

【目的】
ヨルダン国の要請を受け、ペトラ遺跡入口隣接地における博物館整備により、歴史的文化遺産の展示及び遺跡の保存の重要性に関する情報提供の機能強化を図り、同地域の観光資源として魅力のある観光産業の振興と発展、及び雇用機会の創出によることを目的とする。

↓
↓
↓

【本博物館に期待される役割】

観光開発 ・・・ 現地の観光資源として地域振興と発展に貢献

文化財保護 ・・・ ペトラの文化遺産の展示＆適切な保存（維持管理）

15

16

博物館建設予定地

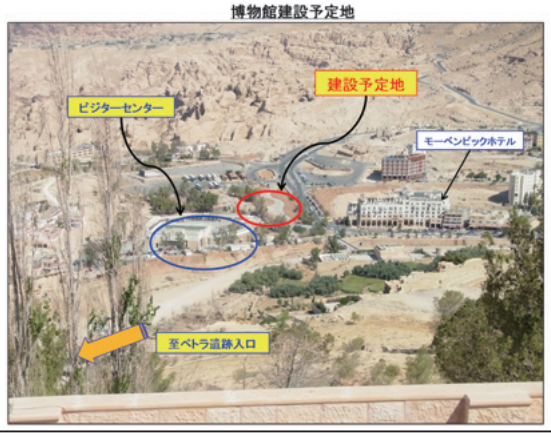

16

17

建設予定地遠景

18

19

【現在の博物館:展示・保存の状態は悪い】

20

【ビジターセンター】
博物館に隣接。
このビジターセンターと
博物館の機能を相互補完的
にすることが求められている。

21

案件の進捗(スケジュール)

- 2011年8月　ヨルダン国より要請(2010年度の修正版)
- 2012年6月下旬　外務省案件採択(年央採択)及びJICAに対する調査実施指示

- 2012年8月　**第一次現地調査**(要請内容・実施体制・展示計画等の確認)
- 2012年10月　**第二次現地調査**(展示計画及び建設サイトの確保状況の確認)
- 2013年6月　**第三次現地調査**(遺跡のバッファーゾーン＆土地問題の確認)
- 2013年9月　**第四次現地調査**(概略設計＝博物館の施設、設備、機材、運営維持管理体制等に関する調査:調査期間は約4ヶ月間)
  ＆初期遺跡影響評価の実施

- 2014年1月　**ドラフト・レポート説明**(概略設計結果の説明と合意取得)
- 2014年2月　**閣議請議及び両国政府による交換公文(3月)**(Exchange of Notes: E/N)
  (E/N後に無償資金協力本体事業の開始となる。工期:2年以内)

21

22

ペトラ博物館整備計画の概要と東文研との協力

【本件のポイント】
①世界中から観光客が訪れる世界遺産であるペトラの中核となる施設、日本とヨルダンの友好のシンボルとなる施設。
⇒ヘタなものは建てられない。

②ペトラ遺跡群の圧倒的な存在感に対し、展示可能な遺物が不足。
⇒誰を対象に何を見せるか？どうやってインパクトを出すか？

③ペトラ開発観光局(実施機関)の実施体制と脆弱な展示計画。
⇒実態上日本側の手厚い支援がないと展示計画が決められない。

展示計画は本来
ヨルダン側が決めるべき
もの。それを支援しよう
にも
JICA自身には
ノウハウなし！

東京文化財研究所との連携協定に基づく協力による対応！

22

23

ペトラ博物館整備計画の概要と東文研との協力

(2)東京文化財研究所との協力

①プロジェクトの初期段階(企画構想段階):
・当該国・地域に知見のある人材の紹介・調査参団の内諾取得。
・展示計画の検討支援・アドバイス。

②概略設計段階(設計・積算段階):
・現地調査を通じて判明した展示計画に関連する考古学上の諸課題に対する支援・アドバイス。(特にソフトコンテンツ)
・現地調査参団人材の紹介・調査参団の内諾取得。(必要に応じ)
・博物館の設計(特に動線や展示方法・そのための機材等)に関するアドバイス。
⇒プロジェクトを支援する委員会等の設置を検討中。

☆コンセプト創りの段階からの協力！
☆案件そのものが博物館を「計画する」プロセスになっている。

23

24

ペトラ博物館整備計画の概要と東文研との協力

【JICA－東京文化財研究所の協力おけるフォロー事項・留意点】

①試行的な今回の取り組みの反省と教訓化
⇒どのような協力のあり方が望ましいのか、教訓として残していく。

②開発と文化遺産保護の接点と相互に配慮すべき事項の整理
⇒ヨルダン側、開発関係者(外務省、JICA)、文化遺産関係者が満足し得る最大公約数的な点にどうやって落としていくか？

みんなが満足できる
「70点」の環境づくり！

24

25

（ここまでのまとめ）ペトラ博物館案件における計画と実践

- 博物館整備「計画」
  - **案件そのものが「計画」を作り上げるプロセス**
- 文化遺産に関しては比較的知見の少ないJICA
  - **案件の最初期から文化財のプロ（東京文化財研究所）の協力を得ながら、案件を実施。**
- 案件運営上での課題への対応・・・
  - なかなか決まらない「Buffer Zone」
  - 初期遺跡影響評価（Initial Heritage Impact Assessmentの実施）

25

26

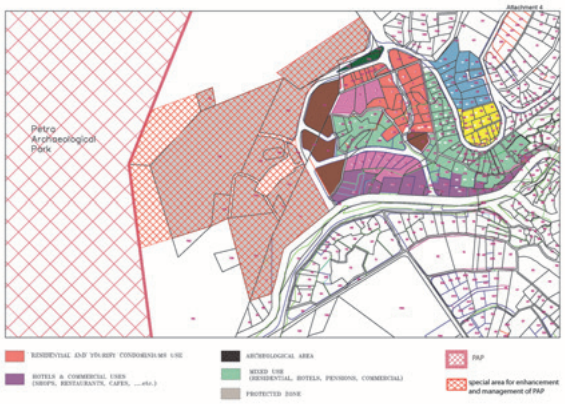

27

初期遺跡影響評価の実施 (Initial Heritage Impact Assessment)

- 遺跡への影響を最小限にするために初期遺跡影響評価の実施（UNESCOとの関係）
  - 博物館サイト周辺地域の遺物の有無（考古学的評価）
  - 景観シミュレーション
  - 交通流調査
- 結果報告書のUNESCO 世界遺産センターへの提出

27

28

地域開発・観光開発の視点から

- 無償資金協力の実施と合わせ、技術協力プロジェクトを並走。
  - 博物館学芸員のトレーニング
  - ペトラ本体のみならず周辺遺跡にもアプローチを検討
  - 周辺住民への裨益（お土産物開発等？）

29

事例のまとめ～「計画」策定の観点から～

- 案件そのものが博物館を「計画する」プロセス。
- 文化財保護のプロとの協力。
  - 案件の最初期から、東京文化財研究所の協力得ながら案件を実施。
- 案件の進捗に合わせた「計画」の修正・変更。
  - 博物館の用地問題
  - 「初期」遺跡影響評価の実施
- 無償と技協のセットで「観光開発＋文化財保護」を目指す！

29

30

事例②

技術協力（円借款付帯技プロ）
『大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト』（GEM-CCプロジェクト）

30

31

対エジプト協力上の位置づけ

対エジプト国別援助計画
ー開発課題「輸出振興・産業育成」
ー協力プログラム「観光開発支援」

：観光セクターは、主要な外貨獲得源であり、雇用創出の面でも比較優位が高いことから、円借款供与が決定された「大エジプト博物館建設計画」を軸として、エジプトの観光振興に資する支援を実施する。

31

32

大エジプト博物館（GEM）への協力概要

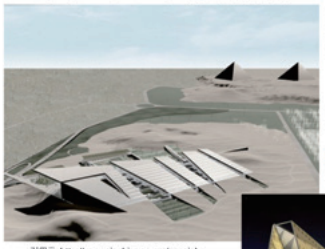

Grand Egyptian Museum (GEM) の完成予想図

供与限度額：約348億円

約10万点の考古学展示品を収容

引用元：http://www.aiachicago.org/special_features/2008dea/gallery.asp?imgID=1381

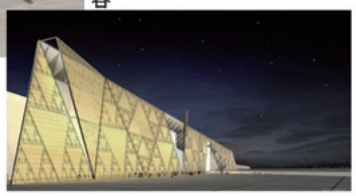

引用元：http://www.e-architect.co.uk/egypt/grand_egyptian_museum_cairo.htm

32

33

サイト

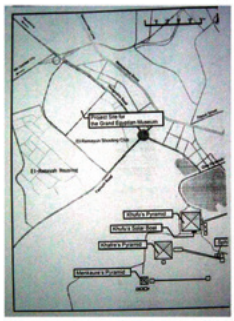

33

34

大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト

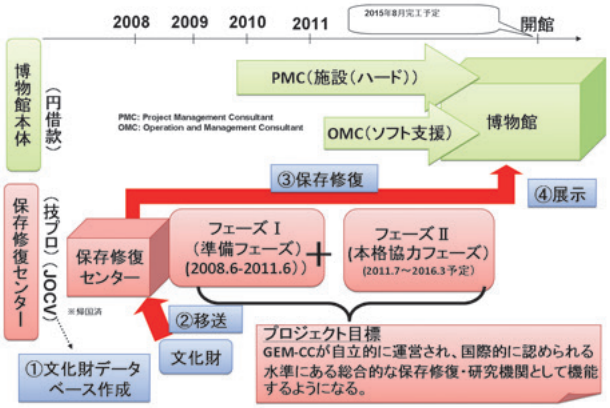

35

GEM-CC外観、平面図

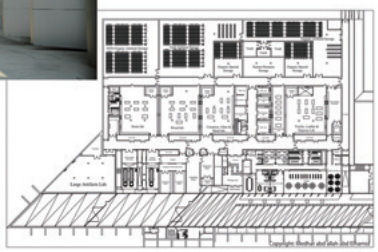

GEM –CC =
Grand Egyptian Museum –
Conservation Center

35

36

GEM-CC内部

36

37

GEM-CCの役割

GEM-CCは、GEM附属の保存修復施設として、

第一義的にGEMに収蔵予定の遺物の受け入れ、登録、開梱、殺虫処理（燻蒸）、収蔵・管理、収蔵庫や修復ラボ等の環境管理、GEMの展示支援、遺物のドキュメンテーション、各種遺物の修復処置などの保存修復全般に関わる活動を中心的に担う。

また、GEM-CCは、所属する保存修復家、保存科学者、収蔵庫管理者等の育成という重要な課題ももっている。将来的にはエジプト国内外における保存修復分野の人材育成のセンターへとその役割を展開していくことも想定される。

37

38

経緯

契機	L/A2006年5月15日	円借款：大エジプト博物館建設事業
	2007年8月	技術協力プロジェクト案件採択（本件）
準備時期	2008年6月～	フェーズⅠ ・GEM-CCの施設や人材が整うのを待つ ・実施可能な分野から技術研修を開始 ・保存修復にかかる人材育成計画の作成 ・文化財データベースの整備支援
	2010年春	GEM-CCの施設や人材が十分に整えられた事実を確認
	2010年6月	GEM-CC開館
本格協力	2011年7月～	フェーズⅡ ・人材育成計画に基づく技術研修の本格化
	2012年3月	円借款本体　建設工事着工

38

39

GEM-CCへの協力概要

（1）予防保存
•労働安全衛生、総合的有害生物管理（IPM）、殺虫処理、微生物管理、収蔵品管理（所内移動・梱包）、虫害・燻蒸
（2）保存修復
•Documentation、彩色文化財、染織品、紙／パピルス、石材、木材、金属、ミイラ保存環境管理、ガラス
（3）保存科学
•保存修復科学、保存科学概論、博物館環境科学、保存科学試験法、文化財の診断技術・分析法
（4）遺物データベース構築支援

39

40

フェーズ2の枠組み

- 期間：2011年7月1日～2016年3月31日まで　うち最初の3年間に集中的に研修を実施
- 上位目標：「大エジプト博物館保存修復センター（GEM-CC）が、エジプトにおける文化財保存修復の中心的な機関として、国際的な保存修復・研究拠点としての基盤が整備される。」
- プロジェクト目標：「GEM-CCが自立的に運営され、国際的に認められる水準の、総合的な保存修復・研究機関として機能するようになる」

✓ 成果1：GEM-CCの組織運営方針が確立される
✓ 成果2：GEM-CCスタッフの保存修復に関する知識および技術が向上する
✓ 成果3：収蔵品データベース構築のための体制が整備される

40

41

実績：現地ワークショップ（1）

- 「染織品保存修復」（女子美術大学、東文研）2008/7/24～2008/8/2　2名派遣
- 「金属文化財保存修復」2009/3/1～2009/3/5　第三国講師派遣
- 「写真撮影」（サイバー大学、写真家）2010/3/12～2010/4/2　2回、3名派遣
- 「IPM integrated pest management」（文化財虫害研究所、イカリ消毒、NPOカビ相談センター）2010/5/14～2010/5/22　3名派遣
- 「梱包・移送」（日本通運株式会社）2010/7/3～2010/7/17　4名派遣
- 「遺物の取り扱い」（国立民族学博物館）2010/10/8～2010/10/23　4名派遣
- 「第2回IPM」（文化財虫害研究所、イカリ消毒、NPOカビ相談センター）2010/11/26～2010/12/4　3名派遣
- 「労働安全衛生」（東京芸術大学、東文研）2011/4/25～2011/5/8　2名派遣
- 「文化財移送・梱包」（日本通運株式会社）2011/7/11～2011/7/30　4名派遣
- 「第3回IPM」（文化財虫害研究所、イカリ消毒、NPOカビ相談センター）2011/11/18～11/26　3名派遣
- 「収蔵品管理」（国立民族学博物館）2011/12/2～2011/12/10　3名派遣
- 「文化財移送・梱包研修」（日本通運株式会社）2012/1/29～2012/2/21　7名派遣

41

42

実績：現地ワークショップ（2）

- 「第一回学術シンポジウム」（東文研）2012/2/24～2012/2/28　1名派遣
- 「保存修復材料としての和紙」（東文研他）2012/2/27～2012/3/10　3名派遣
- 「労働安全衛生」（東京芸術大学、東文研）2012/4/30～2012/5/11　2名派遣
- 「保存科学概論」（現地ベース）2012/5/20～2012/5/22
- 「博物館環境科学」（現地ベース）2012/6/6～2012/6/13　第三国講師派遣
- 「文化財移送・梱包研修、重量品取扱」（日本通運株式会社）2012/6/25～2012/7/20　6名派遣
- 「染織品」（多摩美大、産業技術研究セ）2012/10/12～2012/10/20　2名派遣
- 「収蔵品管理」（国立民族学博物館）2012/11/30～2012/12/15　3名派遣
- 「文化財移送・梱包研修、重量品取扱」（日本通運株式会社）2013/1/29～2013/2/20　6名派遣
- 「彩色文化財」（筑波大学、早稲田大学、東京藝術大学）2013/2/22～2013/3/9　3名派遣
- 「第二回学術シンポジウム」（愛知県立芸術大学）2013/3/15～2013/3/21　1名派遣
- 「労働安全衛生」（東京芸術大学、東文研）2013/4/26～2013/5/7　2名派遣
- 「文化財の診断技術・分析法」（東文研）2013/5/8～2013/5/15　1名派遣
- 「染織品II」（東文研、NHK）2013/4/12～2013/4/25　2名派遣

42

43

実績：現地ワークショップ（3）

- 「文化財移送・梱包研修、重量品取扱」（日本通運株式会社）2013/6/8～2013/6/30　6名派遣

43

44

実績：本邦研修（1）

- 「文化財移送/梱包」2009/9/28～2009/10/11　7名招聘
- 「保存修復（分析機器）」2009/8/26～2009/9/18　2名招聘
- 「保存修復（染織品）」2009/7/8～2009/9/2　3名招聘
- 「保存修復マネジメント」2010/9/14～2010/9/26　オサマ館長代理招聘
- 「保存科学機器分析」2010/9/14～2010/10/8　3名招聘
- 「IPM（微生物）」2010/9/14～2010/10/8　2名招聘
- 「微生物管理」2011/9/11～2011/10/7　3名招聘
- 「収蔵庫管理」2011/9/24～2011/10/9　5名招聘
- 「IPM（殺虫処理）」2011/10/1～2011/10/16　4名招聘
- 「保存修復材料学」2012/8/30～2012/9/22　10名招聘
- 「微生物管理研修」2012/10/29～2012/11/22　3名招聘

44

45

実績：本邦研修（2）

- 「収蔵品管理研修（本邦Co2殺虫処理）」2013/6/14～2013/6/28　6名招聘
- 「染織品研修」2013/9/2～2013/9/13　7名招聘
- 「微生物管理研修」2014/1/14～2014/2/14　3名招聘
- 「木材研修」2014/2/9(頃)～2014/2/20(頃)　7名程度招聘（予定）

45

46

GEM-CCにおける「計画」①

- GEMの開館に合わせ、遺物を修復できるような力をつける：戦略的な研修計画の策定。
  - 2007年～2015年の研修計画（ドラフト）を事前に作成。
  - 年度ごとに見直し。現地の状況に応じて柔軟に対応。
- エジプト情勢による計画変更への対応
  - 2011年　アラブの春
  - 2013年　夏の情勢不安

46

47

GEM-CCにおける「計画」②

- GEM-CC単体のプロジェクトではない・・・GEM-CCをとりまく状況を見ながら、案件の計画を総合的に判断。
  - GEM本体の工事の動向、進捗具合
  - カイロ博物館からの文化財の移動の進捗
- 幅広い分野。現地のニーズと日本側の知見を合わせた「最適解」の模索。

47

48

事例のまとめ～「計画」策定の観点から～

- 「全体的な」研修計画（アウトライン）をまず作成。その後、年度ごとに案件の進捗に応じてより詳しい研修計画の策定＆実施。
- 四囲の状況に応じた柔軟な対応。
- 幅広い分野の研修：日本人関係者の総力を結集。

★　GEM-CCにおける適切な文化財保護・・・エジプトの観光・地域開発に総合的に貢献！

48

49

PART III

地域振興と文化遺産に関するプロジェクトの計画と実践

49

50

事例のまとめと考察:「計画」の役割と重要性、今後の課題

- JICAの文化遺産へのアプローチ
  ＝観光（地域）開発＋文化財保護が基本

【計画段階】

- プロジェクト全体を見据えた「計画」の策定。（GEM-CC）
- 最初期から文化財保護関係者と一緒に事業実施にあたる。（ペトラ）

50

51

事例のまとめと考察:「計画」の役割と重要性、今後の課題

【実施段階】

- 予算＆工程に則っての事業実施
  - ただし、現地の状況・ニーズに応じて柔軟に対応。（ペトラにおける初期遺跡影響評価、エジプトの情勢不安等）
- 被援助国のみならず日本側関係者の足並みを揃える。

【課題】

- GEM-CC＆ペトラでの試行的な取り組み・・・今後の教訓を残す！）（先ほどのスライドですが…）

51

52

ペトラ博物館整備計画の概要と東文研との協力

【JICA－東京文化財研究所の協力おけるフォロー事項・留意点】

①試行的な今回の取り組みの反省と教訓化
⇒どのような協力のあり方が望ましいのか、教訓として残していく。

②開発と文化遺産保護の接点と相互に配慮すべき事項の整理
⇒ヨルダン側、開発関係者（外務省、JICA）、文化遺産関係者が満足し得る最大公約数的な点にどうやって落としていくか？

52

53

（最後に）ODAで文化遺産保護に取り組むためには

ODA（特に技術協力）で文化遺産保護を行うためには？

ODA案件としては決して多くない文化遺産関連案件を立ち上げるために相手国関係者と検討すべきポイントは？

（1）日本のその国対するODAの方針に合致しているか？

（2）その文化遺産を保護することで、地域住民にはどのような裨益があるのか？

（3）地域住民は相手国政府がやろうとしていることを理解しているか？

（4）地域住民が参加する機会は確保されるか？

53

54

（最後に）ODAで文化遺産保護に取り組むためには

（5）相手国側が本当に技術協力を必要としているか？

（6）相手国側の実施体制は継続的に維持され得るか？

（7）目的が研究に偏っていないか？

（8）日本の協力で何ができるのか？

（9）その文化遺産を支援している他の国・研究機関など、うまく連携・業務分担できるか？

（10）プロジェクトの目的や到達目標が明確か？成果がイメージできるか？それらが指標や数値として設定可能か？

54

55

【参考】JICAの文化遺産に対するアプローチ

【基本的な考え方】

- ●文化遺産保全と貧困削減の両立の実現を支援（持続可能な開発への協力）
- ●開発途上国のオーナシップの尊重と日本の知見の活用
- ●遺産保全及び開発援助に携わる関係機関が連携して開発途上国を支援（パートナーシップの推進）
- ●途上国の課題対処能力の向上を包括的に支援（キャパシティ・ディベロップメントのプロセスを支援）

55

56

【ご清聴ありがとうございました！】

56

1

平成25年度　遺跡整備・景観合同研究集会

計画の意義と方法

個別計画から地域計画へ

千葉大学大学院
池邊　このみ

2

これからの文化財行政のめざすもの
ー実効性のある計画策定のためにー

- 治外法権からの脱出
- 守りの計画から攻めの計画へ
- 各種の関連計画の動向を踏まえた連携体制の確立
- 地方自治体のサステナビリティ強化のための資産としての文化財→総合計画への位置づけ
- 文化財行政を推進するための人材育成、資金獲得

3

文化的景観の計画管理

- 従来の文化財における保存管理計画が源
  「計画」とはいっても、プランニングでもマネジメントでもない
- 景観法以降、とくに文化的景観では、都市計画や建築計画の手法をもちいた建築規制や景観保全のための計画が主に
- 対象区域が敷地より拡大はしたものの景観だけを対象とした行為規制等の建築物や広告物、土地利用を対象とした規制誘導レベル、しかも条例等で担保能力がない

4

文化的景観の実態

- 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第1項第五号より）
  平成25年11月1日現在，全国で38件
- 初期には、平成12年度～平成15年度に，「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」によるものが多かったが、近年、平成17年度～平成19年度に，「採掘・製造，流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」に伴い、農林水産業等の第1次産業に関連するもののみならず，都市等に展開する第2次産業・第3次産業に関連するものもの認定が増加

5

（表１）　既選定の重要文化的景観　（平成22年３月現在）

名　称	所 在 地	選定年月日	選定基準 一 1	2	3	4	5	6	7	8	二
アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	北海道沙流郡平取町	H19.7.26		○	○		○		○	○	●
遠野荒川高原牧場	岩手県遠野市	H20.3.28 H20.2.12追加		○							
一関本寺の農村景観	岩手県一関市	H18.7.28	○							○	●
金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県金沢市	H22.2.22					○		○	○	●
姨捨の棚田	長野県千曲市	H22.2.22	○								
近江八幡の水郷	滋賀県近江八幡市	H18.1.26 H18.7.28追加 H19.7.26追加	○		○		○			○	●
高島市海津・西浜・知内の水辺景観	滋賀県高島市	H20.3.28					○		○		
宇治の文化的景観	京都府宇治市	H21.2.12	○				○	○	○	○	●
樫原の棚田	京都府京都市 上勝町	H22.2.22	○							○	●
道子水荷浦の段畑	愛媛県宇和島市	H19.7.26	○								
四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	高知県四万十市	H21.2.12			○	○	○		○	○	●
四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡 中土佐町	H21.2.12	○		○		○		○	○	●
四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知県高岡郡 梼原町	H21.2.12	○		○		○				●
四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知県高岡郡 津野町	H21.2.12	○		○		○			○	●
四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡 四万十町	H21.2.12	○		○		○		○	○	●
唐野の棚田	佐賀県唐津市	H20.7.28	○								
平戸島の文化的景観	長崎県平戸市	H22.2.22	○				○			○	●
通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡 山都町	H20.7.28 H21.7.23追加 H22.2.22追加	○				○		○		●
小鹿田焼の里	大分県日田市	H20.3.28 H22.2.22追加	○		○		○	○			●

6

重要文化的景観選定基準

一　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

（一）　水田・畑地などの**農耕に関する景観地**
（二）　茅野・牧野などの**採草・放牧に関する景観地**
（三）　用材林・防災林などの**森林の利用に関する景観地**
（四）　養殖いかだ・海苔ひびなどの**漁ろうに関する景観地**
（五）　ため池・水路・港などの**水の利用に関する景観地**
（六）　鉱山・採石場・工場群などの**採掘・製造に関する景観地**
（七）　道・広場などの**流通・往来に関する景観地**
（八）　垣根・屋敷林などの**居住に関する景観地**

二　前項各号に掲げるものが**複合した景観地**のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

7

採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の類型－1

	大類型	中類型	小類型
市街地景観	Ⅰ．計画的都市・居住空間	A．町割の計画性が基盤となっているもの	
			ア　都城制・条坊制など古代の地割が基盤となって形成される現在の都市景観
			イ　中・近世の町割が基盤となって形成される現在の都市景観
			ウ　（特に近世）城下町が基盤となって形成される現在の都市景観
		B．計画的な市街地整備に基づくもの	
			ア　既成市街地の整備によるもの
			イ　計画的な市街地整備によって新たに形成されたもの
			ウ　計画的に敷設された大通り
		C．都市外に開発された居住地	
			ア　郊外居住地
			イ　別荘地
	Ⅱ．街区・界隈・場	A．主に生業に関わる街区・界隈・場	
			ア　一定の街区に集積する同種の商業活動によって形成される商業景観
			イ　市場の景観
			ウ　問屋の景観
			エ　商店街等の景観
			オ　盛り場・遊興地
		B．主に生活に関わる街区・界隈・場	
			ア　通り・路地・並木・坂など，「道」と区別される「街路」や「広場」によって形成される界隈や場の景観
			イ　学校、公園、博物館、寺社など特別な機能を有する公共建築物・工作物等によって形成される界隈や場の景観
			ウ　都市内の居住地
		C．その他の街区・界隈・場	
			ア　伝統的な情緒や雰囲気を継承する界隈
			イ　看板建築群・倉庫群など，特徴的な機能や意匠を有する建築物・工作物によって形成される場の景観

8

採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の類型－2

産業景観	Ⅲ．産業集積地域	A．鉱業・エネルギー産業集積地域	
			ア　採石場とその跡地利用によって形成される産業地の景観
			イ　ダムやエネルギー産業によって形成される産業地の景観
		B．製造業集積地域	
			ア　全国的な経済基盤となった大規模製造業施設（群）によって形成される産業地の景観
			イ　地域の経済基盤となった加工・製造業施設（群）によって形成される産業地の景観
			ウ　伝統産業によって形成される集住・産業・街区景観
		C．その他各種産業集積地域等	
			ア　港湾・漁港の景観
			イ　遊楽地（温泉地・歓楽街・遊園地等）の形成とともに発展した景観
ネットワーク景観	Ⅳ．連結（ネットワーク）		ア　街道など道路によって形成される景観
			イ　路面電車や鉄道、船、ロープウェイやケーブルカー等によって形成されるネットワークと結節の景観
			ウ　橋梁、河川施設、水上交通、都市内の用水によって形成される景観
			エ　海峡景観
複合景観	Ⅴ．複合		ア　鉱工業・産業系
			イ　河川流域系
			ウ　陸上交通系

9

世界重要農業遺産システム GIAHS

Globally Important Agricultural Heritage Systems

- 世界の農文化的遺産システムを保護し支援するため、FAO(国際連合食糧農業機関 Food and Agriculture Organization of the United Nations)は2002年、世界重要農業遺産システム(GIAHS)の保護及び適応管理のためのイニシアティブを開始
- イニシアティブは世界重要農業遺産システム(GIAHS)の世界的な認知、動的な保護、適応管理、また、世界中で農業的生物多様性、知識システム、食と暮らしの安全及び文化を保護し支援するための礎を築くことを目的としている。

10

GIAHSの動き

- 2013年5月現在、アンデス農業(ペルー)、イフガオの棚田(フィリピン)、マサイ族の放牧(ケニア)、万年の伝統稲作(中国)など25地域が認定
- GIAHSイニシアティブは、これまでにペルー、チリ、中国、フィリピン、チュニジア、アルジェリア、ケニア、タンザニアのパイロット地区を特定
- これらのパイロットシステムでは、システム及びその構成要素の存続と適応管理において、国と地元の関係者を支援するため、動的な保護管理アプローチが開発され、また実施される見込み

11

認定GIAHS

A.チロエ農業／チリ
チリの南に位置するチロエ諸島は、生物多様性の宝庫であり、ばれいしょの原産地のひとつとしても知られています。先住民のチロエ、ウリーチェ族、メスティーソの人々によって、およそ200種の地域固有のばれいしょが現在でも生産されており、その先祖伝来の慣行は、主に女性により何世代にもわたって口伝されています。

B.アンデス農業／ペルー
ペルーのアンデスは、ばれいしょの主要な原産地とされています。農家はばれいしょ畑の周りに溝を掘り、そこに水を溜めておきます。昼間の日射で温められた水は、気温の下がる夜間に霜よけのために畑に流されるのです。これは、何世紀にもわたって続けられてきた、海抜4,000mの厳しい環境に適した理想的な農業システムです。

C.イフガオの棚田／フィリピン
フィリピン・イフガオの傾斜地にある棚田では、水資源の共有、海抜1,000mの環境にも耐えられる水稲品種の育成によって、巧みなかんがいシステムが発展してきました。この棚田は何世代にもわたるイフガオ農民の努力の結晶なのです。なお、イフガオの棚田はユネスコの世界遺産にも登録されています。

12

認定GIAHS

D.カシミールのサフラン農業／インド
カシミール地方では固有のサフラン栽培が2500年以上受け継がれており、現在も17,000家族が取り組んでいます。カシミールのサフランはカロテノイドの含有量が高く、サフランライスや鎮痛作用のある生薬として使われています。生産性や研究開発能力、マーケティング、品質と価格の向上、直販などの取り組みを積極的に進めています。

E.マサイの伝統／タンザニア・ケニア
タンザニア・ケニアに暮らすマサイ・タパド族は、先住民の間に古くから伝わる慣習や伝統、知識をもとに、長く牧畜農業を営んできました。現在もマサイ・タパド族の人々は、民族に伝わる知恵や地域における経験を生かしながら、社会や環境の変化に適応しています。

F.マグリブのオアシス／F.アルジェリア、チュニジア
アルジェリアとチュニジアにまたがるマグリブのオアシスは、厳しい天候の中、何千年にもわたって発展してきた多様性豊かで生産性の高いシステムです。ここでは、かんがい施設に支えられたナツメヤシが大半を占める中、多様な樹木や作物が共存し、驚くほどさまざまな果物や野菜が生産されています。

13

認定GIAHS

G.水田養魚／中国
2000年前の漢王朝時代の土器には、池から水田に泳いでいく魚の姿が描かれています。青田県の水田養魚システムでは、田魚が水田の害虫や雑草を防いだり、代替肥料となるなど、地域農業のコスト削減につながっています。田魚は日々の食料として、また収入源として、この地域でさまざまな役割を担っています。

H.ハニ族の棚田／中国
少数民族・ハニ族の集落は山腹に作られていますが、集落より上は森林に利用され、集落より下に棚田が形成されています。貯水池がないにもかかわらず、給水量が豊富なことに驚かされます。森林、棚田、川などの自然と人間の関係が、特有の農業技術や環境保全、昔から行われている習慣を持続させているのです。

I.万年の伝統稲作／中国
万年県の人々は古くから伝統的な米の文化を継承しています。慣習や食、言語など文化的な面でも実に多様です。万年県では、伝統的な米の在来種を栽培する水田と、治山治水の役割を果たす周囲の森林が、生物多様性の保全に貢献する持続可能な農業環境をもたらしています。

J.トン族の稲作・養魚・養鴨／中国
少数民族・トン族は1000年以上もの間、水田での養魚・養鴨システムを継続している唯一の民族です。水田での養魚・養鴨は地域の生物多様性や水、土壌の保全、病害虫の抑制、気候への適応などに寄与しています。また、伝統的農業による米や多彩な農産物の生産とともに歌や祭りなど、多くの伝統文化を守っています。

14

South East Asia sites(GIAHS)

- Existing sites

·Aohan Dryland Farming System, China
·Dong's Rice Fish Duck System, China
·Hani Rice Terraces, China
·Pu'er Traditional Tea Agrosystem, China
·Rice-fish culture, China
·Wannian Traditional Rice Culture, China
·Traditional Agriculture Systems, Koraput, India
·Saffron Heritage of Kashmir, India
·Noto's Satoyama and Satoumi, Japan
·Sado's satoyama in harmony with Japanese crested ibis, Japan
·Ifugao Rice Terraces, Philippines
·Kuttanad Below Sea Level Farming System, India
·Kuaijishan Ancient Chinese Torreya, China
·Xuanhua Traditional Vineyards System, China
·Managing Aso Grasslands for Sustainable Agriculture, Japan
·Traditional tea-grass integrated system in Shizuoka, Japan
·Kunisaki Peninsula Usa Integrated Forestry, Agriculture and Fisheries System, Japan

15

South East Asia sites(GIAHS)

- Potential sites

·Alder based rotation and intercropping, Yunnan-China
·Tribal Agricultural Heritage Systems, India
·Traditional Ladakh agriculture, Northern India
·Raika pastoralists of the Thur desert, Rajasthan-India
·Sikkim Himalaya-Agriculture, Sikkim State-India
·Catamaran fishing, Tamil Nadu-India
·Korangadu silvo-pastoral management system, Tamil Nadu-India
·Soppina Bettas Systems, Western Ghats-India
·Tank System, Sri Lanka
·Wewe Irrigation System, Sri Lanka
·Pacific Islands Taro based homegardens, Vanuatu
·Jiaxian Traditional Chinese Date Gardens, China
·Jeju Batdam Agricultural System, South Korea
·Gudeuljangnon Terraced Rice Paddies, South Korea

16

GIAHSは、以下のような動的な保護アプローチを促進

- 食料安全保障と人間の福利を確保しながら、農民がこれまでに築いたシステムと生物多様性を育み、適応させる
- 生物多様性と伝統的な知識をもとの場所で保護するのと同時に、保護的な政府政策やインセンティブを支援する
- 食料への権利、文化的な多様性、地元コミュニティーや土着の人々の成果を認識する
- 天然資源の管理のため、遺伝資源をもとの場所で保護するという考え方に、関連する伝統知識や地元の慣例を統合していくというアプローチが必要であることを明確にする。これは、物理的変化また社会・経済環境の変化に対し、継続的に適応していくための方法として、農業システムの社会・環境的な復元力及び共進化バランスを強化することによって行われる

17

日本の世界農業遺産（５地域）

① トキと共生する佐渡の里山　新潟県　2011年
② 能登の里山里海　石川県　2011年
③ 静岡の茶草場（ちゃぐさば）農法　静岡県　2013年
④ 国東半島宇佐の農林漁業循環システム　大分県　2013年
⑤ 阿蘇の草原と持続的農業　熊本県　2013年
⑥ 姨捨（おばすて）の棚田　長野県　申請予定

18

歴史的風致維持向上計画との相乗効果

上位計画、関連計画との連携。

19

広域景観の形態、景観保全に伴う公共団体間の受益と負担の関係による分類

A 広域眺望保全型 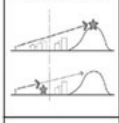	○特定のランドマークへの眺望景観を保全・活用するケース ○複数の市町村にまたがるケースが多い ○景観の受益と負担の関係が明確	C 広域シンボル活用型	○広域的なシンボルになっている資源を核とした景観 ○資源を含む複数の市町村が関係している ○目標を共有化して景観形成に取り組む事により、関係市町村が受益者になり得る
B 共有資源活用型	○行政界にある水面などの資源を含む一体的な領域の景観 ○特定の資源を共有する複数の市町村が関係している ○見る・見られるの関係が発生するため、相互に受益と負担の関係が生じる	D 広域景観構造形成型	○河川や斜面緑地等、広域的に連続する領域であり、河川流域では、生活文化等に共通点が多い ○資源を含む複数の市町村が関係している

20

石川県景観総合計画

いしかわの山や海の風景は、一人一人の心に焼きつくふるさとの原風景である。

いしかわには、古の時代から、崇敬され、親しまれてきた白山とそれに連なる山並み、加賀から能登にわたる日本海の海岸線など多彩な地形が織りなす豊かな自然景観や、人々の生活の営みが息づくのどかな里山や田園、落ち着いた風情を醸し出す伝統的な街並みなどの文化的な景観がある。

これらは、いしかわ固有の自然と歴史や文化に培われた風土の中で、永々と人々の生活や生業が積み重ねられて形づくられた美しく個性的な景観となっており、まさに、かけがえのない県民共通の誇るべき財産である。

（いしかわ景観総合条例抜粋）

21

滋賀県景観計画

わたしたちのふるさと滋賀は、美しい琵琶湖、そのまわりに広がる田園、これらをとりまく山々、その中に点在するまちや集落の落ちついたたたずまいや多数の歴史的文化遺産など水と緑がおりなす悠久の自然と、そこで営々と営まれてきた人々の生活とが一体となって、うるおいのある湖国の風景が形づくられてきた。

これらの風景は、わたしたちにこころのよりどころと安らぎを与え、ふるさととしての愛着をはぐくんでくれたものであり、先人がわたしたちに守り育て、伝えてきてくれた滋賀の貴重な資産であるとともに、未来からのあずかりものである。

（ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例抜粋）

22

四万十川流域の文化的景観

『四万十川流域の文化的景観』全覧図
出典　奈良文化財研究所『四万十川流域文化的景観研究』

23

文化的景観を守るための組織，体制、条例

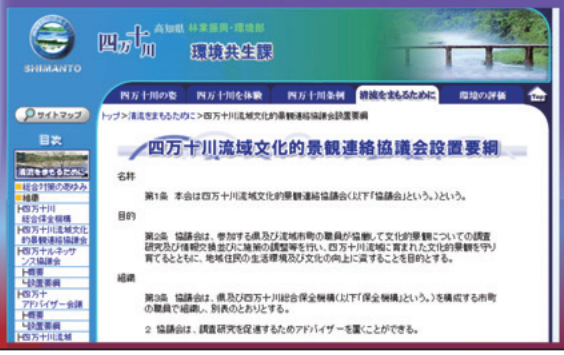

24

四万十川総合保全機構

四万十川総合保全機構とは

四万十川を流域共通の財産として後世に引き継ぐために、流域8市町村（旧中村市、旧窪川町、梼原町、旧東津野村、旧大野見村、旧大正町、旧十和村、旧西土佐村）が一体となって「四万十川の清流保全に取り組もう」、平成6年8月に発足した組織です。

清流保全の取り組みを推進するための基金「四万十川ファンド」を創設し、その管理・運用を行うとともに、四万十川の本流及び支流の水質保全のための啓発活動など、流域の住民や各清流保全団体との協力のもとに、総合的な保全活動を推進しています。

● 構　成：高知県内の流域8市町
四万十市（旧中村市、旧西土佐村）
四万十町（旧窪川町、旧大正町、旧十和村）
中土佐町（旧大野見村）
津野町（旧東津野村）
梼原町

● 会　長：四万十町長

● 事務局：（財）四万十川財団事務局内
〒786-0013
高知県高岡郡四万十町琴平町474-1
TEL　0880-29-0200
FAX　0880-29-0201

▼（財）四万十川財団へ

25

流域振興ビジョンの策定（H22.3）

A.自然環境について

- **1.森林の保全と活用**
  - ①里地・里山の保全
  - ②除間伐の促進
  - ③担い手の確保対策
  - ④企業とのパートナーシップ活動の推進
  - ⑤豊かな森林資源の活用
- **2.河川環境の保全・活用**
  - ①生活排水対策
  - ②地域における環境保全の取り組み
  - ③景観の保全・創造活動の推進
  - ④環境に配慮した改修工法の促進
  - ⑤内水面漁業の振興
- **3.資源循環型社会づくりの促進**
  - ①循環型ライフスタイルの実践
  - ②環境意識の向上

B.産業について

- **1.第6次産業(※)の振興**
  - ①産地化の推進
  - ②流通・販路の拡大
  - ③担い手の確保
- **2.観光産業の振興**
  - ①観光・交流促進の仕組みの整備・充実
  - ②情報発信ツールの利活用

26

C.生活について

- **1.生活基盤の整備と確保**
  - ①基盤整備・補助事業の活用
  - ②施策の見直し・検討
  - ③地域福祉の充実

D.歴史・文化について

- **1.歴史的・文化的資源の保全・活用**
  - ①多様な学習活動の推進
  - ②郷土文化の継承
  - ③歴史的・文化的景観の保存
  - ④農村景観を活かしたツーリズムなどの整備

E.地域間交流・情報化について

- **1.交通基盤・機能の整備**
  - ①国・県道などの整備
  - ②公共交通の整備・活用
- **2.地域内の組織・仕組みの形成**
  - ①地域コーディネーターの確保・育成
  - ②住民の地域づくりに対する参加意識の向上
  - ③地域組織への参加の推進
- **3.情報通信網の整備**
  - ①デジタルディバイド(※)対策

27

関連文化財群を洗い出し、保存活用方針を決定し、今後のまちづくりの戦略とすることができる「歴史文化基本構想」

- 「歴史文化基本構想」とは，地域に存在する文化財を，指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて，的確に把握し，文化財をその周辺環境まで含めて，総合的に保存・活用するための構想であり，地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの。

28

市町村の発展に資する計画として導入

- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）
- 「歴史文化基本構想」
  地域に存在する文化財を，指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて，的確に把握し，文化財をその周辺環境まで含めて，総合的に保存・活用するための構想であり，地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想

29

歴史文化基本構想の果たす役割

- 各地方公共団体が「歴史文化基本構想」において，文化財保護の基本的方針を定めること，さらに，文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより，「歴史文化基本構想」が文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすことを期待
- 文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待

30

単に文化財を守るためでなく、今後の地域づくりに資するもの

- 「歴史文化基本構想」において，文化財保護の基本的方針を定めること，文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより，「歴史文化基本構想」が文化財保護や活用に関するマスタープランとしての役割を果たす
- 文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることを期待

（文化庁）

31

関連文化財群という考え方

- 関連文化財群とは

有形文化財や民俗文化財のような文化財同士を繋げ，そこに周辺の自然環境や文化財を保存修復する技術，地域の歴史や文化を守り受け継ぐ活動をする人々などを含めて一体的に保存活用するもの。

32

小浜市の歴史文化基本構想前文より

私たちの身の回りには、地域の歴史や特色を表し、古来様々な形態で存在・継承されてきた文化財があります。特に、小浜市・若狭町の地域には文化財に指定されているものが、400件以上を数える全国でも有数の文化財集積地となっています。未指定の文化財を含めると、約650件に上ります。しかしながら、「文化財」といえば何か「硬い」響きで、私たちの暮らしと別世界のように感じていたのではないでしょうか？ その要因の一つは、従来は文化財指定や管理などが国為体であったこと、個々の文化財の保存活用にとどまっていて、地域全体で文化財の保存や活用の計画を持たなかったことにあります。

中略

・またまた、難しいことを書いてしまいましたが、要は、「自分たちで自分たちのまちやむらの歴史文化を活かしたまちづくりの構想を創ろう！」ということです。それも、絵に描いた餅ではなく、実現に向けたアクションプランとして…ということです。

33

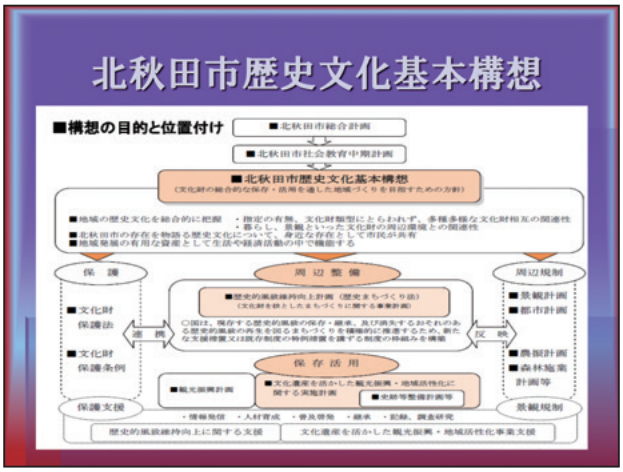

34

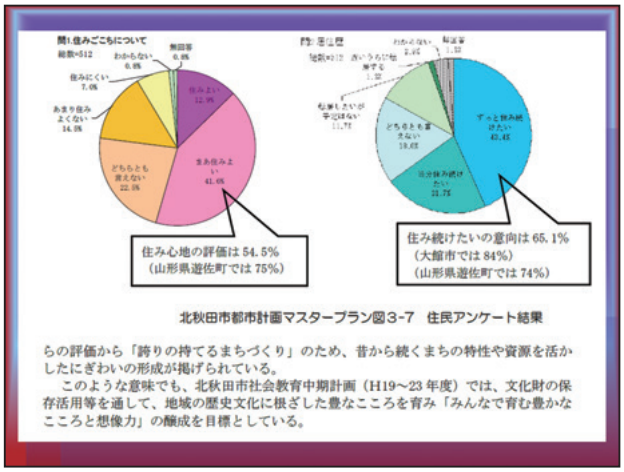

北秋田市都市計画マスタープラン図3-7　住民アンケート結果

らの評価から「誇りの持てるまちづくり」のため、昔から続くまちの特性や資源を活かしたにぎわいの形成が掲げられている。

このような意味でも、北秋田市社会教育中期計画（H19～23 年度）では、文化財の保存活用等を通して、地域の歴史文化に根ざした豊なこころを育み「みんなで育む豊かなこころと想像力」の醸成を目標としている。

35

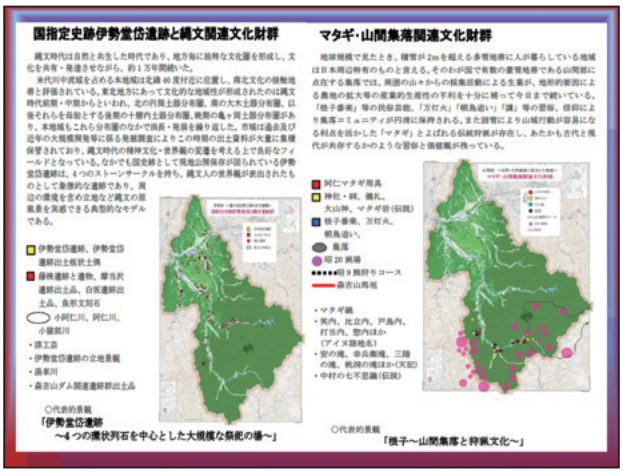

36

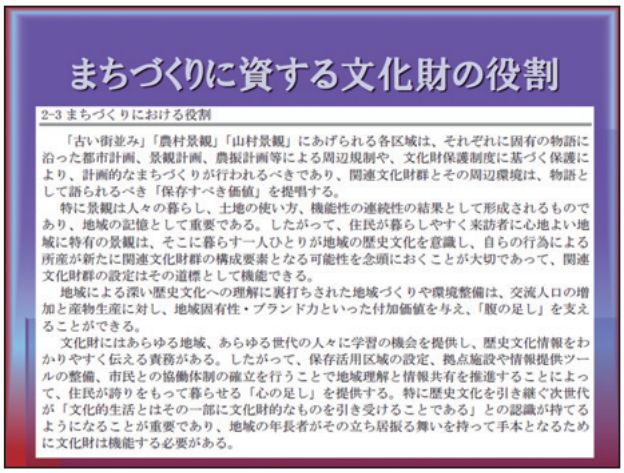

まちづくりに資する文化財の役割

2-3 まちづくりにおける役割

「古い街並み」「農村景観」（山村景観）にあげられる各区域は、それぞれに固有の物語に沿った都市計画、景観計画、農振計画等による周辺規制や、文化財保護制度に基づく保護により、計画的なまちづくりが行われるべきであり、関連文化財群とその周辺環境は、物語として語られるべき「保存すべき価値」を提唱する。

特に景観は人々の暮らし、土地の使い方、機能性の連続性の結果として形成されるものであり、地域の記憶として重要である。したがって、住民が暮らしやすく来訪者に心地よい地域に特有の景観は、そこに暮らす一人ひとりが地域の歴史文化を意識し、自らの行為による所産が新たに関連文化財群の構成要素となる可能性を念頭におくことが大切であって、関連文化財群の設定はその道標として機能できる。

地域による深い歴史文化への理解に裏打ちされた地域づくりや環境整備は、交流人口の増加と産物生産に対し、地域固有性・ブランド力といった付加価値を与え、「腹の足し」を支えることができる。

文化財にはあらゆる地域、あらゆる世代の人々に学習の機会を提供し、歴史文化情報をわかりやすく伝える責務がある。したがって、保存活用区域の設定、拠点施設や情報提供ツールの整備、市民との協働体制の確立を行うことで地域理解と情報共有を推進することによって、住民が誇りをもって暮らせる「心の足し」を提供する。特に歴史文化を引き継ぐ次世代が「文化的生活とはその一部に文化財的なものを引き受けることである」との認識が持てるようになることが重要であり、地域の年長者がその立ち居振る舞いを持って手本となるために文化財は機能する必要がある。

37

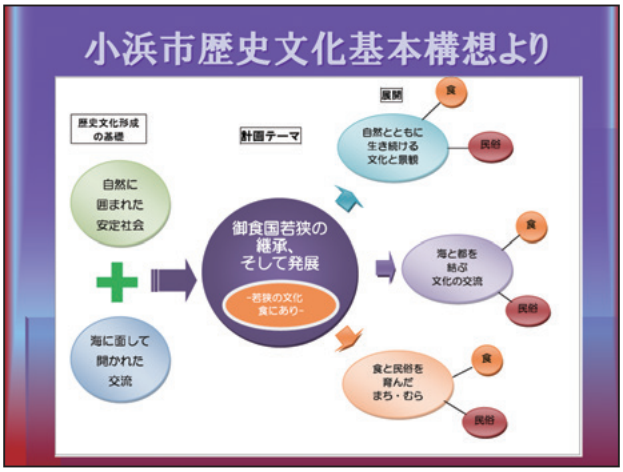

38

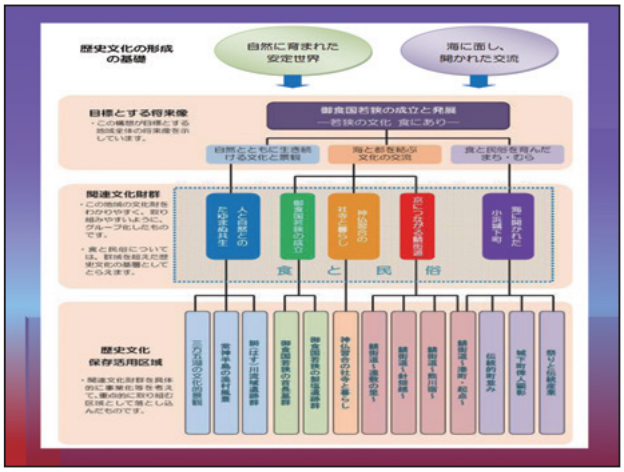

39

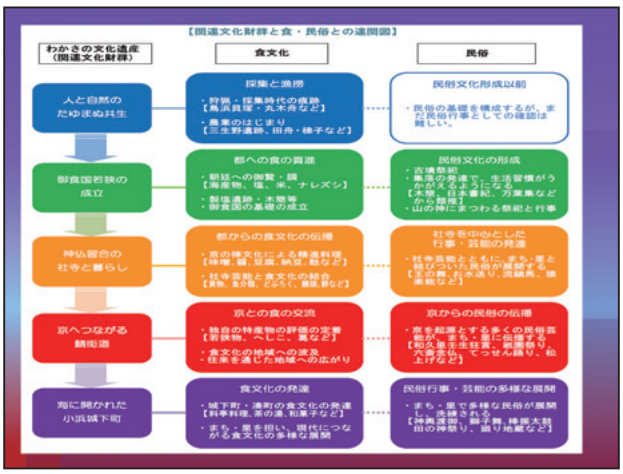

40

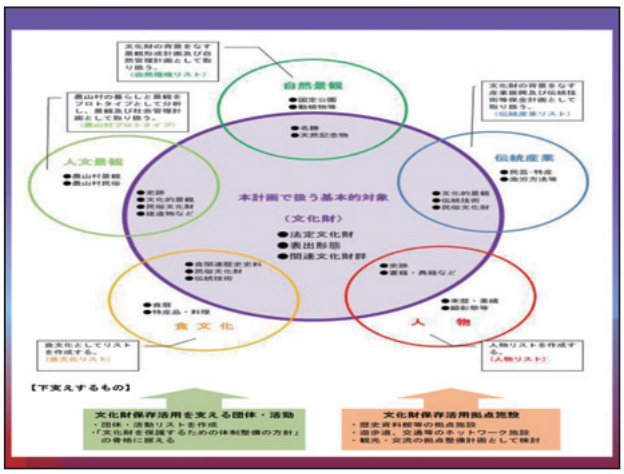

41

② 事業計画

保存活用区域	芦ヶ平島の珠洲風景	三方五湖の文化的景観	鯖川流域遺跡群
保存活用基本方針	・豊かな自然・海村風景を基盤とし、良く活力溢れる中心として美しさの全体に貢献し、「海」と「原風景」を基盤としたまちづくり地域とする。	・名勝三方五湖の中心地域。自然と共生した文化的景観・伝統産業・民俗行事・自然保護系の活動をボランティア活動などから、より住民と一体となった保存活用を図る地域とする。	・「人と自然」信頼・共生をテーマに、これを実践した縄文人に学び、わたしたちの生活に取り入れる学びの場として保存活用を促進する地域とする。
①保存修理事業計画 文化財の調査、保存・修理に関する事項	・全文化の文化財指定の検討 ・集落の伝統行事を核とした集落づくりの更なる推進	・縄男川遺跡などの水没に関する適度の文化財指定と活用方策の検討 ・全文化の文化財指定の検討 ・集落の伝統行事を核とした集落づくりの更なる推進	・文化財調査の推進（未指定遺跡など） ・集落の伝統行事を核とした集落づくりの更なる推進
②環境整備事業計画 文化財の周辺環境整備に関する事項	・名勝三方五湖の保存管理計画の充実 ・文化的景観指定の検討 ・景観計画の策定 ・各地村風景の特徴と山と村と海との棲み分けとして、住民主体の景観形成づくりとその実践を推進 ・自然、景観に配慮した公共事業の推進	・名勝三方五湖の保存管理計画の充実 ・文化的景観指定の検討 ・景観計画の策定 ・山・村・海村・湖との棲み分けとして、住民主体の景観形成づくりとその実践を今後の地域開発などにおいて検討 ・自然、景観に配慮した公共事業の推進	・景観計画の策定 ・自然、景観に配慮した公共事業の推進
③保存施設事業計画 文化財の管理に必要な機器や収蔵施設などに関する事項	・文化財（未指定含む）の標識・説明文整備	・文化財（未指定含む）の標識・説明文整備	・文化財（未指定含む）の標識・説明文整備
④防災施設事業計画 文化財の防災施設などに関する事項	・防災体制整備（特に津波対策等）	・防災体制整備（特に洪水対策等）	・防災体制整備（特に洪水対策、山地災害等）
⑤活用施設事業計画 文化財の活用に関する施設などに関する事項	・豊かな海産物の提供、民俗行事との連携、海・山・湖村風景を活かした観光振興 ・周辺道の整備	・豊かな湖・川・湖（海）の産物の提供、民俗行事との連携、湖・山・湖村風景を活かした観光振興	・「縄文の町」を目付け、リレー的に縄文遺跡を結ぶようにする
⑥普及・啓発事業計画 文化財の普及・啓発などに関する事項	・G施設連携のわくわく体験塾を官民一体となり進め、郷土の豊かな自然の保護を進める取り組み（森やまの保護）との連携 ・縄文博物館友の会「DOKIDOKI会」や NGO「ハスプロジェクト推進協議会」などの住民団体との有機的連携を図っていく、特に食（食育）に重点した連携に配慮 ・食のまちづくりに関連し「食育」との深い連携により、自然保護活動の教育普及	・G施設連携のわくわく体験塾を官民一体となり進め、郷土の豊かな自然の保護を進める取り組み（森やまの保護） ・縄文博物館友の会「DOKIDOKI会」や NGO「ハスプロジェクト推進協議会」などの住民団体との有機的連携を図っていく、特に食（食育）に重点した連携に配慮 ・食のまちづくりに関連し「食育」との深い連携により、自然保護活動の教育普及 ・また、三方五湖の管理団体である隣接の美浜町との連携	・G施設連携のわくわく体験塾を官民一体となり進め、郷土の豊かな自然の保護を進める取り組み（森やまの保護）との連携 ・縄文博物館友の会「DOKIDOKI会」や NGO「ハスプロジェクト推進協議会」などの住民団体との有機的連携を図っていく、特に食（食育）に重点した連携に配慮 ・食のまちづくりに関連し「食育」との深い連携により、自然保護活動の教育普及

42

③事業計画

保存活用区域	御食国若狭の食文化遺跡	御食国若狭の製塩遺跡群
保存活用基本方針	・御食国の概念に関連した大規模歴史遺跡を中心エリアとし、若狭国全域だけでなく「御食国」をテーマとすることで広域遺産のまちづくりの中核とする。各遺産のネットワークを視野にいれた保存活用を官民一体となって実施する。	・若くから都に塩を大量に供給していた地域であり、海から山の生づくりなど教育・産業に直接するものとして、恵美酒所法師温泉のサテライトとして位置付け、ネットワーク整備を図る。
①保存修理事業計画 文化財の調査、保存・修理に関する事項	・文化財調査の推進 ・若狭地区の全集については、可能な範囲で追加指定を考慮した範囲確認調査 ・若狭とされる石城遺跡遺跡の発掘をすすめ、若狭土地所有者と協議、学術調査者と共同の調査で、ここ数年ならではの法を開発して整備を推進	・若狭東山寺前に水銀塩の製塩遺跡がと範囲に分布しているため、発掘調査を進める。 ・全文化の文化財指定の検討
②環境整備事業計画 文化財の周辺環境整備に関する事項	・景観計画の策定（若狭町域） ・景観計画への位置づけ強化（小浜市域） ・周辺環境の保全	・景観計画の策定（若狭町域） ・景観計画への位置づけ強化（小浜市域）
③保存施設事業計画 文化財の管理に必要な機器や収蔵施設などに関する事項	・案内説明板整備（既設及びネットワーク）	・既指定史跡である縄文遺跡群設整備 ・案内説明板整備（既設及びネットワーク）
④防災施設事業計画 文化財の防災施設などに関する事項	・防災体制整備（特に洪水対策、山地災害等） ・避難事中地区の地区防災計画の策定	・防災体制整備（特に津波対策等）
⑤活用施設事業計画 文化財の活用に関する施設などに関する事項	・「古来の都」を目付け、若狭全体の古来が感れるようなコース整備	・既指定史跡である縄来製塩遺跡等設整備、関連製塩遺跡をベースにした主題製塩の推進 ・「製塩遺跡の道」を目付け、若狭東来の製塩遺跡をリレーできるように案内板を設置
⑥普及・啓発事業計画 文化財の普及・啓発などに関する事項	・現在町のみならず若狭一円の代表的お食事マップを作製 ・関連施設の連携を、サポーターの連携を通じて強化 ・各地区公民館とタイアップしながら、住民主体となった学習会、古来の清掃、古来リレーマラソンなどのソフト事業の推進 ・小浜市の観国祭りとの体験連携、若狭町の高校生との体験連携（観光大王をテーマとしての観光からの交流の強化） ・古来と観察道をテーマとした韓国との交流	・古代若狭の塩づくりのパンフレットの作製 ・海水からの塩作り体験を、小浜市と若狭町のサポーターの連携などにより、学校や公民館などへその輪を広げる ・製塩遺跡ウォークの実施

43

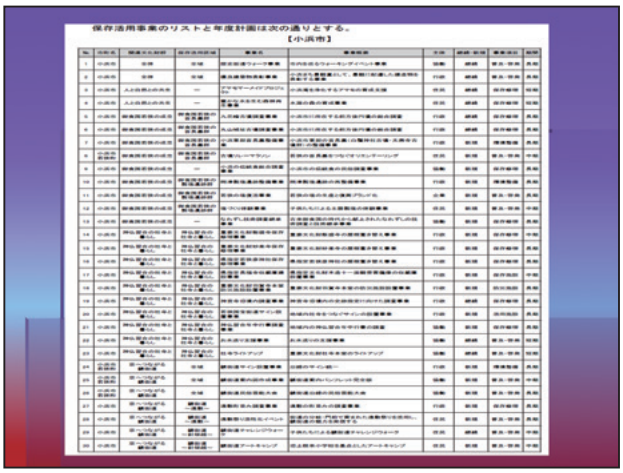

保存活用事業のリストと年度計画は次の通りとする。

【小浜市】

No.	所在地	関連する遺跡群	保存活用区域	事業名	事業概要	年度	調査・設計	整備・活用	期間
1	小浜市	全域	全域	歴史街道ウォーキングイベント事業	市内各地をウォーキングイベントを通して、歴史に関連した街道等の魅力を発掘する。	11年	継続	新規・拡充	長期
2	小浜市	全域	全域	歴史建造物調査事業	小浜市内の歴史的建造物について、歴史に関連した建造物の調査を実施する。	11年	継続	新規・拡充	長期
3	小浜市	人工自然の共存	—	アウトリーチ（アウトリーチ）プロジェクト	市民の自発的な学びやその実践支援	05年	継続	新規・拡充	短期
4	小浜市	人工自然の共存	—	豊かな海産物を育む市民の森造成事業	市民の森の育成事業	05年	継続	新規・拡充	短期
5	小浜市	新規発見の共生	新規発見の共生遺跡	大浦崎文化遺跡調査事業	大浦崎遺跡の調査事業	11年	新規	新規・拡充	長期
6	小浜市	新規発見の共生	新規発見の共生遺跡	大浦崎文化遺跡整備事業	小浜市内唯一の縄文時代の遺跡の整備事業	11年	新規	新規・拡充	長期
7	小浜市	新規発見の共生	新規発見の共生遺跡	小浜市歴史的景観（白鬚神社周辺・天神川沿線）の整備事業	小浜市内の歴史的景観（白鬚神社周辺・天神川沿線）の整備事業	11年	新規	新規・拡充	長期
8	小浜市 若狭町	新規発見の共生	新規発見の共生遺跡	古墳ウレーマラソン	若狭の古墳巡りウレーマラソンマーケティング	05年	新規	新規・拡充	中期
9	小浜市 若狭町	新規発見の共生	—	小浜市の伝統産業の活性化事業	小浜市の伝統産業の活性化事業	06年	新規	新規・拡充	短期
10	小浜市 若狭町	新規発見の共生	新規発見の共生遺跡	若狭製塩遺跡の再発掘事業	若狭製塩遺跡の再発掘事業	11年	新規	新規・拡充	長期
11	小浜市 若狭町	新規発見の共生	新規発見の共生遺跡	若狭の塩の水産業活用プロジェクト	若狭の塩の水産業活用プロジェクト	07年	新規	新規・拡充	長期
12	小浜市 若狭町	新規発見の共生	新規発見の共生遺跡	「塩づくり体験事業	子供たちによる塩製造の体験事業	05年	新規	新規・拡充	中期
13	小浜市 若狭町	新規発見の共生	—	なんぜん民俗資料館新事業	若狭東来国の特色を生かしたなんぜん民俗資料館の新設事業	06年	新規	新規・拡充	中期
14	小浜市 若狭町	神社仏閣の共生（第1ゾーン）	神社仏閣の共生遺跡	若狭文化財調査不足解消事業	若狭文化財調査不足解消事業を第1期	11年	新規	新規・拡充	長期
15	小浜市 若狭町	神社仏閣の共生（第1ゾーン）	神社仏閣の共生遺跡	若狭文化財調査不足解消事業	若狭文化財調査不足解消事業を第1期	11年	新規	新規・拡充	長期
16	小浜市 若狭町	神社仏閣の共生（第1ゾーン）	神社仏閣の共生遺跡	若狭文化財調査不足解消事業	若狭文化財調査不足解消事業を第1期	11年	新規	新規・拡充	長期
17	小浜市 若狭町	神社仏閣の共生（第1ゾーン）	神社仏閣の共生遺跡	若狭文化財不足十一年解消事業	若狭文化財不足十一年解消事業の完結	11年	新規	新規・拡充	中期
18	小浜市 若狭町	神社仏閣の共生（第1ゾーン）	新規文化財指定遺跡	新規文化財指定事業	新規文化財指定事業を第2期の指定期間事業	11年	新規	新規・拡充	長期
19	小浜市 若狭町	神社仏閣の共生（第1ゾーン）	神社仏閣の共生遺跡	神社仏閣の共生遺跡の活用のための調査事業	神社仏閣の共生遺跡の活用のための調査事業	11年	継続	新規・拡充	長期
20	小浜市 若狭町	神社仏閣の共生（第1ゾーン）	神社仏閣の共生遺跡	神社仏閣の共生ゾーニングの調査事業	神社仏閣の共生ゾーニングの調査事業	11年	新規	新規・拡充	長期
21	小浜市 若狭町	神社仏閣の共生（第1ゾーン）	神社仏閣の共生遺跡	神社仏閣の保全活用ゾーニング調査事業	神社仏閣の保全活用ゾーニング調査事業	06年	新規	新規・拡充	短期
22	小浜市 若狭町	神社仏閣の共生（第1ゾーン）	神社仏閣の共生遺跡	古木活用支援事業	古木活用支援事業	06年	継続	新規・拡充	短期
23	小浜市 若狭町	神社仏閣の共生（第1ゾーン）	神社仏閣の共生遺跡	若狭ルネッサンス	若狭文化財保存活用のルネッサンス	06年	継続	新規・拡充	短期
24	小浜市 若狭町	第一ゾーンの遺跡群	全域	遺跡群マイン調査事業	遺跡群マイン調査	11年	新規	継続・拡充	長期
25	小浜市 若狭町	第一ゾーンの遺跡群	全域	遺跡群未調査遺跡調査事業	遺跡群未調査のレンジ調査事業	06年	新規	新規・拡充	中期
26	小浜市 若狭町	第一ゾーンの遺跡群	全域	遺跡群未調査遺跡調査事業	遺跡群未調査遺跡調査事業	06年	新規	新規・拡充	中期
27	小浜市 若狭町	第一ゾーンの遺跡群	遺跡群一覧遺跡	遺跡群の見学設置事業	遺跡群の見学設置事業	11年	新規	新規・拡充	長期
28	小浜市 若狭町	第一ゾーンの遺跡群	遺跡群一覧遺跡	遺跡群ミュージアムイベント事業	遺跡群ミュージアムイベント事業（市内の遺跡群の市民参加）	05年	新規	新規・拡充	中期
29	小浜市 若狭町	第一ゾーンの遺跡群	遺跡群一覧遺跡	遺跡群ナイトミュージアム事業	子供たちによる遺跡群ナイトミュージアム事業	05年	新規	新規・拡充	中期
30	小浜市 若狭町	第一ゾーンの遺跡群	遺跡群一覧遺跡	遺跡群アートキャンプ	若狭郷土の子供達を通じたアートキャンプ	05年	新規	新規・拡充	中期

44

④ 御食国の新たな創出に向けた食文化と関連産業への展開

● 伝統食から新しい食の創出を探る

伝統的食材の保存復活運動（鯖・葛・三方五湖淡水魚など）と連携し、その活用事業を検討する。新規に開発される特産品についても、新たな食文化の一端を担うものとして歴史的意義を価値づけて普及啓発する。新たな食文化の創出は、御食国の発展につながるため積極的に歴史的裏付けから支援し、産業界への展開を図る。過去の、多様な漁業の方法も、まちづくりの観点から再興することも考える。

⑤ 食文化・古来の文化交流を基軸とした広域への展開

御食国は、小浜・若狭のみならず、旧若狭国全域に広がる歴史であり、今後の連携事業や計画範囲の拡大を推進する。また京や近隣地域、日本海側諸地域、さらには従来の歴史と現代の海を越えた韓国や中国などとの取り組みを礎にしながら、東アジアとの連携も深めていく。

⑥ 地域学習における食の教育への展開

歴史文化の学校教育（ゆとり教育など）や社会教育（集落活動、地区公民館活動など）による学習体験から地域に誇りを持ち、第一次産業の体験から調理までの継続的学習による食育を展開・支援し、御食国若狭の創造的発展を担う次世代の育成に努める。

45

計画は文化財だけでは不十分

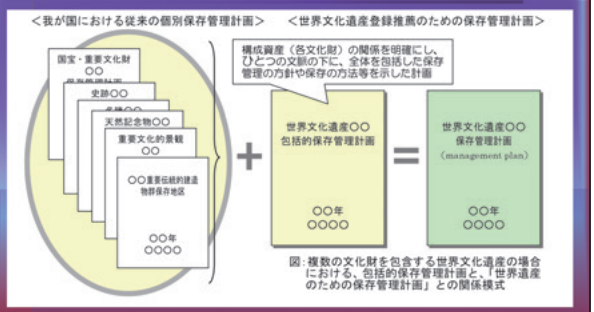

図：複数の文化財を包含する世界文化遺産の場合における、包括的保存管理計画と、「世界遺産のための保存管理計画」との関係模式

46

対象領域が広域になっても文化財の分布を示す計画図では不十分

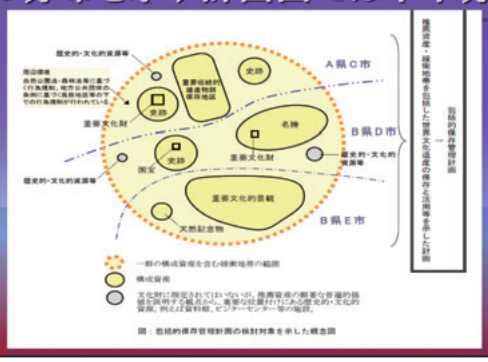

図：包括的保存管理計画の検討対象を示した概念図

47

計画のあり方

- 土地利用
- 土地所有
- 生業の担い手の現状
- 今後の生業等の持続のための戦略
- 資金調達
- 事業スキーム
- 時間軸をもった段階的計画実現
- 計画評価
- 戦略をもった横断的な推進体制

48

ご清聴ありがとうございました。

1

2014／01／24奈文研

景観価値の保全と計画

大阪大学大学院　小浦久子

2

● 景観への関心

保存から地域づくりへ

■ 歴史的町並み保存（1960後半～1970前半）
古都保存法（1966）・伝統的建造物群保存地区(1975)
条例：金沢伝統環境保存条例(1968)・京都市市街地景観条例(1972)
↑
高度成長期の開発による自然風景・歴史的町並みの喪失に対する保存運動
歴史性と都市美の関係が高さ問題となって現れる
京都タワー問題（1964）
東京海上ビルの高層化と丸の内美観問題（1965）

■ 市街地景観とアーバンデザイン（1970～1980年代）
横浜のアーバンデザイン行政・開発地区ガイドライン・景観整備事業
神戸市などの都市景観形成への取り組み（景観条例）

■ 景観まちづくりへ （1990年代から）
身近な生活風景からまちづくり・景観資源と地域づくり
景観条例とまちづくり条例

3

● 景観への取り組みは地域から

自治体の景観条例：景観は地域環境の特性を映す

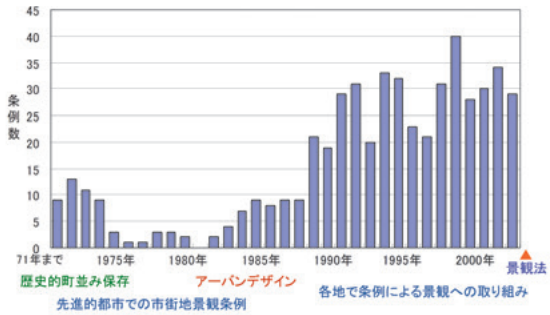

4

● 景観への取り組みを位置づける「景観法」

目的

都市、農山村などにおける良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定とその他施策を総合的に講ずることにより、美しく風格ある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済および地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする

2つの制度の新設

＊ 景観計画： 新しいしくみ（山から農地・都市・海まで全てを対象に）
＊ 景観地区： 都市計画の地域地区の1つ（都市計画決定）

5

● 景観まちづくりへの取り組み

景観計画へのとりくみのきっかけ
景観からの地域づくり＋条例の実効性を高める

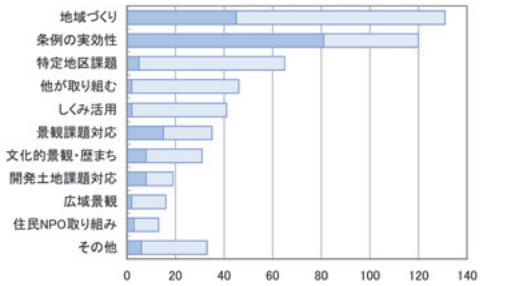

景観調査2011　回答数252（2011年5月1日時点　景観計画策定団体　296団体）

6

● 景観まちづくりへの取り組み

景観計画をつくる目的
地域環境の激変緩和＋生活環境の地域性の保全

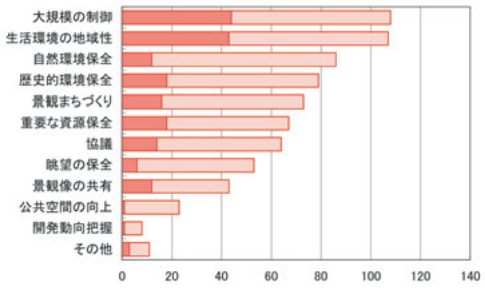

景観調査2011　回答数252（2011年5月1日時点　景観計画策定団体　296団体）

7

● 景観法の基本

景観法では「良好な景観」の基本的考え方を示している（第2条）

□ 公共性
■ 良好な景観は国民共通の資産であり、その整備は美しい国土の形成と豊かな生活環境の創造に不可欠

□ 総合性
■ 地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和によって形成されることから、これらが調和した土地利用を通じて整備

□ 地域性
■ 地域の固有性を活かし、特性を伸ばすよう、多様な形成を図る

□ 協働
■ 地域間交流の促進を担い、地域の活性化に資するよう、自治体・事業者・住民が一体的に取り組む

□ 保全と創出
■ 良好な景観を保全するだけではなく創造する

8

● 景観計画

景観計画の特徴と運用の地域性

1. 都市計画区域内外を問わず計画区域とすることができる
→山林・農地から市街地まで、行政区域全域を対象に
地域環境を総合的に計画することができる

2. 定性的な形態意匠に関わる基準を法定する
→環境の質を基準にできる＋デザインの妥当性の説明が課題
協議型運用など自治体の工夫により実効性を高める

3. 枠組は提示されているが使い方の自由度が高い
→景観行政団体ごとの目標・目的に応じて自由設計
その他の施策との連携により総合化

→地域の景観課題や地域の特性に応じた計画策定・運用ができる
自治体の自主性・工夫により多様な使い方が可能

9

● 景観計画　総合化の可能性：計画のプラットフォーム

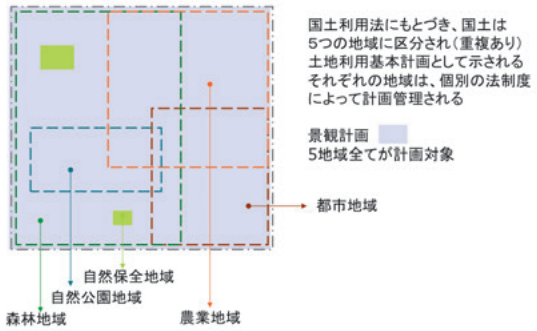

10

● 景観計画　制度の限界と地域での総合化

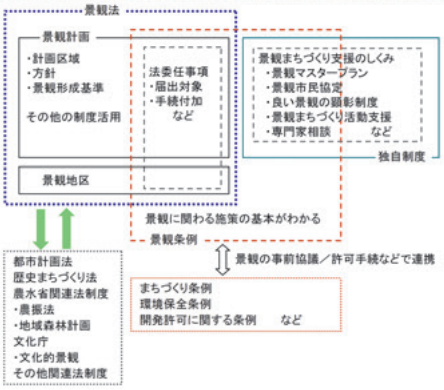

11

● 文化的景観と景観計画

文化財保護法

第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

（重要文化的景観の選定）
第百三十四条　文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号 に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項 に規定する景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

12

● 文化的景観と景観計画

文化的景観は景観法に位置づける　＜文化財保護法第134条1項＞
（景観計画／景観地区の区域内）
＋
重要文化的景観は、自治体からの申出から文部科学大臣が選定する
重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則(省令第十号・H23 改正)
＊景観計画に位置づけられている文化的景観であって、
1）文化的景観保存計画策定する
2）景観法その他の法律に基づく条例によって
文化的景観の保存のため必要な規制を定める
↓
重要文化的景観の選定の申出　＜文化財保護法第134条＞
重要な構成要素の所有者等の合意＋選定申出書
（文化的景観の名称／種類／所在地及び面積／保存状況／景観の特性
文化的景観保存計画／その他参考となるべき事項）

13

● 文化的景観と景観計画

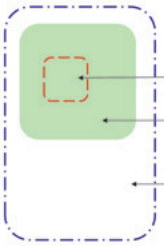

・文化的景観
文化財の1類型（文化財保護法）
・重要文化的景観は保護すべき対象として自治体の申出にもとづき選定

↑
重要文化的景観は景観計画区域内
↓

景観計画には文化的景観の
位置づけは明記されていない

文化的景観保存計画
1）位置および範囲
2）保存に関する基本方針
3）保存に配慮した土地利用に関する事項
4）整備に関する事項
5）重要な構成要素
6）保存のために必要な体制に関する事項

14

● 文化的景観と景観計画

「景観計画における文化的景観」と「重要文化的景観」の関係

＊近江八幡　景観計画と文化的景観を同時作業
市域を区分して段階的に景観計画の策定
＋水郷風景計画（景観計画）区域＝文化的景観

＊金沢　市域の総合的な景観施策をもっていた
市域を対象とする景観計画
＋城下町エリアと卯辰山エリア＝文化的景観

＊四万十川　流域一帯に県の四万十川条例
関連市町がそれぞれ景観計画
→四万十川条例を継承＋自主的地域設定
（文化的景観の位置づけは景観計画にない）

15

16

● 文化的景観と景観計画　近江八幡

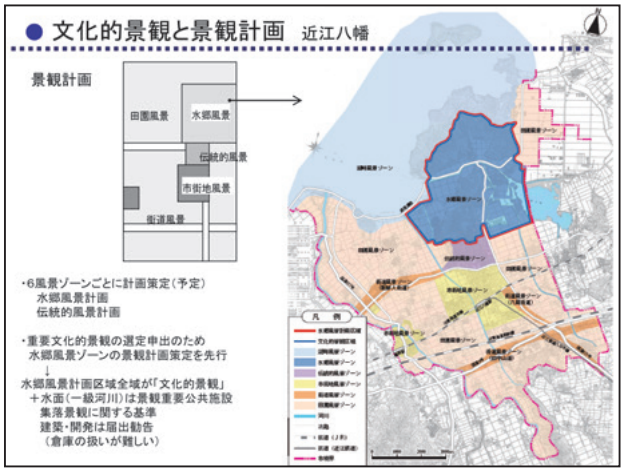

17

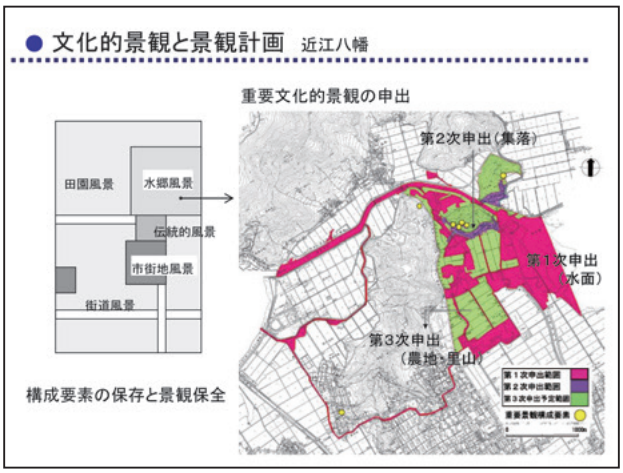

18

19

20

21

22

23

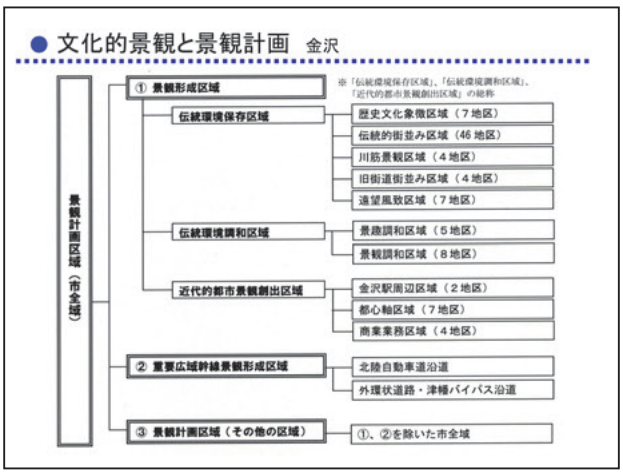

24

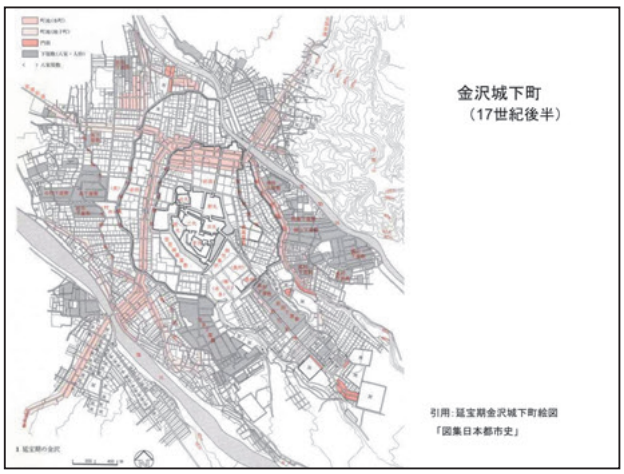

25

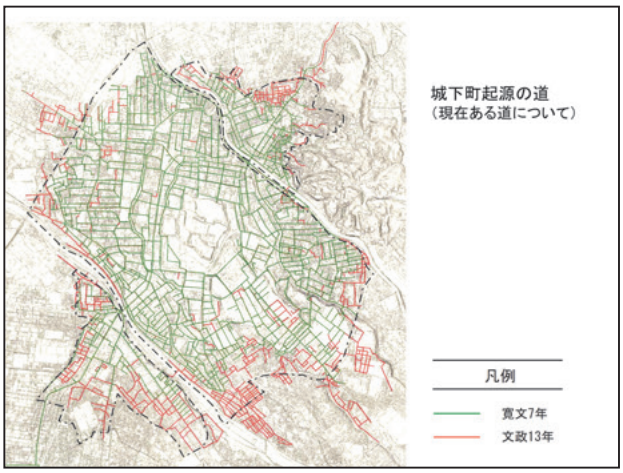

26

27

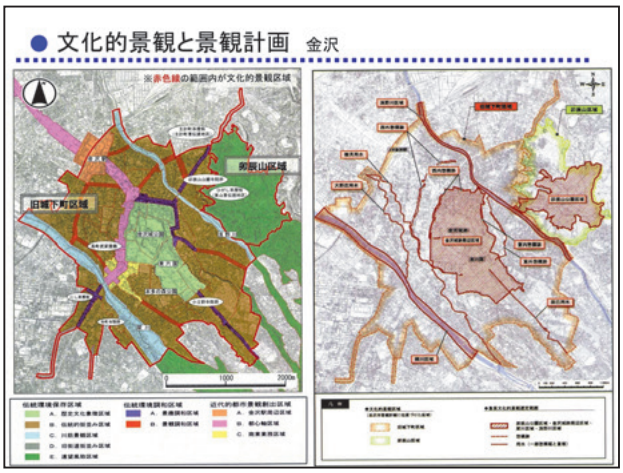

28

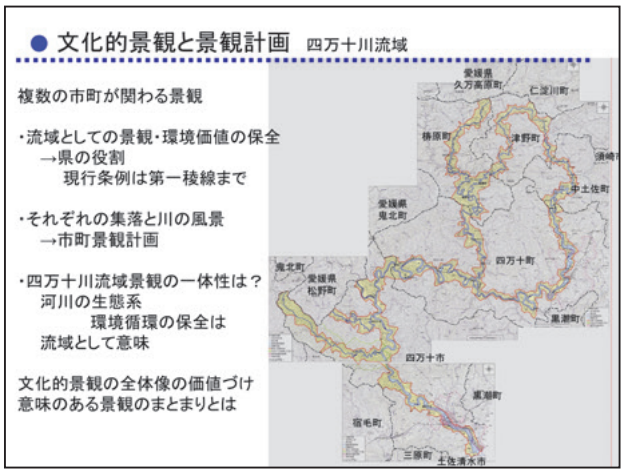

29

30

31

32

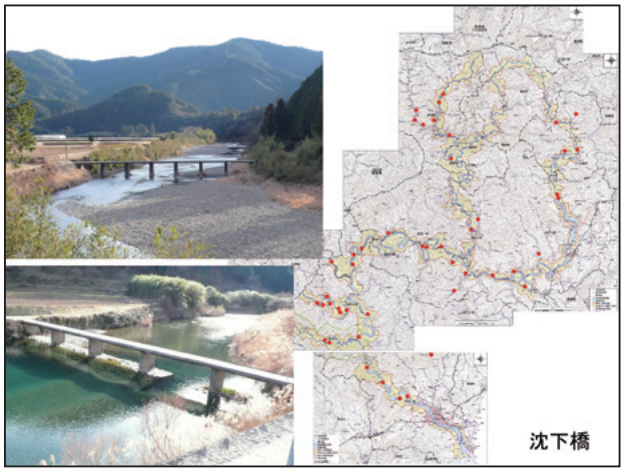

33

● 文化的景観と景観計画　四万十川条例の許可基準

行為	植物の採取又は土石の採取		土地の形状変更		建築物・工作物の新築・増築・改築・移転・撤去 建築物		建築物・工作物の新築・増築・改築・移転・撤去 工作物		建築物の外観の模様替え		建築物・工作物の色彩の変更		天然林の伐採		針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹		看板、広告板等の設置		屋外における物品の集積又は貯蔵	
重点	同郷	保全活用	同郷	保全活用	同郷	保全活用	同郷	保全活用	同郷	保全活用	同郷	保全活用	同郷	保全活用	同郷	保全活用	同郷	保全活用	同郷	保全活用
生態系の保全(7項目)	①重要な動植物の保全 ○	○	①重要な動植物の保全 ○	○	①重要な動植物の保全 ○	○	①重要な動植物の保全 ○	○					①重要な動植物の保全 ○	―	①重要な動植物の保全 ○	―	①重要な動植物の保全 ○	○	①重要な動植物の保全 ○	○
	②緩衝帯の配置 ○	○	③振動・騒音の抑制 ○	○	③振動・騒音の抑制 ○	○	②緩衝帯の配置 ○	○									⑥光害の抑制 ○	○		
	③振動・騒音の抑制 ○	○	④濁水対策 ○	○	⑥光害の抑制 ○	○	③振動・騒音の抑制 ○	○												
	④濁水対策 ○	○	⑤排水の計画 ○	○	⑦L.尿及び雑排水の処理 ○	○	⑥光害の抑制 ○	○												
	⑤排水の計画 ○	○					⑦L.尿及び雑排水の処理 ○	○												
景観の保全(20項目)	①樹地の道路 ○	○	②稜線の分断 ○	○	②稜線の分断 ○	○	②稜線の分断 ○	○	⑧外観の模様替え ○	○	⑨建築物の色彩 ○	○	⑤天然林の保全 ○	―	⑫間伐の計画 ○	―	⑬看板、広告板等の色彩 ○	○	⑬物品の道路 ○	○
	②稜線の分断 ―	○	④石垣の保全 ○	○	④樹地の保全 ○	○	⑧樹地の保全 ○	○			⑩工作物の色彩 ○	○					⑭樹形行為 ○	○	⑭樹形行為 ○	○
	③盛土及び切土の高さ ○	―	⑤天然林の保全 ○	―	⑨建築物の高さ、建蔵率 ○	○	⑪工作物の高さ ○	―												
	④石垣の保全 ○	○	⑦自然景観保全 ○	○	⑩建築物の色彩 ○	○	⑩工作物の色彩 ○	○												
	⑤天然林の保全 ○	―	⑧樹地の保全 ○	○	⑪建築物の形態と素材 ○	○	⑭電線路等支持物設置 ○	―												
	⑥法面等緑化 ○	○			⑬樹地の処理 ○	○	⑬樹地の処理 ○	○												
					⑭樹形行為 ○	○	⑭樹形行為 ○	○												

34

● 文化的景観と景観計画　四万十流域

第一稜線まで・河川区域・集落の広がりなど　　流域の価値・意味の多様性

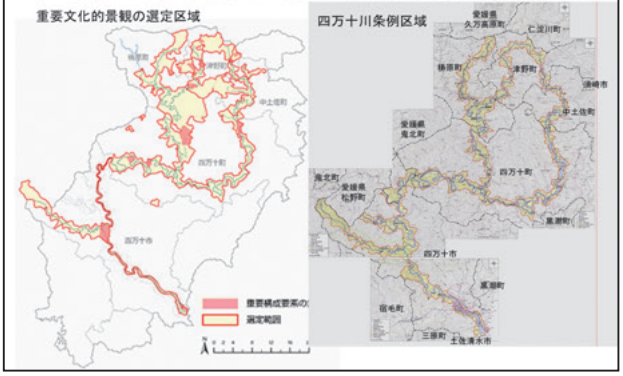

35

● 文化的景観と景観計画　四万十流域

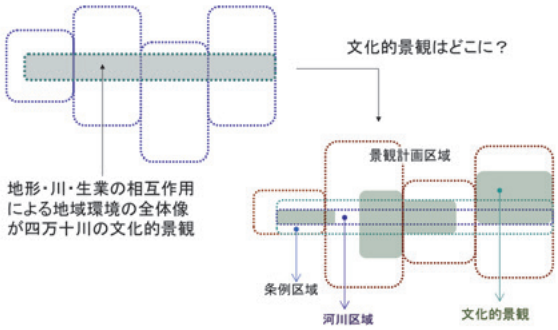

36

● 文化的景観と景観計画　四万十流域

四万十川の環境保全

・1つの河川流域環境としての一体性
　→県の四万十川条例　(第一稜線まで)
　→生態系の保全、生業との関係(林業)などからの一体性
　→ 集落や生業の場や施設などと河川空間との一体性　等
各制度は、ひとまとまりの景観の部分にしか対応できない

・広域の文化的景観の総合的・一体的価値
　→価値づけ
　→制度や基準で価値の表現は可能か

＊地域の環境価値は地域でから発信
＊景観計画の方針で文化的景観を位置づける選択肢

37

● 文化的景観と景観計画

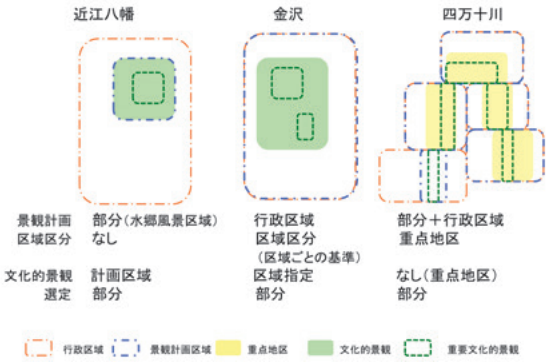

38

● 文化的景観と景観計画

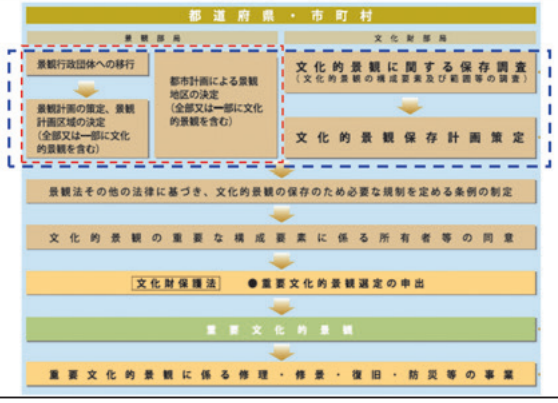

39

● 文化的景観と景観計画　　景観の持続のために

- 文化的景観の計画課題
  地域環境と人の営みの相互作用
  →景観を成り立たせている価値システムの共有化
    生業・自然風土との折り合い方・生活文化
    社会システム・地域に固有の規範など
  →生業・生活の持続と地域環境管理
    地域産業の持続など多様な分野との連携
    風景を手がかりとした総合的な変化のマネジメント

- 景観計画は地域づくりと文化的景観の価値をつなぐ
  →協働の策定プロセス
  ＋変化を調整する方針・ルール・しくみづくり
  地域づくりとしての保全のあり方を探る

40

● 文化的景観と景観計画　　景観の持続のために

景観計画
景観の成り立ちを地域で共有する(確認する)プロセス
　　内外に発信する(伝える)しくみ

→方針：文化的景観の成り立ちとその価値を伝える
　地域づくりの方針

→区域：文化的景観の価値を生み出す場所的まとまりの範囲を示す
　集落・農地や里山といった仕事の場、祭事など非日常の空間など、地域の暮らしの営みが行われる場所のまとまりとその背景となる環境が一体となった範囲
　歴史や地域の産業・人の文化的営みなどにより独特の都市的場として形成されてきたまとまりの範囲

→基準：景観の成り立ちを表現する基準（空間の構成原理）
　望ましい変化のあり方を考える

41

● 文化的景観と景観計画　景観の持続のために

景観計画

景観の成り立ちを地域で共有する（確認する）プロセス
内外に発信する（伝える）しくみ

文化的景観は「変化」を許容するしくみ？
重要構成要素を守れば価値は保全されるのか
生業や地域での生活の持続に伴う変化は多様である
→ 望ましい変化は何か

変化を許容するのではなく、変化を評価し、調整することが課題
→ 計画・基準は保全すべき価値を示しうるか
→ 生業や生活の持続とともに、調整のしくみが必要
→ 地域づくり

42

● 変化を調整する価値と計画の可能性

価値の持続する変化のための課題

農山漁村
- □ 水や地形の制約・気候・土壌・植生
- ● 生産技術の進化、機械化など生産方法の変化、生産物の変化
  担い手や地域組織・役割、暮らし方や規範の変化　など

都市
- □ 気候風土、地形・植生、歴史、伝統
- ● 経済・生産活動、ライフスタイル、人口構成・コミュニティ、開発 など

景観価値の保全とは？
- これまでの景観保全は表現型としての建築物や物的空間的条件の保全
- 文化的景観が、人の営みと自然との相互作用により形成されるとき
  → 都市や集落が持続的であるための人の営みの変化（進化）は必然
  → そのとき変化における真実性の持続をどのように評価するのか

43

● 変化を調整する価値と計画の可能性　（宇治）

44

● 変化を調整する価値と計画の可能性　（金沢）

45

● 変化を調整する価値と計画の可能性

Historic Urban Landscape（歴史的都市景観）における変化と持続

発端：世界遺産に隣接する高層建築物の開発問題
（ウィーン歴史的都心、ケルン大聖堂など）
→ maintaining the authenticity から
managing and reviewing the impact on the integrity

UNESCO (2011) <definition>
＊歴史的都市景観：文化的・自然的価値と特性の歴史的重層性の結果
＊歴史的都市景観への取り組み
→ 都市空間は動的であることを認識し、その社会的機能的多様性を促進しつつ、都市空間の生産的かつ持続可能な使い方を誘発するよう環境の質を保全することをめざす　→ 保全の目標と社会的経済的開発の統合
→ 開発にとって文化的多様性と創造性を重視することを基本とし、物的社会的変容を調整し、同時代的介入（働きかけ）を保証するしくみを提供する

46

● 変化を調整する価値と計画の可能性

人が生きる環境の保全においては
→ 変化のマネジメントを計画することが求められる

伝統的社会では、暗黙の了解が風景をつくる
日常の生活や祝祭、生産の技術や知恵、付き合いの規範、
自然との付き合い方などが、景観に現れていた。

そうして生み出され継承されてきた景観の成り立つしくみを
確認する作業が必要となっている
→ 景観リテラシー

47

● 地域づくりと文化的景観

Landscape Literacy（景観リテラシー）

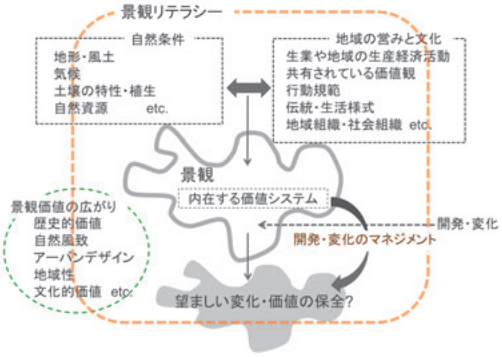

48

● 地域づくりと文化的景観

文化的景観の保全
・地域で価値を共有する → 変化の調整
・地域の担い手を支援・育成する → 営みの継承と創造
（人・産業・生活）

→「地域づくり」の計画
未来の風景の価値をつくる営みを積み重ねること
景観計画（プラットフォーム＋価値の翻訳）
文化的景観保存計画・整備活用計画（価値づけ）
＋ ← 計画の運用・総合化のしくみ・人
地域の暮らしの持続可能性（社会的・経済的）

1

遺跡整備の立案と展開

秋山邦雄
歴史環境計画研究所

2

1 遺跡整備の理念と目的

- 理念：何故遺跡整備をするのか
- 目的：本質的価値の保護
  環境を含め整備
  次世代に継承

3

2 遺跡整備の対象

- 遺跡地内の文化財
- 環境（歴史や自然）及び景観の保全と創出
- 周辺の緩衝地帯（buffer zone）
- 遺跡の活用

4

3 遺跡整備の立案・展開の視点

- 立案：遺跡の本質的価値の検討
  《Academic Plan》 APと略
  問題は何か？
- 展開：整備計画の検討
  《Physical Plan》 PPと略
  答は何か？

5

4 遺跡整備の計画を構成する要素

- 【調査・研究】本質的価値を正確に整備計画に反映
  （authenticity:信憑性）・（嘘つかない）
  品格
- 【保存・整備】本質的価値を確実に保護
  （conservation:保存）・（壊さない）
  技術
- 【公開・活用】現代生活に活かし、次世代に継承
  （sustainability:持続）・(廃れさせない）
  思いやり

6

5 遺跡整備の立案と展開のプロセス

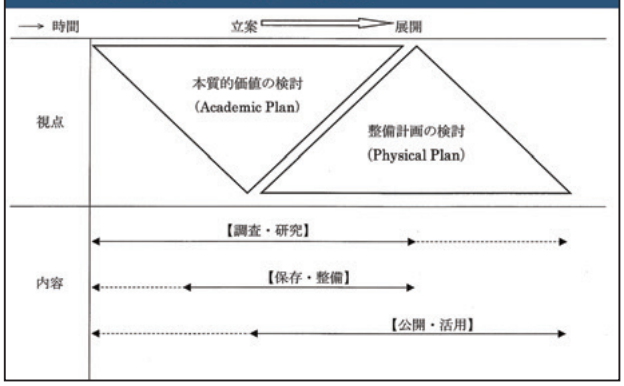

7

計画と組織

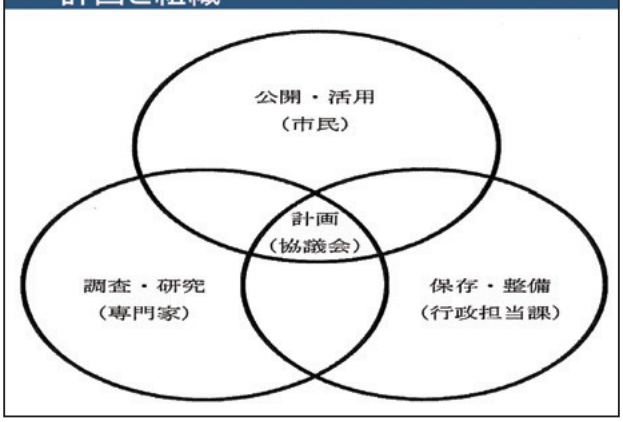

8

6 遺跡整備の立案と展開の事例

- 時 代 別 ：遺跡の特色
- 立案（AP） ：問題は何か？
- 展開（PP） ：どのように具体化するか？

9

遺跡整備の立案と展開事例一覧表

遺跡整備の立案と展開事例一覧表

内容＼視点	本質的価値の検討（立案） Academic Plan (AP)	整備計画の検討（展開） Physica lPlan (PP)
調　査	・調査成果の臨場感（6-2史跡上野原遺跡）	・竪穴住居跡等遺構の公開
研究	・発見の感動（6-1史跡岩宿遺跡）	・黒曜石の発見された土層断面を保存・公開
保存	・橋脚後の保存（6-12史跡裾横川橋脚跡）	・橋脚跡保護ピットを作りピット上部にレプリカを設置し出現の状況を表示
整備	・縄文時代の集落景観（6-3史跡水子貝塚遺跡） ・縄文時代の祭祀景観（6-4特別史跡大湯環状列石） ・弥生時代の稲作農耕と環濠集落（6-5史跡板付遺跡） ・広大な謎の柵跡（6-6史跡弘田柵跡遺跡） ・縄文時代の集落景観（6-11史跡北斗遺跡）	・指定地境界周辺植栽による緑地化、地点貝塚一表示、竪穴住居復元 ・環状列石整備、掘立建物復元、植栽による修景 ・環濠、土塁、竪穴住居、貯蔵穴、水田復元。 ・外郭、外郭、内郭の柵及び東西南北門の表示、一部建物復元的整備 ・竪穴住居復元
公開	・古墳の形態、石室、土器に特徴（6-6史跡砂賀山古墳） ・狭小な土地での対応（6-8史跡武蔵府中国府跡） ・オホーツク文化の存在（6-10史跡モヨロ貝塚遺跡） ・チャシの形態（6-13史跡ユクエピラチャシ跡）	・古墳平分を復元的に整備、竪穴石室復平施設、土器設置 ・建物の柱を立体表示し、鏡を使って全容を表示 ・住居、墓跡の整備とガイダンス施設の充実 ・チャシ跡に火山灰を貼り付け、全体が見えるように樹木伐採
活用	・計画の段階から活用開始（6-7史跡武蔵府中熊野神社古墳）	・保存金を立ち上げ勉強会を行い計画の段階から活用開始

10

AP
・発見の歴史

PP
・地層断面崩落防止と地形復元
・地層断面室内展示

6-1　史跡岩宿遺跡（旧石器時代・岩宿時代）：群馬県みどり市

11

AP
・縄文時代早期の暮らしを示す
・発掘調査の感動を伝える

PP
・史跡の隣接地に集落復元
・史跡地内に遺構表示
・遺構保存施設内で露出展示

6-2　史跡上野原遺跡（縄文時代早期）：鹿児島県霧島市

12

AP
・縄文時代の景観を創出
・都市化への対応

PP
・指定地境界の周辺を緑地化
・地点貝塚を表示

6-3　史跡水子貝塚遺跡（縄文時代前期）：埼玉県富士見市

13

AP
・縄文人の原風景
・積極的な活用

PP
・環状列石の保存と景観の整備
・ガイダンス施設の充実

6-4　特別史跡大湯環状列石（縄文時代後期）：秋田県鹿角市

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

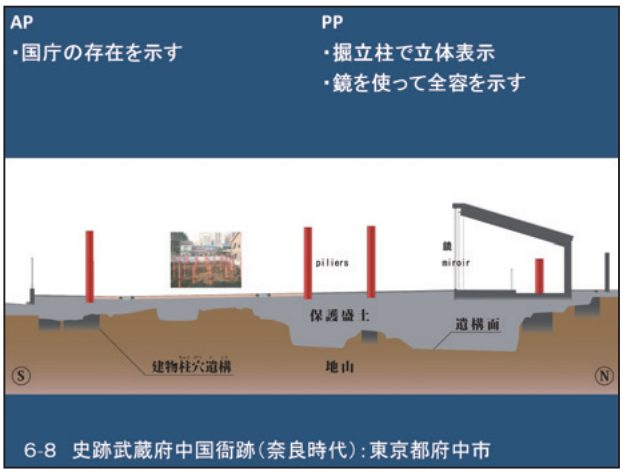

26

27

28

29

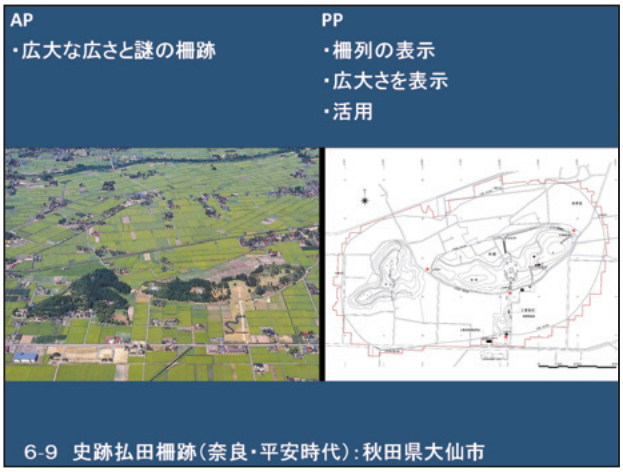

30

31

32

33

34

35

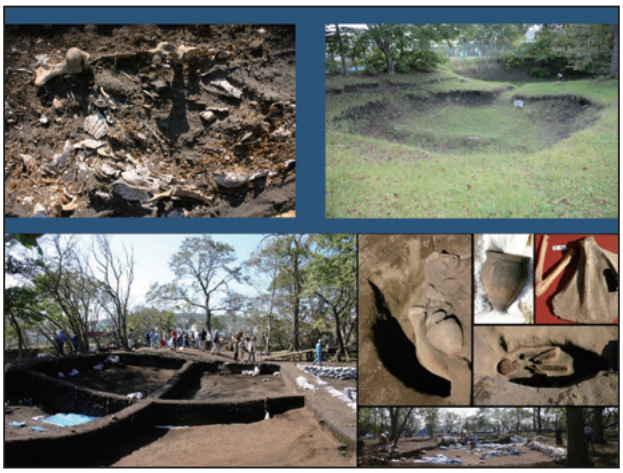

36

37

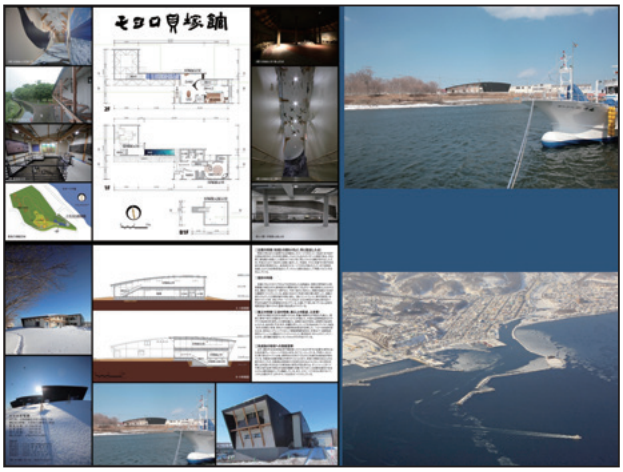

38

39

40

41

42

AP
・歴史的な意義と、防災上の意義
・材木の保存方法

AP
・材木の保護ピット
・出現状況の復元
・液状化現象説明版

6-12 史跡旧相模川橋脚跡（鎌倉時代）：神奈川県茅ヶ崎市

43

44

45

AP
・チャシ跡をわかりやすく示す

PP
・前面に広がる白樺を伐採
・チャシを白い火山灰で囲む

6-13 史跡ユクエピラチャシ（アイヌ文化期）：北海道陸別町

46

47

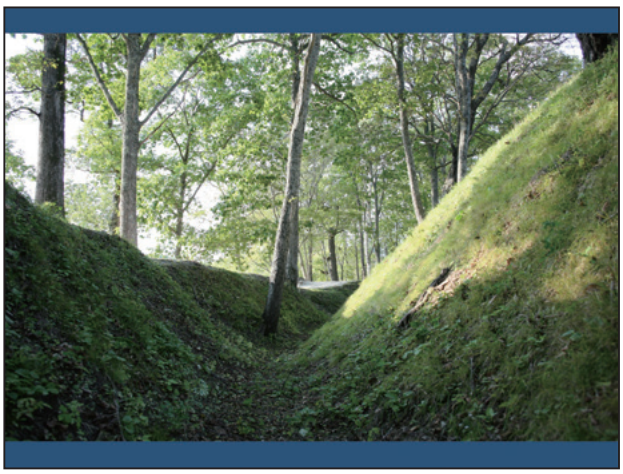

48

7
おわりに

・遺跡整備の計画に必要な別の視点

文化遺産にふさわしい
品格・技術・思いやり
が必要である。

それはデザインではないか？

1

平成25年度遺跡整備・景観合同研究集会
遺跡等マネジメント研究集会（第３回）・文化的景観研究集会（第６回）

【報告②】

地域資源保全のための計画策定の視点と方法

■ キーワード

・景観／環境保全（活用含）　・地域らしさ　・地域振興

報告者　：　吉田禎雄（株式会社プレック研究所／都市・地域計画部）

2

報告事項

1．　今回の報告の着眼点

2．　計画策定の視点

3．　計画策定の方法（策定プロセス）

4．　計画策定事例

3

1．　今回の報告の着眼点

4

「なんたる景観であろう。
が、惜しむらくは景観たるにすぎぬ。」

出典：「ファウスト」（ゲーテ 著、相良守峯 訳、岩波文庫）

5

「なんたる計画であろう。
が、惜しむらくは計画たるにすぎぬ。」

・・・とならないように。

6

1．　今回の報告の着眼点

・「計画」の策定目的、求められる策定効果は様々。

・しかしながら、いずれの場合にも共通して重要なことは、

住民が「地域資源」を知り、地域を再認識し、
地域への関心を高め、
そして、まちづくりへの住民の参加を促す

ことに資する「計画」とすること。

7

1．　今回の報告の着眼点

・今回の報告では、
「地域資源」は文化財等そのものだけでなく、
それらを含む「空間」を対象としている。

縄文時代後期の集落址（金生遺跡）

金生遺跡から八ヶ岳への眺め

山が見える　⇒　山が見守ってくれている、山に見られている

8

2．　計画策定の視点

～ 地域資源保全のための計画策定において重要と考える視点 ～

9

2. 計画策定の視点

◆コンテクストを見出す
・地域資源とその土地との関係を、地域住民に分りやすく示す。

◆将来像を具体的に描く
・地域の営みとともに「空間」全体の将来像を、可能な限り具体的に描く。

◆「計画書」で終わらせない
・「計画」を実践に導くための道筋をつける。

10

3. 計画策定の方法（策定プロセス）

11

3. 計画策定の方法（策定プロセス）

vision　地域の将来のあるべき姿

▼

concept　ビジョンを実現させるための構想

▼

model　コンセプトを達成するための具体的な道筋

の一連の流れにより、
「計画」を実践につなげるしくみを構築する。

12

4. 計画策定事例

13

4. 計画策定事例

（1）宝（地域資源）の掘り起し、宝つなぎ　山梨県山中湖村

■ コンテクスト把握方法事例

vision　富士山・山中湖と共に生き、人が育ち、人と人がつながり、みんなで築く、活力に満ちた山中湖村

concept　エコミュージアムの理念にもとづくまちづくり
＝流行に囚われない、地域の本質を重視

◆網目のまち（むら）づくり

14

4. 計画策定事例

（1）宝（地域資源）の掘り起し、宝つなぎ

■ コンテクスト把握方法事例

⇒ その土地と、地域資源（人、事物）の関係を把握する

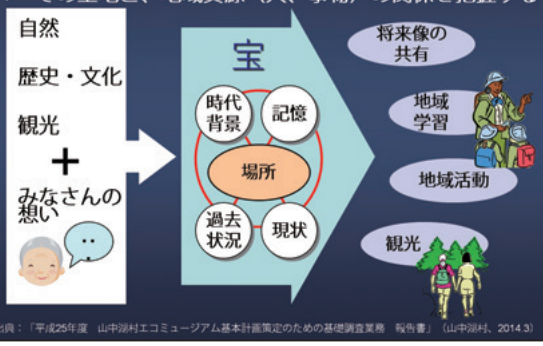

図出典：「平成25年度　山中湖村エコミュージアム基本計画策定のための基礎調査業務　報告書」（山中湖村、2014.3）

15

4. 計画策定事例

（1）宝（地域資源）の掘り起し、宝つなぎ

■ コンテクスト把握方法事例

⇒ ワークショップにより、地域の方々から教わる

W.S.：開始時

16

4. 計画策定事例

（1）宝（地域資源）の掘り起し、宝つなぎ

■ コンテクスト把握方法事例

⇒ ワークショップにより、地域の方々から教わる

W.S.開始時：宝の掘り起し、位置づけ
リストで終わらず、土地とのつながり、人とのつながり（エピソード）を併せて把握

宝シート出典：「平成25年度　山中湖村エコミュージアム基本計画策定のための基礎調査業務　報告書」（山中湖村、2014.3）

17

4. 計画策定事例

（1）宝（地域資源）の掘り起し、宝つなぎ

■ コンテクスト把握方法事例

⇒ ワークショップにより、地域の方々から教わる

W.S.時：宝暦

18

4. 計画策定事例

（1）宝（地域資源）の掘り起し、宝つなぎ

■ コンテクスト把握方法事例

テーマ：湖の氷結

- 湖上でスケート、カーリング等
- 下駄スケート
- ワカサギ穴釣り
- 湖上の戦車演習
- 天然氷

・・・

・むすぶ際に、近くの資源もむすぶ

W.S.：宝つなぎ

19

4. 計画策定事例

（1）宝（地域資源）の掘り起し、宝つなぎ

■ コンテクスト把握方法事例

W.S.：終了時　（網目の形成）　単なる資源位置図で終わらせない

20

4. 計画策定事例

（2）農村振興に向けた地域の望ましい将来像の検討　沖縄県宮古島市

■ 将来像立案事例

【将来像　vision】

そのオバーは、目の前の情景に微笑んだ。

毎年、サシバが渡る今の季節に、むらをあげての祭りが行われる。以前は祭りの主役である「お化け」のなりての不足に悩んだが、いまは志願する若者が多く、「お化け」になるのも容易ではない。

祭りを楽しみに数日前から来ている観光客が、様々な作物が豊かに生長するパリや、美しいイノーで、むら人たちとともに、草取り、漁に精を出している。

ガイド役のオジーとマングローブ散策から戻ってきた観光客が、むらの宿泊施設に向かっている。

「お化け」に泥を塗られて、そこら中から、子供の泣き声が聞こえ始めた。

祭りが始まった。今晩は、集会所でむら人、観光客がともに語らい、一晩中笑い声が絶えそうにない。

「平良市農村総合整備計画」（H13.3）

島尻パーントゥ（国指定の重要無形民俗文化財）

【構想　concept】

- ◆自然環境保全
- ◆地域の伝統祭事の継承
- ◆若い世代の定住
- ◆農業、漁業振興、観光交流
- ◆高齢者（地域の達人）の活躍
- ◆次世代の地域の担い手確保

21

4. 計画策定事例

（2）農村振興に向けた地域の望ましい将来像の検討

■ 将来像立案事例　⇒　地域からの提案を計画に反映

第１回　計画策定審議会
将来像原案（4案）を検討

アンケート調査
地域の望ましい将来像について設問

地区別懇談会
望ましい将来像について、会場で検討

第２回　計画策定審議会
各将来像の実現に向け必要と考えられる施策、整備事業項目を検討

地区別に検討
必要な施策、整備事業項目を協議

第３回　計画策定審議会
地区ごとの考えを計画に反映

写真提供：平良市（現宮古島市）

今回の地区懇談会を契機に、今後も継続して地域づくりのあり方を住民で検討していきたいという集落が生じた

22

分野	体験・活動ﾃｰﾏ	整備内容	期待される効果 しくみ	期待される効果
農	・生産性、収益性の向上	◆農業生産基盤整備 ※地種変更が望まれる範囲から、小規模に、地域資源（文化財等）に配慮し、整備を実施する。 ※ゆとりある農家への赤土の流入を防止、後原の保全を図る。	・身近な場に、地域有志の管理による ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ農園をつくり、教育的見地に適した作物の試作等を行ない、農業の普及を図る。 ・思い手支援 ・下記体験農業との連携による体験農業の実施 ・体験農業のﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ構築 ・八重干瀬観光との連携	・基盤整備に先立つ、ゆとりある農家への赤土の流入状況、流入経路等の調査の実施、結果の公開 ・IT を活用した農業体験案内 ・地区集の環境、文化の結合
漁業（体験）	・体験漁業推進 ・ｶﾔｰ本釣（6-10 月） ・ｶﾔｰ加工	◆海・池間島の学び舎 ※海、島の漁業、歴史・文化、環境の学習拠点（八重干瀬や大神島との関係イメージ＝海、陸とのつながりを重視） ※体験漁業、農業参加者の受け皿、受け環境		
観光、保全、創出	・ゆとりある農家の保全、活用 ・海岸の保全、活用	◆島の歴史文化創造館 ※島の歴史文化、自然環境を学習できる新拠点 ※ゆとりある農家、歴史・文化資源、新規海岸の砂浜、海亀産卵地、オカガニ生息地等を結ぶ	・新規雇の維持管理支援組織の立上げ、組織支援 ・新規設整備後、利用状況に応じて、ブルーツーリズムと連携した、島民参加による エコツーリズムへの発展の連鎖つくり	・地区小学校の自然環境研究による認識検証、活動状況の発信 ・ｼｰｶﾞｲﾄの紹介、関係案内の発信
歴史・文化	・文化財の保全 ・伝統文化の継承、観光との連携 ・伝統漁法継承 ・巻き網とし			
景観	・ﾎﾟﾃﾝﾋﾝの重つくり	◆道路整備 ※池間小中学校周辺　他 ◆公共施設（ﾋﾞｼｬﾌ施設等）のﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化	・整備計画への島民（使い手）参加促進	

図、表出典：平良市農村総合整備計画（平良市、2001.3）

23

出典：平良市体験滞在交流促進に関する取組み資料（平良市、2002.3）

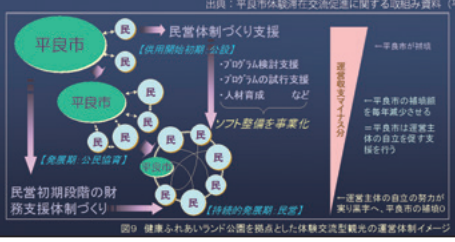

図9　健康ふれあいランド公園を拠点とした体験交流型観光の運営体制イメージ　出典：平良市資料

24

4. 計画策定事例

（3）広域的な景観の保全・活用方策の検討　山梨県

■ 計画の実現方策検討例

Vision　県民や来訪者が居心地の良さや幸せを五感で感じることができる美しい郷土づくり（景観だけではない）

concept　広域的な景観の保全・活用
ダイナミックな景観をアピール
⇒ 誘客 ⇒ 文化的景観を保全

甲府盆地東部から南アルプス方面への眺め

図出典：山梨の大観（山梨県、2013.11）

25

4．　計画策定事例

（3）広域的な景観の保全・活用方策の検討

■　計画の実現方策検討例

甲府盆地東部から南アルプス方面への眺め

図出典：山梨の大観（山梨県、2013.11）

26

4．　計画策定事例

（3）広域的な景観の保全・活用方策の検討

■　計画の実現方策検討例

景観を意識する
＝　県土と皆さんがつながる
⇒　地域に目を向ける

図出典：山梨の大観（山梨県、2013.11）

27

4．　計画策定事例

（3）広域的な景観の保全・活用方策の検討

■　計画の実現方策検討例

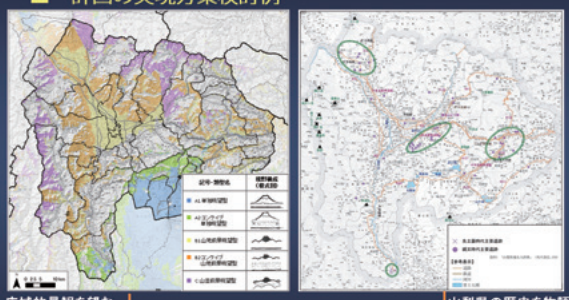

広域的景観を望む
視点場の分布状況を把握

山梨県の歴史を物語る
資源等の分布状況を把握

広域的景観を望める、山梨県の歴史・文化を物語る場を抽出

図出典：山梨の大観（山梨県、2013.11）

28

4．　計画策定事例

（3）広域的な景観の保全・活用方策の検討

■　計画の実現方策検討例

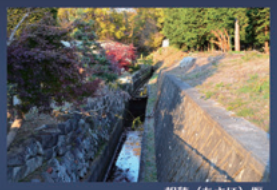

朝穂（あさほ）堰

朝穂堰水配役人詰所と倭文（しとり）神社

飯米場（はんまいば）遺跡内の穂坂小学校校庭から御坂山地、富士山への眺め

29

4．　計画策定事例

（3）広域的な景観の保全・活用方策の検討

■　計画の実現方策検討例

広域的景観を望める、山梨県の歴史・文化を物語る場（視点場）

上記視点場をつなぐ回遊ルートの設定

・複数市町村による取り組みの旗印

30

回遊ルート検討例　―　甲斐のあけぼのの地　峡東　―

甲斐の歴史を学ぶとともに、ブドウ棚等の果樹地の文化的な景観、南アルプス、富士山、八ヶ岳等への大観、そしてフルーツ等の地場の特産物を楽しむ

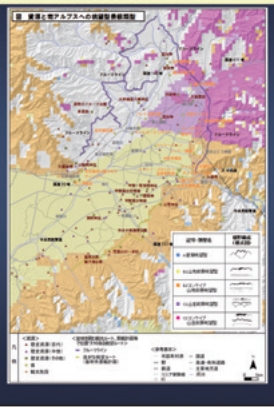

図出典：山梨県資料

31

4．　計画策定事例

（3）広域的な景観の保全・活用方策の検討

■　計画の実現方策検討例

回遊ルートの指定
および
発地・ルート・観光拠点・観光スポットでの景観形成支援施策

図出典：山梨の大観（山梨県、2013.11）

32

■　まとめ

関係性
地域らしさ

vision
↓
concept
↓
model

具体の道筋

ご清聴ありがとうございました。

1

平成２５年度遺跡整備・景観合同研究集会
歴史まちづくりを実現するための計画と体系
宇治市の取り組み
宇治市 都市整備部
歴史まちづくり推進課　杉本　宏

2

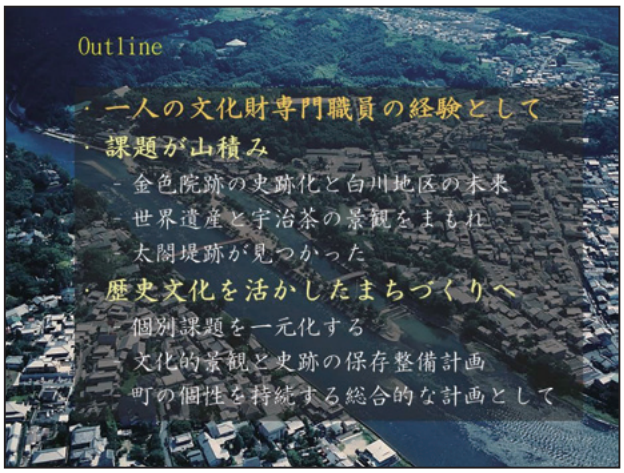
Outline
・一人の文化財専門職員の経験として
・課題が山積み
－金色院跡の史跡化と白川地区の未来
－世界遺産と宇治茶の景観をまもれ
－太閤堤跡が見つかった
・歴史文化を活かしたまちづくりへ
－個別課題を一元化する
－文化的景観と史跡の保存整備計画
－町の個性を持続する総合的な計画として

3

宇治市の概要
・面　　積　：６７．９平方km
・人　　口　：１９３，０００人
・一般会計　：５８０億円
・自　　然　：宇治川、深い山地、
狭い平野と巨椋池干拓地
・生　　業　：宇治茶と観光500万人
・テーマ：宇治茶と源氏物語のまち
・府内１４市中京都市につぐ第2規模で、京都文化の南外殻境界線上にある。ベットタウン化とスプロール化のなかで、都市の拠点部分が分散化傾向にある。

4

宇治の文化財
国宝・重要文化財等：鳳凰堂等　54件
国史跡：史跡名勝平等院庭園、集上り瓦窯跡、
宇治川太閤堤跡　3件
重要文化的景観：宇治の文化的景観　1件
府・市指定　：　二子山古墳出土品など　79件
埋蔵文化財　：　172箇所、473ha（平野部27%）

5

文化財行政の歩み
昭和42年：二子山古墳発掘調査団
昭和57年：集上り瓦窯跡発掘（嘱託調査員採用）
昭和58年：教育委員会　社会教育課　文化係　設置（係長1、埋文1、文化1）
昭和62年：社会教育課　文化財保護係　設置（係長1、埋文3、嘱託1）
平成10年：歴史資料館　文化財保護係（係長1、埋文3、嘱託1）
平成21年：都市整備部　歴史まちづくり推進課　設置（係長1、埋文1、嘱託2）
平成25年：14名　拠点整備係　3+1　文化財保護係　3+4
昭42 二子山古墳発掘
昭67 集上り瓦窯発掘
平2-14 平等院発掘整備

6

現実は問題だらけ
古い町屋茶店舗がビルに変わる
遺跡はビル工事で壊されてゆく
高層ビルは街並み景観を破壊する
私の憂鬱
世界遺産の借景にビルが見える
観光客の一極集中
茶畑の荒廃と茶風景の喪失
宇治らしさが消えてゆく

7

平成15年以降の
三つの案件
1.文化遺産と地域づくり　平成15～
金色院跡と白川地区
2.文化的景観で取り組む　平成19～
お茶の町宇治の個性を守る
3.史跡整備と地域戦略　平成19～
宇治川太閤堤跡の指定と整備
巨椋池干拓地
史跡宇治川太閤堤跡
京阪宇治駅
JR宇治駅
宇治地区
平等院
近鉄大久保駅
金色院跡
白川地区

8

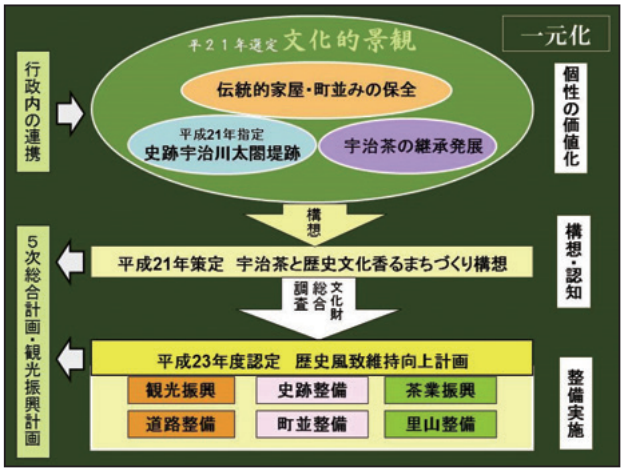
一元化
平21年選定 文化的景観
伝統的家屋・町並みの保全
平成21年指定
史跡宇治川太閤堤跡
宇治茶の継承発展
個性の価値化
行政内の連携
構想
平成21年策定　宇治茶と歴史文化香るまちづくり構想
構想・認知
総合調査 文化財
5次総合計画・観光振興計画
平成23年度認定　歴史風致維持向上計画
観光振興
史跡整備
茶業振興
道路整備
町並整備
里山整備
整備実施

9

10

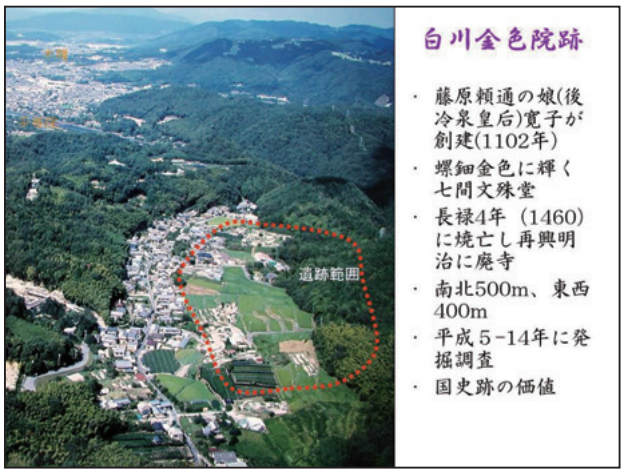

11

12

13

14

15

16

17

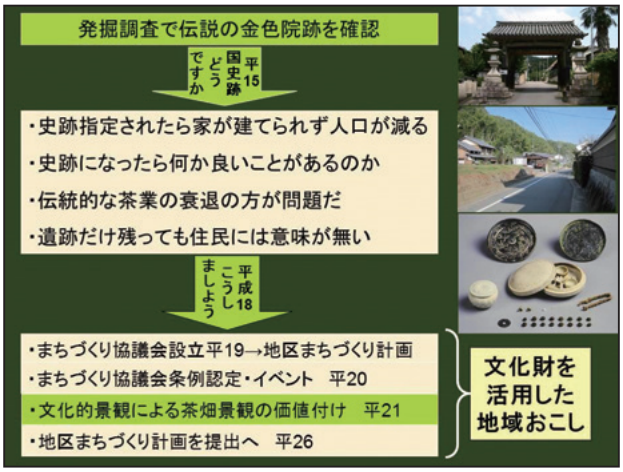

18

19

20

21

22

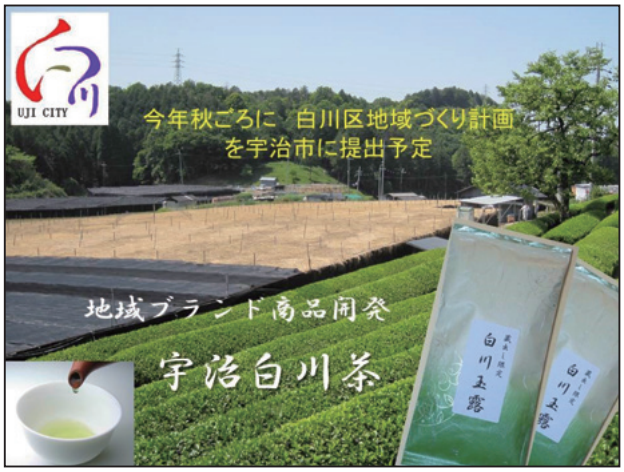

23

24

25

26

27

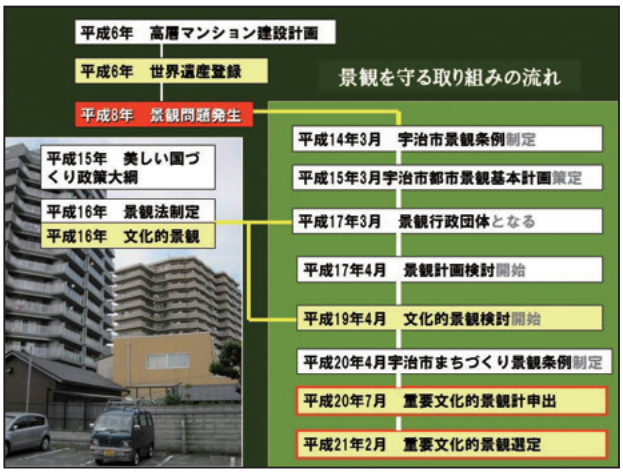

28

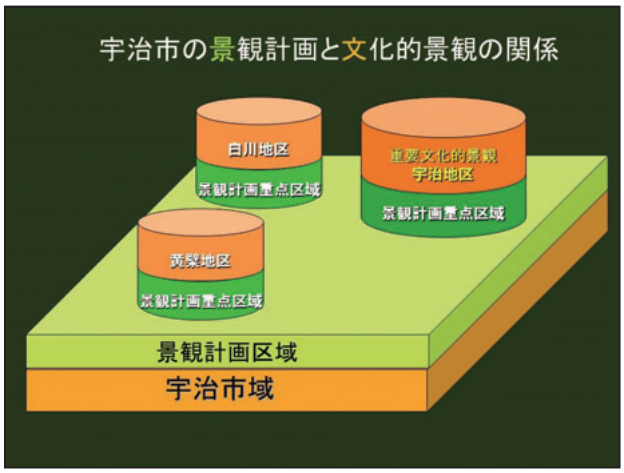

29

30

31

32

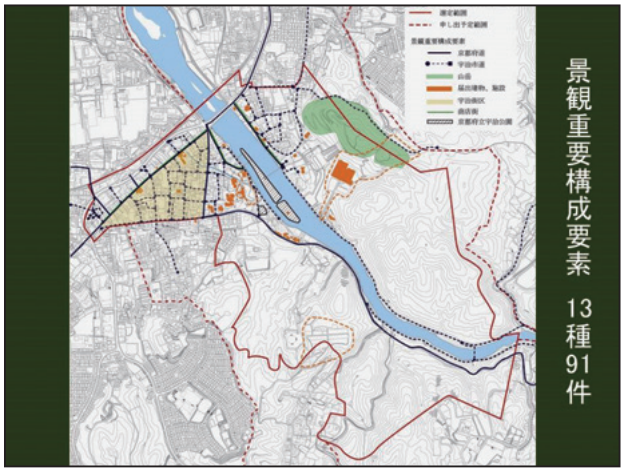

33

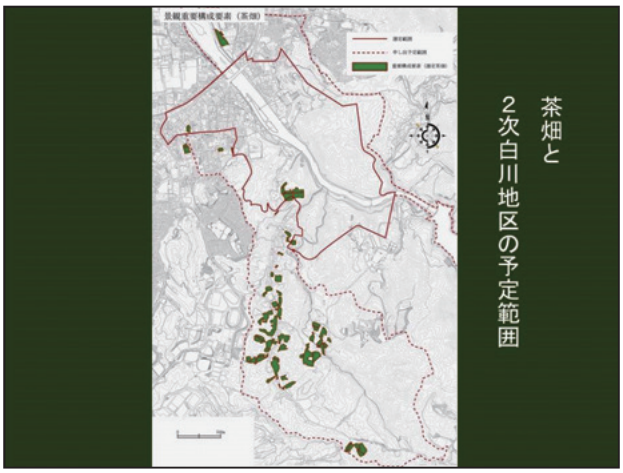

34

35

36

37

38

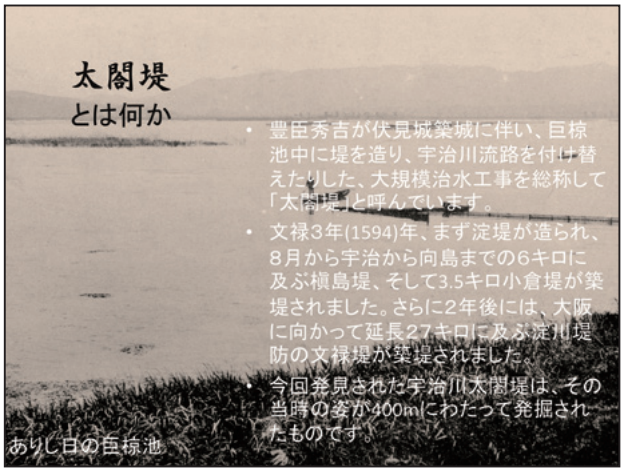

39

太閤堤に関する記事

和暦	西暦	月	日	事件	出典
文禄3	1594	8	8	家康家臣松平家忠が宇治川築堤を秀吉から命じられ淀堤につく	『家忠日記』
			9	淀堤が完成する	『家忠日記』
			25	徳川に真木嶋堤の築堤役があたる	『家忠日記』
		10		秀吉が前田利家に宇治川に堤防を築かせる	『村井重頼覚書』
				この工事に際して利家が家臣と土運びを行い、秀吉が船で激励に来る。大釜を川辺に十ほど作り粥を煮て五六千の者にふるまった	『亜相公夜話』
				この年、織田秀信が小倉伏見間に堤を作り宇治橋を撤去する	『宇治里袋』
慶長1	1596	1	16	秀吉が毛利輝元、小早川隆景、吉川広家および東国の諸大名に摂津の淀川に築堤を命じる	『吉川家文書』
		6		淀川の築堤工事計15000間のうち、吉川広家に4000間が分担される	『吉川家文書』

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

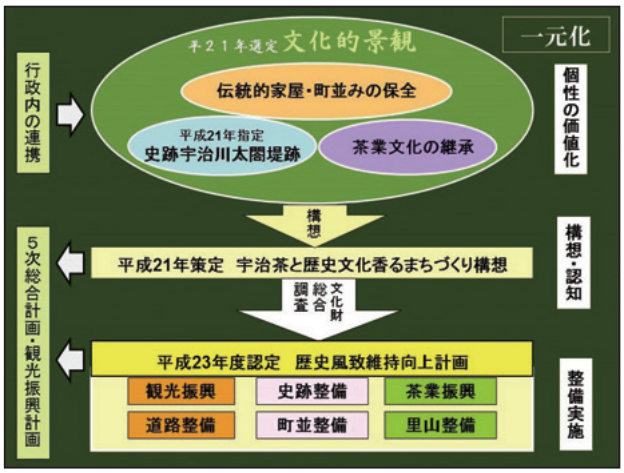

51

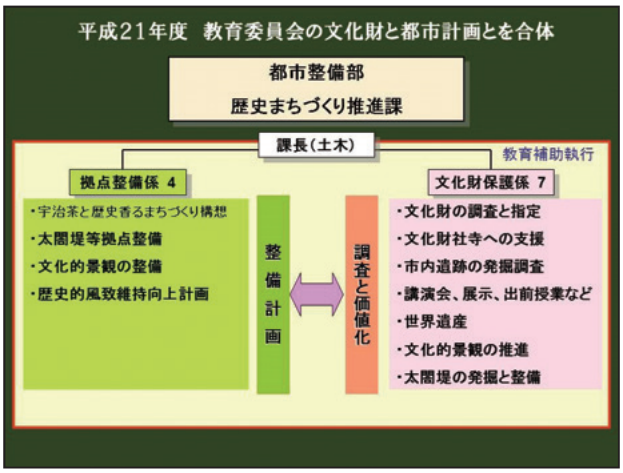

52

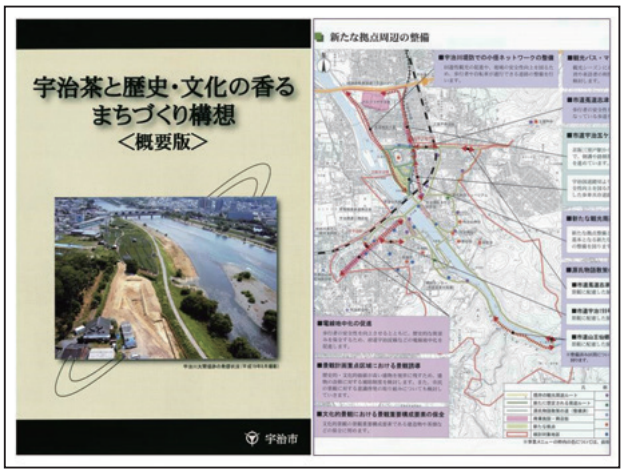

53

54

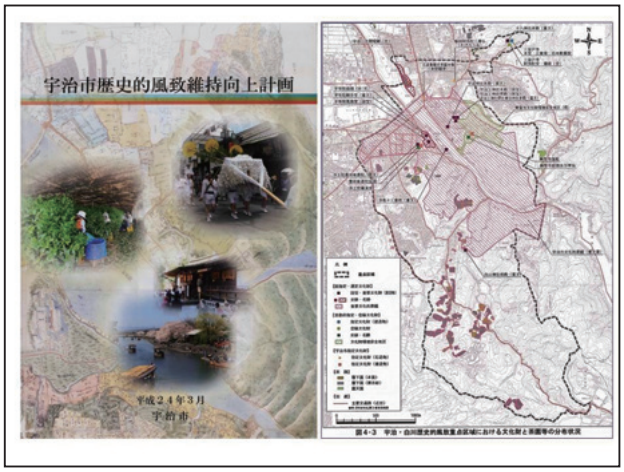

55

56

1

四万十川流域の
文化的景観
Cultural Landscape of the Shimanto river basin
文化的景観をなじませる
ための計画策定 －四万十川での試み－
四万十市教育委員会
川村 慎也

2

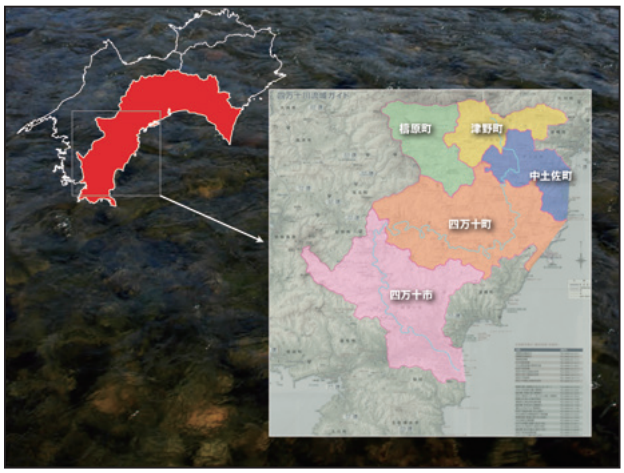
梼原町
津野町
中土佐町
四万十町
四万十市

3

四万十川流域の文化的景観
下流域の生業と流通往来
口屋内集落
黒尊地域
下田集落
四万十川下流域の多様な自然環境が生み出す豊かな恵みと、舟運などの流通・往来によって形成される文化的景観

4

四万十川流域の文化的景観
上流域の山村と棚田
梼原町
源流域の山村
津野町
上流域の農山村と
流通・往来
中土佐町
中流域の農山村と
流通・往来
四万十町
下流域の生業と
流通・往来
四万十市
四万十川流域の
文化的景観
Cultural Landscape of the Shimanto river basin

5

四万十川流域の文化的景観の特徴
流域連携（広域連携）
長期担当者不在

6

文化的景観をなじませる
ための計画策定 －四万十川での試み－
1 選定時にできたこと、十分でなかったこと
2 整備活用計画の目的
3 整備活用計画の作成
4 作りながら整える計画
5 流域での連携
6 さいごに

7

選定時にできたこと、
十分でなかったこと
1

8

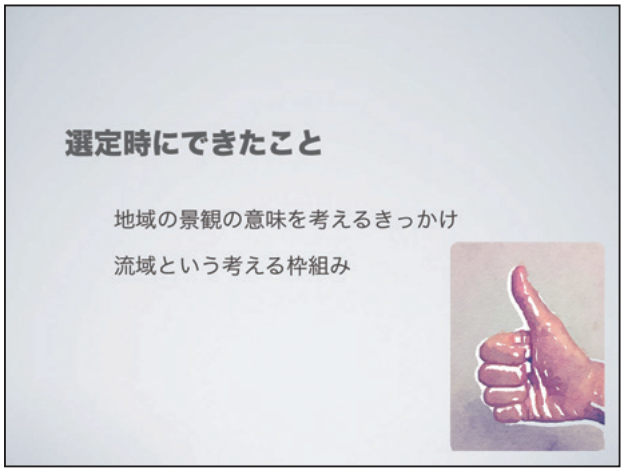
選定時にできたこと
地域の景観の意味を考えるきっかけ
流域という考える枠組み

9

十分でなかったこと

地域における景観の理解
重要文化的景観保護制度の浸透
価値を活かした流域連携

10

きっかけと枠組みはできたが理解や浸透は見切り発車

11

整備活用計画の目的 2

12

なじませる時間として

組織に必要な時間（整備活用計画での関わりで）
地域に必要な時間（普及啓発や調査事業で）

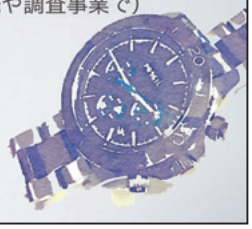

13

試行錯誤するための道標

環境、歴史、利活用等について蓄積が必要
やれば良いことはたくさんある
アプローチがつながりを持つように

14

整備活用計画の作成 3

15

文化的景観 | 変わり方を考える文化財

考え続ける必要性 | 誰が考えるのか

16

考え続ける体制づくり

チーム作りから

- 選定時にできなかったチーム作り
- 景観形成に関わる分野は多様
- 孤軍奮闘しない

17

目標は、

『四万十のことは四万十で考える』

より地域に近いところで景観形成の方向性を考えられるようになりたい。

18

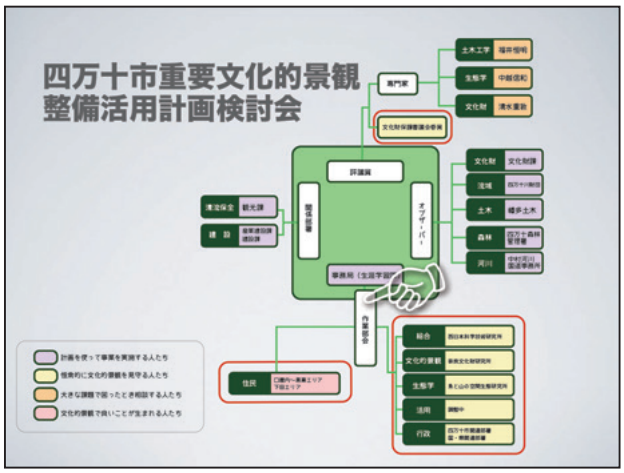

19

整備活用計画作成の体制

検討会と作業部会

20

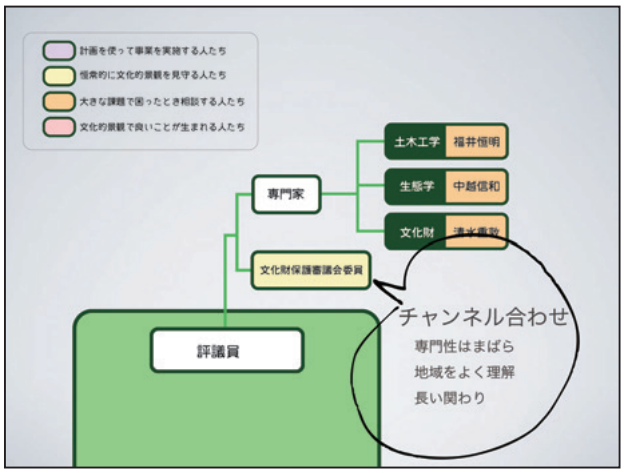

21

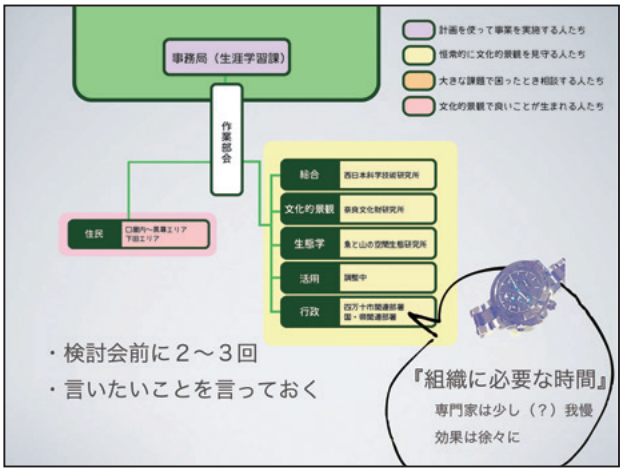

22

整備活用計画の概要

●エリアごとの特徴を活かす
●ある程度の早さも必要。考えを蓄積する仕組み

23

整備活用計画（仮）

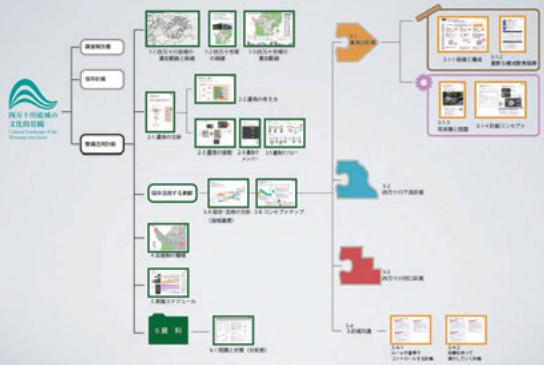

24

エリアごとの個性を活かす

地域の特質に沿った計画づくり

オーダーメイド

何を守るか？
どう後押しするか？
何が効果的か？
必要とされているか？
どう進めればよいか？

やってみる

『しっくりくるカタチ探し』

25

エリアごとに整理

地域の個性を活かす

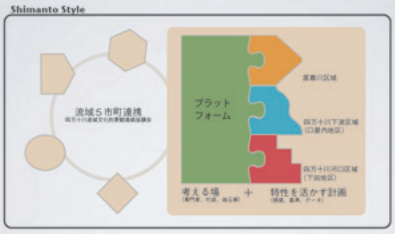

26

エリアごとに積理

地域の個性を活かす

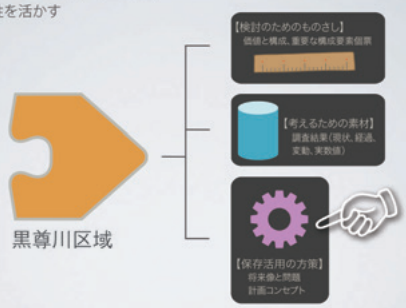

27

黒尊地区 ～望ましい姿　将来像～

・自然とバランスのとれた人の暮らしが存続している
・歴史的、文化的特質が今の暮らしに役だっている

28

黒尊地区 ～文化的景観を活かすコンセプト～

『情報収集を学びに変えるしくみづくり』

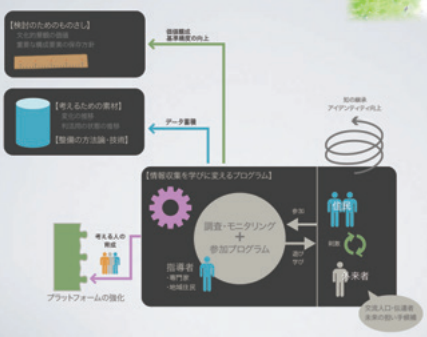

29

いつも全員で対応できない

少人数のグループでまず検討

少人数意思決定 → 全体レビュー → 蓄積

30

考えを蓄積するために

カルテの試行錯誤

31

作りながら整える計画 4

保全についての検討

地域がかたる仕組みづくり

32

保全についての検討

起こってくる事案への対応

33

34

屋内大橋修繕工事

落橋した口屋内の沈下橋を元の形状に復元。
機能復元以上の修繕を文化財として実施。

災害復旧不適用
修繕委員会組織
形状を含めて復元できた。
H22～H26年度

壊れてから考えるでは遅い
→沈下橋の状況等の調査
→沈下橋修繕方針の記載

35

36

景観に馴染んでいくプロセスが自発的に起こる場合も

37

38

39

テナガエビ

テナガエビの生態調査を月１回実施。
漁労景観を保全するためのデータ取得。

・漁業権のない生き物
・地域の味
・子どもの遊び
・大人の小遣い稼ぎ
・伝統漁法
・川を見る経験

調査成果は平成24年3月に日本生態学会で発表。

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

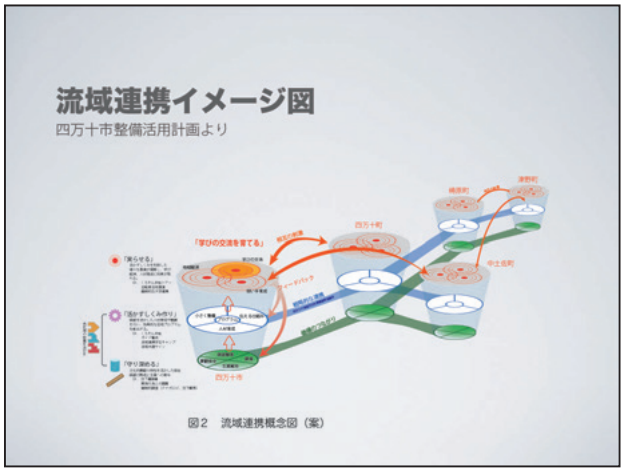

57

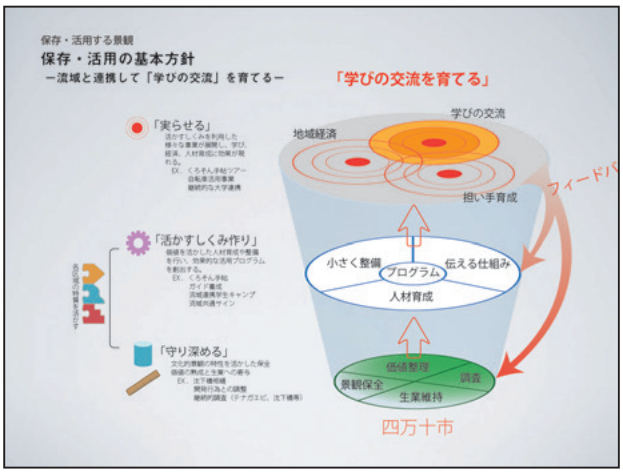

58

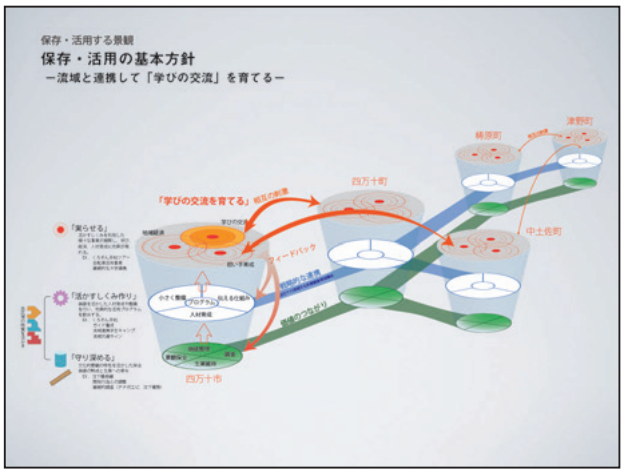

59

文景協 四万十川流域文化的景観連絡協議会

H18.10.10設立
事務局　公益財団法人　四万十川財団

重要文化的景観選定の作業組織

⇩

選定後は利活用のための作業組織

60

やってきたこと

流域連携の実績

61

脱タイミング合わせ

掛けあわせできる活用へ

大学生

× ＝ 学生キャンプ

62

流域連携学生キャンプ

文化的景観の入り口として

その後の展開

長期インターンシップ
地元研究発表会での発表

63

担当者の入れ替わり

歩調の合わせづらさ

目立つ「弱み」

仕組みが複雑
理解に要時間

仕事の一部分
文化財だけでない

3年交代
分かったら異動

64

流域連携という互助機能

文化的景観連絡協議会とシマント∞

四万十川財団
（十田中尚人先生）

× ＝ シマント∞

65

5市町連携を支えるベースとしての

互助機能

- 担当者が一人で抱えない
- 相談できる関係づくり
- 行政以外とも関わりを
- まずは人間関係から

66

5市町　　3

担当者＋財団＋住民＋流域外

シマント8

67

流域連携のかたちの模索

価値の掛け合わせ方

相互に助け合う場としくみづくり

68

さいごに

6

69

四万十川の現在

川との関わりが変化

受け入れて利用

⇩

少し離れてコントロール

関係の希薄化

新しい関わり方が必要 ⇦

四万十川流域の文化的景観 Cultural Landscape of the Shimanto river basin

文化的景観ができること

70

四万十川流域の文化的景観 Cultural Landscape of the Shimanto river basin

文化的景観ができること

関わる人を増やす

⇩

語れる人を増やす

⇩

考える人が育つ

コラム 教育活動・広域連携・プロモーション ―史跡大友氏遺跡（大分県大分市）の取組―

史跡大友氏遺跡（大分県大分市）は、県都の玄関口である大分駅から徒歩15分圏内の中心市街地に立地している。平成13年度に大友氏館跡が国の史跡に指定されたのを端緒に、旧万寿寺地区や大友氏のもうひとつの館である上原館跡が追加指定され、現在、中心市街地に立地する大友氏遺跡の全体面積は約18haに及んでいる。また平成25年度末には、最初の整備計画書となる整備基本構想を含む『史跡大友氏遺跡保存管理計画書』が策定された。保存管理計画書には、大友氏館跡の指定から現在までの15年間での取組が記載されているが、この間の行政や市民の大友氏遺跡に対する姿勢は明らかに変化してきている。ここでは、最近の新たな取組を踏まえ、今後の史跡整備への展望について述べてみたい。

大分市中心部に立地する大友氏遺跡

大友氏は鎌倉時代以来、豊後国を中心に北部九州を治めた守護大名であり、第21代当主大友宗麟の治世には北部九州6ヶ国の守護に任じられるまでに繁栄した。ところが大友氏館跡を中心とする中世大友府内町跡（以下、府内のまち）は、近世初頭に描かれたとされる「府内古図」や昭和62年刊行の『大分市史』による戦国時代の府内復原想定図で、遺跡の位置が推定されていた程度であり、実態に迫れるものはほとんどなかった。

平成10年度に、大分駅周辺総合整備事業に伴う発掘調査により初めて、大友氏館跡の推定地で、庭園跡が確認されたことが発端となり、平成13年度に大友氏館跡が国史跡に指定された。その後、府内のまち周辺では、大分駅周辺総合整備事業に伴う公共工事が数多く実施され、発掘調査が急ピッチで行われた。調査では、町屋跡、寺院跡や道路跡等の遺構、そして豊富な量、種類の貿易陶磁器類やメダイ等のキリシタン関連遺物も出土しており、大友氏館跡の発見から極めて短い期間で、府内のまちの全体像に迫れる程の調査成果の蓄積が進んでいる。

このように府内のまちの実像が明らかになっていく一方で、市民の大友氏・大友氏遺跡に対する理解はというと、大友氏館跡発見当初の頃は十分ではなく、そもそも市民の多くは、大友氏の最盛期を築いたといわれる大友宗麟の名前は知っているが、いつの時代の人物か、何をした人物なのかをはじめ、ほとんど興味や関心を持っていなかった。こうした状況からの出発であったため、当初は行政が主体となり、地道に大友氏・大友氏遺跡の普及啓発活動を行っていくという状況が長く続いたのである。しかしながら最近ではようやく、大友氏をまちづくりや地域活性化に活かそうとする市民団体等が現れ、官民学共催のイベントの開催や市民団体独自で大友氏関連イベントを行うなど、市民の主体的な活動が芽生えはじめ、市民の大友氏に対する関心は次第に高まりつつあるといえる。

市民団体の主催による宗麟公まつり

市民の大友氏を活かしたまちづくりに対する盛り上がりが増す中、行政側の活動も大きく変わりつつある。1点目は教育面での積極的な取組である。戦国時代後期、大友宗麟がキリスト教を保護したことで、府内のまちには、西洋演劇・西洋音楽・西洋式病院など日本の中でも先駆的な南蛮文化が花開いた。さらには日本で初めて本格的なボランティア活動が行われたのも当時の大分といわれている。しかしながら、こうしたことを示す歴史遺産が目に見える形で残っていないことから、これらの南蛮文化が大分で栄えたことを、現代の私たちが普段の生活をしながら、理解することは容易ではない。そこでまず、大友氏・大友氏遺跡・南蛮文化等、戦国時代の大分で花開いた文化を教育現場で正しく学び、伝えていこうという取組を平成25年度から始めている。その内容は、市立の全小学校60校の6年生向けに大友宗麟副読本を作成し、年間3時間の授業を実施するようにしている。さらに教師用の解説書やDVDを作成し、公開授業や研修会を行うことで、教師も十分に理解した上で、児童に教えることができるよう配慮している。

大友宗麟副読本

2点目は、キリシタンや南蛮文化のキーワードで繋がる関連自治体との広域連携を積極的に行い、観光振興や地域振興の相乗効果を期待する新たな情報発信への取組である。大分県内でキリシタン・南蛮文化が栄えたのは、大分市だけではない。そこで平成24年度に、大分市・国東市・日出町・竹田市・津久見市・臼杵市の県内6市町によるキリシタン・南蛮文化交流協定が締結された。内容はそれぞれの市町にあるキリシタン・南蛮文化遺産を活かし連携して、情報発信していこうという取組で、各市町が行うイベント時などには、相互に協力し、キリシタン・南蛮文化遺産等のPRを行い、さらには文化庁の「文化遺産を活かした地域活性化事業」も活用しながら様々な活動を展開している。平成25年度には、連携のさらなる発展・深化のため、キリシタン・南蛮文化交流協定協議会を発足した。現在では、JR九州大分支社にもご協力いただき、協働して、地域活性化や観光振興に軸足を置いた様々な企画を立ち上げ実施している。今後は、大分県内はもちろん、県外にもこのキリシタン・南蛮文化に関連する都市間連携の輪を広げていきたいと考えている。

大分県内６市町による
キリシタン・南蛮文化交流協定協議会設立

3点目は庁内の体制の変化である。これまで大友氏に関する事業は、教育委員会が主体で行っていたが、平成25年度にはこれに加え、観光部局に大友宗麟プロモーション部署が置かれ、市内外に向けた積極的な情報発信が行われている。また、本市の歴史背景を踏まえ、南蛮文化国際フォーラムにおいて、市長による南蛮文化発祥都市宣言がなされた。こうした経過を辿り、大友氏を活かしたまちづくりについて、全庁的な取組が実現しつつある。

以上のように、行政や市民の史跡を活かしたまちづくりに対する動きは、大友氏館跡発見当時の頃と比べるとかなり活発化してきている。大友氏遺跡は中心市街地に立地する史跡であるため、大分の新たな観光拠点や周辺住民の憩いの場、歴史学習の場として、市民の史跡整備への期待は大きい。こうしたニーズに応えていくためには、よりいっそうの大友氏・大友氏遺跡への市民の理解を得るための努力はもちろんのこと、学識経験者、市や県などの行政関係部局や教育関係機関、地域のまちづくりを行う市民や団体等と、情報を共有し、整備計画の策定を行っていくことが必要であろう。

今後の大友氏遺跡の史跡整備事業は、長期に渡ることが予想される。その間、整備とともに進展する発掘調査によって明らかとなる大友氏遺跡の新たな評価や新知見についても、リアルタイムで情報発信していく工夫が必要である。その上で整備の途上においても、市民が史跡を活かしたまちづくりや整備事業に直接的、積極的に関わっていけるよう配慮することで、将来、復元整備された史跡が地域に根ざし、地域のアイデンティティーやシンボルとなっていくことが重要であり、地域の宝として大事に守り伝えていくための環境づくりに向けた様々な取組を今後も実践していきたい。

（**五十川　雄也**／大分市教育委員会文化財課）

Ⅱ. 研究報告　B

Ⅱ. Study Reports B

遺跡等に係る計画の重要性と今後の方向性

'The Importance of Preservation Planning for the Ruins and Future Direction

宮前　保子（国際花と緑の博覧会記念協会）　MIYAMAE, Yasuko
(The Commemorative Foundation for the International Garden and Greenery Exposition,Osaka,Japan,1990)

1．はじめに

遺跡等[1]に関する計画の重要性や意義ならびに今後の方向性に係る考察にあたって、まず、第一に計画とは社会にとってどのような意味を持っているのかをという観点から「計画論」に着目し、日本および欧米における計画の「構成要素」や「時間軸」について概括したうえで、計画策定上の視点と課題を抽出する。

次に、計画論的観点からみて、遺跡等に関わる計画課題について具体的な事例を踏まえて検討する。

最後に、これからの社会において、遺跡等の保存・保全に関わる計画の重要性や今後の方向性について考察する。

2．計画論の展開

（1）計画の要素

わが国の行政分野あるいは空間整備分野において科学的な指標を用いた「計画」策定が重要視されたのは、高度成長期以降であるとされる[2]。

都市計画、農村計画、土木計画など国土や地域の空間に関わる分野では、一定の目標をもって計画を策定し、着実に計画事項を遂行するため、計画に盛り込まれるべき要素を確定することが求められた。

経済企画庁の計画官として国民所得倍増計画や全国総合計画の作成あるいは港湾や都市計画における計画実施の監督等を経験した加納治郎が、計画とは何かを考察した「計画の科学」を著したのは昭和38年（1963）である。加納が計画について科学的アプローチを行ったのは、「計画の新たな時代が開かれた時期であるといえる。[3]」

加納は同書のなかで特に計画策定を検討するうえで、「主体、対象（素材、環境）、目的、手段、構成（作成、実行）の５要素を区別することは、計画の原理を考えるときばかりでなく、計画の作成実施、あるいは批判に際しても多くの便宜を与えるであろう。[4]」とし、計画の基本原理のひとつである５つの計画構成要素を提示している。加納が提示した計画の５つの構成要素は、現段階でも十分に有用な論説であるといえ、特に計画における目標を実現する「手段」や計画を作成するだけでなく実行することが重要であるとする「構成」は示唆に富むものである。

一方、欧米の計画理論について、角松生史は、イギリスのニューキャッスル大学名誉教授であるパッツィー・ヒーリーの著書である「協働的プランニング」を取り上げ、計画理論を紹介している。「第1章では、ヨーロッパ・アメリカにおける計画理論の系譜が、①マルクス主義的批判からケインズ的需要喚起戦略を経て新自由主義的計画批判に至る経済計画の系譜（pp.10-17）、②技術者・建築家により担われ、理想の都市形態を求める物理的開発の系譜（pp.17-22）、③行政の専門性を高めて政治から分離し、合理的計画過程を求める政策分析の系譜（pp.22-27）、の３側面にわけて論じられる。[5]」と、角松はパッツィー・ヒーリーの著書で論じられている計画理論の系譜が、経済計画、物理的開発計画、政策分野の３つの側面があることを取り上げているが、さらに70年代から樹立されていくのが「討議的・コミュニケーション的・解釈的計画理論[6]」であると計画理論における「合意形成」の重要性を指摘している。

さらに、「そこで計画は、(i) 政策の目的と戦略が明確に明示され、(ii) 行動プログラムと結びつき、(iii) 目的と結びついたアウトプット指標やアウトカム指標で評価される政策主導的（policy-driven）ガバナンススタイル」の中に位置づけられる（pp.215）。計画は知識から政策が導かれることを要求するが、文化相互のコミュニケーションを可能にするためには、さまざまな社会的世界・文化からのステークホルダー相互の「会話」が計画の中に含まれなければならない（pp.219）。[7]」として、計画の構成要素としての「目的」、「戦略」、「行動プログラム」、「アウトプット指標・アウトカム指標」、「ステークホルダー相互の『会話』」をあげている。

加納と角松による２つの特徴的な論考から、「計画」における計画構成要素を十分に検討していくことの重要性と、社会や経済の動向に応じてその構成要素が変化していくものであること、特に近年は計画遂行のための指標やステークホルダー相互の合意形成が必要となること

が見えてくる。

（2）遺跡等の保存・保全と時間

空間計画、行政計画の分野から遺跡等の保存・保全に関わる計画に絞り込んで計画を考える場合には、特に時間軸が重要になる。ケヴィン・リンチは、「時間の中の都市—内部の時間と外部の時間」のなかで、「環境保存が首尾一貫した主義として普及したのは、そう古いことではない。（中略）西ヨーロッパに関するかぎり、環境保存の理念は1500年ごろにはじめて出現した。それは初め建築遺跡に神秘的魅力を感じるところから出発し、さらには、まがいものの廃墟を建設するまでになった。十八世紀になると、過去の建造物に対する愛着が上流階級の間に流行するようになり、十九世紀には、それが中流階級の旅行者の常識的教養のひとつになった。また同じ十九世紀には、社会のために歴史的建造物を保存しようとする組織的運動がアメリカ合衆国に起こり、少し遅れてヨーロッパにも波及した。（中略）こうした保存の第一の理由は、国民の結束とプライドを強化すること[8)]」にあった。と歴史的建造物の保存に関する社会の潮流の系譜について述べている。さらに、「保存を効果的に行うには、何のために過去が維持されているのかを知り、さらに誰のために過去が維持されているかを知らなければならない。変化を経営し、現在と未来の目的のために過去の遺産を積極的に活用することは、神聖不可侵な過去に対する硬直した崇拝よりもはるかに好ましい。私たちは、過去を選択し、変化させ、現在の中で過去をつくり出していかなければならない。過去を選択することは、未来を促進することでもある。[9)]」と述べて、遺産の保存は現在という時間のなかで過去を選択している行為であって、このことは未来を促進することでもあると位置づけている。

一方、保全については「保全とは、予測の困難な長期的未来に思いをめぐらして、そのような未来において重要性を持つと思われる資源を現在の時点で維持することである。（中略）保全の対象を選択する際には、その資源が未来の世代にとっても重要な資源でありつづけそうだという判断と、ほどよく使用していれば枯渇することはないだろうという判断が決定の基準になる。私たちには、遠い未来を正確に予測することや、現在の時点での保全の価値を算定することはできない。けれども、こうした基準が満たされていれば、それらの資源を保存するために私たちが大きな犠牲を払うことを正当化できるだろう。[10)]」と述べ、長期的な未来においても重要性を持つと思われる資源を現在の時点で保全するためには、一定の判断基準が必要になることを示している。つまり、過去から現在さらには未来という時間の概念を踏まえつつ、遺跡等の保存や保全を進めていくためには、適切な価値判断の基準が必要であり、さらにはその判断結果に対する広範なコンセンサスが必要であることを指摘している。

（3）計画策定上の視点と課題

計画論あるいは都市論などに関わる論説から明らかになることは、①計画策定の目的は時代と共に変化するものであり、これからの計画は討議的・コミュニケーション的・解釈的計画理論に基づくことが重要であること、②計画の構成要素は計画論の進展によって付加もしくは変化するものであること、③遺跡等に関わる計画は現時点での過去の資源に対する保存・保全に向けた価値基準に対する合意形成であること、の３点にまとめることができる。

こうした計画論に関わる視点から現在の遺跡等に関わる計画を振り返るときに、①変わるものである遺跡等を今、どのようにとらえるか、②既往の遺跡等の保存、管理、整備、活用の計画構成要素に新たに追加すべき要素はないか、③遺跡等の価値、真正性をどのように判断するか、の３点が計画課題としてまとめられる。

３．事例からみる計画課題

遺跡等の価値を将来にわたって維持することを目的として各種計画が策定されている。

文化財の分野では保存、管理、整備、活用に関わる計画等単体の遺跡等を対象とした計画のほか、近年は複数の文化財を関連文化財群として位置づけ、文化財相互の価値を関連づけながら保存、管理、整備、活用を進めていくことを目的とした構想策定も活発に行われている。

これらの遺跡等に関わる計画課題について、兵庫県篠山市歴史文化基本構想を事例として考察する。

（1）遺跡等の特徴と篠山市歴史文化基本構想

篠山市は兵庫県の内陸部に位置し、京都との交流も盛んで、中世には東寺などの権力階層によって各種の荘園が経営されてきた。この中世荘園の土地利用を基盤として、近世には、「城下町」、「街道集落」、「農村集落」が有機的に関連しながら成立してきた都市である。

このため、篠山市には、春日神社能舞台などの社寺建築、茅葺民家などの集落を構成する建造物、八上城跡や篠山城跡などの中世から近世にかけての城跡、日本六古窯のひとつである丹波焼の登り窯などの重層的な時間軸を持つ数多くの遺跡等が残されている。

さらに、歴史的な町並みや集落を舞台に、祭礼行事、年中行事などの多くの無形の歴史的文化的資産もなお受

け継がれている（図１参照）。

篠山市はこれらの遺跡等を文化財指定、未指定を問わず、「歴史文化まちづくり資産」と位置付け、その保全と活用を目的とした歴史文化基本構想を平成23年度に策定した。

構想策定にあたっては、「多様な文化財の価値の顕在化を通じた遺跡等の適切な保存・活用」、「文化財を核とした地域の魅力の増進」、「市民・行政・専門家・企業等の連携協力による歴史文化まちづくりの推進」などの効果が期待された。

図１：篠山市の「歴史文化まちづくり資産」
出典：篠山市教育委員会（2011）：「篠山市歴史文化基本構想」

（２）計画課題と対応

篠山市歴史文化基本構想時に実施された市民アンケート調査[11]を例にとって計画課題とその対応について検討すると、以下の諸点が考察される。

アンケート調査の結果をみると、「歴史文化まちづくり資産」の保存活用に取り組む主体として、有形、無形を問わず、最も多いのが自治会で約64％、次に社寺や祠等を中心に「氏子・檀家・講」が約16%となっているが、「個人・所有者・関係者」はわずか約3.9％である。

このことから、市民は、遺跡等の保存や活用に取り組む主体は、当該遺跡等の所有者や自治体というよりも、コミュニティの構成員であると認識、実践していることがうかがえる（表１参照）。

さらに、市民は、歴史文化まちづくり資産の保全・活用にあたって、建造物を中心に「老朽化」への対応（約25%）、「修理・修繕費などの不足」（約24%）、「耐震性」の確保（約13％）を課題としてあげている他、後継者不足（約９％）をあげている（表２参照）。

一方、市民が「受け継いでいきたい歴史的文化的資産」の最も多いのが「社寺・祠等」（約34％）、次に「遺跡」（約17％）であり、「石造物」（約10％）、「名勝地」（約10％）と続く。さらに文化財未指定のものが全体の約90％を占めている（表３参照）。

前述した計画課題のうち、「変わるものである遺跡等を今、どのようにとらえるか」という視点から篠山市歴史文化基本構想策定に関わる市民アンケート調査結果をみると、遺跡等を当該地域の歴史や文化を示す「まちづくり資産」としてコミュニティ単位で捉えるとしても、表１で示したように保存活用の担い手がコミュニティの構成員であった場合には、人口減少や高齢化という社会状況の変化にどのように対応するか、あるいは対応する手段を持つか、という視点が計画構成上不可欠であることが推察される。

表１：歴史文化まちづくり資産保存活用の取組主体

保存・管理の取り組み主体			個人・所有者・関係者	氏子・檀家・講	近隣住民	自治会	老人会・婦人会等	小学校区	行政	保存会	その他	合計
有形文化財	建造物	社寺・祠等		14	2	27	3	1				47
		民家	3			1				2		6
		その他建築物				2						2
		石造物		1		5						6
	美術工芸品	工芸品		1		4						5
		古文書・歴史資料等				1						1
民俗文化財	有形民俗文化財					3						3
	無形民俗文化財					2						2
記念物	遺跡					7			2		5	14
	名勝地					8	1				1	10
	動物・植物・地質鉱物		1			5						6
合計			4	16	2	65	4	1	2	2	6	102

出典：篠山市教育委員会（2011）：「篠山市歴史文化基本構想」

また、「一般的な計画構成要素に新たに追加すべき要素はないか」という計画課題からみると、表２に示したように遺跡等の価値を維持するための費用をどのように担保するか、という保全活用事業に係る経済的視点を計画に持ち込むことが重要であることが示唆される。

表２：歴史文化基本構想保存活用上の課題

保全・活用にあたっての課題			老朽化	耐震性	経費 修理修繕費	経費 日常管理費	経費 その他費用	技術的課題	後継者不足	所有者意識	盗難・災害	その他	合計
有形文化財	建造物	民家	16	11	18	4	1	4	3		6	3	66
		社寺		1	2					1			4
		その他建造物							1				1
		石造物	1		1	1							3
	美術工芸品	工芸品			1				1				2
		古文書・歴史資料等											0
民俗文化財	有形民俗文化財								2				2
	無形民俗文化財		5			1	1					1	8
記念物	遺跡		1										1
	名勝地				1		1		1	1			4
	動植物・地質鉱物		1			1	1						3
合計			24	12	23	7	4	4	8	2	6	4	94

出典：篠山市教育委員会（2011）：「篠山市歴史文化基本構想」

さらに、「遺跡等の価値、真正性をどのように判断するか」という計画課題に対しては、表３に示すように、文化財の未指定のものが多く、地域の歴史や文化を表象する資産はいまだ多くがその価値の真正性や評価が確定していないことが示唆される。このことから、計画策定後も継続して遺跡等の新たな発見に関わる調査研究の推進の必要性が示されているといえる。

表３：受け継いでいきたい歴史的文化的資産

受け継いでいきたい歴史的文化的資産			指定等	指定等以外	合計
有形文化財	建造物	社寺・祠等	2	85	87
		民家	1	14	15
		その他建築物	0	2	2
		石造物	1	25	26
	美術工芸品	工芸品等	7	11	18
		古文書・歴史資料等	2	6	8
無形文化財			0	0	0
民俗文化財	有形民俗文化財		1	6	7
	無形民俗文化財		1	7	8
記念物	遺跡		6	38	44
	名勝地		0	26	26
	動物・植物・地質鉱物		4	10	14
合計			25	230	255

出典：篠山市教育委員会（2011）：「篠山市歴史文化基本構想」

４．遺跡等に係る計画の重要性と今後の方向性

（１）遺跡等に係る計画の重要性

遺跡等に係る計画の重要性を考える際、既往の指定文化財に関する計画の策定状況が参考となる。国指定文化財の保存管理計画等の策定状況に関してみると、国指定文化財のうち、記念物2,665件の約63％が保存管理計画「策定予定なし」と管理団体が回答しており[12]、策定率は低い段階にある。こうした事態に鑑みると、当該遺跡等の価値を学術的、専門的に評価・考察したうえで、今という時間軸のなかで適切な計画構成要素を盛り込んだ計画策定の推進が、喫緊の取組むべき重要事項といえる。

こうした状況を踏まえ、遺跡等に関わる計画策定の主な重要性について下記の諸点をあげることができる。

第一に、遺跡等の保存と活用の間に軋轢が生じる事案や遺跡等の適切な管理を進めていくうえで課題が生じている事例が確認されており、各地で求められている諸課題解決に向けた計画策定の重要性である。

保存と活用の間の軋轢の例として兵庫県朝来市に位置する国指定史跡竹田城跡の来訪者数の急増問題があげられる。竹田城跡は、映画のロケ地やテレビ番組などで話題となり、来訪者数が平成21年には3.5万人であったものが平成23年は約10万人、平成24年は20万人強、平成25年は1月末までで45万人を超える結果となった。

この急激な利用者増によって、表土の露出による遺構や遺物の損傷などが危惧される結果となり、観覧料の徴収（平成25年10月より）、見学動線、見学のための滞留場所設整備など、各種保存修理事業が進められている。

竹田城跡を例にとると、遺跡の活用による地域活性化と、脆弱な遺跡の保全、ならびに遺跡の価値を十分に鑑賞できる適正な利用者数の設定などについて、遺跡に関わる「保存と活用戦略」や「遺跡の再生・保全技術」が盛り込まれた保存・整備計画の策定が求められているといえる。さらにこうした保存・整備の各種事業を実施していくうえで、「保全・活用に関するアウトカム指標」の設定が計画構成要素として重要になる。さらに、遺跡等の劣化に対応するために「適正利用者数の算定」に基づく保存のための実行手段などを盛り込んだ計画策定が不可欠と考えられる。

第二に、遺跡という可視化できる「モノ」と保存、管理、整備、活用など関係者の様々な取組である「コト」が相乗効果を発揮して目的を達成するための計画の重要性である。

遺跡等の可視的な形態は時間と共に変化する。特に名勝や天然記念物は適切な管理を継続していてもその形態は変化していき、場合によってはその価値を維持することが困難である場合もみられる。このため、適切な「コト」を示唆する管理のありかたは重要な計画視点である。

特に、文化的景観では、「コト」ともいえる生業をはじめとした人々の営みが重要な構成要素であるため、景観を文化たらしめている人々の営みのもつ意味とこの営みをどのように持続させるかが重要である。そこで、「コト」としての「ステークホルダー相互の協働」が保存・活用のキーポイントになる。

滋賀県高島市針江地区の重要文化的景観を例にとると、「人と水との深いかかわりのなかで残されたカバタ[13]、そのカバタに新しい命を吹き込み、新しく文化として再生させようとするうごきが始まろうとしています。そこには、大きな財産として次代に受け継いで行こうという地域の共同意識の深まりが感じられます。」[14]と高島市広報でも文化的景観の保存に関わる意義のひとつとして、「地域の共同意識の深まり」が紹介されている。

高島市は針江・霜降の水辺景観保存計画を策定したうえで、重要文化的景観の「文化の再生」、「次代への継承」、「地域の協働」を着実に進めている。同計画では、集落や水田地帯等景観に関わる土地利用方針や行為規制方針を定めるとともに、行政と地域住民の役割をまとめ、運営及び管理体制について言及している。

このように、変わりゆく遺跡等の保全に向けては、地域の遺跡が住民や市民共通の「歴史的文化的地域資産」という概念を浸透させることが不可欠であり、「モノ」と「コト」が相互参照可能な計画策定が重要な位置を占めるといえる。

第三に都市・地域の計画と連動した遺跡等に係る計画の重要性である。

遺跡は都市や地域の経済活動や社会活動の影響を絶えず受けている。こうした都市や地域の活動と遺跡の保存・管理・整備・活用を調整するためにも、都市・地域計画等との連携が必要とされている。

第二次世界大戦で戦災を受けたシュツットガルト市は多くの歴史的建造物を失っている。このため、歴史的な建造物そのものの保存に加え、景観保存についても配慮することによって、その価値を維持している。

図２に示すように、シュツットガルト市の市街地を取り囲む丘陵部はワイン製造用のブドウ畑として利用され、ブドウ畑のなかに歴史的建造物が点在していたのが市の歴史的景観であった。この区域の市街地からの眺望景観を保全するため、土地利用の方向性をビジュアルに理解できる景観シミュレーション資料を作成している。

こうした資料に基づき、当該歴史的建造物の保全の重要性について、都市計画・地域計画、土地利用計画の観点から、市民にわかりやすく示して、景観保全の合意形成に努めている。

○は上記の歴史的建造物を示す
（左：宅地化コントロール事例、右：宅地化促進事例）

図２　保全対象の特定と、土地利用計画検討のための景観シミュレーション検討結果

出典：シュツットガルト市：Rahmenplan Halbhöhenlagen 2007

シュツットガルト市の取り組みにみられるように、遺跡等の計画は、それを取り囲む都市計画、地域計画、土地利用計画、景観計画など関連する計画と相まってその実効性を高めることが重要であることが示唆される。

（２）計画に係る今後の方向性

遺跡等の計画は、計画策定段階で対象とする遺跡の価値を評価・検討することもあって、明確な目的をもっているといえる。しかし、遺跡等の価値を維持するためには、単に遺跡等の保存を進めるだけでなく、その価値を多くの人々が享受できる場や機会を提供するなど幅広いマネジメントを進めることが重要であるといえる。

マネジメントの視点を加えた遺跡等の価値の維持という目的を実現するために、今後の計画策定における方向性と考えられる視点を下記の３点にまとめた。

第一の視点は、短期的計画目標を定め、その進捗状況を広く関係者が認識できるよう企図することである。遺跡等の価値の維持は長い時間をかけて次世代に継承していくものである。しかし、計画の実現が実感できなければ持続は困難である。このため、目的遂行のための短期的行動計画と長期的な視点からの持続的な戦略が必要になる。つまり、計画の進捗状況が可視化できる行動計画を実践しつつ、長期的な視点からみて遺跡等のマネジメントのための人材育成や資金調達の手法を計画に盛り込むことである。さらには阪神淡路大震災や東日本大震災など不可避の災害に対応できる防災的な取組も含め、目標を検証し、改善が可能となる計画とすることである。

第二の重要な視点は、「土地の広がり」に着目することである。遺跡等が立地する土地は、人々の営みのなかで育成されてきた土壌や水、植物、動物がその基盤を形づくっており、そうした基盤が遺跡等の価値と深く関わっている。静岡県三島市の国指定天然記念物・名勝である「楽寿園」の重要な構成要素である「小浜池」の水位は湧水で保たれている。楽寿園内を含む三島付近の湧水は、富士山東側の降雨量との関係が顕著で、冬期の富士山上部の積雪が多いと次の年の夏期に湧水量が多く、小浜池の水位も高くなる傾向があるが、昭和37年頃から小浜池の湧水量は減少し続けており、最近では池の水面がマイナスとなる日が多くなっている[15]。

図３　楽寿園小浜池の水位が低下した景観

また、借景庭園を例にとると、当該庭園と離れて立地する構成要素をどのように保全するかという点も重要である。

こうした事例をみると、水系や生態系、景観の広がりを把握したうえで計画を策定するとともに、「土地の広がり」を総体として担保できる計画手法を念頭に置くことが今後の計画では不可欠であるといえる。

第三の視点は遺跡等の喪失に対する予防的措置としての計画である。社会経済状況の変化が激しい都市や地域においては、重要と評価される歴史的文化的価値を有する資源が多くの市民の耳に届く前に喪失してしまう事態もままみられる。このため、それぞれの地域で価値ある資源を見落とすことなく継承すべき手法として、一定の広がりのある空間における歴史的文化的資源に対する市民や関係者の意識を深め、取り組むべき方向性を示した計画が策定されることが期待される。

前述したように、遺跡等は過去の遺物ではなく、「変化を経営し、現在と未来の目的のために過去の遺産を積極的に活用する[16)]」ものである。未来へつなぐための有効な計画づくりが展開していくことが期待される。

【註および文献】

1) 「遺跡等」とはここでは、記念物、文化的景観、建造物、踊りや祭りなどの無形資産を含め、空間に関わる歴史的文化的資産を指すものとする。
2) 石田頼房（1993）:「都市農村計画における計画の概念と計画論的研究」: 総合都市研究 第50号ｐ22～23、においては「1970年代末頃から、都市計画研究者による都市計画史研究が増え、学会における発表論文も増え、さらに、都市計画史の講義がいくつかの大学で行なわれるようになると、次第に都市計画史研究を都市計画学の体系の中にどう位置づけるかということが問題として意識され始める。」として1970年代が計画論を考えるうえでのターニングポイントとしている。
3) 鈴木 浩（2009）:「『地域計画論』の射程」福島大学研究年報第５号ｐ２
4) 加納治郎（1963）:「計画の科学」経済往来社ｐ226
5) 角松生史（2012）:「世界の公私協働―制度と理論」（岡村・人見編著）:「『協働的プランニング』の社会的構成」: 日本評論社ｐ44
6) 同上書ｐ45
7) 同上書ｐ53
8) 東京大学大谷幸夫研究室訳（2010）:「時間の中の都市―内部の時間と外部の時間―　ケヴィン・リンチ」ｐ48～49:鹿島出版会
9) 同上書ｐ88～89
10) 同上書ｐ137～138
11) 文化財指定、未指定を問わず、地域の歴史文化まちづくり資産をリストアップすると共に、これらの資産の保存活用の実態を把握するための調査。市内全自治会264会長に対して郵送配布、郵送回収によるアンケート調査を実施したアンケート調査。有効票119通（回収率45.1％）。
12) 文化庁記念物課（2014）:「史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観の保存・活用に関する調査」で全国の自治体を対象に実施したアンケート調査結果。
13) 高島市針江地区では集落の中を湧水で満ちた水路が巡り、人々は水路やその水を生活用水に利用するシステムを「カバタ（川端）」と呼び昔から大切に利用してきた。
14) 高島市役所発行「広報たかしま」平成22年10月号
15) 三島市資料
16) 前掲の註８）

Abstract: In this paper, the author first extracts the perspectives and issues to be addressed in designing a plan, focusing on planning theory. The paper then discusses issues concerning planning for the preservation of archaeological sites, citing specific examples from the perspective of planning theory. Finally, based on the aforementioned discussions, the author considers the importance of formulating plans with regard to conserving, preserving and making effective use of archaeological sites, and examines directions to be taken in the future.
As a result, first the author confirms the importance of plans for resolving conflicts between preservation and utilization of archaeological sites, and then concludes with the importance of developing plans regarding cultural landscapes, in order to promote among local residents and citizens the common concept of historical and cultural regional assets. In the future, it is hoped that planning efforts will be advanced in order to formulate (1) plans under which short-term targets are established and progress toward achieving these targets can be recognized by a wide variety of stakeholders, (2) plans focusing on the expanse of land surrounding archaeological sites, and (3) plans for taking measures to prevent the loss of these sites.

計画改訂プロセスにみる「計画」の多様性と本質

Diversity and Essence of a “Plan” in the Process in which a Plan is Revised

白崎　恵介（宮城県教育庁文化財保護課）　SHIRASAKI, Keisuke
（Cultural Properties Preservation Division, Education Bureau, Miyagi Prefectural Government）

１．はじめに

私が勤める宮城県庁には、知事部局と言われる８つの部局に95の課室があり、教育委員会には11の課室がある［平成26年（2014）４月１日現在］。県が定める計画を集成したデータを見付けることができなかったが、おそらく、ほとんどすべての課室で何らかの「計画」が策定されていると仮定すると、宮城県が策定する「計画」の数は100を超えるのではないだろうか。都市計画課などは課名が示すように「都市計画」を定めているし、自然保護課で策定している「干潟・砂浜の修復実施計画」などは、文化財に携わる我々が策定する保存整備計画と似た方向性を持つものであろう。計画とはあまり縁のなさそうな人事課でも「定員管理計画」なる計画を策定して、しっかりと職員の定数を管理しているようである。こうも多くの計画が策定されている現実をみると、例えば健康推進課が策定する「歯と口腔の健康づくり基本計画」と、我が文化財保護課が策定する「特別名勝松島保存管理計画」は、どちらが県民の認知度が高いのだろう、とやや自分の仕事に自信を失いかけてしまう[1)]。

計画はあらゆる分野において、将来目標と、その目標への道筋を指し示すものであることは論を待たないと思う。そして、世の中に星の数ほどある計画には、それぞれの目標の遠近の度合いと、目標を実現する意気込みの違いが、その多様性として表れているのではないかと私はみている。

本稿では、私がこれまで業務として携わった、ややタイプの異なる３つの計画を取り上げたい。それらは、何れも数年から十数年前に既に策定されたもので、私はそれらの改訂を担当することになった。本質的には新規の計画策定も、既存計画の改訂も、アウトプットは同じ「計画書」なのだが、改訂の経過で「計画を策定するということ」について考えさせられることが多かった。ここでは、計画改訂のプロセスからみえてくる「計画」の多様性と本質に迫ってみたい。

２．ここで取り上げる３つの「計画」

ここで取り上げるのは、（１）特別史跡多賀城跡附寺跡で実施されている保存整備に関する長期基本計画の改訂と、（２）これまで約10年ごとに改訂されてきている特別名勝松島保存管理計画の３回目の改訂、それから（３）宮城県で景観条例が制定されたのを受けて策定した景観の形成に関する基本的な方針、の３計画である。

３．計画改訂のプロセス

（１）多賀城跡整備長期基本計画

特別史跡多賀城跡附寺跡の保存整備は、昭和41～43年（1966-1968）に多賀城町（当時）が実施した多賀城廃寺跡の整備に始まる。昭和45年からは宮城県が整備事業を引き継ぎ、以後、５カ年計画を積み重ねる方法で実施してきている[2)]。ここで取り上げる「長期基本計画」は、土地公有化事業や発掘調査事業の進展と調整を図りつつ、今後の保存整備事業を効果的・計画的に進めるための保存整備の基本的な方針を示すものとして宮城県が策定したものである。

ア．改訂に至る経緯

多賀城跡の整備に関する最初の長期基本計画は、昭和51年（1976）の第２次保存管理計画[3)] 策定の際に、それまでの整備実績と、以降の整備計画を整理したことを受けて昭和53年に策定されたものである（図１左）。そこでは昭和45年（1970）からの整備実績を前期10ケ年計画と位置づけ、続く昭和55年以降平成11年までの中期・後期各10ケ年計画が立案された。多賀城跡附寺跡の将来像を見据えて総合的・長期的な事業の方向性を示したものであり、以降は、この計画に沿ってさらに５か年を単位とする短期計画が策定され整備が進められてきた。

この長期基本計画の当初の目標年度である平成11年（1999）がきたことから、改訂作業が行われることとなった。

イ．改訂内容

その改訂では、昭和53年に策定された長期計画（昭和45年度～平成11年度）を第一期と位置づけ、続く平

図１　多賀城跡長期基本計画（左：第一期，右：第二期）

成12～41年度の30年間を第二期とした（図１右）。

第二期長期基本計画では、第一期における実施状況を踏まえ、実現の可能性を考慮して平成12年度以降の30年間の計画として再構築した。整備の全体イメージは第一期長期基本計画を踏襲しているが、基本方針として、①第２次保存管理計画に定められたＡ１整備活用地区の整備、②周辺整備との整合を図った相互利活用、③整備に関連する諸計画の策定及び実施、の３点に重点を置くこととした。これには、ＪＲ東北本線「国府多賀城駅」の開業、東北歴史博物館の開館、史跡南隣接地の多賀城市中央公園の整備、史跡南側の城南地区土地区画整理事業の進展など、諸々の社会環境の変化・周辺地域の整備計画に対応する意図が込められた。

ウ．改訂プロセス

特別史跡多賀城跡附寺跡の保存整備は、宮城県多賀城跡調査研究所が主体となって実施している。私は整備担当の専門職としてその業務に当たっていた。長期基本計画の改訂作業に際し、まず、計画の進捗率のチェックを行った。当初の第一期長期基本計画は、遺構表示と緑化修景をあわせて、指定地総面積の約60％を整備しようとするものであったが、平成11年の計画設定年までの整備実績面積は当初計画の約３割にとどまった。当時の改訂資料では、その原因は「諸般の事情により」となっているが、進捗の遅れの原因究明など、当初計画の検証及び評価は行っていない。

改定案は、学識経験者を構成員とする多賀城跡調査研究指導委員会（当時）で審議され、改訂内容に対し指導助言をもらった。委員からは、長期計画なのだから実現可能なところということに拘泥せず、将来あるべき姿の意思表示をするべきだとの意見や、この計画だけでは十分でないので、関連する諸計画を合わせて策定するべきであるとの意見が出され、若干修正を加えた部分もある。

改訂された第二期長期基本計画は、策定後、特に公表、公開されることはなく、多賀城跡調査研究所の内部資料として書類の中に埋もれていった。

（２）特別名勝松島保存管理計画

特別名勝松島は松島湾沿岸の５市町に及ぶ約12,600 ha（海面を含む）が指定範囲となっており、宮城県がその管理団体に指定されている。この広大な指定地内の保存管理を図るために保存管理計画が策定されており、社会状況の変化に応じておおむね10年ごとに改訂されている。ここではその３回目の改訂を取り上げる[4)]。

ア．改訂に至る経緯

特別名勝松島の保存管理計画は昭和51年（1976）に策定され、その後、昭和60年（1985）、平成10年（1998）とおおむね10年ごとに改訂されてきた。前回の改訂から10年を経た平成20年（2008）に、近年の生業形態や住様式の変化や、防災への対応の必要性が高まるなど、社会環境の変化に対応するため、３回目の改訂作業を行うこととなった。なお、平成19年度、宮城県は世界遺産への登録推薦の国内候補の募集に対し「松島－貝塚群に見る縄文の原風景」というテーマで提案することになり、関係市町に共同提案を打診したところ、「これまでも特別名勝松島の現状変更の強い規制を受けているのに、世界遺産になったら、さらに規制が厳しくなるのではないか」といった地元住民の反発の声が高まり、そのことが保存管理計画の改訂作業に大きな影響を与えていたことが背景にあった。

イ．改訂内容

特別名勝松島の保存管理の基本方針は、従前から、松島の文化財としての価値に応じた適切な保存管理を図ること、その保存管理は地域住民の理解と協力の上に成り立つこと、地域の基本的生活・生業にも配慮しながら行うこと等が示されており、今回の改訂でもその基本方針は踏襲することとなった。

また、現状変更等に対する取扱いについては、これま

での保護地区区分の在り方を再検証し、住民生活と松島の景観とのかかわりが深い地区について、実状に応じた細分を行った上で、それまで一律に規制されていた個人住宅の建築面積の上限や新築の可否等の取扱いを弾力的な形にするなど、よりきめの細かい管理を行うことを盛り込んだ。

また、これまでの保存管理計画にはなかった追加項目として、工事が大規模になることの多い公共事業について言及し、事業の基本構想や基本計画段階で教育委員会と事業関係者が協議する必要性を強調するとともに、現状変更で設置等が想定される諸施設の意匠等について、景観配慮に関する具体的な考え方を、事例を交えて示した。

ウ．改訂プロセス

特別名勝松島の保存管理計画の改訂作業は、宮城県教育庁文化財保護課が直営で実施した。改訂に先立ち、指定地内の現状を的確に把握するために現地調査を実施し、あわせて地元住民との懇談会を適宜開催して意見を集約し、改訂案の原案を作成した。その原案は関係市町の教育委員会の文化財担当課および市町長部局の企画政策担当課で構成される作業部会での検討を経て、学識経験者や関係市町の代表からなる策定会議および文化庁の指導助言を得て成案とした。

改訂の際に留意したこととして、ここでは２点挙げておきたい。１点目は、これまでの計画内容がどのような考えの下に策定されてきたのかを徹底的に調べたことである。地元からは現行の規制に対して規制緩和が強く要望されていたが、我々としてもこれまでどのような考えの下に、その規制が設定されてきたのかを知る必要があったからである。当初計画の策定の経緯を調べると、策定に当たっては松島の価値を明らかにするために多岐にわたって精緻な調査が実施されたことがわかった[5)]。そこで、改訂に当たっては、当時の調査成果を改めて現在の目で見て、現在も松島の価値はその調査以降も変わっていないか、あるいは当時は重きを置いていなかった項目で、現在の視点でみると松島を価値づけられるようなものが無いか、などについてしっかりと検討を加えたつもりである。また、過去２回の改訂時の記録が課内資料として残されており、それらを読み込むことによって、これまでの改訂において何が課題であったのか、また、何を目論んで改訂されたのかが理解できた。このようなプロセスを踏むことができたのは、幸いにもこれまでの改訂において調査成果や議事録等の改訂関係資料が残されていたことによるところが大きい。

留意したことの２点目は、なるべく多くの関係者との議論にできる限りの時間を割いたことである。２年間の作業期間で、住民懇談会を13回、行政内の作業部会等を11回、学識経験者との策定会議を４回開催し、議論を尽くしたつもりである。改訂作業中の各場面で議論した内容は、改訂後、この計画を運用する場面でも話題となることが多く、計画策定時にしっかりと議論をしておくと、運用もしやすくなることを経験した。

写真１　歴代の松島保存管理計画書

（３）宮城県景観基本方針

宮城県では、景観法、景観条例が制定される以前の平成８年（1996）に、県内のより良い景観を守り、創造し、景観形成を支える意識の醸成を図るために「宮城県景観形成指針[6)]」を策定した。その後、全国的には、生活空間の質の向上という観点から、個性のある美しい街並みや景観の形成が求められるようになってきており、平成16年（2004）に景観法が制定された。宮城県でも景観法の趣旨を踏まえた新たな視点で、それまでの「景観形成指針」を見直すこととなり、平成19年（2007）「新・宮城県景観形成指針[7)]」（以下「新・指針」という）が策定され、以下に示す経過を経てその指針を改訂する形で基本方針が策定された。

ア．改訂に至る経緯

新・指針が策定された翌年の平成20年（2008）に、宮城県議会は、「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」を制定した。この条例の条文の中に、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」（以下、「景観基本方針」）を定める旨の規定が設けられたことを受けて、平成22年、その基本方針の策定に向けた検討が始められた。

イ．改訂内容

策定された基本方針は、条例の規定に基づき、地域の自然及び文化の保全、地域の美しい景観の形成に関する活動を担う人材の育成、観光の振興及びその他の地域活性化の視点から、宮城県の美しい景観の形成に関する施

図２　宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（概要版）

策を総合的、計画的及び広域的に推進するために定められたものである。その内容は新・指針を踏襲しつつ、この機会にあわせて、市町村の区域を越えた広域的な景観のとらえ方という新たな視点を加えて再構成することとした。最終案がほぼ固まり、審議会で最終議論を予定していた平成23年（2011）３月に東日本大震災が発生し、一度、作業が中断したが、各市町村が復興に向けたまちづくりを進める際の景観形成の一助となるよう、復興まちづくりにおける景観形成に関する考え方を加えて、平成24年３月に公表された[8]。

ウ．改訂プロセス

これまですでに平成８年（1996）策定の「景観形成指針」に示した景観形成に対する基本的な考え方を持っていたこと、しかもその改訂から２年しか経過していないことから、景観基本方針は、「新・指針」の内容を踏襲しタイトルを掛け替えるだけの作業が想定されていた。

改訂に当たってこれまでの景観形成指針策定の経緯を再検証したところ、当初指針の策定に際し、当時の景観の現状と方向性がしっかりと検討されていることがわかった。ところがその景観形成指針が、平成19年（2007）に新・指針に改訂される際に、住民の意識調査の分析や、景観構成要素別の景観形成指針、今後の景観形成推進施策の検討などの項目が省略された。本来であれば、前回の改訂時にそれらの項目も踏襲して良かったと思われたが、何らかの判断があったものと思われる。今回の基本方針の策定の時に、それらの項目を復活させることも検討したが、今回策定する基本方針では景観形成に関する大きな方向性だけを示し、具体的な景観形成の指針や施策の検討などは、別途ガイドラインを作成することとして、今回の基本方針の中には盛りこまなかった[9]。

また、都道府県の立場で示す景観形成の基本方針の在り方を検討した結果、県として広域に景観を捉えて論ずることを新たに追加することとなった。事務局が直営で作成した原案は、５回におよぶ景観審議会での議論を経て成案とし、それをパブリックコメントにかけ、寄せられた意見をもとに一部修正を加えて成果品とした。震災後に公表されたが、この基本方針の公表後にも、近年県内の市町で景観計画の策定が行われている[10]。果たして、その際この景観基本方針は役に立ったのかどうか、その情報は私の耳には入っていない。

４．計画改訂作業を通して見えてくること

（１）改訂のきっかけ、手続き、公表の多様性

これまで見てきた３つの計画の改訂のきっかけや作業、手続き、公表の仕方はバラエティに富んでいる。特別史跡多賀城跡整備の長期基本計画では、当初計画の設定時期が経過したことがきっかけで改訂されたものであり、改定案の原案作成は多賀城跡調査研究所内で行われた。複数の専門家による検討は一度行われたが、その会議は計画改訂のための会議ではなく、発掘調査から整備までの指導委員会での一議案として話し合われたもので、長期基本計画の改訂に審議時間を多く割くことはできなかった。また、改訂後もこの計画の周知を怠ったため、担当職員の異動により、その長期基本計画が改訂されたプロセスはもちろんのこと、改訂された長期基本計画の存在すら知られることなく人々の記憶から薄れていくこととなった。

景観基本方針の策定のきっかけは、景観条例が制定され、その条文の規定で基本方針を定めることとなったことによる。作業方針は、それまでに策定されていた景観に関する基本方針をリニューアルすることであった。計画内容の原案作成は、都市計画課内で行われた。策定の動機が受動的であった点や、事務局内で策定作業を行った点では多賀城跡の長期基本計画と類似する。ただし、単にタイトルを変えて体裁を整えるだけではなく新たな視点も盛り込むことになり、これを機に改めて県内の景観を捉え直す作業が行われたし、審議会での議論は５回にもおよび、その意見を踏まえ、度重なる修正を経て案が作成された。また、策定後はその内容がホームページ等で広く公開された。

特別名勝松島保存管理計画の改訂でも濃密な検討が行われた。この計画は域内で生活や業務をおこなう人に非常に影響力を及ぼすものであり、できあがったものが、改訂前との比較ですぐに反響がこちらにも届くことが予想されたため、意識的に地元住民との意見交換、地元市町教育委員会との協議、県内他部局から意見照会、利害に直結する市町長と利害を超えた立場の有識者を一堂に

会した検討会などを開催して、多数の関係者との関わりをもつことに主眼が置かれた。

改訂後は計画書をホームページに掲載するとともに、関係市町でもパンフレットを作成し配布するなどして広く周知に努められている。

（2）どれだけの人が関わるか

一般に計画策定のプロセスは、ワークショップ形式でとにかく数多くの意見を集め、それを整理しながら方向性を出す方法や、ある少数の「キーマン」がコンセプト・方向性を示し、それに対して複数の目でチェックをする方法がとられる。いずれも方向性を示す段階で計画者の力量が問われるところであるが、他者の意見を数多く聞くことの重要性は共通していると思う。松島保存管理計画の改訂ではワークショップではないが、現地調査や地元との意見交換、事務局の内部の検討などにおいて、極力たくさんの意見を拾うことを意識した。多賀城跡の長期基本計画の改訂と景観基本方針の策定では原案作成は担当者が行い、それに対する専門家の意見を反映する方法をとったものである。結果的にはいわゆるボトムアップと呼ばれる前者のプロセスを経た方が、策定後も世間に広く受け入れられやすいのではないかという印象を持っている。

（3）目標に向けた意気込みが読み取れるか

既存の計画を改訂することは、現行計画を分析し、評価する良い機会である。現行計画の検証こそが、改訂作業の肝といっても良いと思う。どんな計画でもその改訂に際しては、現状を分析し、現行計画の課題を抽出し、対策を練るというプロセスで進んでいると思われる。ただ改訂ありきで作業を進めると、現状で都合が悪い部分をただ改良することに終始してしまい、かつてどのような考えでそのような計画内容となったのかを検証することを怠ってしまうおそれがある。逆もしかりで、現行の計画内容をそのまま踏襲する場合は、今の計画がうまくいっているからそのままで済ませるのだろうけれど、なぜうまくいっているかを検証することにはあまり関心は払われず、おざなりになりがちである。

しかし現行の内容を踏襲するにしても見直すにしても、その理由を示すことは大切な作業であり、そのための検証作業は必要なことである。そして、その作業は、現行計画に、当時の計画策定者が計画に込めた意気込みやこだわりを読み取ることに他ならない。言い換えれば計画を策定する者が、目標に向けて、その達成のための意気込みやこだわりを注入することこそが計画策定の本質であり、それを読み取る作業が改訂には不可欠であると私は考える。

実際、私の携わった多賀城跡整備基本計画では旧計画のリニューアルに終始し、一部、内容を現実路線に改めたものの、旧計画の問題点の検証は不十分であった。景観基本方針では、旧計画のリニューアルではあったが、旧計画に足りない視点を検証し、十分な議論を踏まえて、それを新たに盛り込むことができた。松島保存管理計画の改訂では、旧計画を徹底的に検証し、踏襲する部分も、見直すべき部分についてもその根拠を説明しながら作業を進めるように努めた。これらの経験を踏まえると、改訂時の意気込みも、改訂された計画に表われるものと思われる。

（4）計画決定（改訂）の公表と計画の使われ方

計画に魂を込めることとは別に、誰がその計画を使うのか、誰の目に触れるのかという視点も計画策定には重要なことである。現在では行政が策定する計画は広く周

表１　３つの計画の改訂プロセスの特性

	多賀城跡長期基本計画	特別名勝松島保存管理計画	景観基本方針
策定年	昭和53年	昭和51年	（景観形成指針）平成7年度
改訂年	平成11年	昭和60年，平成10年， 平成22年	（新・景観形成指針）平成19年 （景観基本方針）平成24年
改訂のきっかけ	時限（期間満了）	時限（10年経過），社会環境	条例制定
改訂プロセス	内部検討，委員会	住民，行政調整，委員会	審議会，パブコメ
検証作業	不十分	濃密	十分
原案作成	行政（事務局直営）	行政（事務局直営）	行政（事務局直営）
議　論	浅い	深い，専門的，多方面	深い，専門的
誰のための計画か	行政（事務局）	住民，行政	住民？，行政
公　表	内部資料	公開（ホームページ）	公開（ホームページ）

知することが必須となっている。

多賀城跡整備の長期基本計画は、改訂当時はそもそも外部に示すことを想定せず、内部資料として扱っていたため、当然のことながら、一般の人に知れるものではなかった。ついでに言うと、残念ながら、予算要求など行政内部で使われることもなかった。作り手としても、使い手としても、この計画に対する意識が低すぎたと反省している。

景観基本方針は大きな方向性を示したものであるが、その使われ方は、県内で景観計画を策定する際のよりどころとなることを想定している。まだ、景観計画を策定している自治体は限られているため、本方針の評価を直接聞くことはないが、きっと参考にされるものと信じたい。

松島の保存管理計画は行政担当者が日頃の業務に使用することが主目的であり、実際、よく使われている。特別名勝松島の現状変更を３年間担当した職員の保存管理計画書がボロボロになっていたのを目にした。

もちろん、世の中のいろんなところで策定されている計画は、それぞれ目的や用途が異なるので、一律に論ずることは適切ではないが、行政が税金を使って作る計画に限って言えば、周知を図ることは行政の義務であり、細かい内容は知られないまでも、せめて存在くらいは知られるように努力したいものである。

５．さいごに

どのような計画を策定するにせよ、重要なことは徹底的な調査と分析、そして数多くの議論だと思う。既存の計画を改訂する場合には、その時点で、その計画が運用された結果が表れているはずであり、改訂作業では特に既存計画の再検証のための分析、評価の重要性が高くなるものと思われる。

既存の計画の内容に対し、「成功した」から「継承する」とか、「失敗した」から「見直す」などの評価を下すことは、言うのは簡単であるが、公平に、中立に、冷静に総括するのはなかなか困難である。何がたいへんかというと、当時の計画策定者（ほとんどの場合、大先輩）と対峙しないといけないからである。当時の計画策定者に頭が下がることもあれば、なぜ、そのような結論に至ったのかが理解に苦しむ場合もある。そして、何よりも、恐ろしいのは、自分も十数年後には同じ目にあうことである。魂を込めれば込めるほど、その計画が改訂されるときに心穏やかではいられないだろうと思う。計画を改訂すること自体は必要なことなので仕方ないとして、せめて改訂担当者からは「今の時代には合わないけれど、当時にしてみれば良く練られた計画だった」くらいには言われたいものである。

計画を改訂するプロセスは、これまでの時間の経過の中でその計画が目的としてきたことと、その目的達成までの道のりを読み解くことであり、さらにはそれを検証し、次の方向性を示すことだと思う。そしてその作業は、歴史や伝統を継承する作業と相通ずるものがあるのではないかと感じる。いずれも、その作業過程において先人への畏敬の念が根底に流れているのではないだろうか。

【註および文献】

１）ここで取り上げた宮城県各課の計画は、筆者が宮城県ホームページに掲載されているものからタイトルだけを見て、独断と偏見で抽出したものであり、単なる例として取り上げたものである。

２）拙稿 2004「長期計画に基づく古代城柵の再生」『史跡等整備の手引き（事例編）』p.p.10-15, 文化庁文化財部記念物課監修

３）多賀城市・多賀城市教育委員会 1988『特別史跡多賀城跡附寺跡第２次保存管理計画書』

４）宮城県教育委員会 2010『特別名勝松島保存管理計画』
内容は宮城県教育庁文化財保護課のホームページに掲載されている。

５）宮城県教育委員会編 1970『特別名勝松島』第一法規

６）宮城県土木部土木企画課 1998『宮城県景観形成指針』

７）宮城県土木部都市計画課 2007『新・宮城県景観形成指針』

８）宮城県土木部都市計画課 2012『宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針』
内容は宮城県土木部都市計画課のホームページに掲載されている。

９）ガイドラインは、上記７）p.4に「（仮称）景観形成ガイドライン（基本方針の内容をより具体化して、景観形成に関する方策、手法を示す手引き）」として位置づけられている。平成26年現在、未策定である。

10）宮城県が景観基本方針を策定した後に景観計画を策定したのは松島町（平成26年６月）。このほか、塩竈市と多賀城市が計画策定中である。

Abstract: In this paper, we discuss the decision making on the planning with reviews of the revision process of three examples, as of the long-term maintenance plan for the Tagajo archaeological site, the management plan for the Matsushima scenic site and landscape conservation guidelines in Miyagi Prefectural Area. Even though the planning may be thought of the result of decisions, actually on the planning, thorough investigation to clarify the issues, analysis of the survey results and discussion on the study results are all very important. The performance has already appeared, with the application of the existing planning developed in the past. Therefore, especially in the revising work, it is important for us to make the re-analysis and evaluation of the existing plan for the further validation. In today diversification of values is significant, in the revision process of planning, is indispensable participation of many people. The planning process is similar to the succession of the history and tradition. The reverence to predecessors is also the basis especially in the revision process.

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の保全・整備のための計画について

Planning for the Preservation and Maintenance of the “Cultural Landscape in Kanazawa. Tradition and Culture in the Castle Town.”

中谷　裕一郎（金沢市都市政策局歴史建造物整備課）　NAKATANI, Yuichiro
(Historic Landmark Preservation Section, Historic and Cultural Affairs Division, City Policy Planning Department, City of Kanazawa)

１．はじめに

平成22年（2010）２月に「金沢の文化的景観　城下町の伝統と文化」が重要文化的景観に選定された。これまでの選定事例をみると、その多くは、地域固有の生活や生業による農山村部の文化的景観が主である。そして、農山村部における文化的景観は、棚田や水郷などの景観が地域の生活や生業と一体化し、保護すべきものと保護のための手法が比較的明瞭である。

一方、本市のような都市部における選定は、宇治市に次いで２番目であり、特に本市の重要文化的景観選定区域は、金沢城跡周辺部の中心市街地を含むことから、歴史都市であると同時に現代に生きる都市としての活動（開発需要）も大きい状況にある。そして、様々な時代の建造物が混在しているため、文化的景観の価値を明らかにすることは容易ではなく、保護すべきものと保護のための手法を明確にすることは非常に困難であった。

このため、いかに生きた都市の文化財を磨き、将来に向けて望ましい文化的景観を保全・整備していくかが大きな課題であった。その課題を解決すべく、平成22～23年度にかけて、東京大学教授の西村幸夫先生を委員長とした学識者等による金沢市重要文化的景観整備計画検討委員会を設置し、金沢市重要文化的景観保全・整備計画を策定した。

以下に、「金沢の文化的景観　城下町の伝統と文化」の価値と、それを保全・整備するため策定した計画の概要や留意した点、及び現在の取組状況を述べる。

２．重要文化的景観「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の価値

金沢は藩政期に造られた城下町が基盤になっていることが、文化的景観として揺るがない大きな価値となっている。

現在の金沢の市街地は、加賀の一向宗の中心となった金沢御堂の門前に形成された寺内町を始まりとし、その後に形成された近世城下町を基盤としている。城下町金沢の都市構造は、寛文・延宝期（1661 ～ 81）にほぼ完成し、その形態は当時の同絵図で確認することができる。同絵図に示される街路網は小路に至るまで現状とほぼ一致し、城下町の町割や用水路は現在の市街地の街路や街区の構造を規定している。

藩政期には、３代藩主前田利常、５代綱紀によって漆工、金工、陶芸などの制作が奨励され、御細工所を設けて工芸品の芸術的な技術水準が高められたが、これらの多くは明治以降に旧藩士たちによって商業化され、現在も金沢の主要な生業となっている。

このように、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」は、城下町発展の各段階を投影した都市構造を現在まで継承し、街路網や用水路等の諸要素が現在の都市景観に反映されているのみならず、城下町が醸成した伝統と文化による生活文化や生業を中心とした伝統工芸等の店舗が独特の界隈性を生み出す貴重な文化的景観であるといえる。

なお、文化的景観における重要な構成要素（重要文化的景観の本質的な価値を示すもの）として、河川、用水、惣構跡、街路などの城下町の計画性を示す要素と金沢城跡、武家庭園群、歴史的建造物、文化施設（金沢21世紀美術館敷地など）など新たに造られた要素も含んだ文化的な象徴を特定している。

３．金沢市重要文化的景観保全整備計画

（１）保全整備における現状と課題

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」は、藩政期に由来する都市構造や伝統文化などを色濃く継承していることが特徴である一方で、本市は、石川県の県都であり都市開発需要が多い状況にある。このような開発は、都市機能を強化するが、金沢の文化的景観に大きく影響を与える要因となる。したがって、これらが相互に有機的な関係を保ちつつバランスよく共存させ、文化的景観の保全を図る必要があった。金沢市重要文化的景観整備計画検討委員会において、特に大きな課題として、選定区域内の都市的な開発需要がある地区で、古い町家等が残る一方で高層建築物が林立し、まちなみが不揃いに

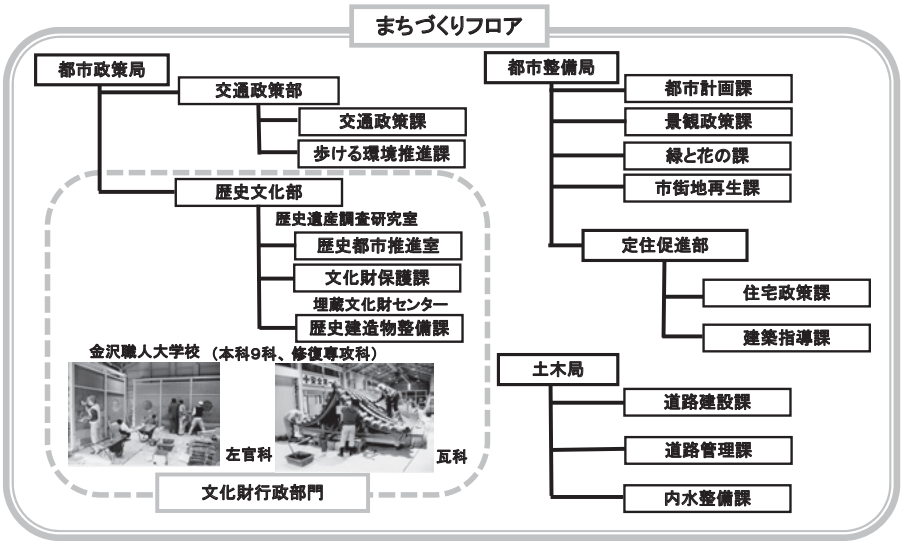

図１．重要文化的景観保全整備のための推進組織体制

なっていることが課題となった。このような課題を含め、今後、文化的景観への影響が大きいと考えられる主要な課題を以下の３つに整理した。

ア．都市構造の継承

惣構跡や用水、街路網など、藩政期に計画された有形の要素や都市形態が、現在の都市構造として継承され、都市景観に反映されている。しかし、高層建築物や駐車場、空家・空地の増加、自動車利用の増加による交通事情の変化などが影響し、今後、藩政期に由来する都市構造が失われていく可能性がある。

イ．生活・生業、界隈性の継承

生活スタイルの変化により、伝統的な祭礼行事・営みが失われつつあり、地区ごとの界隈性を保つことが難しくなりつつある。また、少子高齢化による伝統工芸の後継者不足や機械化による伝承技術の衰退、生活様式の変化による伝統工芸の需要の減少など、伝統的な生業が減退傾向にある。

ウ．都市建築の保存活用

金沢の生活・生業を育む場である歴史的建築物は、藩政期に由来する歴史性や場所性を継承しつつ築かれており、各時代の重層性を顕著に示す重要な要素である。しかし、都市の近代化により歴史的建築物が減少し、金沢固有の都市景観が失われつつある。

（２）重要文化的景観の保全整備の方策

それぞれの課題に対して、具体的な方策を設け、短期、中期、長期の実施スケジュールを盛り込んだ。具体的には、ア．都市構造の継承については、眺望景観や通りの景観に配慮した景観誘導、用水・惣構の保全整備など31の方策、イ．生活・生業、界隈性の継承については、コミュニティ空間保存活用事業や伝統文化、伝統工芸の継承に関連する事業など49の方策、ウ．都市建築の保存活用については、歴史的建築物の保存活用、高質な建築物の奨励など19の方策を設けた。このように様々なハード面、ソフト面の方策を組み合わせることで相乗効果を図ることとしている。

（３）重要文化的景観の保全・整備の推進

重要文化的景観の保全・整備の推進にあたっては、行政が文化的景観を活かしたまちづくりの方策を推進するだけではなく、市民や事業者が文化的景観について理解し、継承していくことが不可欠である。このため、市民、事業者、行政がそれぞれ必要な役割を担い、協働で保全・整備に取り組むこととしている。

また、庁内の推進体制として、都市政策局、経済局、都市整備局など関係部局が連携した「歴史都市推進プロジェクト」を開催しており、重要文化的景観の保全整備にあたっての各種方策の連携を図っている。さらに、重要文化的景観とまちづくりの整合を図るため、歴史文化部のほか、都市整備局及び土木局の関係課を「まちづくりフロア」として一体的に集中配置することにより、関係課の部局横断的な連携の強化を図っている。

４．重要文化的景観保全・整備計画の取組状況

重要文化的景観保全・整備計画における各方策について、現在の本市の主な取組状況を以下に述べる。

（１）都市構造の継承

重要文化的景観保全・整備計画において、特に、地域の特性に応じた高さ規制の見直し、誘導を課題として捉えており、現在、現行の高さ規制の見直しについて取り組んでいる。これまでに、学識者のほか、景観政策課や都市計画課等の関係部局を交えた研究会や地域住民との

図２．高さの不揃いによる景観的不調和

意見交換会を開催している。

研究会において、建築物の形態意匠や屋外広告物については、現行の景観法に基づく景観条例や屋外広告物条例により、十分な規制・誘導が図られており、高さ規制に課題があることを整理している。特に、重要文化的景観選定区域のほとんどは、金沢市景観計画において、伝統環境保存区域及び伝統環境調和区域に位置付けられており、伝統環境を保存または伝統環境と調和させる地区となっていることから、高層建築物が景観的不調和の要因となり、本市が目指す景観施策と整合しない可能性を、研究会は指摘している。

伝統環境を有する地区を保全していくことは、開発を進めることよりも難しく、開発にとって望まれない高さ規制について、一つひとつ、住民に十分理解を求めながら、解決していきたいと考える。

なお、これまでに全国的には、景観向上の目的で高さ制限を積極的に導入している都市もある。大澤昭彦氏著書の「高さ制限とまちづくり」おいて、京都市をはじめ全国的な都市における高さ制限を活用したまちづくりの事例が紹介されている。こうした取組は、高層建築物による紛争予防だけでなく、個々の建築物の質の向上や周辺景観との調和を図ることを通じて、市街地全体の価値を高めることを意図したものといえるであろう。少子高齢化、人口減少が続く中、都市の方向性を見据えた上で、開発（高層化）と保存（低層化）のメリハリをつけて、都市の質と価値を維持、向上させる必要があると考える。

（２）生活・生業、界隈性の継承

金沢の藩政期から伝えられ、積み重ねられてきた高度な手仕事の技能や知恵を受け継ぎ、次の世代に確実に継承していく必要がある。そして、多様な連携と新たな感性により伝統を発展させ、現代に生きる人々の心を動かす新しい工芸を創造し、金沢の魅力を高めていく必要がある。そのための方策の一つとして、金澤町家職人工房開設事業を実施している。かつて、まちなかには職人が集積し、職人のまちを形成していたように、再度まちなかでのものづくりを推進するため、町家を整備活用し、若手工芸作家等に工房として貸し出している。現在、金沢美術工芸大学を卒業した加賀象嵌（ぞうがん）の若手作家が、製作及び製品の販売を行い、高度な伝統技術の情報発信や新たな製品の製作にも取り組んでいる。高度な職人の作業風景を、一般市民や観光客が直に見ることで、その製品の価値の高さを理解できるとともに、金沢の文化性の高さを肌で感じることができる。

また、３代藩主利常、５代藩主綱紀が武士の嗜みとして奨励した能や茶道をはじめとする「嗜み」の文化は、現在も広く庶民に広がりをみせており、市民の生活に息づいている。この「嗜み」の文化を継承するため、加賀宝生こども塾や金沢茶道こども塾を開催し、金沢の伝統文化を次代に引き継ぐすそ野の拡大を図っている。

その他、伝統文化、伝統技術の継承など無形の要素について、今後も様々な施策を講じていくこととしている。

（３）都市建築の保存活用

金沢の都市を形成する建築物は、近世、近代、現代の建築が多種多様に存在しているが、その中でも、町家をはじめとする歴史的建築物は都市の記憶を残すものとして、文化的景観の重要な要素の一つである。特に本市では、市域内にある伝統的な構造、形態又は意匠を有する木造の建築物（寺院、神社、教会、その他これらに類する建築物を除く。）のうち、本市の歴史、伝統及び文化を伝える建築物で、建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行の際に現存していたものを、金澤町家と定義付け、その保存と活用に取り組んでいる。

平成22年度から開始した金澤町家再生活用事業は、町家の外部修復に対する補助のほか、内部改修、内装改修にも補助を行うこととしている。また、平成25年４月には、「金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例」を施行し、金澤町家の保全及び活用の推進に関する基本理念や、市、市民、所有者等及び事業者の責務、金澤町家の保存及び活用を図るための基本事項を規定している。

さらに、現在、金澤町家の総合情報発信拠点となる（仮称）金澤町家情報館整備事業に着手し、平成28年度の完成を目指している。機能及び活用法として、以下のコンセプトを掲げている。

①金澤町家の保存活用に関する市民の相談総合窓口機能。
②金澤町家の保存活用に関する多様な情報提供・発信機能。
③金澤町家の特徴、再生空間をモデルとして見せるとと

図３．活用事例；
金澤町家を貸家（シェアハウス）として活用

もに、建物を利用した文化体験や生活体験も行う空間体験。

④専門家、ＮＰＯ法人、事業者等の主体的な参画を促進し、弾力的な運営を図る。

これらの取組により、平成11年（1999）～平成19年（2007）にかけて年間約270棟以上滅失してきている町家が、近年、その滅失率が鈍化傾向にあり、むしろ、居住のほかレストランなどの店舗として活用されるなど小さな金澤町家ブームになってきている。

金沢の個性の一つである金澤町家にあっては、今後も保存活用する取組を積極的に進めていかなければならない。

（４）都市総体の魅力を高める

都市の景観という有形の要素を一つの器として捉えた時、その中でどのようなパフォーマンスが行われているかということが、その都市の豊かさや都市の個性を決定すると考えられる。前述した（１）～（３）をはじめとする本市の文化的景観の保全の取組により、都市総体としての魅力を高めることにつながるであろう。

なお、元市長であった山出 保氏は、「文化的景観の保全施策を総合化し、体系化して、その一つひとつを地道に実践していくことこそが、金沢の魅力につながる」（著書「金沢を歩く」より）としており、まさしく金沢市重要文化的景観保全・整備計画はその取組の一つと言える。

５．おわりに

都市の文化的景観を守る意義とは、歴史に裏付けされた地域固有の様々な文化的資産を継承し、地域住民が都市の記憶を共有できる場所を維持し続けていくことにある。文化を継承することにより、まちの魅力が高まり、多くの人々が集まり交流することによって、さらに新しい文化や生業の創造につながることが期待される。金沢21世紀美術館が、入館者数の多さなどから地方美術館の成功例としてあげられているが、美術館が建設された背景には、藩政期に由来する金沢固有の伝統文化や市民の中で醸成された美意識が根底にあったからこそではなかろうか。また、現在行っている現行の高さ規制の見直しの取組については、重要文化的景観の選定を受け、保全整備計画策定の過程で、その課題が顕在化したものであり、解決すべき課題と考える。

どの都市にも、地域固有の文化があり、それを背景として人々がつくり上げてきた固有の景観がある。景観の背景にあるものに価値を見出し、文化的景観として位置づけることで、景観に対する地域住民の意識が明確化され、このことにより地域の魅力が更に高まっていくものと考える。都市部における文化的景観は、保全整備計画のもと、これを着実に推進していくことが重要であり、これにより都市の価値が一層高まることが期待されるところである。

【文献】

１）山出保　(2014)「金沢を歩く」岩波書店
２）大澤昭彦　(2014)「高さ制限とまちづくり」学芸出版社
３）金沢市　(2012)「金沢市重要文化的景観保全・整備計画」
４）金沢市　(2014)「金沢市歴史的風致維持向上計画」

Abstract: In February 2010, “Cultural landscape in Kanazawa. Tradition and culture in the castle town.” was selected as an Important Cultural Landscape. Since the selected site includes the bustling downtown area around the remains of Kanazawa Castle, Kanazawa is in a state where it is a Historical City while also being very active as a modern city. For this reason, Kanazawa City, aspiring to a more desirable cultural landscape for the future, has formulated a plan to preserve and maintain important cultural landscapes in the city.

In this plan, what are considered to be the main issues significantly affecting cultural landscapes have been grouped into the following three categories: (1) succession of the city structure, (2) succession of lifestyles/occupations and neighborhoods, and (3) preservation and utilization of the city’s architecture. For each issue, concrete measures will be put in place and short-term, medium-term, and long-term schedules will be incorporated with the aim of preserving cultural landscapes.

Every city has its own region-specific culture and unique landscapes that have been created by the people of that culture. It is believed that by finding the value in what is in the background of a landscape and positioning it as a cultural landscape, local people will become more landscape-conscious and the landscape itself will become more attractive. Under the preservation and maintenance plan, it is important that cultural landscapes in urban areas continue to steadily promote this belief, and it is expected that a city’s value will be enhanced through this process.

史跡整備における計画の重要性
～計画策定の視点と意義～

Importance of the Plan in the Maintenance of the Historic Site

入佐　友一郎（福岡県教育庁文化財保護課）　IRISA, Tomoichiro
（Cultural Properties Protection Division, Education Bureau, Fukuoka Prefectural Government）

１．はじめに

筆者は、民間のコンサルタントにて10年程勤務した後、縁あって福岡県文化財保護課に奉職し、主として史跡整備を担当している。これまで、特別史跡の大野城跡や水城跡にて県直営の整備事業を行うと同時に、市町村が進める整備計画立案に際して、助言という形ではあるものの、ともに策定に携わる日々を重ね、早いもので10年が経過しようとしている。

入庁前、調査や設計というプロセスについては繰り返し経験してきたので、基本設計や実施設計、施工とその監理についてはそれなりに理解していたつもりであった。しかし、計画というプロセスは未経験であったことから、入庁後しばらくは、『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』（文化庁文化財部記念物課監修）の各編を読み返しつつ、市町村が立案する整備計画について協議を重ねる日々が続いたように記憶している。

整備という仕事は、ある意味つらいものである。地道な作業を繰り返しながら苦労して策定した計画の内容、あるいは施工が完了した現場の状況について、その背景にどのような理由があろうとも、内外から厳しい批判を浴びせられることは決して珍しいことではない。今考えると、このような中で、市町村の担当者とともに考え、悩み、励ましていくという行為を繰り返すうちに、自分の計画策定に対する考え方や能力も、少しずつではあるが成長させることができたように思える。

福岡県には、平成26年（2014）10月の段階で、５件の特別史跡と82件の史跡が存在している。あまり知られていないかもしれないが、これは奈良県、京都府に次ぎ国内で３番目に多く、県・市町村指定の史跡もあわせて、県内ではこれまで多くの整備事業が行われてきた。

平成の初期頃までは地方自治体の財政力も豊かであったことから「史跡を保存するため」という名目だけでも整備事業などの予算獲得が比較的容易であったらしい。

しかし、地方自治体の財政力が逼迫し、史跡整備の考え方や実践が深化、多様化してきたここ10年前後において、計画の重要性は大きく増したのではないかと考えられる。言い換えれば、自治体内部で整備計画という“企画の具体的内容”の良否に応じて予算がつくという傾向が、以前より強くなってきたということである。

実際のところ、計画策定を通して魅力ある内容が提示できなければ、基本設計や整備工事など後の工程において、要求した予算が財政査定で通らないという事態が、県内でも少なからず発生している。つまり、史跡を守り現在の人々や後世にそれを伝えていくためには、高いレベルの計画内容が求められ、それを実現するためには策定する行政の担当者にも相応の水準が求められるようになってきたということだ。

本稿では、このような現況を踏まえ、筆者が県職員の立場から、現段階において、どのような観点で市町村の整備担当者とともに計画を立案しているのか。いくつかの項目の中から比較的重要な３点を抽出し、それを通して、史跡整備にとって計画立案という工程がいかに重要であるかについて述べていければと思う。

２．計画策定の視点と意義

（１）まずは目的を明確に

目的とは、計画策定のねらい、理由、必要性などのことで、一般的には「第１章」として、計画の策定エリアとともに簡潔に示すべきものである。

つい最近、このようなことがあった。整備計画を立案するので是非とも助言をお願いしたいとの連絡を受け、協議の席を設けた際の話である。

担当者からは、議題の一つとして「指導委員会を立ち上げたいので、相応しい分野とそれに対応する専門家を紹介してほしい。」との話が切り出された。最初の協議としては一般的な事項のひとつである。そこで、こちらからは「整備計画を立案する目的、つまり、ねらいや理由さらには必要性などを、簡単にでもいいから教えてほしい。」と訊ねてみた。学際的に検討される委員会の構成を考える上では、せめて整備を行おうとする範囲とともに大まかな目的くらいは必要だからだ。それを聞いた上で、計画立案の方向性や短期整備の内容などを推測し、委員として相応しい分野を検討していくといった流

れとなる。例えば、遺構のほかに広域に整備を行うことになりそうであればランドスケープや生涯学習の分野、装飾古墳の保存施設が重要であれば保存科学や建築学の分野、古墳や城壁などの復元や崩落対策が急務と判断できれば地盤工学の分野が必要など、特に考古学以外の分野の選定について配慮しなければならないからだ。

ところが、担当の方はその場で言葉を失い考え込んでしまった。整備計画を立案するということ自体がその方にとっての目的になっており、それ以上のことはまだ頭の中になかったようだ。「文化財保護行政上の流れだから」あるいは「国・県の担当、あるいは市町村長から言われたから」などと目的もなく整備事業を開始しようとしているのであれば、筆者の経験上、すでに雲行きは怪しい。質の高い計画を立案するという観点においては、このような事態は是非とも回避したいところである。

（2）基本理念の意義

基本理念が、計画の前提条件（目的、史跡の概要、問題点、住民意見など）といった前章までの内容を踏まえ、計画へと移行するために必要な極めて大切なステップであることは論を待たない。

基本理念というと「哲学的な感じがして分かりにくい」とよく言われるが、簡単に言えば「史跡が整備を通してこうなっていくべき」という理想的概念あるいは基本的な考えと言い換えることができる。

基本理念は、概ね１～２ページ程度と文章量こそ少ないが、学術的許容範囲において、唯一無二で、かつ、魅力豊かな内容として示すべき重要な項目である。例えば、各自治体に住む人々、市町村長あるいは予算を掌握している財政部局の担当から「この史跡が目指すべき理想像は？」などと聞かれた場合、「私はこの遺跡をこのようにしたい」として提示するものこそが基本理念であろう。

近年における筆者の方針として「基本理念は、必ず発注側が時間をかけて執筆するように」と伝えている。

福岡県の場合、市町村の整備担当は、普段は発掘調査や報告書作成、あるいはイベントへの対応などで多忙を極めている方々がほとんどであり、整備を担当すること自体が初めて、あるいは、発掘の報告書は得意だけれども計画立案には不慣れという方が少なくなく、このためか基本理念の執筆に苦しむ人がとても多い。

基本理念以前の章では、文章執筆というよりは現状における事実関係を記すことが多く、この段階でいわば初めて「産みの苦しさ」というものを味わうためである。

理念として記すべき文章は簡単には完成させられないが、筆者はこの苦しみを味わうことこそが整備計画立案において大変重要なことである、との信念に基づき、この言葉を言い続けている。

少し前までの整備計画を開き、そこに記される基本理念を読むと「○○遺跡を保存して、かつ、それを活用し……」といった内容で終わっているものが多いことに気付く。文化財保護法第１条、つまり法律の目的として示される文言とさほど変わらないものを個別事業の理念として示しているのである。ここにおける問題点とは、目的に近い内容であることのみならず、個性と魅力に欠けることにある。そしてこの問題点を発生させる背景として、思慮不足、ほかの計画書の流用、他人まかせ（受注先へ依頼）などがあるのではないかと思うのである。

よって、整備計画を洗練されたものにするためにも、基本理念や基本方針の執筆はコンサルタントに委ねることなく、担当者が自分で考え抜いた文言を用いて、その史跡に関わっている人々の代表として、理念という形でその想いを示すべきで、さらに理想を言えば、その史跡に長く関わってきた人々が肌で感じたことをベースに書き記さねばならない。つまり、保存と活用の必要性を示すのはもちろんのこと、その先にある理想像を是非とも書き記してほしいということである。

整備事業はその性格上、事業完了まで長い時間を要する。また、その過程で様々な困難が待ち受けていることが多く、計画立案から整備工事完了まで順風満帆に事業を終了させたという事例は稀と言えるほど少ない。そして、その困難を乗り越えていく過程で、気が付けばいつの間にか初心を忘れ、当初の想定と違う方向に事業が展開していることも少なからず見受けられる。このように、史跡を取り巻く諸状況の変化や困難、あるいは迷いに直面した際、基本理念を読み返せば初心に戻れることこそが大切なのではないか、と筆者は考えている。

基本理念とは、いわば長期にわたり紆余曲折する整備事業の拠り所になるべき存在、あるいは事業を進める上で芯の部分となり得るものなのである。

筆者は、時にこれこそが本当の意味での基本理念の役割なのではないかと感じることさえある。つまり、基本理念とは、一般的に対外的に考え方を示しているように思えるが、実は対自分的な側面もあわせ持っているのではないかということである。また、将来の人から見れば、過去の時代の担当者が、この史跡に対してどのような気持ちを抱き、どのように関わってきたのか、ということが基本理念を通して伝わるわけであるから、将来に向けて理念を伝えるという観点も必要といえる。

以上のように、基本理念とは対外的・対自分的・対将来的に発信するべき、大切なメッセージなのである。

（3）コンサルタントとの協力関係

基本理念および基本方針を定めたら、それに沿いながら基本計画という形でそれらを具体化していく作業へと移行する。これは、基本理念という骨に対して、計画という肉付けを行っていく作業工程と言い換えてもよいだろう。

先に「理念は担当者が示すべき」と重ねて記したが、その一方で、それ以外の大部分については、専門業者の手によってまとめられるべき作業とも考えている。ワークショップなどを通した地域住民の意見集約なども同様であるが、理念・方針を示した後に作り込んでいく計画のメイン、つまり基本計画の章については、通常、多岐にわたる検討と豊富な経験、さらにはイメージ図などを用いた分かりやすい表現が求められる。また、基本計画の工程は、委員会などの指摘を受けてやり直しを重ねることが多く、担当個人だけの作業としては明らかに膨大かつ困難な場合が多いのである。

しかし、これは、計画の章になれば、すべてコンサルタントに任せればよいという意味ではない。ここで述べたいのは、運用性が高いものとして計画内容を熟成させていくためには、発注者である行政の担当者と受注者であるコンサルタントとの協力関係が非常に大切ということである。

福岡県の場合、県内に本社を構え、文化財整備を受注している企業は、現在のところ５～10社程度存在している。ほとんどが、「まちづくり」を主とする計画コンサルタントであるが、頻繁に史跡整備の業務を受託していただいている企業も他県に比して多い。

このことは、筆者が入庁する以前より、先輩方が地場育成の観点を持ちつつ尽力されてきたことに端を発しているが、近年の傾向として、環境整備自体の純粋な増加、ならびに温暖化に伴う災害復旧の頻発によって、事業自体が大幅に増加したことも大きい。具体的に示せば、ここ５年間のデータとして、年間少なくとも20～30件の委託業務が発注されている。災害の発生は望まれるものではなく例外として認識すべきかもしれないが、業務の案件数が多いことについては、県内における史跡整備の質を高めるという観点から、大変喜ばしいことだと思っている。

このように、毎年多くの案件に関わり続けていると、理想的な協力関係を受託者と構築することは、発注者が思っているほど簡単ではないということに気付くことがとても多いのである。

では、どのようにして、この問題に対処したらよいか。

ここでは、良好な協力関係を築く方法を示すのではなく、築けないパターンを事例として示し、これにより協力関係の構築が簡単ではないことを述べたい。

まずは受注側の理由について、筆者の民間企業での経験もあわせて２つほど示す。

１つ目は業務量の多さの問題である。実際のところ、受注側の担当者は、日常的に大小多くの業務を同時に進めており、抱えている業務がひとつだけということは稀と言える。また、担当によってはその数が２桁に届くことも珍しくないことから、協議しなければならない発注側の担当者は、実は沢山存在していて、それらすべてと良好な協力関係を築くことが現実的に困難という問題である。

２つ目は民間企業の根本的な問題である。民間企業は慈善団体ではないので、企業として当然のことながら利益を追求しなければならない。よって、受注者として発注者の要求項目や満足度を満たす必要はあるが、一定の品質を満たせば次の業務へ移らなければならないことが多い。個人的には、もっと手を入れたい気持ちがあったとしても、それを行うことは現実が許さないのである。

次に、発注側の理由について考えてみたい。

最も考えられることは、史跡ならびに事業に対する想い、受注者へ対する配慮などが受注側へ伝わっておらずに、共通した認識やモチベーションを有していないことである。これは、担当者の怠慢という意味合いではなく、発注者も多忙で事業に十分な時間を費やせていないことから発生する事象と理解してほしい。残念ながら、この状態はほぼ確実に受注側にも伝わり、質の高い計画を策定させるための素地が築けないことが多い。

２つ目は、設計書や仕様書の内容を認識しないまま業務を進めている事例である。すべての業務には、その内容を明確に示す設計書と仕様書が存在する。計画という漠然とした業務を進める中で、要求項目の内容確認を怠った結果、契約外の内容を数多く要求したり、また逆に要求すべき内容を求めなかったがため、後に問題が発生するケースである。受注側が仕様書の内容との齟齬について指摘することは意外と少ない反面、トラブル発生の原因がこれであることは意外と多い。一度トラブルが発生すれば、計画内容を魅力的にするどころか、人間関係に起因して史跡が犠牲になるという本末転倒な結果を呼び込んでしまう可能性もある。

以上のように、協力関係の構築は計画策定において最も重要なことと言える。たとえ、洗練された基本理念が練りあがったとしても、協力関係の構築が充分でなければ計画内容に影響を及ぼしてしまうので、このことにも留意したいところである。

３．福岡県内における整備計画の策定事例

先に述べたように福岡県内では、毎年多くの史跡整備事業が実施されており、これまで多くの整備計画が策定されてきた。ここでは、その中から３つの事例をその特徴とともに示してみたい。

（１）国史跡田熊石畑遺跡整備基本計画

［平成23年（2011）　宗像市教育委員会］

田熊石畑遺跡は、八並川と松本川の間に形成された標高約12ｍの河成段丘上に立地する弥生時代中期前半頃を中心とした拠点的集落である。この中でも注目の高かった墓域は方形の区画墓と推定でき、南北14ｍ、東西８ｍの範囲において９基の木棺墓が検出された。調査を実施した６基の木棺墓すべてから、総数15点の武器形青銅器を検出したが、これは北部九州の弥生時代前期末以降に出現した区画墓の中では最多であった。この遺跡が、甕棺墓の分布域ではない玄界灘沿岸の東側で発見されたことは、北部九州の弥生社会の首長墓の動向ならびに集落と墓制のあり方、「クニ」の成立以前の社会を知る上で極めて重要な出来事と言えた。

この遺跡の詳細は、平成20年に実施された民間開発に伴う発掘調査の中で明らかにされたが、その重要さにいち早く反応した市民有志らの手により「田熊石畑遺跡の保存を求める会」が結成され、街頭での署名活動等が展開された。このような市民の献身的な尽力と志を背景に、宗像市は遺跡の全面保存を決定、平成22年（2010）２月には国の史跡となった。

整備基本計画は、史跡指定後直ちに着手され、平成23年（2011）３月には冊子として刊行された。これは、「少しでも早く整備を」と願う市民と市教委の熱意の現れとも言えた。

基本理念としては、「本史跡を宗像市の文化財保護を象徴するものとしての位置付ける」「多様な市民活動や学びの場、憩いと緑の空間としての魅力を高め、地域づくりに寄与する保存活用」の２項目が特徴的と言えた。

「市の文化財保護の象徴」とは、昭和８年（1933）に田熊石畑遺跡の一部をいち早く発見し、宗像考古学の嚆矢と呼ばれる田中幸雄氏（当時の宗像高等女学校教諭）の存在と関係する。田中氏の尽力によって昭和13年（1938）に建設された「宗像郷土館（現在は標柱と建物の痕跡のみ残る）」は、現在の史跡地内に存在しており、このことから、史跡地が文化財保護の象徴となるには相応しい場所であるという考えの下に、この言葉は定められた。

「多様な市民活動」ならびに「地域づくりに寄与する保存活用」とは、史跡整備の方向性として「市民による手作り整備」を進めることを意味している。市民の力により保存が実現した遺跡として、将来にわたりともに守り育てていく姿勢を明確にしたものであり、進行中である整備工事においても、多くの市民が芝張りや植栽を行っている。また、今後は復元建物も市民の手で建設される予定で、茅の栽培も含めた屋根の葺き替えなど、具体的な維持管理の手法も提案され、地域住民のよりどころとなりつつある。

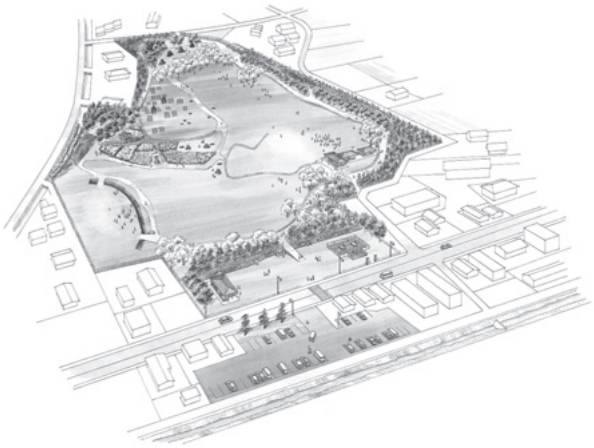

図１．史跡田熊石畑遺跡　整備基本計画図

図２．市民の手で行われた張芝作業

（２）特別史跡水城跡保存整備基本設計（案）

［平成26年（2014）　水城跡整備事業推進協議会］

福岡平野の最奥部に位置する水城跡は、大野城跡ともに大宰府北方の防衛線を形成する極めて重要な遺跡で、『日本書紀』天智天皇３年（664）の条には「筑紫に大堤を築きて水を貯えしむ。名づけて水城と曰う。」と、築造に関する記録が残されている。白村江敗戦の翌年から、唐・新羅の侵攻に備えて大和王権の命により築造された防御施設で、当時の東アジアの緊迫した情勢を今に伝える遺跡として大宰府史跡の中でも重要な位置を占める。また、大正10年（1921）、大宰府跡と並び県内でいち早く史跡に指定されたことからもその重要性の一端を

図３．特別史跡水城跡
（写真中央、縦に延びる樹林帯が「水城大堤」）

うかがうことができる。

本計画の対象範囲は、大野城市と太宰府市に跨るいわゆる「水城大堤」が該当する。この土塁は、全長1.2km、高さ７～10ｍを測る土塁の東西２箇所に城門を配する長大なもので、博多湾側には、幅約60ｍ、深さ約３～４ｍという巨大な濠が設けられている。また、土塁の内部には、長さ約80ｍの木樋が確認・推定されており、築造技術の高さという点においても、近年注目が集まりつつある。

水城跡における整備事業は、昭和50年代に実施されたが、指定面積の狭さや未公有地の多さから部分的な整備にとどまっていた。それから、およそ30年が経過し指定地の拡張・公有化が大きく進む中で、あらためて整備の機運が高まったことに加え、近年多様化する史跡整備の在り方を踏まえた新たな将来像を描く必要性が生じた。これを踏まえ、水城跡が地域の誇りとしてさらなる発展を遂げるため、魅力ある史跡空間の創造に向けた実効性の高い基本計画及び基本設計の作成が企図された。

計画の立案に先立ち、整備対象が２つの市に跨っていることが大きな課題として浮上した。そこで、この問題に対処すべく、県と市で協議を重ねた結果、史跡が分布する大野城市・太宰府市と福岡県・九州歴史資料館が互いに協力して、緊密な連携を図りながら行うことが最も望ましいとの結論に至り、４者で構成する「水城跡整備事業推進協議会」が設立された。本協議会には、下部組織として幹事会と作業部会が置かれ、作業部会が計画案の作成を担った。計画書は平成26年度中に刊行されるが、これに至るまでに100回近くの作業部会が行われ、４者の担当者と受注側の良好な協力関係の下、膨大な時間と労力を費やして作成したことを特筆しておきたい。

本計画では、基本理念に先立って、史跡の価値を様々な視点から捉えている。「歴史的な構造物としての価値」「大宰府都城としての価値」「国内外との交流・往来の場としての価値」「水城跡としての価値」の４つの視点である。その中でも特に「水城跡としての価値」は、水城がその役割を終えた中世以降、つまり防衛施設が遺跡となった後でも、その重要さが認識され続け、時代を超えて常に人々と関わりを持ち続けてきたことに着目したもので、本計画を特徴づける最たるものとなった。

基本理念の検討においてもそれは充分に反映され、「時代と向き合う水城跡の継承と未来への伝達」と定められた。これは、周辺が宅地化された現代でも、輝きを放ち続ける水城跡が、周辺住民はもちろんすべての人々の宝として、将来にわたり継続していくように。との願いや希望を表したものであった。

本史跡は現在、高速道路や国道、ＪＲ線や西鉄線によって分断され、西、中央、東の３つのエリアに大別されている。この分断は、史跡整備を進める上で特に回遊性という観点からデメリットとして認識された。しかし、 本計画における前期整備の中では、エリアごとに異なった特徴を引き出すことにより、どのエリアに行っても違う魅力が感じられる計画内容を盛り込むことによりデメリットへの当面の対策とした。

今後進められる整備工事については、平成26年（2014）が「築造1350年」という地域の盛り上がりを追い風に、大野城市・太宰府市・福岡県の３者が互いに協力・分担しながら行っていくことになっている。

（３）国史跡首羅山遺跡整備基本構想

［平成26年（2014） 久山町教育委員会］

平成25年（2013）３月に指定された首羅山遺跡は、中国系石造物の遺存や高級な貿易陶磁器の出土、宋に渡った禅僧悟空敬念の入山記録など、大陸色豊かな中世の山林寺院である。博多湾周辺には、日本古来の山林寺院の流れを受け継ぐ要素と、国際貿易都市博多を通じてもたらされた大陸的な要素が混在する寺院がいくつかある。その中にあって、首羅山遺跡は15世紀前半に廃絶後、

図４．山頂に鎮座する祠と宋風獅子・薩摩塔

ほとんど手を加えられない状態が維持されたため、当時の状況を今に伝える遺跡として重要な価値を持つ。

また、史跡に指定される案件のほとんどが古代に偏る福岡県の特徴を鑑みれば、元寇防塁以来２例目となる中世の史跡としても大変貴重なものと言える。

首羅山遺跡には、遺構以外の部分において他に類を見ない特筆すべき特徴があった。それは、本来、史跡整備を通じて目指すべき、地域・住民と史跡の関係における理想像が、指定前からすでに熟成されていることである。発掘調査自体も山の歴史を知りたいという地元の声から開始され、遺跡の勉強会も町民により自主的に発足、首羅山を題材にした太鼓劇が創作されるなど、住民の取組は既に数えきれない。また、学校教育の現場では、首羅山の歴史学習が年間30時間も組まれ、映画「私たちの首羅山遺跡」の製作などを通じて、ふるさと遺跡あるいは宝という意識が子供たちの心に確実に芽生えた。また、指定を記念して開かれたシンポジウムでは、町内の小中学生全員がオリジナルソング「首羅山いつまでも」を大合唱する中央で、雅楽師の東儀秀樹氏が雅楽を奏でた。この姿は、小雨が降り注ぐ中にも拘らず集まった2,000名（全町民の４分の１）の人々に大きな感動を与えることになった。

基本構想では、これまでの取組を踏まえ、「町民の力を活かした久山町らしい整備」という基本理念が定められた。遺跡の保存や歴史の解明だけでなく、遺跡を通して町への愛着や誇りの醸成を目指し、遺跡の枠にとらわれず、幅広く多くの方に親しまれる整備を通して、久山町が掲げる「健康が薫る郷」の実現を行うことになっている。策定の過程においては、発注者と受注側の熱意、あるいは協力関係も充分で、筆者から見ても大変頼もしい存在であった。

整備という枠組みにとらわれない久山町の遺跡への姿勢は、今後の整備事業の在り方を国内へ発信できる可能性を大いに秘めているのではないかと感じている。

４．おわりに

史跡における整備計画を策定する過程においては、目的を明確に示すこと、基本理念は整備担当者が時間をかけて執筆すること、受注者と良好なパートナーシップを築きながら進めることの３点が特に重要であることを示しつつ、史跡整備における計画の重要性を述べてきた。

文中にも記したが、整備事業の実施には、長期にわたる多額の予算が必要となり、整備に対する首長や住民などの要望も時とともに移り変わっていくものである。このため、自治体の財政的・政治的要因によって、事業途中における規模縮小や内容変更などはたびたび発生し、その結果、整備担当者が策定当初に思い描いていた理想像とは異なる姿として一般公開に至り、場合によっては無念とともに批判に晒されることも少なくない。

しかし、結果がどうであれ、その史跡と真摯に向き合った整備担当者の想いは、計画という冊子の中で時代を超えて残されていくべきであり、そのような意味でも、整備計画の重要性は高いのである。

筆者は県職員として、日頃から多くの計画策定に関わる機会を有しているが、市町村の整備担当者はそうはいかない。このことから、計画立案が初めての方でも、想いが詰まった質の高い整備計画が少しでも多く立案できるよう、今後も自身を研鑽していかねばならない。

最後に、筆者にとって市町村民は県民であり、整備担当者ともに進める整備計画策定の場とは、埋蔵文化財の担当者が行う発掘調査の現場と同じように、大切なものに他ならないことを記して結びに代えたい。

【参考・引用文献】

１）日本遺跡学会編 2013『遺跡学研究』 第10号
２）文化庁文化財部記念物課 2004『史跡等整備のてびき －保存と活用のために－』総説編、計画編
３）宗像市教育委員会 2011『国史跡　田熊石畑遺跡整備基本計画』
４）福岡県教育委員会 1979『水城－昭和51･52･53年度の発掘調査概報と史跡環境整備事業実施概要』
５）九州歴史資料館 2009『水城跡 －上巻－』
６）水城跡整備事業推進協議会（大野城市・太宰府市・福岡県文化財保護課・九州歴史資料館）2014『特別史跡水城跡保存整備基本設計（案）』
７）久山町教育委員会 2013 首羅山遺跡国史跡指定記念『国史跡首羅山遺跡の現在と未来～地域文化のあり方を考える～』－東儀秀樹を迎えて－
８）久山町教育委員会 2014『国史跡首羅山遺跡整備基本構想』

Abstruct: In this paper, I would like to discuss the significance of the planning for the management and maintenance concerning the historic / archaeological sites. Although there are many important matters in the process of the planning, here, it might be emphasized three issues as follows; (i) to clarify the purpose of the project, (ii) to establish the suitable basic concept of the specific project for the site, and (iii) to build a good working relationship with planning consultants as an indispensable partner. In particular, it is so important to establish the basic concept as to build stability dealing with various situations that arise during the project implementation. It is also an important role of the planning to transmit the meanings of the project to the future. And as initiatives of the plan considered notable recently in Fukuoka Prefecture, there have been introduced three good practices; Taguma-Ishihatake Ruins(planned by Munakata City), Mizuki Ruins(planned by Onojo City, Dazaifu City, Fukuoka Prefecture and Kyushu Histrical Museum) and Syura-San Ruins (planed by Hisayama Town).

実行力のある計画

The Plan which is Applicable to Execute

植野　健治（平戸市文化観光部文化交流課）　UENO, Kenji
(Cultural Heritage Section, Culture and Exchange Division, Department of Culture and Tourism, Hirado City Municipal Office)

1．はじめに

民間はもちろんだと思うが、行政であっても、ある目標に向かって活動を実施しているはずである。しかし、実際には、十分に計画を練らないまま事業を実施している案件もあるのではないかと感じることも多い。前例踏襲主義もこれに含まれる。「とにかくやってみる」、「やりながら考える」、「案ずるより産むが易し」という意識が自分や周囲にないといえるだろうか。

経済が成長し人口が増え、都市が拡大し雇用の場が創出され続けている時代であれば、横断的な計画がなくても各個人が現場で頑張りながらハード・ソフトの公共事業を実施することで、それなりの成果を挙げてくることができたかもしれない。しかし、人口減少時代を迎え、地方においては、ある意味で縮小していくまちづくりを本気で検討せねばならなくなったこれからはそれでは通用しない。行政の仕組みは複雑であり、各部局ごとに多様な業務が細分化され縦割りの中で事業が実施されている。さらに、各業務においては高い専門性も求められることから、異動してきた職員は自らのスキルアップに手一杯であり、なかなか担当外の施策にまで頭が回らないという現状も理解できる。しかし、このような時代において、各個人が自分の考えのみで行動していたのでは、個々の部分で成果を挙げることができたとしても、本来目指すべき組織目標を達成することは難しい。全体をまとめ、関係者に認知される実行力のある計画が必要不可欠なのだ。

本稿では、文化財保護行政に携わる職員が総合的で実行力のある計画を策定するにあたって踏まえておくべき要件について、近年、研修会など様々な場において「行政が総合施策として取り組むべき」と指摘されている重要文化的景観（以下「重文景」）保護制度を事例に、平戸市の選定集落におけるこれまでの出来事を踏まえて考えてみたい。

また、本稿の意見については私見であるとともに、平戸市において重文景保護制度は、過疎化が進む農山漁村集落（以下「集落」）の再生を図る有効な施策として、十分な予算と体制の下、その保存・保全、活用に関する取組を地域と協働のもとに継続していることを申し添えておく。

2．文化的景観の保護と総合施策

（1）重文景保護制度の近年の動向

平成17年（2005）4月に施行された文化財保護法の一部を改正する法律により、文化的景観が文化財保護法に位置づけられてから10年が経過しようとしている。その間、文化的景観研究集会（奈良文化財研究所）において繰り返し議論されてきたテーマのひとつとして、「総合施策として文化的景観保護に取り組むことの重要性」[1)] が挙げられる。重文景は顕著な価値を持つ建造物や棚田景観などの外観を保存することのみが目的ではなく、その景観を支えてきた地域における生活生業の仕組みが継続できることが重要であり、行政は総合施策をもって過疎化が進む集落において地域活性化を目指すべきであるというものであり、これに異存はない。しかし、日本における文化的景観の保存と活用については、文化財保護行政という狭い範囲に集約して行われるため、日常的な景観を地域固有の文化として捉え、保存・活用しつつ継承するという発想が非常に限定的なものにとどまってしまう傾向があることや、縦割りの中で諸計画を検討する過程において総合的な施策を立案・実施する行政手法が成立しにくいとする指摘[2)] もあり、実際には、これが多くの文化財保護行政における重文景保護制度運用の実情でもあると想定されることから、その保護に携わる文化財担当者は真に総合施策として実行力のある計画を策定するための方策を模索し続けなければならないのである。

（2）重文景保護制度と総合施策

研修会などにおいて、「重文景で地域活性化」、「重文景で総合施策」というキーワードはよく聞かれるが、果たしてそれは可能であろうか？　少なくとも平戸市の重文景選定地域において、重文景保護制度の計画を頂点にそれらを成し遂げることは現時点では難しい部分が多いと考えている。後述するが過疎化が進む集落において実施すべき施策は多様であり、既に多くの関係部局が“それぞれ

の正当性のもとに策定された計画に基づいて”関連事業を実施しているからである。総合施策として重文景保護に取り組むためには、庁内において重文景保護制度の認知度を高め、文化財部局と観光部局のほか、物産、地域協働、農林水産、建設、都市計画などが所管する各施策とより緊密で実行力のある連携を図らねばならないが、文化財のひとつの類型の計画であり、基本的に計画対象が選定範囲内に限られる重文景の計画をもって、各課が所管する計画を統合していくことには限界があると感じている。

そもそも、集落において何が達成されたら地域活性化しているといえるのか。それは、道路拡幅事業を何メートル実施したとか、集落拠点施設や休憩所などの便益施設が何棟できた、学習・誘導サインを何基設置したなどという物が増えたという話でないことは誰しも承知している。また、地域コミュニティの観点から運動論を展開していくのであれば、単純に地域経済の活性化と同義だともいえない。何をやるにしても、わが町に対して無関心であり、誇りを持てない人が多ければ集落での活動は冷めていくばかりである。町に興味を持ち、ポジティブな状態の人々が互いに関係しあう状態が継続されることこそ町が活性化している状態であるといえるのかもしれない。

過疎化が進む集落を活性化させ、未だ集落内に眠る多くの宝（地域資源）とそこで暮らす人々の組み合わせを生かして活用に関する施策を推進していくことは重要である。しかし、本来そのような集落において実施すべき施策は多様であり、町の活力が低下している場合、大抵はそれらの施策を同時進行させなければより大きな効果を得ることはできない。集落において、景観や環境の改善、文化的景観の保全を図ることは文化財担当者として重要であるが、活動団体の育成とともに一次産業の活性化（販路拡大やブランド化による高付加価値化、加工品の創出、コスト削減など）や文化観光の推進などによる収入の多様化を図るなど、新たな産業の育成を図ることも必要である（交流人口の増加は、新たな産業を作り発展させていく可能性を持つ）。また、教育や医療、公共サービス、地域内公共交通の再編、生活必需品の購入機会の確保など、生活の質を維持し高めることや地域コミュニティの強化、子育て支援などもその地で生活を続けていくためには必須だといえることから、文化財部局における単一施策のみでそれらを成し遂げることが難しいことは明らかである。つまり、「農村施策」を実施するために地域を俯瞰する視点が必要なのである。

人口減少時代において、地方自治体が限られた予算と人員の中で、優先すべき施策を選択し、戦略的に事業を集中させていくことがより顕著に迫られる時期が到来すると考えられることから、文化財担当者は重文景保護制度などの個々の計画を仕組みとして組み込んだ文化遺産マスタープランのようなものを策定し、全体を俯瞰した上で歴史まちづくりを戦略的に推進していくべきであると考えている。

3．重文景選定集落での７年間を振り返って

島嶼という制約された条件の中で生活を継続してきた居住地や棚田、里山などによって構成される景観地として、平成22年（2010）２月に重文景に選定された「平戸島の文化的景観」を構成する集落群（8地区）は、小さなところでは17世帯で集落が運営されている。背後を安満（やすまん）岳の尾根に囲われ、海に面した集落は、棚田や居住地の石積み、木造家屋の家並みや機能的に張り巡らされた防風林が美しい。選定後は、交流人口の増加を町の活性化に結び付けたいと、まちづくりグループが結成され、イベント開催や物販のほか、加工品の創出に向けた挑戦など、細々とではあるがその取組を継続させており、行政はロードマップを作成した上でそれらのサポートに努めている。

これら選定範囲の集落の住民と、平成20年度の重文景調査事業から現在まで向き合ってきて感じることが３点ある。

１点目は、商売人でない住民は「なぜ自分がまちづくり活動をしなければならないのか」と自問し続けるということである。特にまちづくり活動が自らの利益に直結する商売人がいない集落や、重文景選定以前にカリスマ的なリーダーが育っていない、いわゆる一般的な集落では顕著に見られる傾向である。年に１～２回、行政が大学の先生や学生、コンサルタントを引き連れてまちづくりワークショップを開催し、あなたの町はこんなにいいところですねと言ったところで、瞬間的にはやる気に火がつくものの、持続性に課題が残る場合が多い。“まちづくり”は、そこにコミュニティが存在する限り継続されるエンドレスプロジェクトなのであるが、その活動が自らの利益として還元されない（される仕組みがまだできていない）住民からすると、「まちづくりが重要なのは分かるし、あなたたちが言っていることは多分正しいのだけど、自分は日々の生活に忙しいので参加は無理。やりたくない。」となる。これは正論だけでは計画は動かないことを示している。合意形成を図るために現地に入る文化財担当者は再考すべきことで、公務員と住民の立場の違いを認識しておく必要がある。地域に入り、いわゆる“まちづくり”の話をして給料をもらえる公務員と、自分の時間と場合によってはお金を出してまで活動

しなければならない住民とでは考え方の根幹の部分が異なるということである。なぜ商売人でもない住民が来訪者をもてなさないといけないのか？　なぜ自分がまちづくり活動に伴うリスクを取らないといけないのか？　その部分を明確に説明し、納得してもらえない限り、解決しない課題だといえ、住民が自分も活動に関わらなければならない、より積極的に関わりたいと思えるような理由や目標が必要なのである。

２点目は、これまで行政などが地域に入って行ってきた様々なまちづくり関連の話と同じ類のものであると認識されることである。住民からすると、「あぁ、また同じような話か。どうせ先につながる話でもないし、面倒なだけ。やりたくない。」となる。行政の仕事は広義にとらえると、結果として“まちづくり”に集約されることが多い。今、文化財担当者が集落に提案している営農の継続や景観保全を目的とした「文化遺産を生かしたまちづくり（重文景で地域活性化）」の内容は、過去に農政や観光、企画などの担当者が話をしてきた「観光資源を生かしたまちづくり」や「協働によるまちづくり」、「６次産業化によるまちづくり」の内容と大差がないのかもしれない。近年、歴史文化基本構想や歴史的風致維持向上計画の策定などにみられるように、集落に内包される有形無形の文化遺産や人々の諸活動は、重点保護を図るべき指定文化財と一体のものとして評価され、多くの計画の中で重要な要素として位置づけられるようになってきた。発掘された地域の文化遺産群をどのように認識し生かしていくのかという方針は、集落で各施策を実施していく関係者間で共有しておくべき事項であり、あらかじめ各施策間で整合性を図っておく必要がある。住民は過疎化が深刻だといわれてきたその地で集落組織を維持するとともに、生活生業を営んできた知恵と力を持つ。行政がいううわべの“まちづくり”などに興味も示さないのは当然だといえる。私たち文化財担当者は、全体を見通し、他とは違う新しい提案を持って地域に向き合わねばならない。考えることが行政の仕事といえるが、日常的には何らかの課題を解決するために考える時間を割くことが多い。しかし、その課題を解決するために果たして新しい観点で、創造的に考えたであろうかということは常に気に留めておく必要がある。

３点目は、住民が私たち文化財担当者を信頼できると思ってもらえるコミュニケーション力の重要性であり、結局はこれに尽きるのかもしれない。３～４年で異動になる行政職員の何を信頼したらよいのかと疑念を抱く住民がいるのは当たり前である。誰が異動してきても同じように対応できるのが行政組織であり、そのための計画ではないのかという指摘もあるかと思うが、高いコミュニケーション力（人間性といってもよい）を基礎とした信頼関係を伴わない“まちづくり”計画が地域で動くはずがない。対象者をぼかした“まちづくり”という聞こえの良い言葉は住民の総論賛成を得やすく、また、短期間による異動により知識や経験のストックができない行政職員が口にしやすい都合の良い言葉であるといえる。具体的な中長期計画の企画・立案と予算化、そして活動団体の育成を伴わない“まちづくり”の取組は、地域を救うどころかそれまで集落でかろうじて維持されてきた仕組みをも壊してしまう可能性があるということを認識しなければならない。

４．計画の意義

自分ひとりで考え、準備を行い、事業を実施し、それで完結するものであるならば計画書がなくてもやっていけるかもしれない。計画を頭の中で思い描きながら、不確定要素にも何とか対応しながら実行することも可能だと思われる。しかし、実際に行政内で仕事をしていく上ではそうはいかない。事業の実施には複数の部局の施策に関連する事項が多く、これらの施策担当者に伝わる形にしていかねばならないからだ。また、「とりあえずやってみる」というような、なりゆきに任せ、いつまでもやり続けられるプロジェクトも存在しない。目標とする時期を定め、いくらの予算を投じて、何を成果として出せるのかを整理し、一定のスケジュールの中でより良い結果を出せるよう努めなければならない。

計画は、誰を対象にしており、誰に読んでもらいたいのかを明確に理解した上で策定されるものである。文化財保護行政において庁内における総合施策としての計画を作るのであれば、まずは全体を俯瞰し、共通目標を達成するための骨格を形成することが必要になる。つまりこの計画を運用することが、各部局が掲げる施策の目標達成のためにも重要なのだと認知するに足る正当な理由を示すことに重点を置くべきであり、計画の詳細化などは後の個別事業計画を検討する段階で考えればよいのである。

また、計画は理念も章立ても構造的であるべきである。理念が低く、構造的でない計画は問題が起きても計画のどこに課題があるのか不明瞭で、何を修正したらよいのか分からないためである。PDCAサイクルでいうところの、Actの部分で破綻しており、評価で明らかになった課題を修正できない計画は運用できずそのまま放置されるのは明らかである。

平戸市では、異動に伴う引継ぎのため業務マニュアルを作成している。業務マニュアルは仕事の効率化を図る

上で有効であるが、それで新たな何かを創造することはない。しかし、過疎化が進む集落において地域活性化を検討するというような大きな目標を達成するための業務や付加価値を付けていくというような新しい分野にチャレンジする業務には予測が難しい部分が多く存在する。だからこそ計画が必要で、リスクを予測し、それを回避するだけでもそれを作る意味があるといえる。

何度も計画対象範囲に足を運び、将来的に町が良くなりそうだと期待され、この人は信頼できる、この人となら一緒にやってみようと思ってもらえてからが協働による地域計画の策定、そして地域運営のスタートである。近年、国や県の補助制度などを活用するために、あらかじめ関連する計画を策定しなければならないことが多くなった。いわゆる「歴史まちづくり法」に基づく、歴史的風致維持向上計画や、「農山漁村活性化法」に基づく活性化計画などもそれにあたる。これらの計画は、その内容や位置づけが計画策定側の意図に大きく左右されるものの、行政の縦割りを突破するツールとなる可能性を持っていると考えている。「農業施策」と「農村施策」は異なる。そして農業施策の観点からは多くの課題があると思われる農村の重文景選定地域の集落に対しては、後者の「農村施策」の観点から総合的な施策を企画・立案し、事業を実施すべきであると考えている。

計画は実行されなければ策定する意味はない。これまでと同じように行政の縦割りの中で諸計画を運用しても何らかの成果は出るのかもしれないが、人口減少時代を迎えた現在において、地域住民や関係組織に認知されない計画は、文化財保護の持続性にとっては根幹の部分に関わる[3)]重要な問題だといえる。文化財担当者は既に発想を転換し行動に移さねばならない時期に来ているのである。

5．まとめ

文化財保護行政において計画対象地域における総合的で実行力のある計画を策定するために踏まえておくべき要件は３点であり、非常にシンプルであると考えている。

１点目は、その計画が正当性を持っていることである。住民が納得し、行政においては複数の部局が所管している業務の一部を、その計画のために運用すべきであると認識するに足る正当な理由が必要である。

２点目は、その計画がこれまで数多く策定されてきたであろう既存の計画群とは違う創造性を持っていると感じてもらうことである。重要物件の保存から今の生活そのものへ、外観の保存から地域が集落構造を継承していく仕組みの構築へ。地域文化の創造的発展の可能性を持つような、独自の魅力があるからこそ、人を引きつけるのである。

３点目は、計画を策定し、運用しようとする文化財担当者の人間性である。ある目的を達成するために、これらの施策を総合的に運用したいのだという熱意と論理を持っていることであり、さらに、行政内部や計画対象地域の住民に対して、その想いを伝える能力を持つことが必要だといえる。

幸いなことに地方自治体の職員は、計画を策定後、企画・立案された事業の予算を確保し、実行することができる立場にある。更に計画対象地域に距離的にも人間関係的にも近いということも大きなメリットである。今後、様々な計画作りに関わっていくであろう文化財担当者の手によって、計画対象地域の住民や行政の関係部局に惚れられ、受け入れられる、総合的で「実行力のある計画」が策定されていくことを期待したい。

【註】

１）奈良文化財研究所（2012）:「総合討議」『文化的景観研究集会（第４回）報告書』，135pp.

２）井上典子（2012）:「文化的景観と風景　生活・生業の風景の持続と継承」「風景の思想」，学芸出版社，p.p.144-145

３）矢野和彦（2012）:「文化財行政の現代的な課題」「文化庁月報」6月号

【参考文献】

１）植野健治（2012）:「平戸島の文化的景観地域がめざす景観保全の手法」「月刊文化財」11月号，p.p.19-20

２）植野健治（2012）:「自治体の諸施策における文化的景観保護制度の位置づけと制度の活用－文化的景観保護制度をどうとらえるか－」『文化的景観研究集会（第４回）報告書』奈良文化財研究所，p.61

Abstract: In recent years, the importance of comprehensive measures for cultural landscape protection has been pointed out. The cultural property protection administration should consider keeping the following three points in mind in order to develop a plan that is comprehensive and executable in the protection target areas' planning. Point 1 is that the plan is justifiable. For residents to be satisfied, and for multiple departments within the government to allocate part of the resources under their jurisdiction, and for them to recognize that these should be used for the plan, there need to be legitimate reasons. Point 2 is that the plan feels original and different from the numerous existing plans that have already been developed. From preserving important buildings to making them useful for today's world, from restoring the façade of a building to creating a local community that will inherit it. Locations with the potential for the creative development of local culture, and precisely because they have their own charm, will attract people. Point 3 is the personality of the person(s) in charge of carrying out the plan that has been developed. They must possess the enthusiasm and logic needed to achieve their goal of comprehensively executing the plan. Furthermore, they need to have the ability to communicate that sentiment to the local residents and to the various departments within the government as well.

遺産と計画との間

Between Heritage and Planning

平澤　　毅（奈良文化財研究所）　HIRASAWA, Tsuyoshi
（Nara National Research Institute for Cultural Properties）

1.「遺産」という現象、「計画」という意思

遺産とは所与のものではないと繰り返し述べたい[1)]。

「遺産」とは、それを守り継ぎたい人びとの中にある経験と意味から生じるものであって、その価値は「遺産」と呼ばれる対象そのものに内在するものではなく、その対象とそう望む人びととの間に生じる現象である。遺産価値heritage valuesは、諸々の経過の中で、さまざまなステークホルダーと集団に帰属し、変容していく。そして、その主張は、守り継ぐということと密接に関係している点で、過去とも未来とも繋がっている。

ここでは、研究集会での議論など踏まえつつも、少し違った論点を加え、将来（未来）との関わりも強調して、変化のなかにある「計画」ということを考えてみたい。

（1）「遺産」という現象

近年、活発に議論される「遺産」概念の深化と多様化には、それまで培われてきた種々の論点が反映されるものの、古い何か、あるいは、古くからの何かを理想的な状態に保ちたいという態度は依然としてこの分野全体の雰囲気を支配していると言ってよい[2)]。なかでも、対象を物的実体として捉える場合、その維持が遺産保護そのものであるというスキームは、重要な出発点である。しかし、今日において、文化的景観の保護は、物的実体の維持そのもののことではないことが相当に共有されてきたし、過去に終始した物的実体が中心と思われがちな遺跡にあっても、遺構や遺物、その空間を学術的に評価し維持するだけでは、社会の中にその保護を容易に実現できないことは、この半世紀の経験に学ぶことができる。

しかも、物である限りにおいて、それらは長い年月において永久不変では有り得ないので、変化を想定しない理想像はことごとく挫折することになる。

遺産保護の基本的なスキームは、19世紀後半から20世紀を通じて世界中を広く覆った近代化、そして、種々の武力紛争などによって生じた物的実体の破壊などが人類の心性に及ぼす影響に鑑み、その保持ということに付託することに始まったと見てよい。私たちがいま、「遺産」と呼んでいる多くの対象は、かつて、さまざまな人間活動において、特別に包括的名称を付与せずとも、生み出され、変化し、やがてその多くが消えつつも、一部は受け継がれるというダイナミズムのもとにあった。それらがドラスティックな社会的変化や暴虐的事件の中で、急速にかつ大量に壊され、失われつつあるものがあること、あるいは、新たな時代において見過ごされるもの、忘れられるものがあることに一部の人びとは反応し、動揺し、或る種のショックを受けた経験から、いわば、緊急避難的に名称[3)]を付与し囲い込んで、変容し続ける社会のダイナミズムから一定程度切り離すことによって、それらの評価・保護・継承を図ろうとしてきたのである。

やがてそうした経験の積み重ねの中で、それまで思いも寄らなかった対象にも同様の命題が当て嵌まることに接して裾野を広げ、いまや、人工と天然、有形と無形、動産と不動産の遺産のすべては密接な連環のもとに有機的一体を成しているとの観点にまで到達してきた。

そのような運動は、或る観点からは極めて大きな成果を生み出してきたことは間違いないとしても、いまに至る経過から考えれば、遺産は一部の人びとの管理下にあって、社会を構成する人びと（それまで社会の中でそれらとさまざまな関係を有してきた集団に属する人びと）との関係を変質させてきた側面もあることは否めない。

一方、近年の世界遺産戦略（the 5Cs[4)]）においては、コミュニティの役割が極めて重視され、また、日本においても「歴史文化基本構想」などに見られるように、地域社会の中で如何にして遺産を生かすかということは、今日すでに一般的な議論の前提となっているとしても過言ではあるまい。こうした動向は、消滅の危機から保護するためにいったん社会の荒波から遠ざけた遺産について、社会との密接な繋がりを欠いては本当の意味で将来に生きることができないという認識と、それを支える姿勢が普及してきたことによるものと言える。

そうしたコンテクストcontextのなかで私たちが気になっているのは、遺産そのものというよりも、「遺産」との関わりによって感じられる、そして、いまの私たちが生きる暮らしに至る、文化の「履歴」とも言うべきものではないだろうか……と考えてみる。

（2）「計画」という意思

「計画」plan / planningということについて、今日に見られるさまざまな辞書的意味を集合的に示せば、

> ある物事を行うに当たって、あるいは、行うために、（前以て、あらかじめ、）方法や手順［（作業・行動等の）順序・段取り］などを考え企て、予定を立てること。その企ての内容。はかりごとを立てること、物事の仕組みを立てること。

のように表現できるのではないかと考える[5]。

現代社会における「計画」ということについては、こうした一般的な説明以上に、さまざまな整理があるが、たとえば、組織や事業の経営的観点からは、定められた目標や目的を達成するための効率性と密接に関連している。すなわち、種々の与条件のもとで、いつまでに、どのようなことを、どのように達成するのかを内容とするのを基本とする「計画」には、いわゆる“無駄”を低減し、コストの有効な投入によって諸々のタスクの実効性を高め、また、その従事者の意欲を亢進させ、疲弊を回避することなどで、生産性を向上することが求められる。

一方、計画には、その主体と対象、範囲や特質、そして種々の制約によってさまざまな仕立てがあり得る。しかし、いずれも現在よりも先のことについて言及するものであることは間違いない。そこには、必ず、現在から未来への時間の流れがある。時間の流れに加えて、計画の立案・実行に際して無視できないのは、私たちを取り巻く諸条件である。高度経済成長期の経営革新に貢献する新しい管理方法としてPERT／CPM[6]を紹介した加藤（1965）は、計画考察の中心には必ず〈時間軸〉が通っており、また、計画要素として登場してくる諸条件が複雑に絡み合って生じる〈関係網〉を検討し、選択し、順応し、調和させる必要性の観点から、《計画とは、われわれを取り巻く関係網の中から、特定の事象にまつわる関係を抽象し、これを時間軸に中心をおいて分析検討した行動の指針である。[7]》としている。

このような計画の考え方は、遺産に関わるさまざまな取組実践の場面、たとえば、遺産を構成する諸要素の修理、防災のための設備や管理・公開のための施設の整備などの工事施工を伴う場合や、イベント開催などの期日が設けられている事業において、その有効性を発揮する上で極めて重要なものであると言えるが、遺産を考える場合の「計画」には、いつまでに何をどれだけ造ればよいというような目標とは別の価値観が含まれてくる。

「遺産」に関する取組の目標とは何かという問いに対して、その保護・継承であると言えば、ごく当たり前と思われるかもしれない。それは、「遺産」を永続的に毀損、衰亡、破壊、滅失等の危険から遠ざける取組であると。

しかし、期限を設けず将来にわたり際限無く遺産の保護・継承を実現し続ける取組とはいったいどのようなものであろうか。それは、「計画」できるのであろうか。

たとえば、1972年に採択された世界遺産条約の第５条には、条約締約国が自国の領域内に存在する（条約上の理念から顕著な普遍的価値を有する）文化遺産及び自然遺産の保護等のために効果的かつ積極的に措置すべき事項の筆頭に、「文化遺産及び自然遺産に対し社会生活において役割を与え、これらの遺産の保護を包括的な計画策定プログラムに統合することを目指した一般的政策を採用すること[8]」と規定されている。

遺産の保護は、その存続危機の回避が基本である。したがって、一般的政策[9]の各場面[10]において、その危機を回避する工夫が組み込まれれば、その時点での目標達成の期待度は高まることになる。一方で、そのような場合であっても、遺産は、遷移し続ける社会との関係で、絶えず価値観の揺らぎの中に置かれている。

遺産を、これまで遺ってきたように、あるいは、これまで継がれてきたように永く将来に伝えていきたいと考えるときには、目の前にあるさまざまな問題を緩和していかなければならない。そこには諸々の種類の投資が必要となるが、それらの投資が得られるか否かは、その時々に原資の諸元を掌握しているさまざまなステークホルダーの許容度の範囲にあるかどうかによる。また、「遺産」として扱う限りにおいて、理念的には、次世代のみならず、その先の幾世代にもわたって永続的に保護し、継承していくことが、遺産に係る計画、あるいは、そのマネジメントの根底に据えられるべき目標となる。したがって、「遺産」の計画は、いま現に「遺産」に取り組んでいる私たちのすべてがいなくなった後も含めた長期間にわたるロードマップの議論にも耐えられるよう考慮されるべきものと言える。しかし、私たちがこれまでの１世紀の経験から学んできたように、対象そのものとの間で私たちが築く関係のパラダイム・シフトから逃れることはできないようにも思われる。そういうことを思うと、果たして、私たちは、そういう対象に対して、どのような「計画」を立てられるのかと、また考える。

そこで強調したいのは、「計画」に示す考え方や姿勢の道筋である。そして、それが「計画」過程において、どのように形成され、合意されてゆくのかということである。それは、私たちが対象化して呼称する「遺産」からの視点ではなく、「計画」する中で築いていく「遺産」という文化の形成・持続・継承などに関する私たちの意思そのものの問いとして検討されなければならない。

2．計画のスキームと文化遺産

技術革新に支えられたインフラストラクチャーその他施設の建設は、大量輸送や時間短縮による流通の促進、商業の興隆、社会の基盤を成すエネルギー供給、災害による損失の低減、情報通信の高速化による利便性の向上、そして、安全性や快適性の確保などに大きく貢献し、私たちの暮らしを豊かにするものと考えられている。私たちのほとんどは、現代社会に暮らす限りにおいて、どのような思想や信条を持っていても、多かれ少なかれその恩恵に与っていることは間違いないと言ってよい。

それらの事業的評価は、一般に、経済性を中心とした利益と損益のバランスシートによって示される。どんなアドバンテージ（あるいは、プロフィット）が増大し、どんなディスアドバンテージ（あるいは、リスク）が減少するのか。それが個別事業の計画に求められる命題である。一方、私たちが取り組む「遺産」は、多くの場面において、そうした計画スキームに支えられる開発事業の外側にあって、不測の変更をもたらす外的要因のひとつであり、調整される対象として取り扱われてきたと言える。そうした中で、失われたりすることが「遺産」の気づきの契機であったわけであるが、一方、今日において、大方それは「遺産」を保護するという計画とのコンフリクトに過ぎないものであるとも言える。そうした観点から必要と考えられるのは、対象価値の捉え方の多様性とそこに関わるさまざまなステークホルダーの主張を包括的に取り扱うことのできる「計画」である。それは、調整のプラットフォームとしての「計画」と言える。

田村（1977）は、「都市の計画」を論じるにあたって「計画」の機能について論じ、《人間に行動させ意欲させるのは、機能や数量の問題だけではない。むしろ計画は人間の生そのものから生まれてくるもの、文化的社会的政治的構造から生まれてくる要素がきわめて大きいのである。》として、最適手段追求機能に加えて目的設定機能の重要性を述べ、両機能の弾力的相補性によって、よりよい目標と手段が得られることを強調した。また、「非物的計画（する計画）」と「物的計画（作る計画）」について論じ、その基本は「何をするか目的を立てること（目的設定機能、目的の計画）」と「目的をよりよく実行するための手段、方法を立てること（最適手段追求機能、プロセスの計画）」にあるが、特に「物的計画（作る計画）」においては「目的の最終の姿を描くこと（形態設定機能、形態の計画）」が最も重要なものであるとした。一方、《我々はさまざまな場や状態の中にいる。》として、これら２つの計画とは異なる次元にある「場の計画」の検討を取り上げている。それは、多目的多数主体の計画であって、ひとつの場から、別のある場を計画し、また、そこに到達するプロセスを計画するものであり、最も典型的でかつ総合的な「場の計画」として「都市の計画」を位置付けている[11]。都市はしばしば生命体に譬えられ、成長することが指摘されるが、多目的多数主体の運動をそのままにしても、ホメオスタシスを備えた私たち生物のように無自覚的に自らを統御することはない。したがって、都市において、それが都市として生き続けることができるように必要なのが「計画」であると言える[12]。

このような「場の計画」は、都市計画学のみならず造園学や景観工学でも設計designとの関係を視野に入れつつ取り組まれ[13]、具体的な物的計画を作業課題の出発点とする建築や土木などの分野を含め活発に検討されてきた[14]。私たちが取り組む「遺産」も社会の中にあってはじめて存在する以上、このような「場の計画」の発想に立ち、その仕組みを整え、実施していく必要がある。

日本における法律体系下の個別法において、「計画」をその名称に含む「都市計画法」、「国土形成計画法」、「国土利用計画法」、「社会資本整備重点計画法」などのそれぞれに「計画」の規定があるのは当然であるが、その他の保存・保護・保全系の法律においても、その目的を果たすための「計画」が条文において規定されているのは一般的であると言ってよい[15]。これらの「計画」規定では、計画主体もそれぞれで、策定が義務付けられているものから、いわゆる「できる」規定のものまであるが、私たちがいまここで最も関心を払っている文化遺産を日本において取り扱うべき「文化財保護法」には、その保護事業実施のための「計画」に関する規定条文すら無いということには、改めて注目すべきであると思う[16]。

現状、そのようになっていることの背景は、文化財保護法の成り立ちに窺うことができると考えられる[17]。その経緯から、同法の対象として文化的重要性の観点から規定される「文化財[18]」は、形態・規模・性質等の点において極めて多様であり、同種に規定される文化財についても所有・管理の在り方は極めて複雑な状況を呈している。一方、ほとんどの保存・保護・保全系の法律の対象は、そもそも諸問題解決の計画論的観点から規定されているものと考えられ、当然それらの制度は「計画」を軸に設計されたものと言える。開発と保全のコンフリクトは、それぞれの「計画」間の調整によって合理的な協議・調整の場を準備することができる。しかし、「文化財」の方では法律に規定する計画のスキームが無いので、他の行政分野にとっては、その取扱いに相当に困る部分があるのかも知れない……そういうことは無いだろうか。

３．文化遺産の計画

現在の文化財保護法が、計画を定め実施することを制度の骨子としてないとしても、それは文化財の保護において計画スキームが必要ないことを意味するものではない。物的存在としての文化財を取り扱うには継続的に修理を必要するし、当然のことながら、守り継ぎたいと考える価値に応じて、目標とする状態とそこに至る手順・方法は計画されなければならない。一方、物的状態を維持するだけでは、文化財保護は実現しないことはすでに述べたとおりである。変化する社会において文化財を生かし続けるには、本質的な特性を保持しつつ、常に新たな命を吹き込み、私たちとの関係を生きたものとして成長させていく必要もある。そうしたことを視野に入れながら、また、時代の流れに応じるかたちで、文化財においてもいくつかの計画スキームが検討、実践されてきた。

（１）史跡等の計画

修理以外において、文化財の敷地を計画する取組の嚆矢は、明治時代以来、城跡や旧大名庭園を公園として整備することに見られるが、文化財保護分野においては、昭和40年代からの史跡整備事業、あるいは、「風土記の丘」事業などの検討と、それらの国庫補助事業メニュー創設を背景として本格的に始められるようになった[19]。

高度経済成長期にあって、次々と発見され指定保護を措置されていた考古学的遺跡について、公有地化によって保存するという施策が講じられつつあった。しかし、公有地化された土地の管理が行き届かないことなどもあり、そうした遺跡の重要性を伝え、社会に活かすための方策が検討されるなかで、遺跡を公園のように整備して公開することが検討された。当初、遺構を保存し、表現と解説を加える設計計画が中心であったが、情報提供のための付属施設や復元展示の手法などを組み合わせ、いわゆる「ふるさと歴史の広場」事業が始まった平成以降には、活用を重要な柱に据えて、事業実施の目標と整備事業の全体的見通しなどを検討する基本計画を策定することに加え、実施した事業に関する記録としての報告書を作成・公表することも定着してきた。

一方、記念物行政では、行政事務の迅速化等を図るため、現状変更等の取扱い基準を含む保存管理計画の策定を促進し、都道府県への許可事務の権限委任を推進して、昭和48年度からは史跡等の管理団体[20]である地方公共団体を補助事業者として国庫補助事業を創設した[21]。当初、現状変更等の取扱い基準を定めることが中心であった保存管理計画であるが、今日的な保存管理計画の構造については、①保存管理（史跡等の本質的価値を次世代へと確実に伝達するための「保存管理」に関する分野）、②整備活用（その延長上にあることとして、適切な保存管理に対する地域住民の合意を形成していく上で必要となる当該史跡等の将来像の概要を示した「整備活用」に関する分野）、③運営及び体制（①及び②を一体として確実に進めて行く上で必要となる「運営方法」や、それを円滑に進めるための「体制整備」に関する分野）の３つの分野から全体を構成すべきことが示されている[22]。

特に、平成16年3月付け『史跡等整備のてびき　―保存と活用のために―』の公表以来、今日、遺跡整備の分野では、この保存管理計画策定から、整備基本構想、整備基本計画、整備基本設計、整備実施設計、さらには、活用計画、運営計画などの非物的計画の検討と実施、そして、整備報告書の作成・公表までを事業全体の計画スキームとするのが一般的になっている。

（２）伝統的建造物群の計画

昭和50年に創設された伝統的建造物群の保護制度は、都市計画制度上の枠組み[23]等と関連して市町村が当該管区において決定した伝統的建造物群保存地区から特に重要なものを選定する保護スキームである。伝統的建造物群の計画については、この「選定」という法的処分の要件として、「重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則」（昭和50年9月30日付け文部省令第32号）により提出する選定申出書に「文化財保護法第144号第1項の規定による選定の申出に係る伝統的建造物群保存地区の保存計画（「伝統的建造部群保存地区保存計画」）[24]」の事項を記載することとされている。

（３）重要文化財（建造物）の計画

重要文化財（建造物）の分野では従前からの検討等[25]を踏まえつつ、平成11年3月24日付け庁保建第164号各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁文化財保護部長通知「重要文化財（建造物）の活用について」により、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」を示し、別紙に『重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領』を添付して、所有者及び管理団体に周知した。

これ以降、保存活用計画策定の実践が重ねられてきたものの策定実数はそれほど多くはなかったが、平成25年度にその策定経費や当該計画に基づく施設・設備の設置経費に国庫補助事業メニューが創設されてからは所有者等の策定事例が増えてきた[26]。「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」第7項には、計画の内容として「保存活用計画は、保存管理、環境保全、防災、活用に係る各計画及び保護に係る諸手続きを定めたものからなり、原則としてこれらのすべてを含む総合的な計画として策定するものとする。」と規定されている[27]。

（4）文化的景観の計画

平成16年に創設された文化的景観の保護制度は、景観法上の措置である景観計画制度と連動し、同法の規定に基づく景観計画区域又は景観地区にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを選定する保護スキームである。文化的景観の計画については、伝統的建造物群保存地区の場合と類似して、この「選定」という法的処分の要件として、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」（平成17年3月28日付け文部科学省令第10号）により提出する選定申出書に「文化財保護法第134条第1項の規定による選定の申出に係る文化的景観の保存計画（「文化的景観保存計画」）」の事項を記載することとされている。一方、伝統的建造物群の保護制度と異なるのは、この「文化的景観保存計画」の記載事項が、同省令において規定されている点にある[28]。また、文化的景観保存計画の策定に当たっての留意事項[29]に、計画の前提として、文化的景観の価値を評価し適切な措置を検討するための調査を求めていることも特徴的である[30]。

（5）歴史文化基本構想

歴史文化基本構想は、従前からの取組を踏まえつつ[31]、平成19年10月30日付け文化審議会文化財分科会企画調査会報告書[32]に示された提言[33]に基づき実施されている具体的な方策であり、近年、文化庁が文化財行政施策の柱のひとつとしている計画スキームである。文化庁では、平成20年度から22年度にかけて「文化財総合的把握モデル事業」を実施して、最終年度にさまざまな観点からテーマを立てた報告会を各地で開催し[34]、成果実績の多様性を総括しつつ、平成24年2月には『「歴史文化基本構想」策定技術指針』を公表した[35]。

地域主体の文化財の保存・活用を促進する歴史文化基本構想の基本的な考え方[36]は以下のとおりである。

【定義】地域に所在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想

【策定方針】

①文化財保護施策を、一貫性を持って推進する。
②未指定文化財を視野に含め、文化財保護施策の充実を図る。
③文化財とそれをとりまく環境の一体的な保全を図る。
④個々の文化財の価値や性質を十分踏まえる。
⑤文化財保護に関する情報を、多くの関係者と共有する。

【対象範囲】「歴史文化」とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものを指す。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境と言い換えることができる。

この「歴史文化基本構想」については、従前、「文化財総合的把握モデル事業」によって検討された事例のほかは策定例が限られていたが、平成27年度の「文化遺産を活かした地域活性化事業[37]」においては、従前の調査事業支援[38]に加え、「歴史文化基本構想策定支援事業」を組み込むことが検討されている[39]。

（6）歴史的風致維持向上計画

歴史的風致維持向上計画（当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画）は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律[40]」（平成20年5月23日法律第40号；通称「歴史まちづくり法」）第5条第1項の規定に基づく法定事業計画で、市町村は同条第8項の規定により、「歴史的風致維持向上基本方針[41]」に基づき、主務大臣の認定を受けて（「認定歴史的風致維持向上計画[42]」）、計画事業期間中において、社会資本整備総合交付金をはじめとする各種事業の重点的な支援措置及び法律上の特例措置を講じられるというものである。「歴史まちづくり法」の目的は、「歴史的風致」の維持及び向上を図るための措置を講じることによって、〈個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与すること〉であり[43]、主に執行所管する国土交通省では、平成24年度から提案募集型の委託事業として「歴史的風致維持向上推進等調査」を実施し、また、平成26年3月には『歴史まちづくり法に基づく5年間の取組み成果』を公表している[44]。

（7）世界文化遺産の管理計画

世界遺産委員会は、『作業指針[45]』の第108節から第118節にかけて管理体系management systemについて言及し[46]、第108節では、世界遺産一覧表へ推薦する資産propertyについて、その顕著な普遍的価値をどのように保存するのかを定めた「管理計画management plan」もしくは、その他の「文書化された管理体系documented management system」を求めている[47]。一方、資産とその保護を巡る状況は極めて多様であること[48]から、管理計画等への記載項目を提示するのではなく、以下のような事項を管理体系に含むべきことを示している[49]。

a）すべてのステークホルダーにおける資産に対する理解の十二分な共有に関する事項
b）計画策定、実施、モニタリング、評価、フィードバックのサイクルに関する事項
c）パートナーとステークホルダーの関与に関する事項
d）必要なリソース[50]の割り当てに関する事項
e）キャパシティ・ビルディング[51]に関する事項
f）管理体系の機能に関する責任と透明性のある説明

4．文化遺産における「計画」の主張

このように、文化財を巡る「計画」の現状は、或る意味、活発であるとも言える。このうち、文化財保護行政において取り組まれる「計画」は歴史文化基本構想を主軸として、その関係を明確化しようとし、また、世界遺産登録推薦の前提となる管理計画management planの策定においても、国内的措置における各種計画を基礎としつつ、これらを総括し、推薦資産の管理計画を取りまとめる「包括的保存管理計画[52]」を作成することとしている。さらに、歴史的風致維持向上計画の策定において、法令上の位置付けは無いものの、歴史文化基本構想における「歴史文化保存活用区域」は重要な整理となるものと言える。一方、近年、地域活性化等の観点から注目され、文化財を構成資産に含むジオパークGeoparks[53]や世界農業資産システム（世界農業遺産；GIAHS）[54]における計画も、地域と遺産との関係、そして、将来に向けた取組への同様な意思を備えているのは明らかとも言えるが、それぞれの関連性は複雑で不明瞭である。

この度の研究集会の総合討論を通じてパネリストに尋ねた遺跡や文化的景観の「計画」に対する見解は、いわく、地域の人びとが自分たちの暮らしのことが描いてあると実感できること、行動の具体性を高めること、地域における取組が継承されていく仕組みを備えること、計画の立案と実践を支える人材を育成していくこと、いまあるものをどのようにマネジメントしていくのかということ、多くの人びとの関わりの中で作り上げていくこと、地域の人びとが自ら気づき自らを助けていくことできるようにすること……などであり、そうしたことを「計画」プロセスにおいて実践していくことを大切にしたいということであった。また、この報告書で新たにご寄稿いただいた論考においては、実現が実感できる計画、総体としての「土地の広がり」を担保できる計画、歴史的文化的資源に対する意識を深める計画の重要性をはじめとして、計画改訂プロセスにおける経過の多様性や人びとの関わり方と公表の在り方との関わりから生じる計画の使われ方、また、人びとの居住する都市構造と生活・生業・界隈性の継承や都市建築の保存活用を通じて都市総体の魅力を高めること、計画の目的を明確にして理念を丹念に築き上げ良好なパートナーシップのもとに実践していくこと、そして、正当性・創造性・人間性のもとに実行力のある計画を創り上げていくことなどに論究された。

こうした「計画」に関する主張は「遺産」という現象に呼応する「計画」という意思であり、経緯万端としても、包括的に語られるべき段階に来ていると言える。

5．未来へのメッセージとしての「計画」

私たちは、この100年余りの社会の急速な発展を通じて、さまざまな遺産・環境・景観とそれらの保存・保護・保全の諸問題を認識してきた。そして、現在の世界に起こっていることの記述には相当進歩してきたと言える。しかし、「遺産」や「計画」と密接に関わる未来に対する私たちのリアリティはどれほどに進化を遂げてきたのか。

科学技術の進歩が私たちの将来をかたちづくっていくという20世紀的パラダイムでは、すでにアトム[55]が誕生し、日本万国博覧会[56]に披露されたような21世紀的未来社会が到来している感じであるが、いまだその実感は無い。一方、スタートレック[57]で惑星周回軌道上の宇宙船との連絡に使うのは単なる音声通信機であったが、今日、私たちはすでにマルチタスクのビジュアルな携帯型端末で膨大な情報データを蓄積・操作し、複雑なソーシャル・ネットワークを構築するまでに至っている。

そうした未来社会に関する想像には、もう少し気になることがある。たとえば、ヤマト[58]の物語で赤茶けた地球上には「遺産」は微塵も残っていないであろうし、青く蘇った地球にも滅失したままのはずであるが、人類は平和と幸せを取り戻したことになっている。ガンダム[59]に登場するスペースコロニーの地表には人工的なランドスケープの蓄積しかないはずなのに、人びとはそのことに特段の影響も受けずに暮らしていけるように見える。そこでは、あたかも土地に刻まれてきた文化の「履歴」は、私たちの未来的存在とは無縁であるかのようである。

しかし、いまの私たちの社会におけるパラダイムは、だいぶ違ったところにあるように思われる。

行き詰まる現代社会の行方に関する検討がいまや成長無き定常型社会[60]への模索にも至りつつある中で、あらゆる場面で引き合いに出されるようになってきた「遺産」は、絶え間無く変貌を遂げていく社会そのものを支え、社会の中にあって囲わずとも自ら息衝く、そうした関係への回帰と遷移が進みつつあるように見えるのである。

文化遺産を巡る状況はNARA+20[61]にも描かれているように極めて複雑なものであるが、それは「遺産」と社会、そして、その未来との密接不可分な関係の具体性が明らかになってきたこととも深く関連していると言える。

私たちが、そこに存在する何かを「遺産」と認めるとき、その憑代とするのは社会の未来である。その意味で、「遺産」の未来を描く「計画」は、むしろ社会全体をデザインする視点に立つべきであり、プロセスを通じて私たちが経験する「遺産」の多様な意味を取り込んで未来へのメッセージを育むものであって欲しいと考える[62]。

【註】

1）参考文献14），p133，註15）

2）たとえば、参考文献10）に示した拙稿中、文化的景観が記念物的にしばしば捉えられたりすること、また、p.p.107-115では時間・空間・生活という切り口で遺産の複層的な捉え方などについて検討を示したが、「遺産」には、依然として過去からの何かそのものに価値があるようにも感じられないか。

3）たとえば、日本における経過に見れば、古器舊物、古墳墓、古社寺、保護建造物、史蹟名勝天然紀念物、國寶、重要美術品、文化財、あるいは、埋蔵文化財、伝統的建造物群、文化的景観などである。ちなみに、明治末期に三好学が提唱した「天然紀念物」などは、今日の「文化的景観」と同様に、一般に馴染みの無かったことが大正8年の帝国議会における史蹟名勝天然紀念物保存法の審議記録にも窺うことができる。

4）Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention（通称：作業指針／オペレーショナルガイドライン）の第26節に示された世界遺産委員会の現在の戦略目標の5項目のキーワード（'Credibility'，'Conservation'，'Capacity-building'，'Communication'，'Communities'）の頭文字からの通称。なお、最新版は、http://whc.unesco.org/en/guidelines/ において参照できる。

5）日本語において、最も広い意味で類語関連表現を拾えば、もくろみ（目論見）・くわだて（企て）・はかりごと（計／図／策／籌／謀／謨）・はからい（計らい）・下拵え・手の内・一計・企図・企画・経画・案・立案・戦略・方策・構想・設計・プラン・プロジェクト・プログラム・ロードマップ……などを挙げることができる。なお、「画」や「略」にもはかりごとの意を含むが、原義は、境界・範囲を定めること、あるいは、その境界・範囲の内・中を治めることである。

6）PERT（パート）は、タスクを分析し、ネットワークのチャートやダイアグラムを用いてプロジェクトを効率的に管理するための検討手法で、1958年にアメリカ国防総省のポラリス潜水艦発射弾道ミサイル開発プロジェクトに適用された。経験や勘に頼らず、科学的論理性に基づき、プロジェクト全体の観点からスケジューリングし、コントロールする手法で、プロジェクト進行過程における不確定要因にも有効に対処するイベント指向型の技法である。複雑なプロジェクトにおいて、確立された目標を完遂するための最少時間を特定する点に特徴がある。Program Evaluation and Review Technique の略称で、'P' にはProjectやPerformanceを充てたりもする。CPMはCritical Path Methodの略称で、1957年にProject, Planning and Scheduling Systemとして開発された。CPMは、必要な全タスクの一覧、各タスクにかかる時間、タスク間の依存関係を評価し、時間とコストの問題を線形計画法によって検討し、最適スケジュールを求める検討手法である。

7）参考文献1），p16を参照のこと。ちなみに、「抽象する」とは、「事物または表象の或る側面・性質を抽（ぬ）き離して把握する心的作用。その際おのずから他の側面・性質を排除する作用を伴うが、これを捨象という。一般概念は多数の事物・表象間の共通の側面・性質を抽象して構成される。」（『広辞苑』より）などと説明される。

8）World Heritage Convention（1972）のArticle5.1には、"to adopt a general policy which aims to give the cultural and natural heritage a function in the life of the community and to integrate the protection of that heritage into comprehensive planning programmes;"とある。

9）現代の国家において、一般的政策の根本は憲法ということになる。日本国憲法においては「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という第25条の規定のみが、ここで議論する「文化財」や「遺産」に包括的な意味で言及しうるものであり、イタリア共和国憲法（1957）第9条が国民固有の権利と恩恵として風景と歴史的芸術的遺産の保護［参考文献15）p.p.16-17］に触れているような体系とは異なる。一方、これに準じる法律として、個別法の上位にあって国家の制度や政策に関する理念や基本方針などを定める各種の基本法がある。「文化財」や「遺産」、あるいはそれらを包摂する「文化」については、文化財保護法の上位に位置付く「文化芸術振興基本法」［平成13年12月7日法律第148号］は当然としても、近年、抜本改正も含め数多くの基本法制定の中で条文に明らかなかたちで触れられる趨勢を認めることができるので、その意味ではかなり一般的政策に反映されており、さらにその傾向を強めていると言える。

10）註9）に触れた各種の基本法の多くは、日本国政府が全国的な基本計画や基本的な方針を定め、概ね5年を目途に見直しを図ることを規定している。「文化財」に関する基本的な施策方針としては、文化芸術振興基本法に基づき平成14年12月10日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に基づくことになっており、現在は、平成23年2月8日閣議決定の第3次方針が適用されているが、たとえば、観光基本法［昭和38年6月20日法律第107号］を全部改正して制定された観光立国推進基本法［平成18年12月20日法律第117号］に基づく「観光立国推進基本計画」（第2次）［平成24年3月30日閣議決定］では、重要な観光資源として、文化財や歴史的風土、自然の風景地、良好な景観などを掲げており、その他最新の基本計画においても、公害対策基本法［昭和42年8月3日法律第132号］を全部改正して制定された環境基本法［平成5年11月19日法律第91号］に基づく「環境基本計画」［平成24年4月27日閣議決定］では、特に生物多様性の観点から「自然環境保全地域」、「自然公園」に加えて「天然記念物」や「世界自然遺産」を明示し、これに関連する生物多様性基本法［平成20年6月6日法律第58号］に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」［平成24年9月28日閣議決定］では、「文化の多様性」と「文化財保護」との密接不可分な関係を重視している。文化的景観に密接に関連する農林水産業に関する各基本法においても、農業基本法［昭和36年6月12日法律第127号］を全部改正して制定された食料・農業・農村基本法［平成11年7月16日法律第106号］に基づく「食料・農業・農村基本計画」［平成22年3月30日閣議決定］では「伝統文化」・「食文化」・「地域文化」、森林・林業基本法［昭和39年7月9日法律第161号］に基づく「森林・林業基本計画」［平成23年7月26日閣議決定］では「文化機能」・「文化財修復資材」、水産基本法［平成13年6月29日法律第89号］に基づく「水産基本計画」［平成24年3月23日閣議決定］でも「食文化」・「伝統文化」などについて重要な要素として触れている。さらに、海洋基本法［平成19年4月27日法律第33号］に基づく海洋基本計画［平成25年4月26日閣議決定］では「水中遺跡」の調査・保存・活用の促進に触れ、また、東日本大震災復興基本法［平成23年6月24日法律第76号］に基づく東日本大震災からの復興の基本方針［平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部］では「地域における文化財の役割」や「埋蔵文化財の迅速な調査」、災害対策基本法［昭和36年11月15日法律第223号］に基づく「防災基本計画」［平成26年1月17日修正、中央防災会議決定］では「文化財の防災」のほかに「災害文化」の継承について触れ、教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）では教育の目標に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を掲げ、同法に基づく「教育振興基本計画」［平成25年6月14日］では、教育基本法の目指すところのひとつは「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成」であるとし、「文化」「伝統文化」「文化芸術」などの言葉が全体を覆い尽くしているとしても過言では無い。一方、国土全体の観点からも、国土総合開発法［昭和25年5月26日法律第205号］を抜本改正した国土形成計画法［平成17年7月29日法律第89号による］に基づく国土形成計画（全国計画）［平成20年7月4日閣議決定］においては国土を「ランドスケープ」として捉える観点を各所に明記し、「時代の潮流と国土政策上の課題」として「国民の価値観の変化・多様化」の中で「安全・安心、地球環境、美しさや文化に対する国民意識の高まり」を強調して、基本的な政策として示した7つの柱のうちの2番目に「文化及び観光」を取り上げている。また、これに関連する国土利用計画法［昭和49年6月25日法律第92号］に基づく国土利用計画［平成20年7月4日閣議決定］では、「国土利用の基本方針」として「国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の

自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。」として、環境の保全と美しい国土の形成の観点から、歴史的・文化的風土の保存や文化財の保護の重要性が明示されている。こうして概観しただけでも、今日、国の各施策理念の具体的表現としての基本計画に、環境や景観と同様、地域の文化や伝統、遺産に一方ならぬ配慮を巡らせている姿勢が窺われ、包括的な命題のひとつとして表舞台の主役を張りつつあるのではないかとの感じもあるが、或る意味すべての人間活動には文化が関わることからすると当然のこととも考えられる。

11）参考文献３）p.p.75-104；Ⅳ「都市の計画」と都市計画。この中で、《都市という総合体は、物的な装置や施設、そして市民や市民生活をも包含している複雑にして尨大なひとつの場である。》として、《場の計画は、現在の状態を、ほっておいて自然に変ってゆくままではなく、意図的に自然のままでない別の状態にしようというものである。自然のままでは現状が変ってゆきそうなのを、押しとどめ保全しようというのも場の計画である。計画がなければそれは保全されないからである。場の計画のためには、先の「作る」計画も「する」計画も合わせて総合的に用いなければならない。これらは幅広く用いられ、「作る」計画の中には、「作らない」計画や「修復」する計画も含むし、「する」計画の中には他人に「させない」計画や他人に「させる」計画を含んでいる。制禦や誘導する計画がそれである。》と述べている（p.87）。

12）参考文献３）で田村は、《都市は生活し、動いていること自体が本質であり目的であるから、完成することはありえない。》（p.95）と述べている。その下りから理解されるのは、その時々に〈完成する〉のはその時々の個別計画に基づき取り組まれた〈都市の個々の部分〉に過ぎないし、それらも、生き続ける都市のダイナミクスの中で常に変化に晒されていくものであるということである。田村はさらに《「都市づくり」はむしろ医術に似ている。》として、《病理を解明し、投薬をし、必要な手術を行う。都市は生き物だから、機械の修理のようにはゆかない。そこに生体反応があらわれ、手術は他の部分にも影響を与えるだろう。その中で都市を模型や機械のように扱いのではなく、生きたままよりよい健康を与えてゆくのが都市の計画なのである。》（p.96）と述べている。

13）たとえば、参考文献４）において、池原（1978）は、造園分野における計画を広義に解釈するために「造園・ランドスケープ計画」の語を用い，《「企画→調査・計画・設計→事業・工事→運営・管理」といった一般的なプロセスのなかで、主導的な役割を担う「計画」の位置づけ，重要性についての確認と認識が十分になされるべきである．「計画」は，一般に対象空間について希求すべき全体的イメージの提案，基本構造的なフレームづくりと内容決定などを主体的な仕事としているが，しかしそのステージの仕事だけの理解では不十分であり，「設計」やディテールデザイン，工事などについても十分な認識，理解がなければ質の高い「計画」は求められないであろう．》として、なかでも休息的・観賞的機能を必要とする空間の計画における〈発想の重要性〉を示唆し、さらに、計画に先立つ調査と、策定する計画の間の相互関係を緊密にする必要があることを強調して、《調査に対する計画からのフィードバック，点検が十分になされていなければならない》とした。同じく造園分野の観点から、参考文献６）において、鈴木（1985）は、いわゆる「計画の５要素」について、需要と供給との関係から計画の組成を示している。すなわち、需要は計画の「主体」と「目的」から、供給は計画の「対象」と「手段」から成り、そのような計画の組成と策定者組織を以て計画は「構成」されるとし、計画の対象に〈もの〉〈かね〉〈ひと〉〈しくみ〉〈こころ〉の５つを掲げ、造園計画の場合、最終的にはものの建設・維持・管理を中心としつつも、造園空間を活用・運営していくためにもこれら５つの検討は必要不可欠であるとする。その上で、構想計画，基本計画，実施計画，運用計画の計画における諸段階を通じて、システムズ・アナリシスに基づく作業と手順について説明している。また、参考文献７）において梶（1992）は「計画論」の項に《計画を，物的な結果を描く行為もしくは結果そのものとしてではなく，そこにいたる意思決定手続き，計画合理性（rationality）の諸側面から，選択の連続としての計画の本質を明らかにしようとする論理体系をいう。（中略）目標と評価基準の選択→手段の選択→実効化という計画決定過程の段階構成は，それ自体論理的ではあるが，計画とは，それが完了する未来の時点から開始されるであろう人間諸活動についての予測にもとづく，いわば仮説的行動体系である以上，このような論理的選択体系に耐えうるような固い目標の選択が可能か否かについては疑問の余地がある。（中略）計画手続きに関するこれらの研究の成果は，近年，住民参加論や，複数主体の合意形成システムといったより具体的レベルで急速に関心が高まりつつある。こうした計画に必要な技術から計画そのものの技術への関心の移行はpolicy scienceという新しい領域の確立をもたらすものと期待される。》と述べ、参考文献８）において伊藤（1998）は「景観の計画・設計」の項に《景観計画は，施設や地域，地区を対象に景観のあるべき姿とそれを実現するための方法やプロセスを理論的に提示するものであり，景観設計は，景観計画で定めた景観のあるべき姿を実際の形として実現する作業である。景観計画は，次の二つに大別される。第１は，施設の建設を前提とする場合の「施設の建設によるインパクトが景観をどのように変えるのかについての予測とそれをふまえた施設およびその周辺の景観のコントロール方法の構築」である。第２は，個別の対象ではなく，景観像全体を対象とする場合の「地域，地区の現況景観や景観変化の動向の把握とそれをふまえた景観形成の目標像設定並びにその実現のための方法の構築」である。一方，景観設計においては，構造物の詳細な形状や寸法の設定，素材の選択など，設計対象となる施設や空間の形およびディテールに関する検討が主となる。（中略）景観計画には，上述のように道路や橋梁などの個別施設を扱う場合（「物」の景観計画）と地域，地区の面的広がりを対象とした景観計画（「場」の景観計画）の二つのタイプがある。いずれも，その究極的な目的は，「人間にとって価値のある景観を保護，保全，活用，創造する」ことにある。》としている。

14）なお、「場の計画」を含め、特にdesignとの観点から遺産について検討した最近の企画には参考文献20）などがある。企画者の前川歩はこの特集趣旨おいて、遺跡がその本質的意義を発揮するためには、それぞれの特質を現代社会の要素としてデザインすること、コミュニティの中でデザインすることが重要であるとの観点から、地域において遺跡に固有性を付与し孤立させないためのデザインの可能性を強調している。

15）たとえば、自然公園法［昭和32年6月1日法律第161号］の「国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画（「公園計画」）」（第7条）、自然環境保全法［昭和47年6月22日法律第85号］の「原生自然環境保全地域に関する保全計画」（第15条）、「自然環境保全地域に関する保全計画」（第23条）、「生態系回復事業計画」（第30条の2）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律［平成14年7月12日法律第88号］の「当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画（「鳥獣保護事業計画」）」（第4条）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律［平成4年6月5日法律第75号］の「保護増殖事業計画」（第45条）、自然再生推進法［平成14年12月11日法律第148号］の「自然再生事業の実施に関する計画（「自然再生事業実施計画」）」（第9条）、都市緑地法［昭和48年9月1日法律第72号］の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（「基本計画」；通称「緑の基本計画」）」（第4条）、森林法［昭和26年6月26日法律第249号］の「全国森林計画」（第4条）、「森林整備保全事業（造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業並びに森林の造成及び維持に必要な事業で政令で定める者が実施するもの）に関する計画（「森林整備保全事業計画」）」（第4条）、「地域森林計画」（第5条）、「市町村森林整備計画」（第10条の5）、「森林経営計画」（第11条）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法［昭和41年1月13日法律第1号］の「歴史的風土の保存に関する計画（「歴史的風土保存計画」）」（第5条）のほか、景観法［平成16年6月18日法律第110号］の「良好な景観の形成に関する計画（「景観計画」）」（第8条）、「景観農業振興地域整備計画」（第55条）、農業振興地域の整備に関する法律［昭和44年7月1日法律第58号］の「農業振興地

域整備計画」（第8条）、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律［平成20年5月23日法律第40号］の「当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）」（第5条）などがある。

16）近年、「遺産」のさまざまな価値を積極的に活用していくために行政施策の連携を深めている農林水産省、国土交通省、環境省が関連して所管している各法律には、「計画」そのもののほか、ステークホルダーとの関係から、パブリックコメント（意見公募手続、意見提出制度等）をはじめ、協定の締結や協議会の設置等に関する規定も備えているものが少なくないが、文化座保護法では、これらに相当する規定も今日的観点から見ると薄い感じであると言える。

17）周知のとおり、現在の文化財保護法［昭和25年5月30日法律第214号］は、古器舊物保存方［明治4年5月23日太政官布告第251号］の趣旨を引き継いで制定された古社寺保存法［明治30年6月10日法律第49号］、そして、それに続く國寶保存法［昭和4年3月28日法律第17号］、あるいは、史蹟名勝天然紀念物保存法［大正8年4月10日法律第44号］、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律［昭和8年4月1日法律第43号］の諸制度の対象を包括する新たな法律概念として「文化財」を規定し、これに無形文化財や埋蔵文化財の規定を新たに設け、上記各法律を発展的に継承したものである。

18）文化財保護法第2条に、この法律上の「文化財」として、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6つの類型を示し、それぞれの特質に応じた保護措置を規定し、なお、関連して、「埋蔵文化財」と「文化財保存技術」の規定を加えている。

19）参考文献11），17），20）などを参照のこと。

20）文化財保護法第113条に規定する管理団体。

21）参考文献12）p.p.1,259-1,260；なお、この補助事業は、個人所有者その他法人等については、補助事業者に含めない。

22）参考文献９）Ⅱ計画編，ｐ26；なお、ここでは、保存管理計画策定報告書の内容構成の見本として、「１．沿革と目的」、「２．当該史跡等の概要」、「３．保存・管理」（基本方針、構成要素、保存・管理の方法、現状変更等の取扱い方針及び取扱い基準、史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の保存管理）、「４．整備・活用」、「５．運営及び体制整備」、「６．今後の課題」という６項目から成る章立てを例示している。

23）都市計画法第8条第1項に定める（都市計画区域内における）「地域地区」制度において、その第15号に「伝統的建造物群保存地区」が掲げられている。

24）平成18年6月付け、文化庁文化財部参事官（建造物担当）の『伝統的建造物群保存地区制度法令集』には、「伝統的建造物群保存地区保存計画（作成例）」として、その内容構成を以下のように例示している。

１．保存地区の保存に関する基本計画

（１）方針

（沿革、現況の概要及び保存地区の保存に関する基本的な考え方を記入する。保存に関する基本的な考え方とは、伝統的建造物群の特性及びその維持並びに歴史的風致特色及びその維持についての基本的な考え方という。）

（２）内容

２．～５．の概要を記入する。

２．保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定

３．保存地区内における建造物の保存整備計画

４．保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等

５．保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

25）平成8年12月25日付け庁保建第161号各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁文化財保護部長通知「重要文化財（建造物）の活用について」において、文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会報告『時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について』（平成6年7月15日）及び近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議報告『近代の文化遺産の保存と活用について［建造物分科会関係］』（平成7年10月16日）等に基づき、重要文化財（建造物）の活用方策を検討するため平成7年10月24日に「重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成8年12月16日に『重要文化財（建造物）の活用に関する基本的な考え方（報告）』を取りまとめたことを通知した。この中に、重要文化財（建造物）の活用計画に係る基準を策定するための具体的な検討を進めること及びすでに活用されており参考となるものについて活用事例集をとりまとめることとしていることを示し、協力が依頼された。

26）参考文献16）

27）『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』（以下、この項において「指針」）及び「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」には、その「計画の内容」として、「計画区域の設定」のほか、（１）保存管理計画（現状の確認、部分・部位の設定、保護の方針、管理計画、修理計画）［cf.文化庁文化財部参事官（建造物担当）『文化財保存・管理ハンドブック　建造物編』参照］、（２）環境保全計画（現状の確認、区域及び建造物の区分、保護・保全の方針、防災上の課題と対策）、（３）防災計画（防火・防犯対策、耐震対策、耐風対策、その他災害対策）［cf.平成8年1月17日付け庁保建第41号各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁文化財保護部長通知「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について」、平成11年4月8日庁保建第149号各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁文化財保護部長通知「重要文化財（建造物）耐震診断指針の策定について」］、（４）活用計画（基本方針、公開計画、活用基本計画、実施に向けての課題）［cf. 平成8年12月25日付け庁保建第161号各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁文化財保護部長通知「重要文化財（建造物）の活用について」］、（５）保護に係る諸手続（保護に係る諸手続の確認）の項目が示されている。また、「指針」第18項には、「関係行政機関等との調整」の事項を掲げ、「都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、所有者等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、以下の事項について関係行政機関等関係者との調整を図る。」として、（１）まちづくり施策と関連する事項（都市計画、地域整備、観光計画、環境保全計画等）、（２）防災に係る事項（消防計画、防火訓練、震災対策、治山・治水計画、消防団・地元住民の協力等）、（３）地域の学習活動と関連する事項（社会教育活動その他の生涯学習活動等）、（４）文化財の保存に係る事項（現状変更等）、（５）地域住民の生活に関わる事項（周辺環境整備等）、（６）その他必要な事項、の６項目を挙げている。

28）同省令第1条第2項に、以下の通り規定されている。

文化的景観保存計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　文化的景観の位置及び範囲

二　文化的景観の保存に関する基本方針

三　文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

四　文化的景観の整備に関する事項

五　文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

六　文化的景観における重要な構成要素

七　前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項

29）平成17年4月26日付け17庁財第33号文化財部長通知「文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について」の「第一　重要文化的景観の選定制度の運用について」における「二　文化的景観保存計画策定に当たっての留意事項」の（一）を参照のこと。

30）註29）の留意事項の中で、〈文化的景観は、法第二条第一項第五号において、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」として位置付けられていること。文化的景観は、長い間にわたり、人と自然との関わりの中で育まれた景観地で、我が国民の生活や生業の歴史における価値が高いものであり、手つかずの自然環境は対象とならないこと。保存調査においては、このような概念の下で、対象となる文化的景観の調査を行うこと。〉として、〈保存調査においては、「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の三つの観点を念頭に置き、「景観単位の区分」、「構成要素の特

定」、「景観単位・構成要素の相互の有機的関係の把握」、「景観単位・構成要素を地域住民がどのように認知しているかの把握」、「本質的な価値の把握」を実施する必要があること。特に「本質的な価値の把握」においては、前記三つの観点に基づき、調査結果を包括的に分析・総合化する作業が必要であること。〉とし、さらに（二）において〈文化的景観保存計画に記載する文化的景観の位置及び範囲は，調査成果に基づき特定し、地番、図面又は座標により明示すること。〉としている。特に留意すべきは、文化的景観保存計画は“選定の申出に係る文化的景観”に係る計画であり、通常その申出は重要文化的景観として選定されるために行うものであるから、“選定の申出に係る文化的景観”は、文化財保護法第134条第1項に規定する“文部科学省令によって定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じている”ものとして、法律の適用対象となることである。この省令で定める基準とは、平成17年3月28日文部科学省令第10号「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」第1条によって規定されるものであり、文化的景観保存計画について規定した同条第1項第1号及び同条第2項のほか、同条第1項第2号［註：景観法等に基づく条例で必要な規制を定めていること］及び同項第3号［註：所有者等の氏名等及び住所を把握していること］の基準をも満たすものとして、計画の対象である文化的景観は把握されることになる。

31）平成13年11月16日付け文化審議会文化財分科会企画調査会『文化財の保存・活用の新たな展開―文化遺産を未来へ生かすために―　審議の報告』の「第３　総合的な視野に立った文化遺産の保存・活用」（p12）において、（１）文化財の周辺環境、（２）文化的景観、（３）近代の文化遺産、（４）総合的な把握、（５）緩やかな保護手法の導入、などを挙げている。このうち、（２）、（３）、（５）については、平成16年の文化財保護法の一部改正によって具体的に措置された。

32）http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kikaku/h18/houkokusho/pdf/houkokusho.pdfによって参照できる。この報告は、「関連する文化財とその周辺の環境を一体としてとらえるための方策」と「社会全体で文化財を継承していくための方策」の２つを柱としている。

33）註32)，ｐ９において、「文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施策を統合して歴史・文化を生かした地域づくりを行っていくための地方公共団体の計画策定と、それに対する国の支援の仕組みの構築」が提言され、その具体的方策として、地方公共団体による「歴史文化基本構想」の策定が掲げられた。

34）「歴史文化基本構想」シンポジウムとして企画されたこの報告会は、①平成23年2月5日「地域の歴史文化を紡ぐ～地域の特性を活かしたまちづくりの展望～」（東京会場）、②2月8日「地域力を活かす」（高砂会場）、③2月18日「日本の原風景の保護を語る」（盛岡会場）、④2月26日「歴史と伝統産業を活かしたまちづくり」（金沢会場）、⑤3月13日「広域的に地域文化を捉える」（福岡会場）、⑥市民とともに文化財を育む」（津和野会場）のテーマでの開催を予定し、①から④までは開催されたが、⑤と⑥については、東日本大震災の関係から中止となった。

35）文化庁文化財部（2012）：「歴史文化基本構想」策定技術指針；http://www.bunka.go.jp/bunkazai/rekishibunka/pdf/guideline.pdfを参照のこと。なお、この指針を含んだ『「歴史文化基本構想」策定ハンドブック』（文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室）も以下のURLで公開されている。http://www.bunka.go.jp/Bunkazai/rekishibunka/pdf/handbook.pdf
また、これらにおいて示されている「歴史文化基本構想」の全体構成は次のとおりである。

［基本的事項（ａ）］
１．「歴史文化基本構想」策定の目的・行政上の位置づけ
２．地域の歴史文化の特徴
３．文化財把握の方針
４．文化財の保存・活用の基本的方針
［選択的事項］
５．関連文化財群に関する事項
６．歴史文化保存活用区域に関する事項
７．保存活用（管理）計画作成の考え方
（番外：その他、地域の実情に応じた項目）
［基本的事項（ｂ）］
８．文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

36）『「歴史文化基本構想」策定ハンドブック』，p2

37）平成23年度「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」に始まり、平成24年度「地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」、平成25年度「文化遺産地域活性化推進事業」、平成26年度「文化遺産を活かした地域活性化事業」に続く事業。補助金交付の目的について平成26年度事業では〈我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した，伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成，古典に親しむ活動など，各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助金を交付することで，文化振興とともに地域活性化を推進すること〉としており、毎年、実状に応じた事業制度設計変更対応が図られている。

38）歴史文化基本構想との関係は平成25年度事業から示され、具体的には、地域の文化遺産を活かした地域活性化に資すると認められる事業として「歴史文化基本構想と並行して行われる地域の文化財の分布に関する悉皆調査」も事業対象として含めたところである。

39）「平成27年度文化遺産を活かした地域活性化事業（文化芸術振興費補助金）募集案内」を参照のこと。平成26年度においては、単独事業としての募集であったが、平成27年度概算要求においては、「文化財総合活用戦略プラン」のひとつとして位置付け、「地域の文化遺産次世代継承事業」及び「世界文化遺産活性化事業」とともに「歴史文化基本構想策定支援事業」の設置が示されている。

40）文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣を主務大臣とする（第38条）法律で、主な所管課は、国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室、文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課である。この「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」における主な用語規定は次のとおり。（アミ、下線は引用者。）

「歴史的風致」：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境【第一条】

「重点区域」：次に掲げる要件に該当する土地の区域【第二条】

一　次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

イ　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第百九条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下**「重要文化財建造物等」**という。）の用に供される土地

ロ　文化財保護法第百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下単に**「重要伝統的建造物群保存地区」**という。）内の土地

二　当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

「歴史的風致維持向上施設」：地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設【第三条】

41）「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」［平成20年11月4日制定、平成23年8月30日一部変更］。また、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用方針」［平成20年12月25日、平成23年8月30日一部改正］が定められている。

42）認定を申請するための歴史的風致維持向上計画に記載する事項は次のとおり【第五条第２項及び同条第３項】。

１．当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針
２．重点区域の位置及び区域
３．次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの
イ　文化財の保存又は活用に関する事項
ロ　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項［※註ｉ］

4．第十二条第一項の規定による歴史的風致形成建造物の指定の方針
5．第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
6．計画期間
7．その他主務省令で定める事項［※註ⅱ］

［※註ⅰ］第五条第２項第三号ロに掲げる事項には、次のような事項を記載することができる。［《　》は略註］
一　次のイ又はロのいずれかに該当する歴史上価値の高い農業用用水路その他の「農業用用排水施設」に関する事項
　イ　《土地改良法関係事項》
　ロ　《農業振興地域の整備に関する法律関係事項》
二　《公園施設である城跡建物の新設、増設もしくは改築の都市公園法関係事項》
三　《駐車場法に規定する「特定路外駐車場」事項》
四　《都市計画法に規定する「市街化調整区域内」における建築物その他歴史的風致維持向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為又は建築行為に関する事項》
五　《電線地中化に係る道路法関係事項》

［※註ⅱ］第五条第２項第七号に規定する「その他主務省令で定める事項」は、平成20年10月31日付け文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1号「文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則」に以下のように定められている。
一　歴史的風致維持向上計画の名称
二　重点区域の名称
三　重点区域の面積
四　その他主務大臣が必要と認める事項

43）当該法律第1条から。この規定と註40）に引用した「歴史的風致」の法文上の定義から、歴史的風致維持向上計画は都市と市街地に関わる計画であることが明確に理解できる。

44）http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/index.htmlの「主な施策」欄を参照のこと。「歴史的風致維持向上推進等調査」は〈良好な景観や歴的街並みの形成における資金面、人材面、技術面等の共通課題に対応した取組の提案を募集し、優れた提案を実施することによって、その成果を全国的に広め、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持及び向上の取組の推進を図ることを目的とする事業〉で、平成25年度、平成26年度も実施されている。また、『歴史まちづくり法に基づく５年間の取組み成果』では、歴史的風致維持向上計画の認定状況から総括的な分析を示すとともに、さまざまな取組の具体事例を紹介し、特に「歴史まちづくりの推進体制については、計画策定の段階から建設部局と文化財部局が連携して策定が進められることで、計画策定後も事業調整会議等を定期的に開催したり、歴史まちづくりの専門部署が創設されるなど、全庁的な推進体制が構築されているケースが多い。また、市民団体等への活動支援や、認定都市間での情報交換・交流を通じた庁外の連携体制づくりも進んでいる。」として、効果の連鎖や波及効果を生んでいることに触れている。

45）註４）参照。

46）第109節では、管理体系の目的を推薦資産の現在と将来にわたる「効果的な保護」を確実にするためとしている。

47）第108節では、さまざまなステークホルダーによる参加型の手段を通じて策定されることが望ましいとしている。

48）「作業指針」第110節。

49）「作業指針」第111節。

50）ここにいう「リソース」とは、推薦資産の「効果的な保護」を実現するために必要な人的資源human resources、財政的資源financial resourcesのほか、次項目にcapacity-buildingを挙げていることを勘案すると、広義には「効果的な保護」を可能とする材料資源material resources、社会的資源social resources、文化資本cultural capitalなども含むものではないかと考えられる。

51）capacity-buildingとは、目的・目標とする物事を実行する能力を構築することであり、組織や体制の強化という意味で体制整備などとも密接な関連がある。

52）文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会（第11回）［平成20年5月28日］の「資料6 包括的保存管理計画策定に関する調査研究（報告）」に示された「世界文化遺産の登録推薦に向けた包括的保存管理計画の策定について（中間報告）概要版」（平成20年3月，文化庁）などを参照のこと。http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/sekaibunkaisan/11/pdf/shiryo_6.pdfにおいて参照できる。

53）ジオパークについては、Guidelines and Criteria for National Geoparks seeking UNESCO's assistance to join the Global Geoparks Network (GGN) [January 2014;http://www.global-geopark.org/aboutGGN/Documents/index.htmに参照］に示されたApplication Form（応募書類の形式）の記載項目において、[A] Identification of the Area、[B] Geological Heritage、[C] Geoconservationとともに、詳細な財政情報を含む[D] Economic Activity & Business Plan［経済活動とビジネスの計画］を以下の項目で示すこととなっている。
1. 当該ジオパークにおける経済活動
2. 当該ジオパークの既存施設と計画施設（地学教育、ジオツーリズム、観光のための施設など）
3. 当該ジオパークにおけるジオツーリズムの将来性分析
4. 下記項目の持続可能な発展のための見通しと施策
 - ジオツーリズムと経済　- 地学教育　- 地学遺産
 （上記項目ごとに活動を説明して具体例を添える）
5. 当該ジオパークにおけるコミュニティ·エンパワーメント（参画や協議）のための政策及びその事例
6. 当該ジオパークにおける公共及びステークホルダー啓発のための政策及びその事例

54）GIAHSの認定申請書雛形Template for GIAHS proposal: Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) Initiative［http://www.fao.org/fileadmin/templates/giahs/PDF/Template_of_GIAHS_proposal_2011.pdf］を見ると、申請書の本体である当該農業資産システムに関する記述６項目（Ⅰ．当該GIAHSサイトの特徴、Ⅱ．農業システムのマネジメントに関連したその他の社会的・文化的特徴［註：任意事項］、Ⅲ．歴史的関連性、Ⅳ．現代的関連性、Ⅴ．脅威と取組、Ⅵ．実践的な配慮事項）に加え、「追加要件」としてDynamic Conservation Plan for GIAHS Selected Site［認定GIAHSサイトのための動態保全計画；通常、Action Plan（実施計画）と呼ばれている。］について求めており、以下のような事項を記載することとなっている。
＊GIAHSを振興するために実施している、そして、新たにイニシアティヴを構築する活動、政策と経験に関する基本的標準の記述
＊このシステムの動態保全のため必要と予想される活動（参加型アプローチと地域主導を通じて得られるもの）
＊これらの活動が申請書に記載された脅威に対して対応する方法
＊これらの活動がレバレッジ・ファンド［註：少ない自己資金で多くの資金を得ること、支援金を得ること］、あるいは、国家の（発展途上国の場合は国際協力による）資金を誘致する方法
＊組織的な参画と定着（地元、地方、国家の各レベルにおいて、このイニシアティヴに責任を持つか、参画する組織の支援と関与）

55）［鉄腕アトム］戦後日本の巨匠漫画家・手塚治（1928-1989）により昭和27年（1952）から昭和43年にかけて「少年」（光文社）に連載されたストーリー漫画。昭和38年から昭和41年にかけて国産初のテレビアニメとしてフジテレビ系列で放送され、爆発的人気とともにその後の日本のアニメーション文化の発展に著しく貢献した作品。連載開始当初頃の手塚の未来想像記述は、たとえば、1974年に原子力による超小型電子計算機が発明され、1978年に最初の電子脳が発明され、はじめて人間の形をしたロボットに備え付けられたのが1982年、同じころ人造皮膚が開発され、ロボットが人並みのからだになったのが1987年、以降、ロボットが日に日に人間に近づき、科学省では年に5,000体のヒューマノイドを作り出すようになり、学校でも人間とともに勉強するようになって、2003年にはロボットにも法律ができた［参考文献２）参照］……というもので、空を飛ぶなどの７つの特別な力を備えた10万馬力のヒューマノイドであるアトムの誕生を2003年（あるいは2013年）として描いている。

56）Japan World Exposition：77カ国の参加のもと、「人類の進歩

と調和」Progress and Harmony for Mankindをテーマに掲げ、1970年3月14日から9月13日まで大阪府吹田市の千里丘陵で開催された国際博覧会。

57）［宇宙大作戦（スタートレック：Star Trek）］1966年から1969年にかけてアメリカNBC系列で放送されたSFドラマ。22世紀を舞台として、ワープ航法により恒星間航行を実現し、差別や偏見を克服して人びとは人間性の向上を意志して働く理想社会である地球国家が、銀河系内の他の星系文明とともに築いた惑星連邦のもと、宇宙艦隊所属の巨大宇宙船U.S.S.エンタープライズ号による調査のエピソードをオムニバス形式で構成した。宇宙船内部には人工重力を発生させ、調査対象の惑星へは転送機によって上陸するなど、今日において実現不可能な革新的科学技術が描かれている。

58）［宇宙戦艦ヤマト］昭和49年（1974）に読売・日本テレビ系列で放送され、斬新な人物設定とメカニック・デザイン、人間の愛情や成長をテーマとする物語構成などで、その後のSFアニメの大隆盛をリードした日本テレビアニメ不朽の名作。22世紀末、謎の異星人国家ガミラス帝国からの遊星爆弾による無差別攻撃を受けて、海は蒸発し、放射能汚染が広がる地上に生命は絶え、地下都市に生き延びた人類は、29万6千光年の彼方にあるイスカンダルからの援助により、ワープ航法を可能とする波動エンジンを搭載した宇宙戦艦ヤマトで、1年以内に放射能除去装置・コスモクリーナーDを受け取りにいくために旅立ち、さまざまな艱難辛苦を乗り越えて目的を果たして帰還し、青い地球を取り戻すという成功物語。

59）［機動戦士ガンダム／Mobile Suit GUMDAM］昭和54年（1979）から昭和55年にかけて名古屋テレビほかで放映された日本サンライズ制作、富野喜幸監督のテレビシリーズアニメ。宇宙世紀0079年における戦争を描き、新しい戦闘用ロボット観を普及した作品。全体を通じた設定は巧妙で、たとえば、作品主題でもあるモビルスーツMobile Suitは、レーダーや電波を攪乱し、誘導兵器を無効化するために開発されたミノフスキー粒子散布下においても白兵戦を行えるように開発された機動兵器とされている。このような本作品中に採用されたスペースコロニーSpace Colonyは、アメリカ・プリンストン大学教授であったジェラルド・オニール（Gerard K. O'Neill, 1927-1992）らによって1969年に提唱された宇宙空間の人工居住地のアイデアを導入したもので、そのデザインは1974年にオニールの構想を参照している。直径6km、長さ30kmの円筒型巨大構造物の内側に共住区域を設け、中軸線を中心に回転することで疑似重力を得て、内部に昼夜や気象、季節の変化を含め地球環境を再現するというものである。

60）参考文献18）広井良則『定常型社会　新しい「豊かさ」の構想』（2001、岩波新書）、岸田一隆『３つの循環と文明論の科学』（2014、エネルギーフォーラム）、水野和夫『資本主義の終焉と歴史の危機』（2014、集英社新書）を引いている。

61）2014年10月22日から24日にかけて開催された《真正性に関する奈良文書（Nara Document on Authenticity）20周年記念会合》で採択された“Nara + 20: on Heritage Practices, Cultural Values and the Concept of Authenticity”では、主として真正性に関する今日的な検討から、Diversity of heritage processes, Implications of the evolution of cultural values, Involvement of multiple stakeholders, Conflicting claims and interpretations, Role of cultural heritage in sustainable developmentの５つの相互に関連する問題を明らかにし、今後の検討の方向性を示した。

62）段階的政策としては、文化財保護法に文化財保護に関する計画の章を立てて歴史文化基本構想を位置付け、「文化財」を規定する第２条第１項第７号に「第１号から第６号のほか、第○条に規定する歴史文化基本構想において文化財として認定されたもので、保護計画上の観点から欠くことのできないもの（以下、「認定文化財」という。）」としてみたり、さらに社会一般の在り方に踏み込めば、20世紀後半から今世紀にかけての私たちの経験から、環境、景観ということが国民生活に浸透している状況にも鑑みて、憲法の第３章国民の権利と義務の中に「国土における環境、景観、歴史文化を良好に保護し、享受することは、国民の基本的な権利であり、義務である。」くらいの条文を明記したりしてもよいとも思う。

【参考文献】

1）加藤昭吉（1965）『計画の科学　どこでも使えるPERT・CPM』；ブルーバックス，B-35，講談社，203pp

2）手塚治（1975）：鉄腕アトム；第1巻，朝日ソノラマ，218pp

3）田村明（1977）：『都市を計画する』；現代都市政策叢書，岩波書店，303pp

4）池原謙一郎（1978）：第２編計画 第１章計画 1.1造園・ランドスケープ計画 ～ 1.2計画基礎 1.2.2空間計画；日本造園学会・編『造園ハンドブック』；技法堂出版，p.p.97-105

5）山平松夫・編（1981）：スタートレック大研究Ⅰ；TOWN MOOOK増刊，スーパービジュアル⑥，徳間書店，130pp

6）鈴木忠義（1985）：計画；東京農業大学農学部造園学科造園用語辞典編集委員会・編，『造園用語辞典』，p165-166，彰国社（※この項目については、2002年の第二版，2011年の第三版においても同じ内容が掲載されている。）

7）梶秀樹（1992）：計画論；山田学・川瀬光一・梶秀樹・星野芳久『現代都市計画事典』所収，p.p.56-57，彰国社

8）伊藤登（1998）：景観の計画・設計；篠原修・編，景観デザイン研究会・編『景観用語辞典』所収，p.p.80-83，彰国社（※この項目については、2007年の改訂増補版においても同じ内容が掲載されている。）

9）文化庁文化財部記念物課・監修（2005）：『史跡等整備のてびき　―保存と活用のために―』；Ⅰ 総説編・資料編（第3章 史跡等整備の理念とその実現／第4節 計画・設計の原則と方向性），p.p.81-95；Ⅱ 計画編，265pp，同成社

10）奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室・編（2009）：『文化的景観研究集会（第１回）報告書　文化的景観とは何か？―その輪郭と多様性をめぐって―』，154pp

11）奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室・編（2011）：『地域における遺跡の総合的マネジメント　―平成22年度　遺跡整備・活用研究集会（第５回）報告書―』，138pp

12）平澤毅（2012）：記念物の保存管理計画　―特に名勝について―；奈良文化財研究所・編『文化財論叢Ⅳ』，p.p.1,257-1,292

13）奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室・編（2012）：『自然的文化財のマネジメント　―平成23年度　遺跡等マネジメント研究集会（第１回）報告書―』，160pp

14）奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室・編（2012）：『パブリックな存在としての遺跡・遺産　―平成24年度　遺跡等マネジメント研究集会（第２回）報告書―』，218pp

15）宮脇勝（2013）：『ランドスケープと都市デザイン　―風景計画のこれから―』；142pp，朝倉書店

16）下間久美子（2014）：重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について；月刊文化財，第607号（平成26年4月号），p.p.38-45，第一法規

17）平澤毅（2014）：公園に生きる歴史文化資産；公園緑地，第75巻第4号，p.p.5-9

18）山崎正和（2014）：定常型社会；読売新聞，2014年（平成26年）10月26日，朝刊，「地球を読む」（第１面及び第２面）

19）日本遺跡学会・編（2014）：『遺跡学の宇宙　戦後黎明期を築いた十三人の記録』，231pp

20）日本遺跡学会編集委員会・編（2014）：特集２「遺跡とデザイン」；遺跡学研究，第11号，p.p.37-109

Abstract: Both the heritage as phenomenon and the planning as intention are directed the future. They are also very closely related to the “history” of culture. That is the culture which consists from the aggregate, the records and/or narrative descriptions of past events. The planning should be intention and be about arrangement, map, drawing and money, in order to achieve something. Planning is also a guideline for our action which is discussed and analyzed a particular event abstracted from the ‘relationship network’ surrounding us on the ‘time axis’. On the other hand, the heritage planning does not have the end comprehensively. This is because the object of heritage paradigm always may be under changes with the times and society. The heritage planning should not be only for improving the current situation with a variety of problems, but we will also sublimate it to the social planning with all stakeholders, which should be the message for the future community.

コラム 学校教育と文化財 ―史跡首羅山遺跡（福岡県久山町）の取組―

学校教育における文化財の活用は、様々なカリキュラムが組まれ、遺跡についても各遺跡の特徴を生かした取組が全国で実施されている。地域の遺跡の説明や現地見学などを取り入れた「歴史学習」、勾玉つくりや稲つくり、発掘体験などの「体験型学習」が活発に行われ、学芸員や文化財担当者による出前授業、遺物の貸し出しなども行われている[1)]。

久山町でも平成20年度から、首羅山遺跡を題材に小学校の授業を継続しており、現在では年間30時間の授業を行っている[2)]。ここでは７年間にわたる授業の紹介と、課題について伝えたい。

久山町は150万都市福岡市の東に位置し、人口約8300人、小学校２校、中学校１校がある。首羅山遺跡は、平成17年度に調査を開始し、平成25年３月に国史跡に指定された中世山林寺院跡である。調査開始時にはまさに荒山で、地域の伝承のみが残る全く無名の遺跡であった。小学校での授業を開始した平成20年度は、実質的な発掘がはじまった年であり、まだ遺跡の様相もおぼろげにしか見えていなかった。これまでの７年間、子どもたちは藪のなかに埋もれている遺跡にふれながら歴史の解明の過程を体験してきた。

「私たちの首羅山遺跡」の概要　首羅山での総合的な学習の各年度における取組は以下のとおりである。

平成20年度　授業開始のきっかけは、当時久原小学校に勤務していた安部憲司先生から、社会科の授業のなかで地域の史跡めぐりを行いたいとの相談を受けたことにはじまる。この年は地域に残る庚申塔や寺社、昔の小学校の跡地など身近な歴史をめぐる授業を行った。そのなかで、首羅山遺跡にもふれ、一般向けの現地見学会に６年生の一部が参加した。

平成21年度　久原小学校６年生による首羅山遺跡での現地授業を開始した。卒業制作に壁画「私たちの首羅山遺跡」が制作される。以後久原小学校では毎年６年生が首羅山遺跡で現地授業を行うようになる。

現地授業

平成22年度　出土瓦の拓本などを行う。西谷地区の発掘現場を見学し、卒業制作のステンドグラスに首羅山遺跡の様子を盛り込む。

平成23年度　総合的な学習「わたしたちの首羅山遺跡」を開始した。地域の歴史のボランティアも交えた学習を進め、卒業制作のステンドグラスに首羅山遺跡の様子を盛り込んだ。

平成24年度　山田小学校の授業も開始し、町民に向けた山田・久原小学校による総合的な学習合同発表会「首羅山サミット」を開催した。合唱曲「首羅山いつまでも」が久原小学校でつくられる。

平成25年度　国史跡指定。史跡指定記念映画「私たちの首羅山遺跡」を制作した。小学生が出演し、ナレーションを行った。町内13箇所で上映会を開催し、累計で600名の参加があった。秋に行った国史跡指定記念イベントでは町内の全児童・生徒800名を含む約2000名（町民の約25％）が参加し、シンポジウムや雅楽師の東儀秀樹氏との合唱の共演を行った。

平成24年度「首羅山サミット」

平成26年度　久原・山田小学校、久山中学校合同で首羅山遺跡の絵本製作に取り組む。首羅山遺跡を題材にした道徳の授業を実施予定である。

取組の特徴と成果　「わたしたちの首羅山遺跡」の取組は、地域の歴史を知るということだけにとどまらず、それをどうやって守り伝えていくかを考えることを目的とする。現地を踏み、遺跡調査を支えた地域住民、調査担当者の話を聞くなど、歴史を体感するとともに、それを守り伝える心にも深く探求していく活動が中心となっている。

取組の特徴は２点ある。１点は、継続的な学習であり、学習内容が年々深化している点である。きっかけは社会科の現地学習であったが、安部先生を中心に「本物の体験」「地域の素材」「多様な活動」をスローガンに、継続して授業を行い、平成23年度から総合的な学習の中でカリキュラム化、平成24年度には小学校２校の合同学習を開始し、翌年の国史跡指定記念イベントへとつなげた。つまり、毎年同じ学習内容を繰り返すのではなく、前年度までの学習内容をふまえたうえで、遺跡調査の進展に伴う新たな発見などから教材開発をおこなっているのである。また、発表の機会をもつことで、低学年の子どもたちも興味をもち、６年生の首羅山の授業を待つようになる。授業開始までに動機づけができるため、学習意欲の高い授業を行うことができるのである。

２点目は地域に還元する学習であるという点である。学習内容の成果を町民にダイレクトに発信する場を設けることで、「伝える喜び」を感じるとともに、達成感を味わうことができる。地域に発信することで、「自分たちが遺跡を守っている」という自覚と、郷土を愛する心の形成にもつながっている。

平成25年度のシンポジウムでは、遺跡に携わる多くの地域の方々に対し「感謝の気持ちが湧いてくる」という発表や、「目に見える史跡も目に見えない文化も受け継いでいかなくてはいけない」「ぼく達の夢は首羅山で国や文化を超えた交流をすること」などの発言があり、地域を愛する心の醸成や、文化の継続などへの高い意識が感じられる。このような活動の成果は「郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心を持つ」ことを目指した平成20年度改訂の道徳の学習指導要領にも通じるものである。

また、子どもたちの情報発信の力は想像以上に大きい。首羅山遺跡が発見からわずか８年で国史跡になったのは、遺跡のもつ価値とともに久原・山田小学校の取組が地域住民を動かしたことによる。平成21年度の久原小学校の卒業制作「私たちの首羅山遺跡」の壁画に代表されるように、無名の遺跡を守り伝えようという子どもたちの学習の取組を知った地域住民が、首羅山遺跡の保存へと大きく動いたのである。その動きは見学会での猪汁のふるまいや、小学校の発表会への参加、史跡指定への理解など、さまざまである。さらに文化財のボランティア団体「久山町歴史文化勉強会」のメンバーが学校での授業をサポートするなど、学習の充実にもつながっている。

卒業制作壁画「私たちの首羅山遺跡」

今後の課題　これまでの久山町での取組は、主に安部先生を中心に行ってきた。目下の課題は後継者の育成である。学校に課せられたカリキュラムは複雑多岐にわたり、地域の歴史を教材として取り入れる余裕がないという実情も考慮したうえで、取組の継続のために、数年分の計画を早急に立て、できるだけ多くの先生方に関わってもらいながら、学校と文化財担当者が計画を共有し、学習を進めていこうと考えている。

将来にわたって遺跡を守り伝えていくのは私たち文化財担当者ではなく、地域であり、その担い手は子どもたちである。地域に残る遺跡を核にした計画的な学習によって、郷土を知り守ろうとする心が育まれるなら、それは地方が抱える将来のまちづくりや地域づくりといった重要な課題解決の一助になるのではないだろうか。年に一度の首羅山遺跡の見学会では、子どもたちがたくさん参加してくれる。そんな状況をみていると、首羅山遺跡の将来を見据えながら、これからも「わたしたちの首羅山遺跡」の授業を継続し、遺跡を守り続ける心の種を蒔いていきたいと思う。

久山町は小さな町であり、できることも限られている。しかし、子どもたちや学校が立派な地域の一員として町を担うことも「久山町だからできること」なのかもしれない。

（**江上　智恵**／久山町教育委員会教育課）

1）2007『遺跡の教育面に関する活用』奈良文化財研究所
2013『こどもたちにむけた史跡の活用―第38回全国遺跡環境整備会議―』

2）久原小学校・山田小学校の「わたくしたちの首羅山遺跡」の授業の取組は平成26年11月に博報賞（日本文化理解教育部門）、文部科学大臣奨励賞を受賞した。

Ⅲ. 資　料

Ⅲ. Information Documents

平成25年度遺跡整備・景観合同研究集会の開催成果について

1．はじめに

文化遺産部では、遺跡整備と文化的景観の分野において、それぞれ研究集会を開催してきた。今回は、「計画」ということを通じてさらに横断的に検討を深めるため、「遺跡等マネジメント研究集会」（第３回）と「文化的景観研究集会」（第６回）を合同で開催することとした。

2．これまでの各研究集会から

遺跡整備の分野においては、『遺跡整備・活用研究集会』（2006～2010年度）を開催し、特に第５回[1]の検討を承けて、2011年度からは新たに『遺跡等マネジメント研究集会』を主催してきた。2012年度の第２回においては、遺跡や遺産に関わるさまざまなステークホルダーに焦点を置きつつ、社会の中での遺跡・遺産の存在の意味を改めて探るべく、国内外のさまざまな状況下にある「パブリックな存在としての遺跡・遺産」について検討した。このなかでは、特にそれらの保護に取り組むさまざまな人びとが、諸々の困難な状況に向き合うことができる「仕掛け」や「方法」の重要性が再認識された[2]。

一方、文化的景観の分野においては、2008年度から『文化的景観研究集会』を開催し、「文化的景観」という新たな文化財類型の輪郭と多様性（第１回）、絶え間なく変化をし続けながらも同一性を保持する「文化的景観」に内在するシステムの把握（第２回）、そのようなシステムの持続性を生きたものとするための整備と活用（第３回）などについて検討を重ねてきた。この間、重要文化的景観の選定事例も増え、諸課題がより具体性を帯びてきたことを踏まえて、「文化的景観」をめぐる状況を俯瞰的に把握し直した（第４回）。2012年度の第５回においては、「文化的景観」と「地域の生活」とは密接に相応するものであるという認識の下に、文化的景観の取組における「仕組み」や「活動」の在り方について、文化的景観保護制度の重要性を認識しつつも、その枠組みを超えて行動することの必要性を明らかにした[3]。

3．遺跡や文化的景観における計画

この度は、両研究集会におけるこれまでの検討成果を踏まえつつ、特に「仕掛け」や「仕組み」との関わりにおいて、「計画」ということに着目し、その意義と方法の検討に際して、以下のような趣旨を掲げた。

計画とは、将来への意思表示である。それは、誰が、何のために、何を対象とし、どのように行動して、その意思を実現していこうとしているのかを示すものである。そして、それは、目的ではなく、飽くまで手段の一部を構成しているのに過ぎない。具体的な意思との照応を丹念に組み立てたならば、それは頼もしい道標となって、私たちを意思ある将来へと誘ってくれるものである。

大小あらゆるスケールの地域に所在するさまざまな遺跡や名勝地などの〈記念物〉、そして、地域そのものの成り立ちとそれに由来する暮らしを示す〈文化的景観〉の保護に取り組む上でも、この将来への意思たる「計画」の有効性・重要性は、繰り返し強調されて来た。

現在、日本の文化財保護行政の現場では、遺跡等の記念物の保護については、10～15年を目途としたmaster planとしての「保存管理計画」と、特にその事業的側面の実施に向けたaction planとしての「整備計画」（整備活用計画）を策定することが定着しており、また、保護の法的措置のための選定申出の手続き上、伝統的建造物群や文化的景観については、「保存計画」が求められている。あるいは、地域における文化財の総合的把握を基礎とした「歴史文化基本構想」策定の推奨などにも象徴されるように、これまで、価値あるものの保護を如何によりよく実現するのかに重点を置いてきた文化財に関する計画の在り方は、地域に固有な価値の理解と将来に向けた新たな価値の創出を射程に入れたものへとパラダイムをシフトさせてきた。

さらには、いわゆる《歴史まちづくり法》に基づく「歴史的風致維持向上計画」をはじめとするさまざまな地域の事業計画において、文化財が計画の枢要な要素として組み込まれることも一般的な趨勢となってきたといえる。

近年においては、基準、あるいは、それに基づく標準や指針、雛形などが、ほとんどあらゆる場面において示され、重視される傾向にあると思われるが、その一方で、それらに、個別の固有性に相当するもの（地域の状況、遺産の名称や種類など）を代入すれば、計画が立案できるという誤解が、相当に広く普及しているかのように感じざるを得ない、そういう状況にしばしば出会うように思われる。

しかし、計画に関するさまざまな基準や標準、指針、雛形などが示しているのは、将来に向けて意思を確認し、再構成して、表現するために着眼すべき観点や検討すべき項目、進め方の手順などであって、それぞれの意思の具体的な内容や構造にまで、その世話が及ぶものではない。

一方、例えば、日本で１世紀余りにわたって発展してきた遺跡保護の取組において、私たちが計画の対象とする事案は極めて多種多様に展開してきた。そして、特に近年の社会状況の変化や遺産概念の広がりを反映して認知されてきた文化的景観においては、計画に示そうとする意思そのものが遺産としての有り様や取扱いにも密接に関わってくるので、「計画」に対する意識無くしては保護対象そのものも曖昧模糊な存在となりかねないともいえる。

そうした問題意識から、遺跡や文化的景観などの文化遺産にとって、あるいはその保護にとって、そもそも「計画」とは何か、そして、それはどのように策定し、実施するのか、その理念と実践を主題とした。

４．研究集会の構成

この度の研究集会では、「計画」の本質と取扱いを検討するため、遺跡や文化的景観を含む文化遺産の計画に関する３つの講演と４つの報告、そして、総合討論から構成した。

１日目（24日）の最初に、平澤から、両研究集会の経過とともにそれらの検討推移から導かれてきた問題意識を述べ、遺跡や文化的景観をめぐる「計画」の今日的な状況を踏まえた問題提起を含めて、今回、「計画」ということを取り上げる開催趣旨を説明した。

特別講演『地域振興と遺産に関するプロジェクトの計画と実践』［大石健介／独立行政法人国際協力機構（JICA）経済基盤開発部］では、JICAの活動と文化遺産との関連、そして、「ペトラ博物館整備計画」（ヨルダン）と「大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト」（エジプト）の事例紹介を通じて、地域振興と文化遺産保護を一体的に推進する上での計画の役割と重要性について論じられた。基調講演１『個別計画から総合的計画へ』［池邊このみ／千葉大学大学院園芸学研究科］では、文化財保護行政分野において取り組まれてきた計画が今日的には十分ではないとは言えないとの認識が示され、これからの地域において実効性を持つための方向性について論じられた。基調講演２『景観価値の保全と計画』［小浦久子／大阪大学大学院工学研究科］では、1960年代以降における景観の価値概念の広がりと今日の景観計画のポテンシャルを踏まえ、その使い方によっては地域全体の計画基盤と成り得ることが論じられた。

２日目（22日）は、事例研究として、４つの報告を設けた。すなわち、計画立案者の立場から、『遺跡整備の立案と展開』［報告１：秋山邦雄／歴史環境計画研究所］、『地域資源保全のための計画策定の視点と方法』［報告２：吉田禎雄／プレック研究所都市・地域計画部］の２つの報告、また、行政担当者の立場から、宇治市における取組を事例とした『歴史まちづくりを実現するための計画と体系』［報告３：杉本宏／宇治市歴史まちづくり推進課］、四万十川流域における四万十市の取組を事例とした『文化的景観をなじませるための計画策定』［報告４：川村慎也／四万十市教育委員会生涯学習課］の２つの報告である。

そして、会場から提供された質問を踏まえつつ、総合討論『計画の意義と方法』［司会：平澤］を行った。

５．「計画」をめぐる視点－討論の経過－

この討論では、講演・報告者からのコメントと会場からの質疑応答を取り混ぜて、説得力、時間の流れ方、ビジョン、コンセプト、持続性、地域振興と文化遺産、ユニバーサルデザインのほか、価値の表現としての計画、景観リテラシー、共有化のプロセス、気づきの教育などが取り上げられた。

冒頭、遺跡や文化的景観などを50年後、100年後の将来に継いでいこうとするときに、現在求めることが必ずしも将来の世代の求めることであるとは限らないということの中で、どのようにしてそうした取組の正当性を表現し、現代の人びとに伝えることができるのか、「計画」をめぐる検討においてはそのようなことが重要であるとの提起がなされた。また、一口に文化財、あるいは、文化遺産といっても、例えば、遺跡と文化的景観では、保護の根拠としている価値やそれらの価値を見出す対象、そして、素材の取扱いなどとの関係において、それぞれに流れている〈時間〉が異なることが指摘された。しかし、その一方、それらの保護で、その地域に人びとが将来にわたって安心して暮らしていけることに貢献するためのアプローチが「計画」に求められている点においては共通していることも強調された。

会場からの質問を通じた議論では、（ア）地域の人びとがみずから運用できる手立てを組み込むこと、（イ）地域住民が直感的に興味を持てるような分かり易い取組にすること、あるいは、（ウ）実際に運用するに当たって生じる諸課題に粘り強く対処しつつ、それらに関係する担当者に理解を広げること、（エ）さまざまな要求を包括的に把握しつつ多くの人びとに利益をもたらすことなど、「計画」に関する重要な論点が検討された。

一方、価値の表現との関係において「計画」を検討する場合に、住民にとっての価値は、その地域生活における実際の経験を繰り返しながら、気づかれ、生成されるものであるとの観点が示された。また、特に価値の「共有化」ということについては、「共存」ということとの関係に着目し、計画意思の根本を支える価値がさまざまな気づきや対話によって生成されることを踏まえつつ、計画策定のプロセスが文化遺産や地域における人と人との繋がりの演出に果たすべき役割と機能に着目された。

そうした議論を通じて、この研究集会が主題とした「計画」に関わる「価値」への認識は、与えられるもの、認められるものなどに置くのではなく、連綿と積み重ねられてきた地域の暮らしの実像と将来への意思との相応によって、見出だされていくものであるべきとの視点が共有されたと思われる。

結びとして、「計画」に期待されるものは立場によって異なる背景と意味を有しているものと言える一方で、地域における計画とは、住民が自分たちの暮らしのことが書いてあると実感できるもの、将来を描く取組が地域に継承され育まれる仕組みを含むもの、あるいは、どのように使っていくのかということを含めて内容を検討し、さまざまな人びとの分担と協力によって作り上げ、そして、その意思は人から人へと承け継がれる……そうしたことを支えるものでありたいとの意思が表明された。

平澤毅・中島義晴（奈良文化財研究所）

【註】

１）奈良文化財研究所遺跡整備研究室編（2011）：『地域における遺跡の総合的マネジメント』，137pp

２）奈良文化財研究所遺跡整備研究室編（2013）：『パブリックな存在としての遺跡・遺産』，217pp

３）奈良文化財研究所景観研究室編（2014）：『文化的景観研究集会（第５回）報告書　文化的景観のつかい方』，90pp

1 開催概要（実績）

（1）テーマ：計画の意義と方法　～計画は何のために策定し、どのように実施するのか？～

（2）開催日時：平成26年（2014）1月24日（金）13:00～17:30，25日（土）9:00～16:45

（3）開催場所：平城宮跡資料館講堂（奈良市佐紀町）

（4）事務局：奈良文化財研究所文化遺産部　遺跡整備研究室・景観研究室

（5）プログラム　［司会：中島　義晴（奈良文化財研究所文化遺産部／主任研究員）］

平成26年（2014）1月24日（金）

趣旨説明　遺跡・文化的景観等における「計画」について
平澤　　毅（奈良文化財研究所文化遺産部／景観研究室長）

特別講演　地域振興と文化遺産に関するプロジェクトの計画と実践
大石　健介（JICA経済基盤開発部／副調査役）

基調講演１　個別計画から総合計画へ
池邊　このみ（千葉大学大学院園芸学研究科／教授）

基調講演２　景観価値の保全と計画
小浦　久子（大阪大学大学院工学研究科／准教授）

平成26年（2014）1月25日（土）

報告１　遺跡整備の立案と展開
秋山　邦雄（歴史環境計画研究所／主宰）

報告２　地域資源保全のための計画策定の視点と方法
吉田　禎雄（プレック研究所／都市・地域計画部長）

報告３　歴史まちづくりを実現するための計画と体系―宇治市の取組―
杉本　　宏（宇治市歴史まちづくり推進課／主幹）

報告４　文化的景観をなじませるための計画策定―四万十川での試み―
川村　慎也（四万十市教育委員会生涯学習課／主査）

＊講演・報告の要約　　前川　　歩（奈良文化財研究所都城発掘調査部／研究員）

総合討論　《計画の意義と方法》
大石　健介　／　池邊　このみ　／　小浦　久子
秋山　邦雄　／　吉田　禎雄　／　杉本　宏　／　川村　慎也
司　会　：　平澤　　毅

＊閉会挨拶　　林　　良彦（奈良文化財研究所／文化遺産部長）

2 参加者・事務局名簿

（1）参加者（五十音順、敬称・所属略）

阿河　鋭二	浅野　良治	安達　訓仁	飯野　学	石井　啓
石川　祐一	五十川 雄也	井筒　康人	伊藤　大二	井上　美優
井原　縁	入佐 友一郎	上野　邦一	植野　健治	梅本　匠
江上　智恵	恵谷　真	江藤　和幸	遠藤　公洋	大門　克典
大下　永	小槻　勝俊	大津山 恭子	大平　和弘	大道　和人
大村　浩司	岡田　圭司	岡寺　未幾	小野　健吉	金森　貴人
狩野 美那子	川上　友貴	川口　修実	神田　修	菊池　真
北川 明日香	城戸　康利	小北　一輝	小林　広育	小宮　雪晴
齋藤　綾	斎藤　馨	嶋田　直人	清水　敏道	神保　公久
シン　リュウカ	末木　啓介	末永　浩一	鈴木　香枝	鈴木　重治
鈴木　地平	鈴木　智大	鈴木　良章	清野　孝之	髙木　晃
髙木　邦宏	高橋　公一	高橋　順之	武市　真実	立花　正充
立花　実	田原　淳史	譚（タン）　瀟洋（ショウヨウ）	千葉　太朗	張（チャン）　平星（ピンシン）
寺島　孝典	戸上　昭弘	徳永　哲	戸田　和吉	富田　志恒
中川　郷子	中里　信之	中澤　勝	中田　健一	中谷 裕一郎
中西 裕見子	中野　篤史	中野　理絵	仲林　篤史	中村　昇平
中村　秀樹	中山　圭	奈良　俊哉	西　慶喜	西原　崇浩
西本　沙織	西山　穏	新田　康博	野口　尚志	野口　典良
萩野谷 正宏	馬場　保之	韓（ハン）　旖睿（イエ）	東原　直明	平嶋　文博
広瀬　千絵	深谷　覚	藤原　宣夫	帆足　俊文	堀田　雄二
前田　崇辰	増井　正哉	増田　直人	松尾　俊幸	松熊　修吾
松下　迪生	松野　洋平	松本 安紀彦	松本　邦彦	松本 将一郎
馬渕 美由紀	黛　卓郎	丸林　禎彦	丸山　利枝	三浦　要一
三尾　尚己	三上　敏彦	水村　直人	水戸部 泰子	三宅　唯美
宮﨑　雅充	村上　忠喜	毛利　和雄	森　朋子	森　正美
森下　浩行	森島　一貴	盛本　勲	森山　雅幸	山内　亮平
山浦　修	山上　陽子	山中　鹿次	山根　航	山村　薫
山本 みどり	吉田　智哉	吉田　佳広	吉原　秀喜	

（2）講演・報告者（講演・報告順，事務局を除く）

大石　健介	池邊 このみ	小浦　久子	
秋山　邦雄	吉田　禎雄	杉本　宏	川村　慎也

（3）事務局

奈良文化財研究所文化遺産部

林　良彦　平澤　毅　中島　義晴　惠谷　浩子　菊地　淑人

前川　歩（都城発掘調査部遺構研究室）

3 平成25年度遺跡整備・景観合同研究集会　開催状況

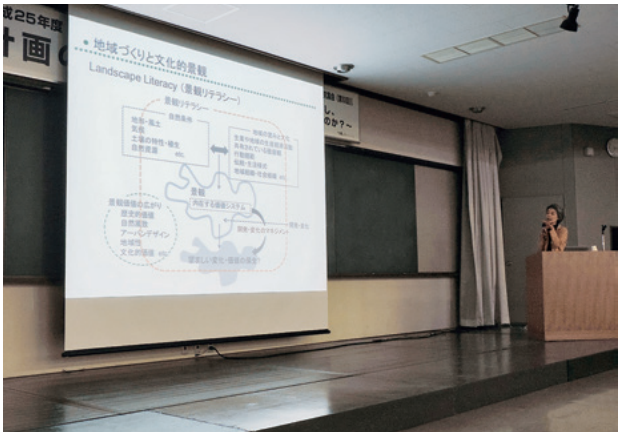

4 記　録

（1）趣旨説明（2014年1月24日）……138

（2）日根荘大木の展覧会紹介（2014年1月24日）……146

コラム　荘園遺跡と文化的景観　［東原　直明　（泉佐野市教育委員会）］……147

（3）講演・報告概要（2014年1月25日）……148

（4）総合討論（2014年1月25日）……149

計画の意義と方法

■討論の目的と組立て……149

■計画、時間の流れ方、ビジョン……149

■将来像、コンセプト、持続性……153

■国際貢献の中の地域振興と文化遺産……155

■サルト［ヨルダン］の事例から……156

■必要な情報、旗、ユニバーサルデザイン……159

■価値の捉え方、価値の表現……164

■リテラシーを高める……166

■〈価値〉の共有か？　共存か？……167

■〈気づき〉の教育……172

■〈計画〉のかたち、大切にしたいこと……175

■閉会、研究集会の今後……179

平成25年度遺跡整備・景観合同研究集会　記録

（1）趣旨説明等（2014年1月24日）

【中島】 皆さん、こんにちは。

時間になりましたので、ただいまから平成25年度遺跡整備・景観合同研究集会を始めたいと思います。

本日はお忙しい中、多数ご来場いただきましてありがとうございます。

私は、本日、明日と２日間の進行を務めます奈良文化財研究所文化遺産部主任研究員の中島義晴と申します。遺跡整備研究室の業務を担当しております。よろしくお願い申し上げます。

はじめに、配付物の確認をさせていただきたいと思います。受付のほうで配っておりました袋に入れていたものですけれども、まず、この桃色の表紙の「講演報告資料集」があります。この中を見ていただきたいのですけれども、Ａ４で２枚紙を入れております。アンケートと質問票です。

まず質問票のほうは、明日、総合討論を行いますけれども、その参考にさせていただきたいと思いますので、ご質問を書いていただいて、受付のほうに提出していただきたいと思います。これは明日の午前中、昼休みが始まったときくらいまでに出していただきたいと思います。

そして、アンケートのほうですが、これはここに参加されている皆さま全員にご回答いただきたいのですけれども、今後の奈文研における研究集会開催の参考にさせていただきたいと思いますので、これは本日のみ参加される方は今日出していただいて、明日も参加される方は、明日、お帰りになられるまでに出していただきたいと思います。

その次ですけれども、昨年度の報告書２冊で、まず『パブリックな存在としての遺跡・遺産』、これが「遺跡等マネジメント研究集会」の報告書になります。そして、「文化的景観研究集会」のほうは、第５回報告書として『文化的景観のつかい方』になります。

また、「ふるさとの風景を受け継ぐ―文化的景観・日根荘大木の風景―」ということでチラシを入れさせていただいています。これについては、後ほど、泉佐野市の東原さんからご紹介いただくことになっています。

それから、「奈良市の観光マップ」、これは、“一般財団法人奈良県ビジターズビューロー”のほうからご提供いただいたもので、今回もこの研究集会を開催するに当たって、会場の釣看板、入口の立看板と併せて、ご提供、ご協力いただいたものです。この場を借りて、厚く御礼申し上げたく存じます。

以上がお配りした袋の中に入っているものになります。

それから、受付のほうで別に配いただきました、本日の趣旨説明に使いますこのＡ３を２つに折ったものとＡ４一枚ものをお配りしております。

以上が今回の配布物になります。ご不足等がありましたら、お申し出てください。配布物を含め、また、何かありましたら、事務局のほうにお知らせください。

あと、この会場のうしろのほうに、遺跡整備と文化的景観に関して私どもが刊行してきた報告書など、配付用に置いております。必要な方はお名前をご記入の上、お持ち帰りいただいて、お役立てください。そして、その前のボードには、これまで景観研究室で取り組んでまいりました文化的景観の全欄図を掲示しておりますので、休み時間にご覧いただければと思います。

また、受付の前には、この奈文研に事務局のある日本遺跡学会の学会誌『遺跡学研究』の見本を置いておりますので、ご覧いただき、ご参考となれば幸いです。

それでは、最初に、この研究集会の趣旨説明ということで、奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室長の平澤毅から報告いたします。

【平澤】 皆さん、こんにちは。

ご案内のとおり、今回は遺跡整備研究室主催の「遺跡等マネジメント研究集会」の第３回と、それから景観研究室主催の「文化的景観研究集会」の第６回を合同で開催させていただくことになりました。

私は、昨年12月に、遺跡整備研究室長から景観研究室長に異動になりましたけれども、マネジメントのほうも、もう一押ししていきたいということ、それから企画の都合もありまして、合同ということにさせていただきました。しかし、今回の開催テーマを「計画」ということにさせていただいたことについては、そういう下世話な理由ということではなくて、皆さんのお手元にお配りさせていただきましたこの資料集の冒頭、趣旨説明文にお示ししたとおり、そういうことでありまして、まさにこの２つの研究集会において、今回、「計画」ということの意義と方法を検討するのに、タイミングが合ってきたということではないかと考えています。

この「計画」ということをテーマにすることについてはなかなか取扱いが難しく、昨年のいま頃から具体的な企画検討に入ったわけですけれども、直観的に組み立てが湧いてこないということで、方々の皆さまにご相談したりして、春頃にようやく目処がついたというところです。だいたい夏頃までに、今回、講演で報告いただく方のご了解も得まして、準備を進めてまいりました。

最近、地域と遺産をめぐるさまざまな整備とか事業が渦巻いておりますけれども、この「計画」ということを改めて掘り下げていく、あるいは、将来への確かな羅針盤としていくにはどうしたらいいのか、そういうことを講師の先生方と、それからここにご参加の皆様方とともに一緒に検討していきたいと思っております。

皆様からのご質問内容と数次第では、――例年、時間が延び延びのこともありますけれども――この度も延長させていただくこともあるかも知れません。今回、お申し込みの数だけでも150名、事務局と先生方と合わせて160名余りが会場にいると承知しておりますので、少し窮屈な感じかも知れませんけれども、どうぞ、今日、明日の両日お付き合いくださればと思います。

さて、冒頭に、２つの研究集会のこれまでの経過についておさらいをしておきたいと思います。

まず独立行政法人化後の奈文研の第Ⅱ期中期計画の５カ年で企画・開催した『遺跡整備・活用研究集会』があります。この研究集会では遺跡整備の分野において特に重要なテーマとして、第１回では「活用」、第２回では「管理とその体制」、第３回では「遺構の保存」、そして第４回では「環境と景観」ということを切り口とした「遺跡整備と地域づくり」ということを、主として国内的な観点から、そして、遺跡の保護を出発点に検討をしてまいりました。

一方、第５回では近年、国内外において種々の文化的資産が地域行政の一般的文脈の中で把握されて、地域づくりや自然環境保全などと一体に取り組まれるようになってきたという潮流を踏まえまして、「地域」を出発点にして検討したわけです。「果たして遺跡・遺産は、どのように地域の貢献できるのか」、そういう問題意識のもとに遺跡整備の分野がこれから先に取り組むべき方向性について主に検討してまいりました。

2011年度から第Ⅲ期の中期計画５カ年に移りますけれども、その『遺跡整備・活用研究集会』第５回のテーマである「総合的なマネジメント」に含まれる問題意識をもっと掘り下げていこうということで、『遺跡等マネジメント研究集会』というふうに衣替えして、新たに企画いたしました。その第１回では、もはや遺跡そのものの保存とか活用については、遺跡の中だけにとどまらず、地域にあって密接な関連を有する文化的・自然的な資産との総体で検討していく、そういう段階に至っているということを踏まえ、特に国内外の状況もそういうことに推移していましたから、特に日本ではまだあまり中心的にとりあげてこられなかった「自然的文化財のマネジメント」について検討しました。

昨年の第２回目においては、遺跡や遺産に関わるさま

遺跡整備・活用研究集会
遺跡等マネジメント研究集会

■遺跡整備・活用研究集会（2006～2010年度）
第１回　平成19年（2007）1月25日（木）・26日（金）
テーマ「教育面に関する活用」
第２回　平成20年（2008）1月25日（金）・26日（土）
テーマ「遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度」
第３回　平成21年（2009）1月30日（金）・31日（土）
テーマ「埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題」
第４回　平成22年（2010）1月28日（木）・29日（金）
テーマ「遺跡内外の環境と景観　～遺跡整備と地域づくり～」
第５回　平成23年（2011）1月21日（金）・22日（土）
テーマ「地域における遺跡の総合的マネジメント」
■遺跡等マネジメント研究集会（2011年度～）
第１回　平成24年（2012）2月16日（木）・17日（金）
テーマ「自然的文化財のマネジメント」
第２回　平成24年（2012）12月21日（金）・22日（土）
テーマ「パブリックな存在としての遺跡・遺産」

文化的景観研究集会

第１回　平成21年（2009）2月20日（金）・21日（土）
テーマ「文化的景観とは何か？
—その輪郭と多様性をめぐって—」
第２回　平成21年（2009）12月18日（金）・19日（土）
テーマ「生きたものとしての文化的景観
変化のシステムをいかに読むか」
第３回　平成22年（2010）12月16日（木）・17日（金）
テーマ「文化的景観の持続可能性
生きた関係を継承するための整備と活用」
第４回　平成23年（2011）12月16日（金）・17日（土）
テーマ「文化的景観の現在
保護行政・学術研究の中間総括」
第５回　平成24年（2012）12月14日（金）・15日（土）
テーマ「文化的景観のつかい方」

ざまな「ステークホルダー」に焦点を置いて、社会の中での遺跡・遺産の存在の意義、そういうものを改めて探るべく、国内外のさまざまな状況下にある「パブリックな存在としての遺跡・遺産」について検討しました。この第２回の研究集会の中で、特にさまざまなステークホルダーとの対応の中で、それらの遺跡・遺産の保護に取り組むさまざまな人々が、諸問題の困難な状況にきちんと向き合うことができる〈仕掛け〉とか〈方法〉、そういうものをもっと深めていく必要があるということの重要性が認識されました。

一方、文化的景観研究集会のほうですけれども、これは2008年度から開催しております。現在の景観研究室というのは、第Ⅱ期中期計画において、2004年５月の文化財保護法の一部改正によって創設された文化的景観保護制度への対応ということで、新たに設けられた研究室です。このときに遺跡整備研究室も新たに設けられましたけれども、遺跡整備の分野については、その前身となる埋蔵文化財センター保存工学研究室の実績を踏まえつつ設置されたところになります。

文化的景観という新しい文化財の類型には、それまでの文化財には無いさまざまな特質がありまして、それをどういったかたちで理解するのかという、そういうことを改めて検討して、さらに分かりやすく理解するにはどうしたらいいのかということが最初にありましたので、第１回の開催テーマを「文化的景観とは何か？」ということにいたしました。この第１回の研究集会では、文化的景観という遺産がどんな対象・内容・構成のものを相手にしようとしているのかという文化的景観の輪郭と、それからさまざまな風土や生業によって育まれてきた生活文化の違いから生じる多様性に焦点を当てて検討いたしました。第２回においては、文化的景観に特に備わっている〈変化〉という特質に焦点を当てて、絶え間なく変化を続けながらも同一性を保って文化的景観として理解されるという、そういうものに内在するシステムの把握のあり方について検討いたしました。第３回では、そういう〈システム〉の持続可能性sustainabilityに焦点を当てて、それを生きたものとするための整理と活用のあり方について検討をいたしました。

こうした検討を重ねてきたところ、重要文化的景観の選定事例も増えてまいりまして、さまざまな具体的課題もより実体性を帯びてきたといった状況があります。第４回ではその状況を俯瞰的に把握するということをいたしました。もともと文化的景観そのものが、さまざまな地域のあり方を文化的な側面から捉える、そういう遺産として理解されるわけですけれども、一方、2007年には、文化庁が、歴史文化基本構想に象徴されるような地域における文化財総合施策を強力に推奨したりとか、翌2008年にはいわゆる“歴史まちづくり法”（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）が制定されたりして、歴史・文化を生かしたまちづくりを総合的に進める、そういう潮流がこれに重なってまいります。地域と遺産をめぐる動向が極めて活発になってきた、そういう状況の中で、文化的景観に対する理解というのも少し混沌としてきた時期でもありました。

特に保護制度施行６年を経て、地域の総合施策との関連から、文化的景観保護との兼ね合いが極めて複雑な状況に置かれたりとか、文化的景観の価値と保護手法との一体的なバランスというのがまだまだ成熟していなかったりとか、また、さまざまな実践事例を通じて、諸分野の横断的協力関係の構築にも具体的な課題が見えてきたところです。

こういう問題点については、第５回の「文化的景観のつかい方」において、「文化的景観は地域の生活そのものである」という基本的な認識の普及とともにより強く把握されまして、文化的景観の実際の取組における〈仕掛け〉や活動のあり方について、文化財保護制度の枠内にある文化的景観保護制度の重要性を認識しつつも、その限界を超えてさらに深く検討するべきことの重要性が

認識されました。

そこで、この２つの研究集会の現在到達している〈仕掛け〉という問題意識、すなわち遺跡整備の、遺跡等のマネジメントの部分では、さまざまな困難な状況に向き合うための〈仕掛け〉、文化的景観の保護では、制度の限界を超えて取り組むための〈仕掛け〉と、そういう問題意識に対して、ひとつ深めることにならないだろうかと考えたわけです。

すなわち、地域の総合施策として持続可能なマネジメントを実現していくための「計画の立案と実施」という、それが今回の主題であります。

奈文研ではこの２つの研究集会のほかにも地方公共団体の文化財担当職員を対象に、遺跡等に関わる研修を開催してきまして、「遺跡整備活用課程」とか、「遺跡等環境整備課程」とか、文化的景観に関しましても、昨年度、第１回として「文化的景観調査計画課程」と、そういう研修課程を実施してきたわけです。これらの研修の中では、計画検討のための演習なども交えて実施してまいりましたところ、それぞれ隔年で開催をいたしまして、１年空くわけですけれども、年々歳々状況が変わっていくということを実感してきたところです。

現状、遺跡整備や文化的景観など、文化財保護施策の運用において関係する、いわゆる「計画」というものは、多少の漏れはあるかも知れませんが、だいたい大きなところはこのスライドにお示ししたようなものがあります。これら、ひとつひとつをとっても、研究集会のテーマになろうと思いますけれども、もっと大きい枠組みの「計画」ということで、今回は検討をしたいと思います。

これらの関係する「計画」、先ほども少し申しましたけれども、いずれも〈遺跡〉とか〈地域〉、〈コミュニティ〉、こういう言葉が重要なキーワードとして考えられます。そういう共通した背景のもとにあるわけですけれども、実際のそれぞれのスキームは、いろいろ細かい点で異なっていて、それぞれの地域で、まず自治体でどれに取り組むのかというのは、いわば、時の運によるみたいなところもあるのではないかと思います。

一方、この、いわゆる「計画」という、文化財において特に遺跡に関わる計画については、ちょうど10年前に遺跡整備の分野において整理が試みられました。それがこの『史跡等整備のてびき』というものになりました。当時、私は文化庁記念物課におりまして、整備部門の本中眞主任文化財調査官のもとで、また現在は文化的景観部門の文化財調査官をしておられる市原富士夫さんとともに、この『てびき』の取りまとめの業務に従事しておりました。この『てびき』は史跡等、いわゆる史跡、名勝、天然記念物というものを中心的な対象としておりますけれども、並行してその時期活発に取り組まれていた世界遺産、それから文化的景観保護制度の創設と、そういうことの検討とも切っても切れない密接な関係のもとにつくられております。昭和40年代以降に全国の地方公共団体で取り組まれてきた史跡整備の経験を踏まえて、大方、いろいろな網羅的なことがこれには盛り込んであると思います。

しかし他方では、公表から10年を経て、私が思いますに、ごらんのとおりこの大部でもありますし、内容的には行政官のチェックも入って、行政上の整理の観点からの要求のために、いわゆる行政文書の文法が身についていないと難解な部分が少なくないということから、かえって皆さんの固有の創意工夫のモチベーションを下げたのではないかなという部分も、もしかしたらあるのではないか、そういう心配を、ずっと持ってきました。

ここに示された全てに応えないと遺跡整備ができないという、また、そうしたことに関するたくさんのレギュレーションが一気に示されたような、そういうことも感じられてきたのではないかと思います。また、この10年を経て、遺跡・遺産をめぐる社会環境も相当程度、いろいろ実践が進んで大きく動いてまいりましたから、具体的なその仕組みや、例えば補助事業の仕組みなども相当変わってきていまして、古くなってしまっているとこ

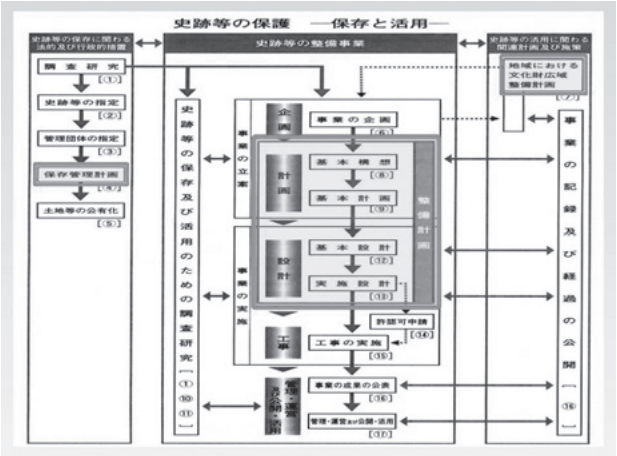

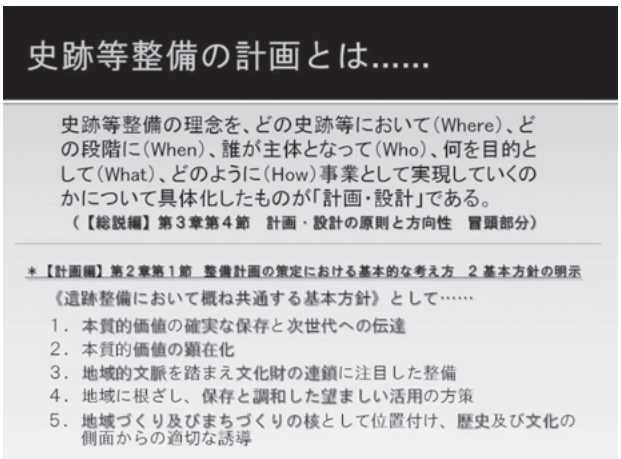

ろも多々あるかと思います。

この『てびき』は、その当時、「史跡等の保存と活用を目的とする整備事業を、適切かつ円滑に進めるに当たって必要となる各種の事項を総合的に取りまとめた手引書」というかたちで取りまとめられました。その基本的な立場は、文化財保護法の第１条に示された法律の目的から、史跡等の「保護」は「保存」と「活用」の一体から成っていて、「保護」を十全なかたちで実現するために「保存」と「活用」を適切な調和をもって一体のものにする、そういう各種の措置を講じることが「整備」であるというものです。

『てびき』の検討に当たっては、この右側の図に示されているように、「整備の理念」、「計画・設計の方向性」、「技術の体系」という３つの柱が一体となって実現する整備事業のあり方、こういうことを皆さんに実践していただきたいという考えのもとにつくられています。

また、この『てびき』では、事業に関わる包括的なプロセスをどれだけ総合的に示せるかということで、特にそれまで包括的な整理が示されてこなかった「計画の立案と実施」ということに重点を置いて、史跡等の一般的な整備事業スキームをこの図のように整理いたしました。この中に３つの計画が示されている、いわゆる遺跡整備の計画というところから見て、その真ん中の大きく示した「計画と設計」というふうに、全体を包括して整備計画になるというように解説しています。

その左側は、特に〈保存〉に関することというので、「保存管理計画」をつくりましょうとして、それから、今日、歴史文化基本構想などで実践されておりますけれども、地域における主に〈活用〉に係ることとして、地域における「文化財広域整備計画」というものもつくっておきましょうということが示されております。

わずかこの10年において、史跡等を取り巻くそういう制度、事業などの社会環境が大きく動いてきましたけれども、このとき示されたベーシックコンセプトに相当する「地域の文化財総合計画」、それからマスタープランとしての「保存管理計画」、アクションプランとしての「整備計画」の３つを連動させて、大きな全体性の中で史跡等の整備を考えることの重要性については、基本的に今日も変わっていないと思います。

史跡等には「指定基準」というものがありますけれども、この『てびき』では、そういう分類に基づいて、遺跡種別ごとに特性ある遺跡整備事業の内容を解説しています。しかし、一方で、『てびき』の各所で繰り返し強調されているのは、どの遺跡をとっても同じ遺跡は１つも無いということです。これは名勝や天然記念物についても同様ですけれども、それぞれの地域や実施主体の実情に合わせた創意工夫が極めて重要であるという表現が各所に記載されています。この『てびき』の作成とともに並行して取り組みました文化的景観保護制度の創設においても、そういう〈整備〉ということは当然踏まえられていて、少なからず影響しているところですけれども、遺跡と文化的景観では対象や価値の捉え方、そして、保護スキームに大きな違いがあるものと言えます。

史跡等、いわゆる史跡、名勝、天然記念物を主な対象とするこの『てびき』においては、「計画・設計」を、ここに示したように、「史跡等の整備の理念を、どの遺跡等において、どの段階に誰が主体となって、何を目的にしてどのように事業として実現していくのかについて具体化したのが計画・設計である」としております。

それから、だいたい、どの遺跡にも共通する基本方針として、「本質的価値の確実な保存と次世代への伝達」、それから「本質的価値の顕在化」、「地域的文脈を踏まえた文化財の連鎖に注目した整備」、「地域に根差し、保存と調和した望ましい活用の方策」、そして、「地域づくり及びまちづくりの核として位置づけ、歴史・文化の観点、側面からの適切な誘導」、そういうことが関わってくるのだろうというように示されています。

ところが、今日、多彩な様相を呈する文化遺産の保護

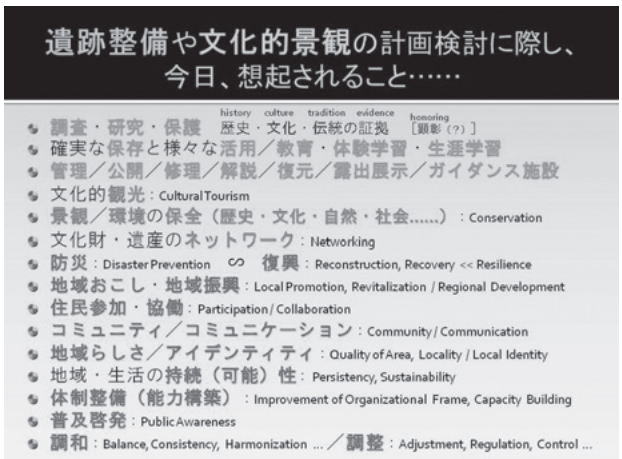

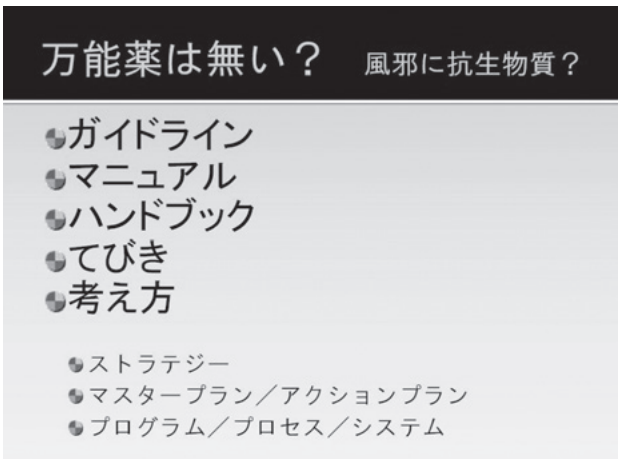

を実践する上で、遺跡整備や文化的景観の計画を検討するときに、具体的な取組を進める中で、いまの〈共通する〉と呼ばれるような５つの基本方針のようなものに、どう取り組むのかはなかなか難しいところがあります。従前から遺跡の整備で気にしてきた調査・研究・保護とか、それから特に『てびき』に強調した保存と活用の一体性とか、それから管理、公開、修理・解説・復元・露出展示・ガイダンス施設、それから観光とか景観、環境とかネットワークとか、そういうことのほかにもかなり注目をされるような分野というものの観点がたくさん盛り込まれるようになってきました。こういう要素が非常に多くなってきたことからして、何かそれらをとにかくできるだけ盛り込まないといけないということに一生懸命になってしまって、「計画」ということの本質というのが、随分と見失われているような気もいたします。

私の個人的な思いつきというか、誤解に過ぎないかも知れませんし、そうあってはほしくない部分も、すなわち、勘違いであってほしいというところもあるのですけれども、いろいろな機会をいただいて、遺跡の整備とかそういう検討に加わらせていただくと、しばしば、「いったい、この計画は何をするつもりなんだろうか」という、そういう場面、だいぶそういうことに遭う割合が多くなってきているのではないかなと感じています。

地方分権一括法制が運用され始めてから10年余り経過してきたわけですけれども、遺跡とか文化的景観、こういうものを含む文化財とか遺産とか、――あるいはこの文化財保護以外の分野では「歴史文化資産」という用語も使われていますけれども――、アイデンティカルな地域的文脈において、これからの地方の行方、地域の行方を検討するときに、ほとんどこういうものが抜かされるということがなくなった時代に入ってきている、必ず組み込まれるというようになってきたのではないかと思います。

〈文化的景観〉をはじめとして、地域と遺産の関係を包括的視野のもとに捉えた計画の主な枠組みだけでも、〈歴史文化基本構想〉とか、〈歴史的風致維持向上計画〉があるわけですけれども、そのほかにも、国際的な動向とも連動して〈世界遺産〉とか〈ジオパーク〉とか、それから〈世界農業遺産〉と通称されるＧＩＡＨＳとか、いろんな取組が錯綜しているのが現状と言えるのではないでしょうか。

いずれも〈地域おこし〉との関係で、目指す方向性がだいたい似たようなものではないかと言わざるを得ない感じですけれども、いろいろ細かく見ると、そのスキームは容易に連動するようなかたちにはなっていないということもあると思います。

一方で、そういう〈処方箋〉のようなかたちで、〈ガイドライン〉、〈マニュアル〉とか、〈ハンドブック〉とか〈てびき〉とか、次々と出されています。もうどれだけあるのか分からないくらいそういうものが出てきて、たまたま手にとったもので、これでやってみようということがあるのではないかと思います。現在、日本のほとんどの地域は衰退傾向にあって、何とか〈地域おこし〉の取組を進めたい、その中に〈遺産〉が地域の固有性と非常に関わるだろうということで、先ほども申し上げましたとおり、必ず組み込まれるような状況になります。

また、私たちは事情の全体を把握するのは困難な状況下において、すがる気持ちでといいますか、むしろ面倒くさくなって、この弱った地域に効く〈万能薬〉はありませんかということを聞いて回っているような状態にもあるかも知れません。

私たちは、やみくもにいろいろなものに手を出してみたりとか、あるいは、どれか１つで済ませたいとか、そういう気持ちにもなっているのかも知れません。

でも、それは、このスライドの右上に「風邪に抗生物質？」とか書いておきましたけれども、そういうものを処方するのにも近いということになります。

風邪というのは、いわゆる症状の一環ですけれども、その原因の８割方はウイルスと言われています。残りの２割弱が細菌やマイコプラズマということになっている

のですけれども、抗生物質というのはいわゆる抗菌剤でありますから、細菌に対しては効果があっても、風邪の８割方の原因となっているウイルスには直接効くことはないということです。風邪の代表的なウイルスの病原体には、ライノウイルスというのがあるそうなのですけれども、これ１つをとっても数百種類の型があると言われていて、これを一度に相手にするワクチンはつくれない。ですから、風邪の特効薬を発見するとノーベル賞をもらえると言われているわけです。地域と遺産の状況がすべて異なる中で、遺産や文化的景観に関することも、これをすれば大丈夫という、そういう特効薬的なものはまったく無いと言ってよいと思うわけです。

昨日、そんなことを考えていましたら、こういう状況はどんなところかなと思って、昔、切り抜きで残しておいた４コマ漫画を思い出しました。昨年はマヤ暦の話で閉口された感もありますが、今回は少し変わって、このような状況の比喩にこの漫画を取り上げたいと思います。

これは、参加者の皆さんの中でもご存じの方も半分くらいはいらっしゃると思いますけれども、懐かしき『フジ三太郎』であります。

フジ三太郎が風呂でシャワーのお湯を浴びたまま髪の毛を洗うのに、目もあけずに手にとった〈犬の洗剤〉を頭にかけます。これはいかんということで、いつものシャンプーではない、いかん、いかんということで、シャンプーはどこだと探します。しかし、風呂場には洗剤など家中の液体ボトルが集められているわけです。今度は〈風呂の洗剤〉をかぶってしまいました。この絵では取っ手がついているから分かりそうなものなのですけれども、こういう風呂の洗剤はどこのおうちでも、たいてい風呂場にあると思いますので、これもあり得るかなという感じはあるわけです。でも、さっきの〈犬の洗剤〉よりもっと遠くなってしまっています。しまいには、いろいろ試したあげくに、頭にきて手当たり次第に頭にかけまくって、ついには、〈家具のつや出し〉などという、風呂で洗髪するのにはおよそ関係の無いものまで頭にかけてしまう羽目になります。

この漫画は25年も前の漫画ですけれども、いまの世の中に展開している〈計画〉のメニューに対する状況は、この漫画のお風呂場に置かれたさまざまな洗剤類のようなものでもあるかも知れないと思うわけです。

この漫画で、フジ三太郎は、ちょっとシャワーを止めて目を開ければ、どれがシャンプーだかすぐ分かるわけです。私たちは、そうしたちょっとした発想にも至らずに、結局、このフジ三太郎のように〈犬の洗剤〉や〈風呂の洗剤〉とか、あげくの果てには、風呂にあるべくも

※本報告書の印刷物において、この部分に掲載いたしました「フジ三太郎」（1988年11月19日付け朝日新聞朝刊掲載）につきましては、記事等の転載・利用許諾取扱いの関係から、このpdf版においては掲載しておりません。

本報告書の印刷物又は原本等をご参照ください。

※　朝日新聞　1988年11月19日朝刊
東京14版　第31面（社会面）から引用［掲載許諾済］

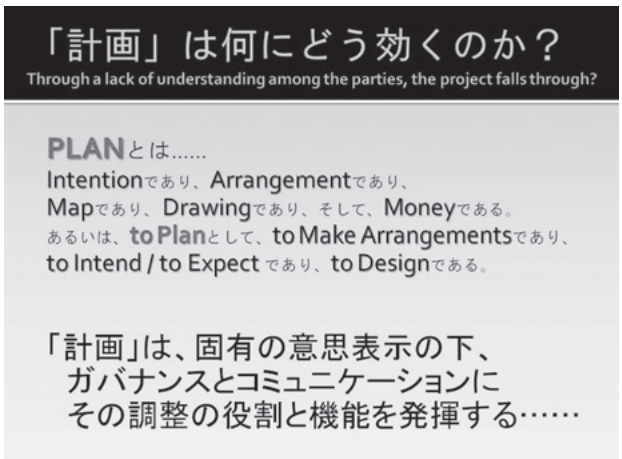

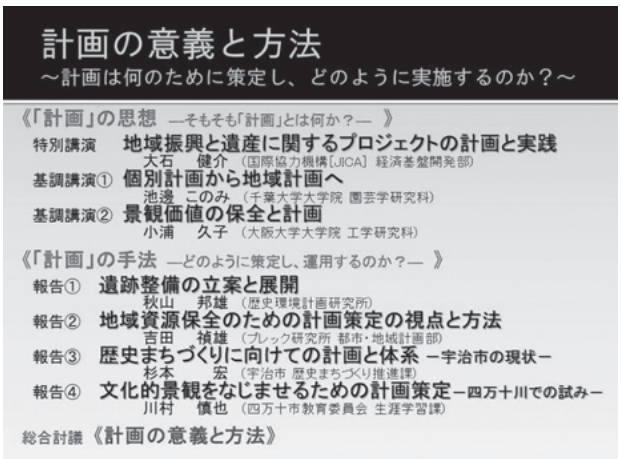

ない〈家具のつや出し〉まで頭にかけてしまう、そういうことになってしまってはいないでしょうか。

私たちは、まず、わずかな労を厭わずにシャワーを止め、しっかりと目を開けて、フジ三太郎が洗髪するのに求めているシャンプーのごとき地域の姿を、地域そのものの姿を素直に見つめ直して、明確な将来像を検討することに取り組まなくてはならないと思うのです。

私の趣旨説明のプリントには、このスライドの写しのほかに、今回の議論の参考にと思いまして、‘plan’ということの語義を引用させていただきました。それから、2010年度に開催しました「遺跡整備・活用研究集会」第５回の報告書に掲載しました「マネジメントに関する用語」、これは私の私見ですけれども、昨年に引き続き再掲しておりますので、参考にしていただければと思います。

この‘plan’という言葉について、Oxfordの“Advanced Learner’s Dictionary”によりますと、当然、コンテクストによって‘plan’という言葉はさまざまに使い分けられる部分があるわけですけれども、あえてここに示された全部の観点を含めて、‘plan’ということは、「意図」（intention）であり、「手順」（arrangement）であり、それから「詳細な配置」（map）であったり、「詳細な特徴に関する描画」（drawing）であったり、最後にmoneyということが示されていますけれども、「投資」の方法であって、それらを順序立て、将来像を念頭に置いて、その具体を描く、そういうものが、私たちが検討すべき「計画」であることが言えるように思われます。

お配りした資料には、少し余白ができましたので、『現代都市計画事典』の中から、梶秀樹先生の計画論の記載を載せておきましたけれども、計画はその立案と実施に関わるすべての人びとが、何をどのようにしようとしているのか、そのイメージをしっかりつくり上げていくためのツールでもあるわけです。すなわち、結果としての計画ではなくて、固有の意思表示のもとに地域と遺産との関係を整えるためのガバナンスとコミュニケーション、そういうものに確かな調整の役割と機能を発揮するようになってこそ、「計画」であろうと思うわけです。

いまお話しいたしましたのは、それなりの私の漠然とした予感ということになりますけれども、今回、そういうことを含めて、「計画」ということの議論を深めていただければと考えています。

冒頭にお話しましたように、今回のテーマは「計画」そのものを議論するということで、また、遺跡整備と文化的景観の合同の研究集会ということを踏まえまして、その網羅性を考慮して、今回は７人のご講演・ご報告をお願いいたしました。

まず本日、第１部になりますけれども、《「計画」の思想—そもそも「計画」とは何か？—》ということをサブテーマにしまして、３つのご講演をお願いいたしました。このサブテーマには、遺跡や文化的景観の価値と計画の関係ということのほか、その価値とか計画は一体誰のためのものなのか、という命題も含まれるものと考えます。

それから、明日の午前中は、《「計画」の手法—どのように策定し、運用するのか？—》ということをサブテーマに４つのご報告をいただくことにしております。プランニングの実務の立場から２つ、それから行政の担当の立場から２ついただきます。このサブテーマには、計画にどのような意味を込め、それをどのようなかたちで実現していくのか、そのプロセスやステークホルダーとの関わりの具体を、遺跡整備や文化的景観、あるいは地域の総合的計画のさまざまな事例の取組を通じて、計画の策定と運用の多様なアプローチについて、議論の視点をお示しいただければと考えました。

７つのご講演・ご報告は、いずれも今回のテーマに多様な刺激を、本日ここにご参加された皆さんにご提供できると思いますので、皆さんにも、積極的にこの刺激に反応していただいて、明日午後の総合討議を、強力に、さらに刺激をする、そういう意味でのご質問をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

（2）日根荘大木の展覧会紹介（2014年1月24日）

【中島】　本日予定していたご講演は以上ですが、配付物に含まれています日根荘大木の展覧会チラシについて泉佐野市の東原さんから一言いただきたいと思います。

【東原】　大阪府泉佐野市の東原と申します。

皆様が受付で受け取られましたプリント類の袋の中に、「ふるさとの風景を受け継ぐ」というチラシを入れさせていただいておりました。そのチラシのことについて、少しお時間をいただけるということになりましたので、お急ぎのことだと思いますけれども、少しだけご紹介をさせていただきたいと思います。

大阪府の泉佐野市というところは、関西空港があるところの対岸沿いの都市になりまして、その場所は中世荘園、日根荘の都市ということで知られておりまして、国の史跡という形で、見る価値はあるというふうな、指定をされているところがございました。

その指定地の周辺の文化的景観ということで、実は平成17年、18年から取組をスタートしまして、いろいろな方々のお力添えをいただきながら、何とか８年をかけまして、昨年の10月に重要文化的景観の選定を受けることができました。

それでも、まだ日根荘、そしてその選定された場所というのはよく分からないということのお話も賜りますので、これからはより多くの方に知っていただきたいということで、小さな展覧会ですけれども、開催をさせていただくことになりました。

８年間の苦労話はここには出てまいりませんけれども、実に多くの方々にご協力いただきました。この展覧会の開催に当たりましても、既に選定されておられるところから写真を拝借したりですとか、お話しを伺ったりして、ほんとうにいろいろなかたちで、多くの方のご協力をいただいております。そのあたりのところは、期間内の中で、ミニ展示という形で、パネル展ですけれども、ご覧いただければありがたいなと思います。

また、裏面には、フォーラムですとかシンポジウムのご案内も載せさせていただいております。昨年の文化的景観の研究集会で、基調講演をいただきました神吉先生をはじめ、文化庁の調査官の皆様方のご講演等も予定しておりますので、このあたりも含めまして、ご案内をさせていただければと思います。

貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございました。

【中島】　どうもありがとうございました。

コラム 荘園遺跡と文化的景観 ―パネル展開催から考えたこと―

平成25年（2013）10月17日、泉佐野市所在の史跡日根荘遺跡に土丸・雨山城跡が追加指定され、日根荘大木の農村景観が重要文化的景観に選定された。

日根荘遺跡　日根荘（ひねのしょう）は鎌倉時代から戦国時代にかけて現在の泉佐野市域に所在した九条家の荘園で、14世紀初頭に描かれた「日根野村絵図」や領主九条政基が文亀元年（1501）３月から永正元年（1504）12月まで４年間の日根荘滞在時に記した『政基公旅引付』などの九条家文書をはじめ日根荘関連資料が多数伝わっている。また史料に登場する場所や景観が現地に残されていることでも知られている。

荘園遺跡と文化的景観としての価値　史跡日根荘遺跡は、日根野村絵図や政基公旅引付等に登場する寺社堂・ため池、水路等14か所が平成10年に指定、その後長福寺跡、土丸・雨山城跡の追加指定により、現在、16か所が日根野地区、大木地区、土丸地区、熊取町の広範囲に点在している。「史跡日根荘遺跡保存管理計画」（2002年３月）では、日根荘遺跡の本質的な価値について①社寺境内地に残された歴史的建物②ため池、用水路等の地上遺構および地形③社寺跡等の埋蔵文化財④それを取り巻く周辺景観にあると位置づけ、「長い歴史の中で人々が自然とかかわり合いながら刻んできた、歴史的・文化的価値の全てを遺産として評価する文化的景観としての価値を有している。」として、日根荘遺跡は単に過去の（止まってしまった）遺跡でなく、今に生きる証拠でもあり、価値を維持する上で現在の暮らしや生業を続けることが重要であるとした。もっとも史跡指定地である以上、指定地で行われる日常の暮らしや生業での必要な行為が、現状変更等の対応が必要な案件となることは不可避であり、また史跡指定地周辺で起こる景観変化に直接的に働きかけることは困難であった。

一方、平成17年度から日根荘入山田村の範囲を対象として文化的景観保護の取組に着手し、平成25年10月大木地区が重要文化的景観日根荘大木の農村景観として選定された。大木地区では、日根荘由来の土地利用等の上に近代以降の大都市近郊農村の変化に富む生業や、新しくても重厚さを失わない家屋群が重層し景観を構成している。こうした環境を踏まえ、保存活用計画では大木地区が和泉山脈の山間盆地として良好な自然環境のもと、中世に遡る九条家の荘園遺跡に起源を持つ農耕・居住に関する良好な文化的景観であることと、近世から近代にかけて緩やかに進化を遂げた泉南地方の農耕・居住の基盤的な土地利用形態を示す文化的景観であることを評価した。日常的に「日根荘」について意識されることは少ないが、地形や水系などに規定される土地利用の在り方や、史跡指定地である社寺堂や地名、集落のまとまりなど日根荘由来のものが地域の根幹部分として受け継がれ、一方で時代の変化に合わせ、暮らしや生業の変化に対応できる部分も併せ持つことで、両者の均衡により文化的景観として受け継がれてきたのである。そこで文化的景観保存活用計画では、変化してきた部分、例えば新しくも屋根の意匠や間取り等泉南地域に共通してみられる特徴や屋敷地や農地を構成する川原石の石積み等を構成要素として位置づけた。将来の変化に対して周囲と調和するよう配慮を要請し、史跡と文化的景観の長所を活かすことで、中世から近現代が共存する「日根荘の里」大木地区を保全しようと考えたのである。

価値共有　しかしながら日根荘遺跡の価値が、対象地域住民や市民、さらには市役所内部での共有となると話は別。一般のアンケートでも慈眼院多宝塔（国宝）や日根神社等単体の文化財の認知は高いが史跡日根荘遺跡や文化的景観の認知は低く、史跡日根荘遺跡指定地は重要視されてもその周辺への関心は低かった。日根荘遺跡の保護には史跡と文化的景観の両輪が不可欠であり、遠くの文化財ではなく、身近な地域資産としてその価値を共有して行くためには、日根荘を知ってもらうこと。史跡指定から15年経った今も、かわらず至上命題であった。

文化的景観のパネル展　平成26年１月から３月まで、文化的景観のパネル展やシンポジウム等日根荘遺跡関連の普及広報事業を集中展開した。パネル展「ふるさとの風景を受け継ぐ」は大阪府教育委員会や大阪府立弥生文化博物館の協力により弥生文化博物館エントランスホールと本市の歴史館いずみさのでで開催した。

史跡や文化的景観は現地に行くことが一番。しかし史跡指定地や大木地区を直接訪れて実感するのは難易度が高い。日根荘の頃に盆の風流や芸能、雨乞が行われた火走神社、村の集会所であった寺堂などは比較的わかりやすいが、道端の農地が九条政基の滞在した長福寺跡であったり、農地や道路わきの溝が中世からの水路であったり、日常の風景の中のあちこちに「日根荘の里」の見どころが潜んでいるのである。

パネル展では、第一に文化的景観や日根荘遺跡・大木地区を知ってもらうことを目標とした。重要文化的景観は大木地区が大阪府初選定。最もなじみが薄い文化財なので、先行する選定地のご協力で写真をお借りした。選定地を既に知っている人も多く効果が高かった。日根荘遺跡をテーマとした展示は市外で初。歴史館いずみさのでは、中世荘園に生きる人びとをテーマとした常設展示や荘園絵図や政基公旅引付をテーマとした特別展等を開催している。しかし今回のパネル展は文化的景観を中心に据え、その主役は日常の大木の風景。日根荘遺跡や大木地区の基本的な解説はするものの、可能な限り風景写真を多くし、さらに大木小学校の児童と共に取り組んできた自然観察や景観カルタづくりの様子、地域の伝承を紹介するパネルなども加えた。また弥生博スタッフのアイデアで案内チラシに市内在住画家の大木スケッチを採用するなどした。観覧者からは、「建物屋根の意匠（ツノ・キバなど）がご自宅にもある」とか、「犬鳴山へ行ったことがある」等、大木地区に親しみを抱いたというご意見や現地へ足を運んでみたいというご意見が多く、目標に概ね満足得られる結果となった。

シンポジウム・フォーラム　シンポジウムでは、金田章裕氏、本中眞氏、神吉紀世子氏からこれまでの史跡日根荘遺跡や大木地区の取組を振り返り、その価値・魅力等の講演があり、本市ゆかりのフリーアナウンサー山本浩之氏を交え、身近な地域資産である、日根荘遺跡と文化的景観の保存活用を地域の活性化につなげていこうといった話があった。パネル展フォーラムでは、日根荘遺跡や大木地区の取組、杉本宏氏から宇治市の文化的景観の取組の報告、神吉紀世子氏から、まちづくり視点で文化的景観を活かす取組等の講演があった。参加者からは文化的景観が従来の文化財の視点とは異なること、日根荘遺跡への関心と本市のまちづくりへ資する今後の展開への期待などの意見があった。

日根荘遺跡をめぐる取組は、文化財の保護から、まちづくり視点での取組へと新たな段階を迎えている。本市では前述の普及事業と並行して歴史文化プロモーション事業として、日根荘関連の総合的な広報事業を展開している。何よりもまず日根荘を知ってもらうこと、その取組を続けていくことが大切であると実感している。

（**東原　直明**／泉佐野市教育委員会教育総務課）

歴史館でのパネル展示。常設展示や大木地区関係資料展示もあわせて行った。

パネル展フォーラム

弥生博でのミュージアムトーク

パネル展：平成26年１月９日～22日（歴史館）、２月４日～３月１日（弥生博）フォーラム：３月１日（弥生博）シンポジウム「日根荘を語る」２月23日（エブノ泉の森ホール）

（3）講演・報告概要（2014年1月25日）

【前川】 総合討論に先立ちまして、昨日と本日の各先生方のご講演について、簡単にまとめたいと思います。

大石先生からは「地域振興と遺産に関するプロジェクトの計画と実践」についてご講演いただきました。最初に、あまり私たちがうまくイメージできないJICAの活動と文化財保護の関係について解説いただきました。続いて、「ヨルダンのペトラ博物館整備計画」、「大エジプト博物館の保存修復センタープロジェクト」の事例紹介をいただき、地域振興と文化財保護との間に発生するさまざまな問題に対する計画立案の役割と重要性について論じていただきました。最後におまとめいただいた、JICAの文化財保護へのアプローチ方法は、異国という特殊な場所での活動において確立されたものではあるのですが、国内の文化財保護においても非常に重要な視点をご提示いただいたと思います。

池邊先生からは「個別計画から総合的計画」についてのご講演をいただきました。文化財における計画策定においては、これまで文化財行政で行われてきた計画では十分ではなく、その計画が実効性を持つための要点をご説明いただきました。また、世界農業遺産や歴史文化基本構想といった最近の動向についてもご説明いただき、特に世界農業遺産の取組から、動的な保護管理アプローチという非常に重要なキーワードをいただきまして、これまでの規制誘導型に対する新たな保存管理計画を考える道筋をお示しいただいたと思います。

小浦先生からは「景観価値の保全と計画」についてご講演いただきました。冒頭に、1960年代から1990年代までの景観にまつわる歴史的な流れをご説明いただき、この30年程の間に景観に関する価値概念が広がっていく過程をご提示いただきました。その流れを踏まえつつ、景観計画が有するポテンシャルを詳しく論じていただき、その使い方によっては地域全体計画のプラットホームとなり得る非常に有効なツールとなることをお示しいただきました。重要文化的景観と景観計画における文化的景観の関係についてもお話しいただき、その問題点として、景観というのは総体であるにも拘わらずその一部を選定保護するのは適当かという点をお示しいただきました。

秋山先生からは「遺跡整備の立案と展開」についてご報告いただきました。まず、遺跡整備の計画に関する概念の整理をお示しいただきました。特に遺跡整備においては理念、すなわち、なぜ遺跡整備をするのかを考えることを疎かにすると、計画そのものが破綻するとのご指摘はとても印象的でした。また、Academic PlanとPhysical Planという、〈問〉と〈解〉、もしくは〈立案〉と〈展開〉という、計画を考える上での明確な分類視点をご教示いただいたと思います。後半は実際に携われた整備事例を非常に印象深い写真とともにご紹介いただき、遺跡整備が地域において、ある新たな風景を創り出していくという、その大きな可能性が強く感じられました。遺跡整備における表現、デザインの可能性を、改めてお示しいただいたかと思います。

吉田先生からは「地域保全のための計画策定の視点と方法」についてご報告いただきました。地域計画における、文化財を含んだ地域資源というコンテクストの重要性、また、そのまちづくりの展開の仕方についてご報告いただきました。山中湖の事例では、そのコンテクストとして、地域住民の個人的な価値観や記憶といったものをどのようにして掘り起こし、その個性ある意味や記憶というものを地域の普遍的な価値としていかに共有していくのか、その有効な手法のひとつをお示しいただいたと思います。宮古島の事例では、望ましい将来像の立案方法とその実際の計画への展開をご紹介いただきました。

杉本先生からは「歴史まちづくりに向けての計画と体系」について、宇治市における文化財専門職員の実経験を基に、ご報告いただきました。金色院の事例では、遺跡保護に対する地域住民の反応に対して、歴史まちづくり条例の選定により、住民を巻き込んだ地域づくりにまで発展した過程をご紹介いただきました。太閤堤の事例では、既に進んでいる周辺の土地区画計画とその調整の下、時間の重層性を表現した整備計画の考え方をご紹介いただきました。さまざまな遺跡や伝統的な町並み等といった文化財の一元化を文化的景観の枠組みを通じて行い、それよりまちづくり構想を作成するといった、現在進めているスキームのご報告もいただきました。

川村先生からは「文化的景観をなじませるための計画策定」について、四万十市での文化的景観の取組をご報告いただきました。変わりゆく文化財である文化的景観の整備活用計画の作成に当たって、〈変わりゆく〉ことに対応した、考え続けていくための体制づくりや活用計画の検討、その実践手法の確立の重要性などをご報告いただきました。このうち、津波避難タワーが計画意図とは別に、地域住民の方々がさまざまに使っていく事例を紹介いただき、景観の中の異物が地域に馴染んでいく状況はとても印象的でした。こうした馴染みのプロセスを計画に取り込んでいく試みもとても重要なものと感じました。全体としては地域住民という人に焦点を当てた計画であり、今後の展開がとても気になるご報告でした。

以上、各ご講演・ご報告の概要とさせていただきます。

（4）総合討論（2014年1月25日）

【中島】 時間になりましたので、研究集会を再開したいと思います。２日間のご講演、ご報告を受けまして、総合討論を開催いたします。

講演、報告者の方、壇上にお上がりください。

総合討論のテーマは「計画の意義と方法」です。それでは、よろしくお願いいたします。

■討論の目的と組立て

【平澤】 ありがとうございます。

今回の研究集会テーマは「計画の意義と方法　―計画は何のために策定し、どのように実施するのか？―」ということで、昨日はサブテーマを《「計画」の思想　―そもそも「計画」とは何か？―》として３つのご講演、そして、本日は《「計画」の手法　―どのように策定し、運用するのか？―》として４つのご報告をいただきました。

「計画」というものの捉え方というのは非常に多様で、しかも、いただいたご講演、ご報告に共通していたのは、やはり、それぞれの対象とする地域でありますとか、そういうことに応じたそれぞれの取組の姿勢、すなわち、たとえば、法制度などが示す大きな枠組みに囚われ過ぎずに、まずは地域それぞれに応じて独自に考えていくことが、その基本であると改めて感じました。

このようなことは、研究集会を企画するときにも考えたことでもありまして、昨今、いろいろな「ガイドライン」でありますとか、「てびき」でありますとか、そういうものがたくさんあふれる中で、多くの場面で、そういう「指針」みたいなものを気にし過ぎて、本来あるべき「自由度」が、実は、逆説的にどんどん失われているのではないかという感じがしていたわけです。

今回は、２つの研究集会、『遺跡等マネジメント研究集会』と『文化的景観研究集会』の合同開催ということにさせていただきましたけれども、遺跡等のマネジメントのことを考える上でも、文化的景観のことを考える上でも、いま、取り組んでいくための「仕掛け」ということをもっと深く考えていかなければいけない、そういうことがそれぞれ前回までの議論だったと思うわけです。

その中でひとつ、有効な「自由」の軸となるものとしての「計画」ということを考えていこうという発想がありました。

これまで、たとえば、それぞれ個別の遺産の捉え方とか、個別の事業事例、すなわち、その事例はどういうところを工夫して、どういうふうにうまくいったかという議論において、「計画」に関する知見は相当程度蓄積されてきたわけですけれども、その根底にある「姿勢」というか、「努力」というか、そういう何かを支える「計画」そのものが一体何であるのかということは、なかなか議論ができてこなかったと思ったわけです。

ですから、今回、この討論を通じて、そういうことをさらに深めていければと思います。

フロアーからのご質問については、例年のとおり「質問票」をいただいて、――これは、これまでの経験からすると、たくさん来るか、それともほとんど来ないかというところでもあるわけけれども、――ちょうどいい具合に10件ほどいただいていますので、そういうことを織りまぜながら、討論を進めてまいりたいと思います。

■計画、時間の流れ方、ビジョン……

【平澤】 まず、最初にご講演、ご報告していただいたパネリストの方々から、これまでのご講演・ご報告の全体を通じて、少しコメントをいただければと思います。

先ほど事前打合せの中でそういうことを相談させていただいた中で、冒頭、池邊先生のほうから、今回ご講演

をされて、また、ほかのご講演・ご報告も踏まえたかたちで、全体を通じてのお話をいただきましたので、そのことについて、よろしくお願いいたします。

【池邊】 池邊です。総合討論ということで、改めましてよろしくお願いいたします。

「計画」ということで、特に今回は大石さんから特別講演をいただきました。そして、今回、話題には上がっていませんが、私はいま、東日本大震災の被災地である岩手県の陸前高田という1300年もの歴史があるところで、まさに文化財や、あるいは生活、営みをどう子孫に伝えていくかという課題に取り組んでいる中で、先ほどの事例発表でも、いまその地域に住んでいる住民の方、あるいは首長さんの意向ですとか、さまざまなもので「計画」というものが変わっていく、――そう言ったら少し変かも知れませんけれども――、否定されて工夫を重ねたり、あるいは、いろいろな新しいツールが出てきたりすることによって、うまくいく場合があるという話がありました。

そういったところで、「計画」というのは、Aという人が考えたらこういう計画で、Bという人が考えたらこういう計画というのは、やはりあり得ない。

特に〈文化財〉を扱う以上、先ほどのご報告にもありました太閤堤の事例にあるように、それを50年後、100年後、何百年後に遺跡が見つかったという場合もあったりするわけで、そうするとそういうものを今の住民の方々は反対するかも知れませんが、私たちにとって50年後、100年後に、これはもちろん遺跡もそうですし、何より大石さんのペトラ遺跡ですとかエジプトの国際的に大事な遺産もそうだと思いますが、そういった意味での計画の正当性といったら変ですが、そういったところをどういうふうに私たちが地域住民の方にご説明したり、説得力を持たせたりしていくべきかというところを一番悩んでおります。

皆様もたぶんそういうところでお悩みのところもあるかと思いますので、そういうところに対する我々の責任、そういうところを、今回、奈文研さん主催の研究集会ということでもありますので、ぜひ、そこら辺のことをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【平澤】 ありがとうございます。

いま池邊先生からいただいたコメントについて、まずは小浦先生からご反応いただけるということですので、よろしくお願いいたします。

【小浦】 何を次の世代に伝えていくのかということですが、いままで続いてきた地域に固有の価値、地域らしさと言ってもよいのかもしれませんが、それを次の世代にどのように伝えていくのかということは、文化財だけではなく、地域づくりとしても大きな課題です。そのとき、いまの世代のニーズに応えることが次世代にとって必ずしも良いことばかりとは言えない。むしろ、次世代のポテンシャルを阻害してしまうことに繋がるかもしれないということは、環境の分野では常に言われてきていることで、保全においても考えるべきことかと思います。

ところで「次の時代に伝える」という論点においては、〈遺跡〉の保存活用において流れている〈時間〉と、〈文化的景観〉を生きる〈時間〉は、少し違うのかなという気がしています。

遺跡の保存活用では、遺構の時代は特定されています。遺構の文化財としての価値は、ある時代を特定して評価されますよね。ある意味、遺跡の時間は止まっているように思えます。その価値は遺構という〈かたち〉で確認できるのであって、その〈かたち〉を次の世代にどう伝えていくかというときに、遺構と周辺地域や整備によって生み出される風景との関係を計画しデザインしていくということについて、秋山先生からいろいろお話を頂いたのだと思います。

遺跡は、その価値の時代を特定できるわけですよね。

その価値を伝えていくことが基本にあるように思います。それに対して、文化的景観は、生きられた風景であり、人の営みと地域の地形風土との関係において、いろいろな変化も経ながらこれまで生きてきて、次の世代にも営みが続くことで生き続けていく価値です。人々の営みが続かなければ繋がらない。文化的景観とは言えなくなるものです。

だから、文化的景観の価値は時代が特定される価値ではなく、人と地域との相互関係のなかで立ち現れる風景という意味において、時間を止めることができない価値を伝える、変化しつつ持続することを次世代に伝えることが求められます。時代が特定される遺構の価値、ある意味で時間が止まった価値とは伝え方が違うのではないかと思ったのです。

たとえば、棚田であったり段畑であったりは、その場所での生活や生産ができなくなったとき、それらを残す意味があるのか。これは大きな問題です。また、都市が生き続けていくためには変化は必然です。そのとき都市の文化的景観の価値において、生き続けるための変化をどのように評価するのか。都市の歴史的変化の重層性を維持しながら、次のビジョンをどのように展開していくのか。都市の問題は、棚田の持続とは異なる難しさがあります。

価値の対象に内在する変化の観点から〈遺跡〉と〈文化的景観〉とでは、計画において異なる議論があると思うわけです。これがまず一点。

２つ目は、「ビジョン」についてです。吉田さんは〈計画のやり方〉のところで〈ビジョン〉、〈コンセプト〉、〈モデル〉と使われていました。この「ビジョン」というのは、文化的景観の計画においては厳しいところがあります。文化的景観では、風景の成り立ちであったり、いまの環境の成り立ちであったりを調べることで、何がその特徴を生み出しているのかを探し出し、営みと風土との関係性における景観の価値を考えていこうとします。四万十も、宇治もそうですけれども、いままで続いてきた風景には、営みを支えてきた環境があり、そこで生きてきた人々の生活があるわけですけれども、どちらかが欠けると関係性の意味（＝景観の価値）を失っていく。意味だけ残せるかというと、それは文化的景観の持続においてはあまり意味がないと思っています。ですから文化的景観の保全計画における〈ビジョン〉とは、地域づくりそのものでもあるわけです。

遺跡と文化的景観とでは、価値の対象や保存、次世代への価値の繋ぎ方、というところで、随分違うように思います。ただ、両方とも地域にとって、地域づくり、そ

の地域で人が生きていく、次の世代が元気になっていく、そのためのアプローチが計画に求められるという点は共通していると思いました。

【平澤】 ありがとうございます。

秋山さん、早速もう我慢できないみたいなので、よろしくお願いします。

【秋山】 いま、〈遺跡〉と〈景観〉とで少し違いがあるというところでのお話でしたけれども、しかし〈遺跡〉も同じ問題を持っていると私は考えますので、そこのところを少しお話ししたいと思います。

整備したものそのもの、特に遺構を整備したとか復元したとかいう、それは基本的に変わらないものですけれども、全体の景観というのは変わる危険性がある。そのときに大事なのは、〈ビジョン〉だと思うのです。

たとえば、そこを司っている人、たとえば、博物館長が遺跡を守っているとしますね。その博物館長が、ここら辺が広いからちょっと何かお花でも植えたいかなということで、縄文の遺跡にチューリップが咲くような危険性があるわけですね。だから、景観上でも遺跡というのを保護していくということは、やはり、その辺まで〈ビジョン〉をキチッと固めていく必要があるなということを、小浦先生のお話を伺っていて思いました。

それについて、実はある遺跡で、やはりそういう提案がありまして、「保存管理計画」というのは一般に整備事業を実施する前につくるものですけれども、今度は整備した後、どう保存管理するかという〈ビジョン〉をキチッとつくっておく必要があるのではないかということで、いま取り組んでいるのは「モヨロ貝塚」です。そうしないと、やはり、つくったときの人は分かっているけれども、その後、特に市民の人たちが中心になって活動していく場合に、その辺でちょっと変わっていくということがあって、人の心が変わってくると遺跡整備そのもの、見せるものの景観が変わってきてしまうという危険性があるということがあります。

少し次元が違うかも知れませんが、その辺ちょっと危惧しております。

【小浦】 いいですか。

【平澤】 どうぞ。

【小浦】 いまのお話のポイントは、「ビジョン」の意味だと思います。遺跡は、保存すべき遺構を保存計画において対象化できますよね。それをどのような環境で伝えるかをデザインします。遺構の意味を伝えていくことは整備後の保存活用の中でされます。そうした保存管理のビジョンが大事ということがよくわかりました。

しかし、文化的景観の計画において、四万十の事例もそうですし、特に都市ではそうだと思うのですが、いま、地域の〈ビジョン〉がつくりにくい。人口が減っていく、いろいろな社会的経済的状況が変わっていく中で、ビジョンを持って計画をつくることはそんなに簡単ではない。成長期のように将来ビジョンを共有しやすい時代もありましたが、いま、地域がどう持続的であり得るかというところに対して、なかなかビジョンが持ちにくいのです。

そのなかで文化的景観の保全において、その価値をつないでいく取組が地域の持続可能性に通じるのではないか、それが地域づくりのビジョンにつながるのではないかと考えています。ビジョン設定型の村づくりや都市づくりがうまくできなくなっている状況で、文化的景観からのアプローチに、地域における変化をつなぐ意味を見出だしうるのではないかと思っています。

そのあたり、遺跡整備において風景を繋いでいくのと同じようなところがあるのだと思うのですけれども、〈ビジョン〉の役割は違いを感じるところですね。

【平澤】 ありがとうございます。

いまの議論を聞かせていただいたところでひとつ重要なのは、「計画」というのは〈将来〉のためということですね。

それから、この会場にお集まりの方すべて含めて思ったときに、たとえば、私たちが誰を相手にしているか、その意味での「計画」ということを考えるときに、公民館を建てますとかそういうタイムスパンのことではないわけですよね。人類がどこまで生きていくかという問題はありますけれども、日本の社会では、たぶん、いまここにいる私たちの次の世代は必ずあるだろうと思っているわけですね。私たちが、いまここにいる皆さんがまったく１人も生き残っていない次の時代も頭に置きながら、〈将来〉に繋ぐためのバトンを、どういうふうに、〈いま〉継ぐかということだったと思うわけです。

もうひとつは、〈時間〉のことが小浦先生から提示されましたけれども、秋山さんがそれに反応されたのは、いまの〈文化〉とか〈活動〉をつくっていくということについては、〈遺跡整備〉も〈文化的景観〉も共通している部分はあるということだと思うのですけれども、同時に、〈素材〉の〈時間〉が違うというところはあると思うわけです。

たとえば、中世以降の遺跡であれば、時間が連続していまに繋がっているケースというのは割りにありますけれども、たとえば、縄文時代の遺跡となれば、普通に知られている限りにおいてはそれがいままでずっと流れて続いているというものはなくて、１回そこで暮らしていた人びとの痕跡の時間は終止しているわけですね。ところが、文化的景観はその時間がほとんど生のまま継続しているという素材の違いというのもあると思います。

だから、そういうことも見極めながらやっていくということではないかと思うのです。

あと、もう少し私の方で思ったことが何かあったような気もしますけれども……。

【池邊】 よろしいですか。

【平澤】 どうぞ。

【池邊】 大きな違いは、やはり〈遺跡〉の場合は〈学術的な根拠〉として、それが保存すべきであるという部分がある程度明確ですが、〈文化的景観〉の場合は、それを保全したいかどうかというのが、現代の価値観の中で委ねられているというところに、たぶんその大きな違いがあるのだと思います。

いま、たとえば、被災地などの問題で見ると、結局、〈学術的な価値〉があっても、変な話ですが、〈登録〉も〈指定〉もされていないので、やはり、現在の人たちがそこを潰して住宅にしたいと思えば、すべてが真っ新になって住宅地に変えられてしまうというような課題もあったりもします。ですから、そこら辺の違いのというのに対して、――〈計画論〉を押しつけるわけではないのですけれども――、説得すべき我々としては、どういうスタンスに立つべきなのかというところが少し気になっているところです。

【平澤】 ありがとうございます。

その〈学術的価値〉、たとえば、〈遺跡〉とか〈遺産〉に関して〈学術的価値〉で臨むスタンスが少し支配的な部分がありますけれども、実は、前回の「遺跡等マネジメント研究集会」では、たくさんいる〈ステークホルダー〉と呼ばれる人たちのごくごく一部がそういうことでコミットしているのが文化財の分野ではないかということでもありました。

ところが世の中を見回すと、私たちがたとえば〈遺跡〉とか〈遺産〉とか言っているものに接する接し方という

のは、おそらく大方はそういうものではないということもあるので、いまの話題は非常に重要なことを含んでいると思います。

それは最近の傾向でいえば、先ほどの吉田さんの〈プラン〉の説明もありましたけれども、自分たちにとって〈意味〉あるものは何かということを〈発見〉していったりとか、それをどうしようかということを促す手伝いをするのが、〈プランナー〉であったりとか、〈コーディネーター〉であったりとか、〈ファシリテーター〉とか言われる、――片仮名語ばかりですけれども――、そういう〈役割〉というのが非常に重要になっているという予感が、結構、普及してきているのではないかなということでもあると思っています。

さて、いまのコメントに続いて、まだ発言されたいという方、いらっしゃいますか、杉本さんとか、特にご意見無いですか。では、また機会を窺ってということで。

冒頭、少し大局的な認識について議論をしていただきましたけれども、ここから少し個別的な質問にも対応しながら、さらに議論を深めていきたいと思います。

■将来像、コンセプト、持続性……

【平澤】 ひとつは、パネリストの大石さんのほうから、吉田さんの本日のご報告についてお聞きになりたいことがあるということで、よろしくお願いいたします。

【大石】 どうもありがとうございます。JICA経済基盤開発部の大石でございます。

吉田さんに２点ご質問したく思います。

ひとつは、本日のお話の中にありました山中湖の事例と宮古島の事例に関することです。

まず山中湖の事例につきまして、現在進行形とのことですが、このプロジェクトはだいたい何年くらいの計画で、この後進まれていって、どのあたりをプロジェクトの目標とされていらっしゃるか伺いたく思います。併せまして、宮古島の事例ですが、お話の中で10年前くらいの事例ということでありましたが、いま現在でも当初の予定どおり進んでいるのかというところを伺えればと思います。

もうひとつは、もう少し一般的なことといたしまして、特に国内でプロジェクトを進めていくに当たり、そうした〈将来像〉みたいなものと、実際プロジェクトを進めていくと、おそらく何かしらのギャップですとか、当初想定していなかったことが起きるかと思います。そうした際に軌道修正みたいなものをどのように行っていくのか、もしくは、もう軌道修正しないでそのままいってしまうのか。そのあたりにつきましても伺えればと思います。

【平澤】 いまのご質問にも関連すると思うのですけれども、西日本科学技術研究所の西山さんからも吉田さんにご質問があって、そのことを含めてコメントをいただきたいと思うのですが、西山さんからは「計画が地域で持続的に実行され、地域で自己生成していく上でのポイントはどこにあると考えられるでしょうか。実際悩みはあるのでしょうか。ご経験からお伺いしたい。」ということです。

これは、いまの大石さんからのご質問と併せて、状況が変わっていく場合にそれに対してどう応じるのかということと、そのようなことに取り組んでいく〈しくみ〉をどのように持続的なものとしてつくっていくかということだと思います。

お二人からの質問は関連するものと思いますので、併せてお願いできますか。

【吉田】 株式会社プレック研究所の吉田です。よろしくお願いいたします。

はじめに、大石さんから山中湖村と平良市（現・宮古島市）のことで質問をいただきました。

順番として、先に平良市で10年前に取り組んだプロジェクトがいまどうなっているかというところからご説明いたします。

残念ながら、〈ハード〉の整備は進んでいるけれども、〈ソフト〉のほうが追いついていないという状況です[1]。

地域主導で〈ソフト〉の展開をするには、自ら取り組むという〈地域〉の〈意思〉みたいなものが必要になりますが、なかなかそこをサポートできなかったというのが実情です。私たちコンサルタントの悩みとしては、その地域にずっと携わりたいと思っているのですけれども、なかなかそういうことを許さない状況があります。ほんとうは長くずっと付き合いたいのですが、それが難しい。一方、西山さんから〈自己生成していくようなシステム〉についてご質問をいただいておりますけれども、沖縄での事例のときはそこまでプロジェクトに組み込めなかったという反省がございます。ですから、仮にコンサルタントが離れたとしても〈地域〉で取り組んでいけるような〈システム〉を埋め込めていさえすれば、〈ソフト〉の取組を充実し続けることができたのだろうというところが反省点でございます。

それから10年以上たちまして、私もさまざまな地域でこのような取組に携わって参りました。次に、山中湖村の事例でございます。はじめに大石さんからいただいた、何年間でこの取組はある程度目処がつくのでしょうかというご質問ですが、この山中湖村での〈まちづくり〉は、基本的にこれはどこまでという〈区切り〉は、実は設定されていません。〈プロジェクト〉としてはずっと続いていくものと捉えています。これは、この〈プロジェクト〉の発端において、まちづくりは年度単位で成果を出していくという性格のものではなく、長期間、継続して取り組んでいくべきものであるという、発注者と〈プロジェクト〉を先導される学識経験者との共通の認識のもとに始まっているものです。現代の諸制約の中、なかなかこのような〈プロジェクト〉の継続的な展開は難しい面がありますが、幸いそういう〈プロジェクト〉に携わらせていただいています。このような背景がありますので、全体の〈プロジェクト〉としては長く続いていくというのが前提にございます。

ただし、委託業務としての業務期間、成果内容は定められています。いま取り組んでいる業務は２年間で一度〈成果〉を整えるというものです。それは〈将来像〉と〈コンセプト〉を検討し、その先、地元で住民の方々がいろいろ〈まちづくり〉に取り組んでいけるように、〈システム〉ですとか、地域の方々主導で簡単に実践できる

〈手だて〉をまず１年目で考えて、地域の方々が自分で動かせるような〈しくみ〉づくり、そこまでの取組支援が主となっている〈プロジェクト〉です。ですので、少しイベント的に、〈ワークショップ〉で〈宝つなぎ〉みたいなことをやっておりますが、できるだけ目指すところをシンプルにして、地元の方々でもずっと進めていけるような取組として実施したものでございます。本日お話しした内容で、今年度は〈村全体〉を対象に取り組みましたが、来年度からは〈地区別〉に進めていきましょうということになっています。その中で、いろいろ自分たちでできるような〈システム〉とはどんなものかというのを検討していきましょう、というのが２年目の〈プロジェクト〉の目的となっています。

西山さんからご質問をいただいた、「地域で自己生成していくようなポイントはどこにあるかという点」については、私は、できるだけ〈シンプル〉に、そして、地域の方々が〈興味〉を持っていただけるような取組にするというところに細心の注意を払っています。それから、コンサルタントはできるだけ前に出ないということにも留意しています。今年度、ワークショップを何回か開催しましたけれども、初回にご説明して、「こうするとこういうことができますよ」という説明をさせていただいて、第２回以降の司会、それから人集めは、全部地元の方々でやっていただいております。それは意識的にそういう〈しくみ〉でやりましょうと、いまから助走をつけましょうという考えで進めております。

それから、先ほどの〈ビジョン〉と〈理念〉の話題ですけれども、〈理念〉は長期に亘って変わるものではないと思っております。私が「ビジョンを立てることは重要です」と言った〈ビジョン〉は、これはもうどんどん変わっていくべきものだと認識しております。数年、10年足らずですかね、それくらいで、社会情勢等、周りがどんどん変化していきますから、それに対応して〈ビジョン〉は繰り返し検討していくものだろうと思っております。

1　このときのプロジェクトは、①平良市農村総合整備計画策定業務（H12）、②平良市農村総合整備実施計画策定業務（H13）、③平良市体験滞在交流促進事業申請業務（H13）から構成され、農村整備のマスタープランを立案し、住民参画により体験滞在交流型観光の展開を目指すものであった。

これは山中湖村での検討の経験からですけれども、山中湖村は、明治、大正とずっと村の経営としては厳しい状況だったのですが、そこに〈観光〉という〈産業〉が生まれてきて、その産業を育てたわけですね。ただ、湖の利用を観光面で考えたために、一部で自然性を阻害してしまうような利用をいままでしてきたという課題があります。これからは、そういう〈流行〉に乗るのでなくて、ほんとうに〈地域で大事なこと〉は何だろうかということをここで一旦見直しましょうと。そのような土台（理念）をつくった上で（皆で共有して）、そして社会情勢の変化に対応して〈ビジョン〉を変えていけば良いのではないかという考えで取組を行っているところです。

少し長くなりましたが、こういう考えで進めております。

【平澤】 ありがとうございます。

〈続けていくこと〉が非常に重要であるとのコメントをいただいたわけですけれども、パネリストの方でこれに反応される方、いらっしゃいますか。

西山さんのほうからは、まだお二方へのご質問をいただいていますから、それを解決してから、またコメントをいただこうとは思うのですけれども、いまの時点で忘れないうちに話しておきたいということはありますか。後で結構ですか。それでは後でお願いします。

■国際貢献の中の地域振興と文化遺産

【平澤】 つぎに、今度は大石さんの特別講演に関して２つご質問をいただいています。

エスティ環境設計研究所の徳永さんから２つご質問をいただいておりまして、まず、「海外のプロジェクトにおいて地域振興というときの地域のスケールは」と、この〈スケール〉には「(計画対象概念)」という括弧書きがありますけれども、それは「遺跡との関係でどのように捉えておられますか。」というのがひとつ。それから、もうひとつ、「遺跡や文化的景観を活用した地域振興において、地域住民の理解や協力を得ていく状況を、国際貢献の仕事の中ではどのようにつくっておられますか。」というご質問をいただいています。

徳永さんは、別にご都合があって、この討論にはご参加いただけていませんが、この件に関しまして、大石さんから回答のコメントをいただければと思います。

【大石】 ご質問ありがとうございます。いらっしゃらないということですが、簡単にお答えさせていただければと思います。

まず、海外プロジェクトの地域振興における「地域の〈スケール〉」ということですが、もちろん案件により、

かなりばらつきはございます。

たとえば、今回進めておりますペトラの事例ですと、ペトラ遺跡を中心にいたしまして、今回博物館をつくる〈遺跡入り口の部分〉、すなわち〈博物館そのもの〉と〈既存のビジターセンター〉という部分がひとつの核になります。そこから３キロメートルくらい離れたところにワディ・ムーサという小さな町があるのですけれども、そこがペトラ遺跡に向かう観光の拠点になっております。その意味でペトラの場合ですと、だいたい〈遺跡の本体〉の部分と、今回博物館を建設するその〈遺跡入り口〉の部分、それから、そのワディ・ムーサなどの〈周辺の町〉の部分をという３か所を総合的にとらえ、今回の案件を進めていければと思っております。

なお、ほかのヨルダンの事例でも、だいたい遺跡がポンッとありまして、その周辺に何らかの核となる観光の拠点となるような町がございますので、だいたいそこら辺までを視野に入れて実施していることが多いのかなと思います。

とはいうものの、エジプトの事例のように、そこの保存修復センターをつくったら、最終的にそれがカイロやエジプトの考古学にも全体的に波及するというような事例もございますので、一概にこうですというふうには申し上げることはできませんが、いまヨルダンの事例でお伝えしたように、その〈遺跡の核になる部分〉と〈その周辺の町〉というところが一般的に多いケースかと思います。

以上が、１点目の地域の〈スケール〉をどのように考えるかというところに対する質問の回答です。

２点目に、「遺跡や文化遺産を活用する地域振興において、地域住民の理解と協力をどのように得ていくか」というところですけれども、これは非常に難しいところだと思います。やはり、地域の方々にとってみたら、〈遺跡〉なり〈文化財〉なりというものは、もうすぐそこの目の前にあって、それをほんとうに子供のころからずっと見ているような状況ですので、見馴れてしまってい

て、その遺物が何なのかは知っているけれども、どういうふうに重要なのか、何で重要なのか、何で保全しなければいけないのかというところは分からないという状況もあるように感じます。そうした際に、先ほどの吉田さんのお話の中にもありましたように、たとえば〈ワークショップ〉みたいなものを実施して、この遺跡の〈価値〉は何なのか、あるいは遺跡を〈守る意味〉とは何なのか、そして、それを守ることによって地域の人たちにどんな〈利益〉というのがあるのかというところもきちんと説明しながら、プロジェクトを進めることが大切だと考えております。

簡単ですが、ご質問への回答は以上です。

【平澤】 ありがとうございます。徳永さんには、いまいただいたご回答をお伝えして、追加のコメントをいただこうと思います。

＊徳永哲氏からのコメント

私は国際貢献の現場に立った経験はありませんが、遺跡を取り巻く地域への向き合い方を考えさせられました。経済状況も厳しくて、遺跡に象徴される文化をいかした観光に地域で取り組む余裕はない。このような地域に立ち向かっておられるのだろうと拝察しての質問でした。明解にご回答いただき、ありがとうございます。

国内においても、遺跡の「価値」や「守る意味」について、地域の理解が弱いところでは、生涯学習や学校教育のシステムの中に組み込んで、遺跡と地域との関係を取り持つ努力が続けられています。その継続の中で、大義名分のような理屈が中心の説明に偏ると、役所がやっていることに住民も協力する取組、という他人事のような理解につながってしまう不安があります。もっと本来的な「自分たちの地域の誇り」として遺跡や文化的景観が身近に実感されるように、地域を支援していくにはどうすればいいか、考究していきたいと思います。

■サルト［ヨルダン］の事例から

【平澤】 もう１件、大石さんに、株式会社イビソクの鈴木さんから、ご質問をいただいています。

ご質問は２つありまして、ひとつは「ヨルダンのサルト市における持続可能な観光開発プロジェクトというJICAのプロジェクトではどのような資源を活かした観光を計画、提案しているのでしょうか。」ということです。もうひとつは、少し広い範囲でのご質問ですけれども、「また、サルト市に持続可能な開発を理解してもらう、もしくは人材教育する上で難しい、大変なことはありますか」というご質問をいただいています。

よろしくお願いいたします。

【大石】 ありがとうございます。

まず、２点目の〈持続可能〉な部分につきまして、ご説明できればと思います。

画像を使ってご説明いたします。

この辺の写真が分かりやすいかと思いますが、ペトラ遺跡内には、こんな感じでラクダとかロバ、馬車に観光客を乗せることを商売にしている現地の人たち（多くはベドウィンの人たち）がいます（画像①、画像②）。ペトラでは、遺跡の入口から、映画「インディ・ジョーンズ」で舞台になった「エル・ハズネ」まで行くというのがポピュラーな観光コースです。はじめていらっしゃった方は、写真を撮りながら歩いてこの場所に行くまで、１時間半くらいかかってしまうような、そういう結構奥地に「エル・ハズネ」はあります。ここからさらにもう少し歩くと、昨日お見せしたようなローマ時代の円柱などもあります（画像③）。

いまペトラの中で問題のひとつになっているのが、このロバやラクダ・馬車に観光客を乗せることを生業としている人たちです。このロバたちは、値段交渉制で、たとえば入り口から「エル・ハズネ」までといったようにある程度の距離、観光客を乗せることになっています。しかし残念ながら、中には言葉巧みに当初交渉した金額以上のお金を観光客から取ろうとする状況も見られます。また、この「エル・ハズネ」まで歩いていく途中の道は、細い崖の中を進んでいくのですが、やはり、そこにもベドウィンや現地の子ども・若者たちが学校に行かずに物売りをしていたり、それから、もっと小さい３歳や４歳くらいの子供たちまでが“One dollar, one dollar!”と言いながら、絵ハガキを10枚１ドルで売っていたり、という状況もあるわけです。

〈持続可能〉なという部分を〈観光〉という文脈で扱う際には、やはり、こうした部分もどうにかしなくてはいけないのではないかと考えているところです。今回、

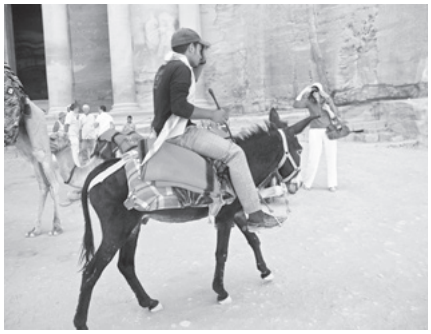

画像①　ロバを操るベドウィンの人

画像②　馬車に乗る観光客

画像③　ローマ時代の円柱

博物館をつくる〈意義〉というところのひとつがここにございまして、そうした観光客目当てに物売りをしているベドウィンの子供たちや、なかなか学校に行けない現地の子供たちに〈教育〉を提供する。そこの中で〈観光〉とは何か、どのようにすれば観光客がもっと来てくれるのか、どうすればリピーターを増やしていけるのかということを包括的に考えていくのが、ひとつ重要なテーマではないのかなと思っています。

また、〈持続可能〉なというところでもうひとつ、エジプトのほうのお話をいたしますと、現在、保存修復センターで働く現地の人材をさまざまな分野で育成していますが、この中にはかなり階層みたいなものがありまして、たとえば、いわゆる研究者の人はほんとうに研究しかやらないという状況があります。たとえば、下準備として、こういう机があって、まず、そこに遺物を持ってくるために、雑巾か何かできちんと拭いて、消毒などして、それから遺物を持ってくるということをしているわけですけれども、日本に研修に来るような一般的な研究者のレベルの方でも、たとえば、雑巾がけをしたことがない、雑巾の絞り方すら知らないという事例もありました。それは、そうした雑巾がけは、いわゆる掃除をする人がすることであって、何で自分がしなければいけないのだという発想に基づくものです。もっと言ってしまえば、雑巾がけをしたことがないから、そんな雑巾の絞り方なんか知らないよというようなこともあるわけです。やはり、遺跡、遺物の保存、修復とかということを考えた際に、自分で一通りのことができる、それは雑巾がけをきちんとして準備をして、後片づけというところまで含まれるのですけれども、そうした基礎・基本のところからきちんとやり方を教えていくというところが最終的には自分たちでできるというところに繋がっていくのではなかろうかと思っております。

そうした状態からはじまりましたので、当初はエジプト側の相手機関や研修受講者のなかには「何でこんな簡単な研修からやるのか。私たちはもっと難しいことを理解し実践できるぞ。」と思っていらっしゃる人もいました。しかし、国際スタンダードの遺物の保存や修復という観点からでは、どこか必要な知識が不足していたり、やり方が間違っていたりという部分も見られました。そのため、そうした部分をひとつひとつ、彼らのプライドを傷つけないようなかたちで、正しいやり方を教えていくというところが今回の私どものプロジェクトの核でありますし、あと、〈持続可能〉なというところを考えていく上で非常に重要なことになるのかなと思います。そうした現地の状況等も踏まえながら、〈持続可能〉な方法ということで、〈観光〉ですとか〈人材育成〉ということを考えていくのが難しいところであり、また基本であるかなと思っています。

以上を２点目のご質問への回答とさせていただきます。

続きまして、１点目のサルトの方の話に移りたいと思いますが、まず、こちらも最初に写真でご説明したほうが、サルトのイメージがわくかと思いますので、どうぞこちらをご覧ください。

サルトはヨルダンの、いわゆる遺跡というよりも歴史

画像④　サルトの街並み

画像⑤　円塔

画像⑥　サルトの市場１

画像⑦　サルトの市場２

画像⑧・⑨　サルトオールドミュージアム　※画像①～⑨　撮影：大石健介

都市・都市遺産でして、こんなかたちの古い町並みが残っています（画像④）。この町並みを全体的に保存して、〈観光資源〉として活用いきましょうというのが、このサルトの〈持続可能〉な〈観光開発プロジェクト〉の事例です。

このようなかたちで昔のモスクや円塔が残っています（画像⑤）。また、町の中心にはこうした市場が開かれていて、いろいろなお店で生活に必要なさまざまなものを売っている、そしてそうした町の中心の市場に人が集まってくるというわけです（画像⑥・画像⑦）。

このような古い町並みを保存していくというのがこのプロジェクトの一番大きな部分になります。

ご質問の、ヨルダンのサルトのプロジェクトに「どのような資源を活かしたか」、「どのような計画を提案しているか」というところですけれども、こうした古い町並みを利用した観光資源の開発を行っています。その中で、たとえば、スタンプラリーのようなものを通じて、町の中を通って巡り、町並みはもちろん、ポイントなる場所や建物に親しんでもらう工夫などを考えています。また、昔の建物を利用したこうした「サルトオールドミュージアム」というような美術館の中にサルトの昔のものが眠っていたりする（画像⑧・画像⑨）ので、こういうものを見て、サルトの歴史やひいてはヨルダンの歴史みたいなものに親しんでもらおうというかたちでやっています。

【小浦】 サルトについては少し話させてください。

【大石】 そうでした。この件につきましては、少し小浦先生のほうからも簡単に補足をお願いするということだったと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小浦】 私の研究室に、以前サルトから留学生が来ており、歴史的市街地での建物調査に行きました。町並みをつくっている建物は、砂岩でできています。黄色い砂岩で造られているのですが、多くはモルタルが上から塗られたり、増改築されたりしています。一番古いタイプは天井がヴォールトになっているのですが、それもその後の改修でわからなくなっています。

サルトは山に囲まれた小さな盆地です。

斜面地にこういった町並みが展開していて、盆地の下のほうにモスクがあって中心的な公共施設があります。その古くからの町の中心には大きな屋敷があるのですが、そこの住民は豊かな方々で、いまは、多くが車の利便性の高い郊外の新しい近代的な家に移られているのですね。その後にサウジアラビアなどから労働者が入ってきていて、屋敷や歴史的な建物に住み始めています。こういったところが建物を保存していく上ですごく難しくなっています。

社会的な状況や経済活動の実態を考えていかないと、モノとしての建築物は資金と技術を投入すれば残せるかも知れないのですけれども、地域の営みに根ざした歴史的な町としての町並みって、なかなか残すのが難しいところがあります。

また、JICAの取組では、ここは斜面地なので階段を整備したり、上から町を眺める場所をつくったり、いろいろ支援をされているのですが、それがサルトのまちや道の成り立ちと合うのか合わないのかとか、結構問題になっていて、その地に合った援助のあり方というか、その地に合ったモノのつくり方というのはなかなか難しいところがあると思いました。そういうところを注意深くやっていくことで、地域の人びとにとって自分たちのものと思える観光の資源になっていくのではないかと思うので、大変ですね。

その辺がJICAの一番大事なところではないかと、行ってはじめて分かりました。

【大石】 ありがとうございます。

そういった点も含め、小浦先生がおっしゃったような問題点は過去あったかもしれません。

昨日のお話でも申し上げましたとおり、そのような反省も踏まえて、エジプトの保存修復センターの案件や、それから特にペトラの案件では、最初の段階から文化財保護の関係者や、また他の考古学系の関係者の方も入れながら、オールジャパンとして、日本として恥ずかしくないような援助、支援をしていこうと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【平澤】 ありがとうございます。

イビソクの鈴木さんはいらっしゃいますか。いまの回答に対してコメントをいただけますか。ご質問の趣旨に応えたかどうかというところも含めてですけれども。

【鈴木】 イビソクの鈴木と申します。

ご回答は非常に分かりやすくて、私が知りたかったことを教えていただきまして、ありがとうございました。

【平澤】 何か補足してということは無い感じでしたけれども、よろしかったですか。

分かりました。ありがとうございます。

■必要な情報、旗、ユニバーサルデザイン……

【平澤】 そうしましたら、引き続き、個別の質問に取り組んでいきたいと思います。

先ほどの西山さんから、秋山さんと杉本さんにそれぞれひとつずつご質問をいただいています。

秋山さんには「丁寧なＡＰ（アカデミックプラン）とＰＰ（フィジカルプラン）の検討の上に立ち上げるデザインについて大変共感します。このとき、周辺の自然風景を回復することが大きな存在感を持つ印象がありましたが、地形学、生態学のＡＰについて、現状で整備に必要な情報はうまく得られているでしょうか。」というご質問をいただいています。

秋山さん、よろしくお願いします。

【秋山】 難しい質問でございますが、まずひとつに、整備していく上では、地形、地質、植生など、現況についての資料はだいたい手に入ります。

ただし、復元していく地形というようなものについてのデータというのは、発掘で出ている場合には、もうそれで復元を検討してまいります。

たとえば、吉野ケ里遺跡の例ですと、原則的には、当時の生活面に50センチメートル盛土して当時の状態に復元しています。大湯環状列石でも同じようにやっております。

まあ、わりと地形については、発掘されているので分かるのですが、生態については、プラントオパールとか、花粉分析とか、そういうものから何があったかということが分かるくらいで、ここに何の木が生えていたかということまでは復元できないというのが実際でございます。これはほとんど私の専門ではない部分でございますけれども、そういう情報を入手するのは考古学的な調査成果から得られると思います。以上です。

【平澤】 ありがとうございます。

杉本さんへのご質問は、「最後のコメントにあった薄氷について、心配事はどんなことでしょうか。」というご質問をいただいています。

【杉本】 最後のつぶやきにひっかかっていただきまして、ありがとうございます。

先ほど報告させていただきましたことをそのままでご理解いただくと、着々と行政計画が進んでいてうまくやっているという雰囲気ですが、ご想像されているように現実的にはそうではないわけです。具体的にことを進めるには、どこでもそうですけれども、やはり、かなりその場その場で解決しなければいけない問題が待っているということです。

私がご報告させていただいた計画のまとめ方、計画のフローというのは、たとえば、市民の方とか議会とか行政内部でコンセンサスを図るときに、あのようなまとめ方をして枠組みを示さないとなかなか大切な部分や考え方がご理解いただけないと想定できるということです。ではそれで、実施することになったとしても、何の問題もなくできるのか、進めていけるのかといったら、ご想像のように現実はそうではないわけですね。そういうことです。

文化的景観の整備を進めていますけれども、そのためにはいくつかの関係法令の間を調整して進めないと「軒ひとつ現状のままで修理できない」みたいなことになるというのが現実です。けれどもそういう現実の面倒くさい話はとりあえず脇において、賛成いただいて進めなければならないということです。

〈文化的景観〉にはやはり〈フラッグ flag〉的効果を期待していて、〈旗〉を立てて自分たちの〈意思〉を鮮明にして、「この指止まれ」とやらないと何も動かないと思います。具体的にことを実行していくときには、良い話だけ考えて進めているわけではない。

もう１点、そういう〈思い〉を持ってやり始めた人間は、仕事が増えても、どうせ自分が蒔いた種ですからいいわけですけれども、具体的に仕事が分担されていくと、みんなが巻き込まれていくわけです。でも、その人たちはほんとうに協力してくれるのだろうか、しかもいろいろな利害関係者と人間関係を取り結ぶことも、重要な仕事としてやっていただかないといけないわけです。〈旗〉を立てるのはいいけれども、では、どこまでほんとうにやれるのかというのは、必ずしも先がクリアに見えているわけではない、その意味で「薄氷を踏む思いで」やっていますということのつぶやきになりました。

【平澤】 ありがとうございました。

西山さんからは３つ、いろいろ違う観点からのご質問をいただきましたけれども、ご質問の回答に触れられた生の感じで感想などいただければと思いますけれども、いかがでしょう。

【西山】 ありがとうございます。

先ほど、川村さんのお話に出てきました「計画の‘け’の字もというところから」というのを、私も計画の‘け’の字のところから関わらせていただいておりまして、質問がすごく学生のような、といいますか、思いつきのものになってしまって、失礼しています。

はじめに吉田さんからお答えいただきましたけれども、すごく自分が「計画」というものに関わっていて感じることというのを、やはり同じように考えられているのだというのが分かりまして、新たな取組に反映されていることで、今後がとても楽しみに思いますので、また機会があればその後の成果など聞かせていただけたらなと思っています。

それから、秋山さんのお話で、地形は発掘の成果でほとんど分かるということがあって、それはすごいと感じました。私は発掘関係のそういうものに携わっていないので、そういう立場からするとうらやましい話だと思いました。少し追加して質問をさせていただいてもよろしければ、植生、生態はほとんど情報が得られないという中で、「えいや」と決めるのかも知れないのですけれども、どんなふうに決めるのかを聞かせていただけたらと思います。

そして、杉本さんへの質問はとても漠然としたというか、分からないといっただけの質問になってしまって済みませんでした。それぞれ大変というのは、覚悟して取り組まなければいけないのだというのがよく分かりました。ありがとうございます。

【平澤】 ありがとうございます。

いま、西山さんから、秋山さんへの追加の質問にも関連して、ＮＰＯ法人近畿地域活性ネットワークの山中さんからのご質問をいただいておりますので、それと併せて秋山さんからコメントいただければと思います。

山中さんはいらっしゃいますね。山中さんからまた後で少し反応のコメントをいただきたいと思いますけれども、山中さんからは「遺跡整備や景観問題で、遺跡公園内の樹木をどう考えるのか。樹木が逆に周囲の景観を見ることを阻む要素である一方、それが価値を持つ要素になっている点。」とご質問いただいています。

これは、要は周囲にある人工物を隠すために植栽をしたとき、その植栽がまたその中の価値をつくるということがひとつ、もうひとつは別のご質問になると思うのですけれども、「景観を守ることと、できるだけバリアフリーを利用できることというのを一体どういうふうに考えるのか。」ということでいただいています。全体の生態的、植物的な〈環境〉をつくることと、〈バリアフリー〉の関係とですけれども、先ほどの西山さんの追加のご質問と併せて、秋山さんからコメントいただければと思います。よろしくお願いします。

【秋山】 西山さんからの追加のご質問になりますけれども、植生については、実施事例からすると、ほとんどが花粉分析によって検討するということになります。

ただし、花粉分析という場合、検出される分析試料が、その場所に実際生えていたかどうかは非常に難しいところがあると思います。たとえば、風によって土が飛ばされていって、谷の下とか、たまたまそういう溜まり易い場所であった可能性もあるわけです。ただ、そういうものが検出されることからは、その付近の植生について、どんなものであったのがだいたい把握できるのではないかということです。

それからもうひとつの問題が、山中さんのご質問ですが、少しこのご質問で、まず、樹木を植えること、それが逆に周囲の景観を阻む要素であるということですが、たとえば、水子貝塚の例などはまったくの平地でありまして、すぐそばに高圧電線が走っていたり、周辺の畑地がいずれ住宅地になることが歴然としておりますので、

実際に遺跡の中の景観を守るという意味で、敷地境界周辺に樹木を配置しています。ただ、それが縄文時代にそこに樹木があったかどうかということは非常に分かりかねますけれども、発掘チームのほうのアカデミックプランとしては、だいたい全体が森だったのではないかなということ、そして、その中に集落があったのではないかというような発想がございますので、それに基づいて周囲に樹木を植えております。

それから、「景観を守ることと、できるだけバリアフリーを利用できること」というのは、私のほうで少しその意味がよく分かってないかも知れないのですが、遺跡における〈バリアフリー〉というのは非常に難しい問題がございますが、できるだけそれに対応すると考えております。

現在では、「バリアフリー」という言葉はある意味では古い言葉になりつつあるのをご存じでしょうか。いわゆる「ユニバーサルデザイン」という言葉がありまして、そういう方向に持っていくということになると思います。〈ユニバーサル〉というのは、簡単に言えば、健常者にとってもそれがメリットがあるということでございまして、要するに差をつけない。〈バリアフリー〉を日本で訴えている会長さんにお話を伺ったんですが、その方はアメリカに行って車椅子で動いていたけれども、〈バリアフリー〉というのは一切感じなかったということを伺いました。要するに健常者と同じ動きだということでした。地下鉄に乗るにも皆レベルが同じで、〈ユニバーサル〉になっているということ。たいてい車椅子の公衆トイレというのは、日本では、男女の間にあるのがひとつあって、男女共用みたいなことになるのが多いようですが、向こうでは全部男子、女子に分かれているとかいうことも伺いました。要するに、そういうふうに考えるのが基本的な姿勢で、〈バリアフリー〉というのをもっと大きな〈ユニバーサル〉ということで考えているとなりつつあるので、私も、できるだけそういう方向で考えていきたいなと思っています。

それから、たとえば、歩道など、そうですが、西大寺の駅からここまで来るとき、あの歩道のなんと歩きにくいことでしょう。私は荷物を持っているので、あの目の悪い方の黄色い点字ブロックがありますよね、あの上が歩きにくくて仕方が無い感じです。そうした文句はあからさまには言えないのですけれども、しかし、さらに歩道に勾配がついている。これは車椅子の方だったら、大変な労力が要りますよね。ですから、これは〈バリアフリー〉だけではなくて、老人にとっても歩きにくいし、健常者にとっても歩きにくい。ですから、そういうものはできるだけ〈ユニバーサル〉な考え方で取り組んでいくということが必要だと思うわけです。

ただし、〈遺跡〉の場合にひとつ、難題にぶつかったのは、東京都にある江戸時代からの大名庭園、それをどのように保存管理し、公開活用していくかという中で、当時〈バリアフリー〉という社会的な要請にどう対応するのかということがありました。東京都ではそれをいろいろ検証されて報告書[2]にまとめられているのですが、最終的に庭園の〈価値〉を損なわないようにするためには、そういう場には全部人力で対応するという考え方にまとめられました。要するに、庭園そのものを、景観を壊さないようにしようという結論に至ったわけです。ですから、遺跡でも、景観を壊してしまうようなことはできるだけ避けるようにしたいと思います。

ただし、繰り返しになりますが、〈ユニバーサルデザイン〉にしていったほうがよいのではないかということは、こうした公共空間の計画の傾向全体に明らかだと思います……こんな感じで、よろしいでしょうか。

【平澤】 ありがとうございます。

周辺の景観とか、そういうことを含めた植物の問題だとか、先ほど秋山さんがおっしゃられた〈ユニバーサルデザイン〉の姿勢で取り組む問題というのは、たとえば、答えがひとつあって、必ずそういう方向に持っていくべきだという話でもないと思っています。

だから、結局そのデザインを提供する、計画をして、その場所をつくり上げるときのいわば〈顧客〉というか、誰を相手にしているのか、その〈計画〉が〈誰〉のためのものなのか。そういうことにも関連をすると思うのですけれども、山中さんはいまのご回答に対して、何かコメントいただけますか。

【山中】 ありがとうございます。山中です。

この問題で最近難しくなってきたなと思うのは、去年の後半から急速に「古墳ブーム」が高まってきたということがあります。これ、厄介になっているなという感じです。いままでですと、古墳の見学者層というのは、かなり足腰が熟練してそういうところに行き馴れた人だったのが、急にブームに煽られてそれまで行ったことがない人びとが行くということになると、たいていの古墳は整備された古墳ではないですから、急な山野の道をテクテク登っていって、私は〈バリアフリー〉と言いましたけれども、秋山さんから教えていただいた〈ユニバーサ

2　大内弘（2007）：東京都の文化財庭園におけるバリアフリー対策；『公園緑地』第67巻第6号（特集：都市公園におけるバリアフリーの対応と展開），p.p.37-40のほか、東京都建設局公園緑地部，『東京都における文化財庭園の保存管理計画書』，平成16年（2004）6月，などを参照のこと。

ルデザイン〉とかの対応で行けるようになるものというのはほとんど無いですし、たとえば、駐車場まで整備されている古墳となるとほんとに少ないですよね。また、樹木があると、もともとの古墳のかたちそのものが分からなくて、発掘されて復原整備されている古墳以外は樹木でもともとのかたちが見えない。樹木の根とかあって、相当検討の課題になることがあるので、これからいまの勢いで古墳ブームが続いていって、結構ブームに煽られて多くの人びとが訪れた場合に、事故とかそういう問題が多く発生して、良くない意味でクローズアップされてしまう危険性があると思うので、その辺りのことを含めて少し質問させていただきました。

結論だけ言って済みません。

【平澤】 ありがとうございます。いまの古墳のことなどどうでしょう、秋山さん、追加してコメントお願いできますか。

【秋山】 遺跡の場合にどう考えるのかという〈ユニバーサルデザイン〉の対応というのは、これから研究されていく重要な課題だと思いますけれども、ただ、古墳の上にどうしても登らなければいけないのかというと、そういう見せ方がすべてであるかどうかということも基本的問題として考える必要があると思います。

古墳の周りには相当の空地があってこそ古墳の意味があるわけですが、日本の古墳はたいてい周りにあまり空地がありません。そこに登るということ、どうしても登るということであるとすると、背負って登るしかないのではないかなと私は思います。スロープをつけて自走でなんかとても無理ですね。そういう対応が〈ユニバーサル〉であるかどうかということ、それはほんとうにそういうことに困っている方々と相談して、そのひとつひとつに対応していくべきだと思います。ほんとうにそういう方と相談されたことはありますか。

【山中】 私自身は、まだその段階まで行っていないです。急激に古墳ブームが高まってきたので、事情を知らずに急に多くの人びとが来て、そういう問題が出てくるのではないかと感じているものですから。

【秋山】 それはほんとうに、私の感じからすると、古墳の〈品格〉を下げるようなスロープはつくれないと思いますね。

そのようなことを車椅子の方が求めているかということもキチッと整理して、取り組んでいくべきだと思います。

【平澤】 ありがとうございます。

関連してですけれども、文化的景観の場面において、多くの地域が高齢化していくということはあると思うのですけれども、いまの〈ユニバーサル〉みたいな問題というのは、たとえば、川村さんの取組などではそういうニーズがあるのかないのか、そういうことを感じられたこととかあるでしょうか。

いまの議論を聞いたりなんかして、もし、刺激されたことなどがあれば、少しコメントをいただければと思います。

【川村】 四万十市の川村です。

たとえば、高齢になった方が山に入られるとか、活動の中で斜面地とかそういったところを通られる場合に危険を伴うことがあって、それに何がしかの整備によって対応するような配慮をしていくかということですか。

【平澤】 もしくは、そういうことをしてくれとか、そうしたほうがよいのではないかという意見があるとか、そういう場合にどう考えたかということですね。

【川村】 たとえば、実際に“くろそん手帖”の取組で山の中に入るようなイベントを実施してみると、高知の場合は、高齢の方のほうが上手に山に登られて、若い方のほうが危なっかしい動きをすることのほうが、実際は多いような気がします。ただ、体力の部分でいうと、やはり若い方のほうが体力ありますので、小さい子はそういう若い子がサポートしていますし、何となくおじいさんの後ろにつく若い人とかいうのが出てくるものです。

“くろそん手帖”の取組では、こちらもコースとしてあまりに危険な場所はもちろん選びませんが、何となくそういうお互いがお互いを気にするような関係があって何とかやっているというところです。

【平澤】〈計画〉との絡みでいえば、たとえば、いまの話は〈しくみ〉的なことにも関連することかも知れませんけれども、その土地、その場所でどういう〈動き〉とか、〈振る舞い〉が合っているのかということとも関係すると思いますね。秋山さんがおっしゃった、〈古墳にのぼる〉ということが果たしてほんとうに古墳と対面することなのかということとも通じると思うのですけれども、こういう〈ユニバーサル〉な問題に関して、池邊先生や小浦先生からは、何かご反応いただけますか。

【小浦】 観光の対象としての遺跡や文化的景観について、そうした場所における移動や観光の機会を保証する問題と、文化的景観の対象地において、そこで仕事をすることやそこでの生活の問題は随分違う話だと思います。農山村系の文化的景地では、かなり高齢化していますけれども、生業の風景も環境も、彼らが支えているわけで、厳しい地形でも、動き方や働き方の知恵が、長年やってきて分かっているわけです。そこを観光地化していくときにどこまで移動や動き方を保証してくれるんだという観光の問題は、改めて考えなければいけないとは思いますけれども、少なくとも文化的景観は、まず地域で生き続けるということが第一義にあって、観光は派生するものだと私は理解しています。

遺跡のほうは、私は専門ではないし、よく分からないことがあります。文化的景観で観光を目的に地域を売り出すことを考えているところはあるかと思います。たぶん棚田オーナー制度に取り組んでいるところとか、そういうところは地域外との交流を考えていますが、それでもそこでの生業のところをユニバーサルに開放することを考えているところはないのではないかと思います。

観光と生活との関係は、文化的景観の場合は難しいと思っています。

【平澤】 ありがとうございます。

【池邊】 ひとつよろしいですか。

【平澤】 よろしくお願いします。

【池邊】 そもそもが、先ほどの〈ユニバーサル〉と〈バリアフリー〉の日本への入り方が単に“ハートビル法[3]”から入っているところとも関連するものと思います。やはり、すべての人びとの〈尊厳を損なわない〉というところから入っているのですけれども、日本はその〈かたち〉だけを真似して、とにかく「どこでも〈バリアフリー〉にすればよい」とか、そういうことになっているところにとても弊害が感じられているのだと思うのですが、実際にはそういうふうになってしまっている。

〈文化的景観〉では起こっていませんが、私が携わっている〈名勝〉では、各所で〈バリアフリー問題〉というのは出てきており、また〈公園〉でも出てきております。これについては、先ほどのお話とも関連するわけですが、やはりある種の〈自己責任〉というか、たとえば、アクロポリスの丘の一番上まで車椅子の人が昇れるようにする〈責任〉が有るのかどうかという、その辺が、たぶん

3　平成６年（1994）に制定された“高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律”（平成６年６月29日法律第44号）の通称。“ハートビル”とは、heartful + buildingからの和製語である。平成12年（2000）には“高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律”（平成12年５月17日法律第68号；通称“交通バリアフリー法”）が制定された。この２つの法律は、平成18年（2006）の“高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律”（平成18年６月21日法律第91号；通称“バリアフリー新法”）制定に伴い統合的・発展的に解消された。この法律の第１条（目的）では、「この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」としている。

首長さんとか議員さんとかが言われると、なかなか〈文化財〉の部門が反論できないという部分はあるかと思いますが、やはり、そこの部分は〈自己責任〉ということで、文化財や遺跡の本質的〈価値〉を損なうような整備はできない。あるいは、〈文化的景観〉についても、やはり〈なりわい〉というものから派生しているものですから、そこに不適当なものが出てくるというのは基本的には無いというスタンスの中で、〈自己責任〉でやっていただくというかたちなのかなというふうに思います。

【平澤】 まあ、〈地域〉の組み立てから考えれば、空間・社会構造の転換の中で、健常者も障害があったりする方も一緒に暮らしていける社会の構築という中で、個別の〈デザイン〉というか〈装置〉としては出てくるかも知れないけれども、それが先ほどの、「これはバリアフリーに対応していますよ」という、要は何か言い訳みたいな、エクスキューズのためにやっているのだという側面もあって、バリアフリーに取り組んでいても、たとえば、そこへの誘導とか案内とか、こっちが使いやすいですよというのが欠けていたりとかですね。

全体性の中で、やっぱりそういう〈バリアフリー〉のかたち、もしくは、もっといまの地域の状況からすれば、いろいろな文脈を持つ地域の人びとがみんなで暮らしていけるような〈ユニバーサル〉のかたちというか、その中で〈遺跡〉の問題も含まれていると思いますけれども、そういうことを考えていくものかなと思いました。

ありがとうございました。

■価値の捉え方、価値の表現

【平澤】 後半に移っていきたいと思いますけれども、ここからは、ご質問に対応して３つの話題について、少し議論を進めていきたいと思います。

ひとつは、《価値の表現》ということとしての「計画」であり、それから、ご講演や報告の中でもたくさんございましたけれども、《共有化のプロセス》、それから、ほとんど同様のご質問を３ついただいていますけれども、《教育との関連》というので少し話を進めていきたいと思います。

価値の見出し方というところで、ご講演やご報告の中でたくさんのことが示されましたが、ご質問にあったのは、たとえば、「鉄道が走る風景を文化的景観と捉えることはできないですか。」というご質問を、今日はもう午後帰られたんですけれども、北海道の山浦修さんからいただいております。

これは、〈遺跡〉であったりとか〈文化的景観〉であったりとか、その他のものもみんな含んで〈遺産〉ということにも関係すると思いますけれども、少し具体的なことについて、「鉄道の走る風景」という、鉄道は出発点と終着点があって、いろいろな地域を通過して、〈線状〉の文化遺産ということになりますけれども、いただいたご質問は、「鉄道の走る風景」を文化的景観として捉えるのかということでもあります。〈遺産〉としては確実にそういう観点もあり得る。そういう〈価値〉の見出し方もあると思いますね[4]。

いままで〈文化的景観〉の具体的取組ではそういうことはやられていませんけれども、その辺はどうでしょうか。有るとお答えいただけるとは思うのですが、日本の国内、明治時代以降鉄道網が張り巡らされてきましたけれども、たとえば〈鉄道〉ということと関連して、地域の〈文化的景観〉だとか〈遺産〉だとかいうことへの視点ということについて、「計画」における《価値の捉え方》あるいは《価値の表現》のようなところから、コメントをいただけたらと思います。

どうしましょうか。特に〈文化的景観〉の観点からというのでもあるのですけれども。

小浦先生と、それから杉本さんと川村さんから、いまの発想というかその辺の感触を少しいただけないかなと思います……かなりムチャ振りかなとは分かっているのですが……。

では、杉本さん、お願いします。

【杉本】 たとえば、鉄道の〈風景〉というより、その或る〈シーン〉そのものが〈文化的景観〉になることはない、とは思います。そういう〈シーン〉がある、そういう〈風景〉がある、ということだと思います。結局それは、いまの文化庁の制度としての〈文化的景観〉から見れば、道とか川とかの評価と同じで、軸線上を文化的な要素が運動していて、そこに人びとの営みの関係性がきちんと析出されてゆけば〈文化的景観〉になるでしょうし、それを残してゆきたいと思うのだったら、重要文化的景観を目指せばよい、そういうことかなと思います。

〈文化的景観〉にするもしないも、それを「地域社会の中でどうしていくのか」という発想が最初にあって、

4 山浦修氏から寄せられた質問票の原文は次のとおり。
鉄道の走る風景を文化的景観としてとらえることはできないのか。鉄道は地域の歴史、文化、経済、政治の総体です。
多くのローカル鉄道は存続の危機に直面している。そんな中でも近年は此処の車輌などが産業遺産として評価されたり、駅舎や橋梁などが登録有形文化財に登録されたり、土木遺産に認定されている例も増えている。しかし、それは、点であるに過ぎない。
たとえば、鳥取県の若桜鉄道は駅舎やトンネル、橋梁を一括で登録有形文化財に登録しているが、一本の線路でつながっているので、これを広域的景観としてとらえ、沿線の風景や文化を含め、文化的景観として認定される可能性はあるのでしょうか。

そのときのポイントに「あ、これだな」という何か具体的な認識があれば、そのポイントを軸にしてやってゆけばよい、そういう意思の有無ということだと思います。ただ、「ＳＬが走っている〈風景〉がきれいだから」というのは、文化的景観の価値とは少し違うと思います。

【平澤】 ありがとうございます。

【川村】 私も、そう思います。

【平澤】 答えが完結してしまった感じでもありますけれども……もう少し、具体的なところでコメントを次いでいただけますか。

【川村】 たとえば、うちは森林軌道の跡とかを〈構成要素〉として評価をしているので、それは、いまはもう走っていない鉄道の跡なのですけれども、それは〈流通・往来〉を考える上で「黒尊の文化的景観」を語るときに必要なものなので、〈構成要素〉として〈文化的景観〉を物語るひとつの〈役者〉にしているのですけれども、「走っている風景」がそれかというと、おそらくそういう感じではないかなと思います。

【平澤】 山浦さんは、昨年度の遺跡等マネジメント研究集会での議論にも参加いただきまして、私は、そんなに単純な意味で「鉄道の走る風景」という言葉に拘っているわけではないと思うのですけれども、いまのお二人からいただいたコメントから考えれば、これまで議論されてきたように、〈地域〉の〈構成〉であったりとか、それを〈文化的景観〉というフレームで捉えたりするときに欠かせないとなれば、それを軸にした〈文化的景観〉としての組み立てもあり得るということだと思います。

そんな感じで、小浦先生、いかがでしょうか。

【小浦】 この手の話は、少し難しいなと思っています。

文化的景観の定義を素直に読めば、自然・風土と人の営みの相互作用によって創出される景観ですよね。地形とか、そういう自然との関わりを持って人びとが営みを行うなかで生まれてきた移動の手段としての鉄道があって、それが沿線というか、その地域の一体性を生み出していて、それがひとまとまりの環境というか、システムとしての価値を持つというのであれば、文化的景観の対象になりうると思うのですね。

都市の文化的景観の保護の調査研究[5]のときに、四万十とそれから宇治と、それから巣鴨と貞山運河を見てほしいと言われて、現地に行きました。

この中で、貞山運河[6]については、すごく悩みました。貞山運河は史跡だと思ったのです。文化的景観かと言われると、営みと地域との関係をどのように評価すればよいのかと思うわけです。最初に掘った運河は、仙台の伊達藩のお城をつくるための物資を輸送するときに、海が荒れるので、阿武隈川から安定的に物資が運べる経路として内陸側に掘ったものです。ですから、アクセスはできないようになっています。お城のものを運んでいるわけですから、一切のアクセスはできないようにつくったのです。その後、明治期に掘っているところは、武士が商売できなくて野たれ死にしては困ると、伊達藩が武士に商売させるための施策だった。だから、当然、運河へのアクセスが確保されています。というふうに、貞山運河とひとことでいっても、掘った時代とか目的とかによって区間ごとに異なるのです。海が荒れるから物資を運ぶ運河をつくることは、自然に対するひとつの営みの解決だと思いますが、水路として時代を経るなかで役割が付加されていきます。近世後期、近代になってくると、新田開発における排水機能を持つことになり、農業用水のシステムの一端を担っていくことにもなっていくので、こうした運河の機能の重層性を見ていくと、運河と地域の関係が見える風景として文化的景観になるのかなとも考えたりしました。

そこで鉄道を考えてみますと、鉄道も、そこで整備された意味があって、それによって生業が誘発されるとか、地域との相互作用が生まれてきて、ある地域の環境を形成するという意味においては文化的景観といえるのかなとも思いますし、その一断面としての電車が走る風景はその文化的景観の１シーンと言えるかもしれません。でも、この鉄道のある地域環境の全体像を成り立たせているシステムが語られなければ、やはりそれは文化的景観とは違うのかなと思います。そのときは、単なるネットワーク上の機能としての移動のシーンということになると思います。

【平澤】 ありがとうございます。

山浦さんがいらっしゃらないということと、もうひとつ、質問が結構長いものですから、冒頭のところしか読んでいませんけれども、山浦さんの思いとしては、ひとつには鉄道が地域の歴史、文化、経済、政治の総体であると、こういう視点のようですから、もうひとつは、鉄道が走る見た目の風景というか、要は鉄道ファンのつぶ

5　文化庁が平成17年度から平成22年度にかけて実施した「採掘・製造、流通・往来、居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」のこと。その成果は、文化庁文化財部記念物課監修／採掘・製造、流通・往来、居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究会編（2010）『都市の文化と景観』（同成社・刊）として出版された。

6　ていざんうんが：宮城県の仙台湾沿いに約60kmにわたって造られた運河網。『都市の文化と景観』（2010）における事例分析の中で、p.p.29-31に「貞山運河・東名運河・北上運河」として、文化的景観の観点から報告されている。

やきということではないと思うのですね。さらに、この質問の最後に、「これを文化的景観として認定される可能性はあるのでしょうか」という書き方がされているんですけれども、これは認定してもらうかどうかという話ではなくて、いま、地域の歴史、文化、経済、政治の総体であるという認識があるのであれば、やはり、そういう〈価値〉を描いて、たとえば、制度としての重要文化的景観への選定を狙うのか、また国土交通省のスキームに乗るのか、鉄道であればそういう可能性もありますけれども、あるいは、技術という観点でとれば、経済産業省のラインのもあるかも知れないという……だから、必ずしも〈文化的景観〉にならなければいけないとか、そういうことではなくて、鉄道というものの文化的、歴史的、それから地域にとっての〈意味〉というものをどう考えて、では、こういう方向でこういうのを調べていこうということになるということではないかと思います。

■リテラシーを高める

【平澤】 そういう〈価値〉をどうやって描いていくかということに関連すると思うのですけれども、長野県の遠藤さんはもちろんいらっしゃいますよね。いらっしゃいますね。なんか、当てられちゃったみたいな顔されていますけれども、遠藤さんからは、小浦先生の「景観リテラシーを高める計画」というご提言の中で、「場所を物語る」というのがどう位置づくのかということについてもう少し追加して教えていただきたいということをいただいています[7]。これに関連して、小浦先生からコメントをいただきますけれども、そのことと、秋山さんがおっしゃっている〈品格〉であったりとか、吉田さんがおっしゃった〈地域のコンテクストの把握〉であったりとかいうこととの関係を、それぞれ秋山さん、吉田さん、どうお考えになっているのかということを、その後でまたコメントいただければと思うのですけれども、まずは小浦先生からお願いします。

【小浦】 この「景観リテラシー」は、最近考え始めたところです。これは「計画」というよりも、「プログラム」の問題かと思っています。川村さんが、いま、四万十でされていることそのものが、そのプログラムです。教育という言葉をプレゼンテーションのときに言いかけてやめたのは、現場で経験することを繰り返しながら、「学んでいく」、「気づいていく」ものとしての〈リテラシー〉があるのではないかと思っているからです。

もちろん教育というか、教えるということもあると思うのですけれども、いわゆる学校で教えるというよりは、現場で気づく、そういう「プログラム」として景観リテラシーを高めていくことが、持続的な保全を進めていくときの社会のバックグラウンドとして必要なのではないかと思って、最近少しずつ考え始めているところです。

秋山さんがおっしゃっている〈オーセンティシティ〉の本質的価値の問題とか、吉田さんがおっしゃっている〈地域のコンテクスト〉も、景観リテラシーにおける重要なキーワードだと思います。そして、それらについて説明したときに、「ああ、うちだったらこんなことなのね」と語れること、そのための気づきのプログラムをつうじて、景観リテラシーを高めることが、大事かなと思って、お話ししたというところです。

【秋山】 もうこれ以上つけ加えることはございません。先生の言うとおりでございます。

【吉田】 私も同じです。

【平澤】 では、いまのコメントについて、遠藤さんから感想をいただければと思うのですけれども、よろしくお願いします。

【遠藤】 長野県の遠藤です。

いま、自分でもある地域の文化的景観の計画づくりをお手伝いしている中で、文化的景観の制度そのものが「景観地」であり不動産を対象として制度設計されているのですけれども、対象として考えている本体のほうは背後にある〈システム〉とかに重点を置いて検討しなければならないとか、少し「ねじれ」と言ってよいのか分かりませんが、その辺りをどういうふうに表現し、それを守っていくために、「計画」には何を書き込むべきなのかということをいろいろ迷っているところがあります。

そういう中で、今回、先生方からのご提言を伺ってい

7 遠藤公洋氏から寄せられた質問票の原文は次のとおり。
小浦先生の「景観リテラシーを高める計画」というご提言の中で、「場所を物語る」ことがどう位置づくのかをもう少しお聞かせください。そのことと、秋山先生の「品格（うそをつかないための本質の把握）」、吉田先生の「地域のコンテクストの把握」との関係を各先生がどう考えておられるかをお聞かせください。

ると、何となく解決への道筋が見えたような気がしまして、何となく分かったような気になったところでもあるわけですが、しかし、その背後にある〈システム〉が分かるように表現をしたとしても、それでたぶん、特に小浦先生がおっしゃったような〈定性的〉な〈方針〉だとか〈基準〉だとかいうものに近づけるようなものが書き込めたとしても、それでほんとうに〈システム〉が守れるのかなというところがまだ少し納得がいかない、分からないところがありましたので、ご質問させていただいた次第であります。

【小浦】 計画を書いただけでは守れません。すみません。答えてしまっています。

一般的な景観でも同じですが、基準をつくったから自動的に景観が良くなることはないですよね。基準をつくることで、ある程度、社会的認識のバックグラウンドはできるかも知れませんけれども、それを運用していく〈しくみ〉が要るわけです。計画に書いた方針や基準をつかっていくには、たとえば、地域で何かが起こったときに、相手とやりとりできる場を用意する〈しくみ〉をつくっておくとか、そういうことは重要なわけです。

景観の地域らしさについて景観計画の方針に書いておいて「ほら、ここに書いてあるし、対応してよ」と協議するとか、景観リテラシーを高めるプログラムを用意しておくとか、景観の成り立ちを伝えるために「計画」はあると思うのですね。文化的景観の計画でも、何かが起こるときの準備をするところがあり、たとえば、人の育て方とか、協議の場のつくり方だったりとか、何かが起こったときに、それを察知することができる関係であったりとか、そういう〈しくみ〉を用意することは大事です。いまのは、都市的な状況を想定して話していましたが、農村の景観であれば、農業が成り立つこと、その営みを支えるために農政との協議の〈しくみ〉をつくるとかが考えられます。いずれにしても地域の景観についての社会的認識のバックグラウンドを共有することが大事なのだと思っています。

【平澤】 ありがとうございます。

これは、「計画」が「絵に描いた餅」ではなくて、そのまま実施するのはどうかということとも関係すると思うのですけれども、特にいまの話題も、それから、何世代か経過するといろいろな話が通じなくなってしまうということの中で、世代を通じて、常にそれが、「計画」そのものが生きて、人びとと〈対話〉できるような、そういう生き物のように「計画」をうまく育てるというか、そういうことのようにも思いました。

そういうことは「いろいろな人びとが関わる」ということでもありますから、しばしば、今回の昨日、今日の講演・報告の中でも〈価値〉をどういうふうに〈共有化〉するのかとか、その〈共有化〉をどういう〈プロセス〉で実現していくのかとか、そういうことが「計画」ということを考えていく上で、とても重要であるということでもあったと思うわけです。

■〈価値〉の共有か？　共存か？

【平澤】 そういうことに関連して、北海道平取町の吉原さんから、「文化的景観の対象とその価値システム、空間の成り立ちの共有化」ということについて、小浦先生にご質問をいただいております。吉原さんからの質問票[8]には仔細に書き込まれているので、これ読み上げるよりは、吉原さんから小浦先生にお聞きになりたいその心をコメントいただくのと、もうひとつは、同様のことについて、大石さんの海外の事例などで関連する地域や知見があれば、ぜひ伺いたいということですので、まずは吉原さんから、ご質問の趣旨についてお願いします。

【吉原】 ありがとうございます。

質問票に書いた趣旨は、キーワードでいうと、「価値の共有化」を強調することと並行して、「共存」という

8　吉原秀喜氏から寄せられた質問票の原文は次のとおり（下線・傍点は質問票から引用）。
国内外の事例が包括的に検討されたうえで、実践にも効果的な理論面の整理と方向性、考え方のご教示があり、とても参考になるご講演でした。
［引用註：以下、質問］
「文化的景観の対象とその価値システム（空間の成り立ち）の共有化」など、価値の共有が強調されるのは当然としても、共存という視点もまた重要ではないでしょうか。そのための枠組みとしても景観にともなう諸計画は役立つだろうという考え方です。
たとえば、中華街とか、コリアンタウンとか、ブラジルからの移民系の人たちの集住地域とか、隠れキリシタン系やアイヌ民族系の人たちの多い集落とか、などを念頭に置いてのことです。
文化的・民族的背景の相違をふまえた価値の共存と文化的景観の関わり事例や、そもそも、その考え方について、ご意見があれば、お聞かせください。

考えも大事ではないかということです。それは、『計画の意義と方法』という、今回のテーマとも繋がる問題であるように思いましたので、そのように質問させていただきました。

この発問のきっかけは、直接には、昨夜の情報交換会で小浦先生とお話しした際に伺ったご意見にあります。昨日のご講演は、以前にお聴きしたものからさらにバージョンアップされた内容だと思ったので、情報交換会の場で小浦先生に、「拝聴できて、お得感が大きなお話でした」みたいな感想を伝えに行った時の話です。「価値の共有化」というのはとても大事だけれども、では、どうしたらできるのかという問題について、先生は、「教育」という言葉を、他に言いようが無かったので使ったのだけれども、実は使いたくなかったという意味のことをおっしゃいました。それは私としても同感なところがあって、小浦先生のほんとうの意図とは違うかも知れませんけれども、〈馴染ませる〉とか〈育む〉とか、その結果として、おのずと〈滲み出る〉とか〈醸し出される〉とか、そのように表現したいという気持ちなのだろうなと受けとめました。いま自分自身が、基本、そのように思って取り組んでいるところです。

では、「共有」と「共存」とはどう違うのか、なぜこだわるのか。「価値」という言葉がもともと重たい言葉ですよね。さらに「本質的価値」みたいな表現になると、文化庁が〈お墨付き〉を与えるという感じになります。それはものすごく一元的な〈価値〉であって、ある意味、これに逆らうのは許されないくらいのニュアンスで受けとられかねないです。それに加えてさらに〈教育〉で分かってもらう、分からせるみたいなことになると、ほかの〈価値〉は許容できない、あるいは軽視される、そういう考え方であり、制度なのかと。極端に言えばですが、そのようにみなされることを危惧しています。

私は、質問票で、「文化的・民族的背景の異なる人たちの共存」ということを事例に挙げましたけれども、そのような問題でなくとも、そもそも〈文化的景観〉といったときに、「文化的価値も大事だけど、経済的価値のほうが大事でしょう」みたいな遣り取りは、どこにでもあるのではないでしょうか。そういう場合に、本質的価値と言っても〈一元的なもの〉ではなく、〈絶対的なもの〉でも、もちろんなくて、いろいろな〈価値〉が「共存」できるような備えがある、〈選択肢〉はあるのだと。たとえば、このエリアについては文化の分野にプライオリティーがある、その文化のこういうところに〈価値〉がある、経済活動の優先度が高いのはこのエリア……などなどのことが丁寧に配慮され、説明されて、〈選択肢〉があらかじめ準備されている。そういう棲み分けを積極的に意識した「計画」のあり方が、けっこう大事なのではないかなと思うのです。

ある価値に基づいて定めた〈規則〉などを斉一に厳守させる、といった方法に比べてもどかしい、あてにならないように思うかも知れません。けれども、住民の方々一人ひとりが、いろいろな〈選択肢〉をひとつひとつ能動的に選びとる。大局的には価値を「共有」する努力をしつつ、緩やかにではあってもある程度方向付けられているものを選択しながら、「共存」を図る。地域社会におけるそうした持続的な取組の蓄積の結果として、〈育まれる〉とか〈醸し出される〉とか〈滲み出る〉とか、そういうふうにならないかな、と思うわけです。

ストーリーとしては少し美し過ぎるかも知れませんけれども、そういうことを意図して、「共存」という語について、キーワードとしてこだわったのです。

いま述べたようなことについて、どう思われますか。また、提起している問題に則した事例があるということであればお聞かせいただきたい、というのが質問の「心」です。

【平澤】 小浦先生、お願いします。

【小浦】 いま、お話をお聞きしていて、「価値」という言葉の使い方の問題のように思いました。

文化的価値、経済的価値、社会的価値、そういったことをしっかり押さえるというときの使い方と違って、文化的景観の価値と言ったとき、その「価値」は、景観を成り立たせている地域における〈システム〉であり、さまざまなものが〈共存〉している状態も、その価値のひとつの側面と考えていて、そのような文化的景観の「価値」を共有するという使い方をしました。地域には、いろいろなものが共存していると思うので、そんなに大きく違うことを言っているような気はしていないのですけれども。

さきほど「計画」って何なのだろうというときに、景

観リテラシーの話で、教育ということではなくて、「発見する」とか「見出す」というプロセスの中で、景観の意味を理解する、共有していく、という言い方をしたと思うのですが、吉原さんがおっしゃっている共存しているさまざまな価値観を知ることが「共有」という考え方なので、概念的には対立的には使っていないと思うのですね。

〈文化的景観〉にしても、〈地域づくり〉も一緒だと思うのですけれども、計画のプロセスそのものが大事で、プロセスへの参加や、地域のことを一緒に考えていくこととかに、時間をかけられるときと、時間をかけられずに焦ってつくってしまうときとか、実際、計画をつくるときにはいろいろあると思うのですね。

ですから、計画ができても、その次のステップのときに、もう１回地域で時間をかけることが、四万十もそうですが、価値を共有するプロセスだと思います。吉原さんのところもそうですよね、時間をかけてつくって、また次のステップで時間をかけながら、いま価値の〈共存〉についての考え方を共有するプロセスにあるのではないかなと思うのです。

計画のつくり方をどうするか、そこにどんな人が関わるのか、どういう時間をかけてどういうことを考えていくのか、それをどう書いていくのか、こうした一連の取組が計画であり、地域によってやり方がそれぞれ多様になってきているということではないかと思います。

すいません、話があちこちいって分かりにくくなってしまったかも知れませんが、要は複数の価値が共存する状態をも共有化するというか、一緒にわかっていくプロセスが大事なのではないかということです。

【平澤】 ありがとうございます。

私はいま、話をお伺いしていて思ったのですけれども、先ほどの山浦さんの「文化的景観に認定されると思いますか」という、〈価値〉ということについて、何か誰かから〈お墨付き〉をもらうみたいな、ものすごい強力な何かが、あるかと思うのですね。

先ほどの〈気づき〉の〈プログラム〉としての〈リテラシー〉をもっと浸透させてくると、もやもやと戻ってくる問題がもう少し生き生きと全国いろいろなところでいろいろなかたちで展開できるのではないかと思うのです。それがつまり、それぞれの人にとっての〈意味〉ということだと思うわけです。

多くの人びとにとって、自分が〈関心無い〉ことはほとんど〈意味〉が無いわけです。ですから、たとえば我々が、「〈遺産〉を何とか継いでいきたいな」というそのことに〈意味〉を感じて、こうして集まっているわけですけれども、おそらく世の中のもっと圧倒的に多く割合を占める人びとは、実はそういうことにあまり日常的関心は無いということがあると思うのです。

それはたとえば、私たちが何かを〈守り継いでいきたい〉ということについて、私たちと同じ〈意味〉でなくてもよいわけですけれども、それぞれに、それが世の中に存在するのだということで〈意味〉が繋がっていくと、たぶんいろいろなステークホルダーといろいろな関係を持って、どうしていこうかという議論が出てくるのではないかなと思います。

【小浦】 いま、聞きながらと思ったのは、「制度としての価値」と「地域での価値」があるように思います。

特に、文化的景観の場合は、制度としての価値というか、重要文化的景観の選定基準のための価値づけがあって、それとは別に、地域的価値といえるような、地域の人々が認識している文化的景観のまとまりの価値があるように思います。制度としての価値であっても、それを説明する努力が地域の景観リテラシーを高めるプログラムをつくるプロセスになるので、実はとても大事なこと

なのです。ただ、文化的景観の場合、遺産ほど学術的なアカデミックプランと計画がうまくつながっていないように思います。制度の要求とは離れて、学術的に文化的景観の価値を語る状況になっていないので、文化的景観では、制度的価値と地域的価値に混乱とういうか、齟齬があるように思います。

【平澤】 いまのようなことについて、池邊先生はいかがですか。

【池邊】 最後にお話ししようとも思っていたのですが、〈価値の共有化〉というのは、やはり、私は〈価値〉を〈共有〉できる〈人間〉が育つかどうかという話で、それをたぶん小浦先生は〈教育〉という上から目線で言うのではなくて、先ほどもおっしゃっていましたけれども、私は〈生活〉を通じて親から子へ、――地域では親子が絶対なわけですけれども――、〈受け継がれていく〉ようなものだと思っていて、それが「景観」という言葉は目に見えやすいので、“景観法”とかで整えてやるとお金がつくわけですね。

でも、それがたとえば、おひな様とか、お正月のお雑煮だとかお節料理だとか、そういうものは一見〈目に見える〉わけですが、もう既に〈商品化〉されていて、皆さんのお宅でもデパートとかがつくるお節料理で過ごされているところが多いと思いますが、そういうふうになってしまうと、では、10年後に、いまここで文化財に認定された〈文化的景観〉を引き継いで、私たちも「引き継いでいきましょう」という若手が育つかどうか。あるいは30年後に、いまの中学生や高校生が、それが自分たちのアイデンティティとして、〈誇り〉を持って、〈お荷物〉ではなくて〈自然体〉として、自分たちの〈アイデンティティ〉として受け継いでいけるかどうかということだと思うわけです。

そこにやはり〈価値の共有化〉ができるかどうかというのが、繋がれていくと思っているわけですね。

私が、昨日、「教育」ということに触れたのと、「歴史文化基本構想」と、今日、先ほど宇治のところで使っていただいたということでとてもうれしく感じたのですけれども、そこでたぶん地域の〈歴史〉だとか、地域の〈ＤＮＡ〉とかを受け継いでいる、――先ほど、秋山さんとは地域の〈におい〉かな、というお話をしていたのですけれども――、小さいころから、たとえば、お祭りだとか、四万十川でエビをとったり、そういうことを通じて引き継がれていく、それが「四万十川っていいな」と思って、こんなところで「また自分の子供たちも遊ばせてやりたい」とか、そういうふうに思っていくという〈循環〉ができるということが、「教育」といったら変なのです

けれども、そういうところの〈価値〉であると思っています。

それで、昨日、「投資」だとか大変なことを言ったので、小浦先生には少し誤解されているかも知れないのですが、〈お金〉ということで、端的に言ってしまいますと、たとえば、“くまモン”とか、それから関西だと“ひこにゃん”ですか、今年は“くまモン”の効果がものすごかったということがあって、その他のところでも、実は私の大学は千葉県松戸市にあるのですけれども、松戸ではそういう新たな、所謂“ゆるキャラ”をつくったらよいのではないかと市長が言い出したりするわけですよね。しかし、そういうものが地域のアイデンティティとして引き継がれるのはとても不幸なことで、そういうものに対して、やはり、日本人は、変な話ですけれども、宗教観も薄いですし、民族観も薄いですし、あと地域性というか、関西のほうは比較的強いと思いますけれども、関東なんかだとたぶんすごく弱いと思うわけです。諸外国に比べてということですね。自分たちの郷土に対する誇りだとか、その風習だとかをみんなに披露したり、それがよいと思ったりしているところが非常に少ないと思うので、そういうものを、〈価値〉の〈共有〉できる〈人材〉を小学生や中学生から何らかの機会を通じて体験してもらおうということだと思うのです。

ひとつの事例で言いますと、私が保存管理計画で関わっている富士宮市では、文化財の教育委員会の人間が出前授業と称して、実際に保存管理計画で扱っている案件を持っていって、中学生が現地に来て、“白糸ノ滝[9]”なのですが、自分たちの考える名勝の保存管理とはどういうものかというものをカードで発表してもらったりしています。それは決して押しつけではなく、彼らにとっ

9　名勝及び天然記念物白糸ノ滝［昭和11年（1936）9月3日指定，静岡県富士宮市］。平成25年（2013）6月に世界文化遺産に登録された「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産のひとつでもある。

て“白糸ノ滝”というのはどういうものなのか、どこがきれいなのか、どういうふうに富士山の伏流水で出てきているものかということを、みんながそれぞれの視点で考えて何か発表し合うという〈機会〉を、教育委員会の方が、――実際の説明は土木の担当の方でしたけれども――、行ってお話ししているという〈交流〉をしているわけです。

ですから、そういった生活の中の要素を引き継いでいくもの、そういうものを育てること、それがたぶん、有形の文化財であるとか、あるいは、景観というものを〈支えていくもの〉の〈価値〉のベースをつくっていくものだと思うので、そういった意味で、私は、〈ストーリー〉を立てて「歴史文化基本構想」みたいな、地域の〈ＤＮＡ〉を継ぐようなこと、そういうことをツールとして、「文化的景観」の保護制度や「景観法」をうまく利用していく〈間〉のツールとして、あるいは、それを営業的に地域のＩターンやＵターンや定住率を高めるためのひとつのツールとして、地域を愛するという〈心〉を醸成するという意味で、そういう文化財というものを使うという、そういったことに〈投資価値〉があるというふうに考えているわけです。

要するに、“くまモン”ですと、２、３年間で無くなる投資かも知れないのですが、いま申し上げたようなものが醸成されれば、10年後、20年後も定住していくという〈人材〉が、そこの地域を支えてくれるとしたら、これは非常に大きな〈投資〉になると考えます。

少し長くなりましたけれども。

【平澤】 ありがとうございます。

いまのお話をお聞きになって、国際的な活動の中で少し反応していただく感じで、大石さんからコメントをいただきたいと思います。

【大石】 ありがとうございます。

直接ご質問の答えにはなっていないだろうなと思いながらの回答で恐縮ですが、やはり、〈価値〉の〈共有化〉ですとか〈共存〉といったところは非常に重要であると考えております。

いまお話を伺いまして思いついたのは、〈文化的景観〉という文脈からはとても離れた〈紛争の解決〉とか〈平和構築〉とかといった文脈になりますけれども、たとえば、紛争中のある国のあるコミュニティでは、部族間でお互いに殺し合いをしてしまったということがありました。そうした中で、コミュニティの〈和解〉をどうするかというところで、それぞれの部族が持っている伝統的なもの、宗教ですとか、お祭りですとかというものを一緒にやっていくことによって、コミュニティの〈一体感〉

とか、それから、そこから出てくる〈許し〉の感情とかを引き出していくというようなことがありました。

また、これはルワンダの事例ですが、ルワンダでも1990年代の民族間での大虐殺後、その国民和解の方法として、昔から伝えられている伝統的な紛争解決手段である、“ガチャチャ[10]”という制度が用いられました。そうしたところで部族なり、また地域なりが伝統的に持っている〈価値〉というものを、紛争解決や民族和解に繋げている事例はありますので、そのようなところから、〈価値〉の〈共有〉とか〈共存〉とかを図れるのではなかろうかと思った次第です。

また、これは本当に単なる思いつきに過ぎませんし、実現可能かどうかもわからないのですが、ペトラの関連ということで、たとえばヨルダンの中に幾つか“聖書”に出てくる〈遺跡〉や〈遺物〉もあったりします。そうしたものを周辺の地域の人たち、特に他宗教の人たちに理解してもらうようなかたちでうまく“聖書街道”みたいなものが出来たとするならば、これは複雑な中東地域の〈融和〉とか、さらなる〈発展〉に繋がっていくかもしれません。もちろん、さまざまな難しい課題が山積みしておりますので、本当にアイデアに過ぎませんが。

いずれにしましても、そうしたところから紛争解決、ひいては国際的な文脈でも、引き続き〈価値〉の〈共有〉とか〈共存〉というところを考えていければということを思いました。

【小浦】 ひとつだけ。

【平澤】 どうぞ。

---

10 Gacaca：ルワンダにおいて、地域共同体レベルでの民衆の意見に基づいて行われる裁判形式。近年では、1994年の大虐殺（ジェノサイド：genocide）罪容疑者に対して、全土にわたって国民和解の重要な手段として実施され、その功罪についてもさまざまに議論されている。武内進一（2005）：ガチャチャの開始―ルワンダにおける国民和解の現在―；『アフリカレポート』, No.41 (http://d-arch.ide.go.jp/idedp/ZAF/ZAF200509_012.pdf) のほか、Human Rights Watch(2011): “Justice Compromised, The Legacy of Rwanda's Community-Based *Gacaca* Courts” (http://www.hrw.org/node/99189) などを参照のこと。

【小浦】 いま大石さんの話を聞いていて、少し思い出したことがあるのです。〈文化的景観〉には、いま生きているという状態があるので、地域の生き方として議論しやすいのですけれども、遺産とか遺跡になるとある時代が特定される価値ですよね。

うちの留学生でマケドニアから来ている学生がいます。マケドニアでは、ビザンチンの世界にオスマンがやって来て、社会主義になって、いろいろあって、独立したわけですが、いま「ビザンチンにもどる」という価値観が支配的ななかで、オスマン時代の遺産や遺構の保存の問題はナイーブです。オスマン時代の遺産を大事と考える価値観がないときに、遺産を守るということはどういうことだろうと、すごく気になっています。

また、以前、歴史的町並みの公共性をテーマにした会議で、植民地であったところでの町並み保存は多くの場合、かつての宗主国がつくった建築物群を保存することになるが、どう考えれば良いのだろうと思ったことも思い出しました。もちろん地域の材料で、地域の技術でつくられているのですが。

何にどういう価値の置き方をするのかということでは、社会が変動するなかで、遺産とか遺跡のほうが文化的景観より、守るときの〈価値〉の考え方は難しいのではないかと思ったのですが、その辺はいかがですか。

【平澤】 前回の研究集会の『パブリックな存在としての遺跡・遺産』という報告書の中で、少し変てこりんな文章を私が書いているので、また後で読んでいただければと思うのですけれども、だいたい〈遺跡〉のこととか、〈遺産〉、それから〈文化的景観〉はまた少し違うということすけれども、たとえば、〈文化財〉としての〈価値付け〉という点で、結構、〈文化的景観〉の在り方というのは、最初のボタンをかけどころから、みんなに相当勘違いされていることはあると思うわけです。

それともうひとつは、実は前回、マネジメントの研究集会のほうで議論したところですけれども、「遺跡の価値」と言って、文化財保護法の規定に基づいて「史跡」に指定されるという意味での説明文というのは、徹頭徹尾、歴史学的、考古学的な記載を根拠にして、だから「価値」があるのだと言っているわけですけれども、〈価値〉というのは別にそういう側面だけではないですよね。何かの遺跡が、いろいろな人にとって〈価値〉がある場合に、先ほど〈共有〉と〈共存〉という話がありましたけれども、その〈価値〉は、どちらかというと〈共有〉されるものというよりは〈共存〉している感じであると思うわけです。

たとえば、この平城宮跡に訪れる人の８割、９割方のうちに、この特別史跡を、昔でいえば、「国家の顕彰」として残すべきだと思って来ている人は、いまの時代あまりいないのではないか、みたいな状態ですね。けれども、また別に、たとえば、平城遷都1300年祭で、いろいろな取組を協議会形式でいろいろな人が参加をして、いまも毎年３回ほど開催されている“天平祭”というのがありますけれども、そこにどんどんいろいろな人が参加してくる。そういう感じで、この〈場所〉に対する社会の対応というのはどんどん変わってくるわけですね。

ですから、〈文化的景観〉は〈地域〉そのものなので、変わっていくことが含まれているということはありますけれども、〈遺産〉も物理的には、たとえば、高松塚古墳やキトラ古墳の壁画を何とか保存しようというような、そういう観点からすると変わらないでいて欲しいという願いになるわけですが、〈場所〉としての〈遺跡〉というのは、その地域の社会的変容とかいうことを含めて見ると、実はどんどん変わっていくものだとも思うわけです。

■〈気づき〉の教育

【平澤】 予定していた時間が過ぎているのですけれども、ひとつ先ほど申し上げたご質問で、あと、〈教育〉について２ついただいているのですが、要は、教条主義的に、「もうこれはこういう価値があるから、おまえらそれでいけ」というような、もしかしたら何か誤解の感じもあったりするかも知れないと思うのですけれども、そういうことではなくて、〈教育〉の中でそういう〈遺産〉の保護に関わる〈プログラム〉の「計画」、「構想」と関連して、学校教育での取組というのが果たしてできるのか、というご質問を２ついただいています。

それは、先ほど小浦先生がおっしゃったみたいな何か案としての、――いや、これは池邊先生がおっしゃったものですかね――、要は、「これはこういう価値があるからそういうふうに認識をしろ」ということではなくて、やはり、まずはそれに実際に触れてもらって、自分たちの〈ニーズ〉として、たとえば、子供の心の中にどういう〈価値〉が育つかは少し分からない部分がありますけれども、でも、確実にいまの〈若い世代〉が次の社会の中でどうしていくかという〈活動〉をするわけですから、その人たちが〈自分の価値〉として、その〈意味〉を構築できないといけないと思うのです。

いただいた質問は、具体的なアドバイスをもらえないかみたいなことですけれども、一方でそういうことを思ってみると、自ずと、たとえば、この子たちに〈気づき〉を持ってもらうためにはそうしたらよいのかという観点から考えれば、おそらく、ああ、こういうふうにし

てみようかな、あんなふうにしてみようかなとか、そういう流れになるようにも思うわけです。

川村さんが、いろいろ、「まだこんなことをやっているのかと言われるかも知れない」という心配もありながら、講演されましたよね。しかし、お話しを伺うと、いろいろそういうチャレンジングなことをしているわけですね。とりあえず、とにかくこれいけそうだから、少しやってみようかということのトライ・アンド・エラーの中でできていくということでもあったと思うわけです。

杉本さんの話題の中でも、短い時間でしたので、たぶん１日お話をお伺いしたら、なかなか厳しいということの具体的な、詳しいところも分かると思うのですけれども、いまある現状としての〈成果〉だけを、こういうシンポジウムとか、いろいろな印刷物などで紹介されているのを読むと、なんかとてもうまくできているように見えるわけです。しかし、結局そこに至る現実の物語があって、選べるところとか、選ぶもの――少し危ないけれども獲りに行こうとか、そういう決心を繰り返した結果、いまのかたちがあるということだと思うのですね。

そうすると、「計画」のことについても、「価値」のことについても、やはり、それを誰のために、誰と一緒にやっていくかという、そういうことを考えて、それぞれみんな抱えている具体的な状況が違うわけですから、いろいろな情報を集めるにしても、最後は自分で考えて、自分がほんとうに感じる〈価値〉を伝えたいと思う場合もありますし、研究集会の冒頭のところでも申し上げましたけれども、どうも私の感じでは、一番肝心な、自分たちが〈計画〉をつくるとかというときに、そこの一番大事な部分が、何かだんだんぼやけてきているかなというように感じているわけです。

何か、最近たくさんのツールが用意されてきた中で、これもあれも使わなければいけないのかとか、何であれは使わないのだとか、委員の先生方とか、中央行政機関から言われて、ついつい、それに反応して対応してしまうということで、本来の〈計画〉の〈意味〉なんかが見失われがちになるかなと思っています。

何かまとまりが無くなりましたけれども、〈教育〉のことについてご質問をいただいた大分市の五十川さん、それから、久山町の江上さんには、ご質問のお答えになっていないかも知れないとと思いますが、〈教育〉の話題が出ましたので、これまでの議論やご質問に関連して、何かコメントをそれぞれいただければと思うのですけれども、五十川さんと江上さんと、お願いできますでしょうか。まず、五十川さんからお願いします。

【五十川】　大分市の五十川です[11]。発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

この討論を通じて、私も教育という面で〈遺跡〉と〈文化的景観〉は、やはり若干違うのかなと思いました。私はいま、“大友氏館跡[12]”という遺跡について保存管理計画を策定しようとしておりますが、まだぺんぺん草が生えて、遺跡の上に何もない状況であるわけです。ですから、その中で〈気づき〉の〈教育〉というのは確かに重要だろうと思うのですけれども、なかなかいまの状況では〈気づきにくい〉のかなと思う部分も多々あります。

今日の議論の中で、〈計画〉は〈生きている〉ものだという意識が重要だと思いました。最初は強要になるのかも知れませんけれども、その史跡の歴史的価値や歴史的背景などについての〈教育〉を実践していく中で、興味・関心を持ってもらい、遺跡の調査や整備の過程でそれなりに〈遺跡〉が見えてきた段階で、史跡の個性といった新たな視点による〈教育〉の〈見直し〉を〈計画〉の中で段階的、弾力的に取り組んでいく必要がある、そういうことを、この討論に参加する中で、考えるようになりました。ありがとうございました。

【平澤】　ありがとうございます。

では、江上さんからも、お願いします。

たぶん、いまの五十川さんと同じようなお気持ちがおありになるかと思いますけれども…。

11　五十川雄也氏から寄せられた質問票の原文は次のとおり。
～計画・構想と教育について～
史跡等に関して、将来に伝えていくためには、地域・人を育成し、教育（特に学校教育）等で、その価値を知って、学んでもらうことも重要と思われる。
学校教育と計画・構想との関わり合い等をどのように捉え、考えていくべきでしょうか？

12　史跡大友氏館跡［平成13年（2001）8月13日指定，大分県大分市］
平成26年（2014）1月現在、「史跡大友氏遺跡」として、大友氏館跡のほか、旧万寿寺地区・推定御蔵場跡などを含む約15haが、史跡指定及び保護すべき範囲となっている。

【江上】　久山町教育委員会の江上と申します[13]。

いまのまさにそうで、同じような状況の“首羅山[14]”という遺跡を抱えているというところで、いまから基本構想に取り組んでいくのですけれども、実は今年史跡に指定されて、学校との連携ということにかなり力を入れてきておりまして、それが指定になった要因のひとつという経緯があります。というのは、うちの町は8,000人の人口なので、小学校は２校なのですけれども、そこに非常に理解のある先生がいらっしゃったのですね。そういったことで、一緒に取り組んで進んできたのですけれども、その先生がもうそろそろ異動しないといけない限界に来ている。そして、私なんかももうどんどん年齢が重ねてきている。こういったときに、〈教育〉というものは非常に力を入れてきた中で、その〈教育〉も〈押しつけ〉ではなくて、できるだけ多くの子供に〈気づき〉の機会をといったことでやってきたのですけれども、それを今後どうしていったらよいかという問題に直面しています。熱心な先生がいなくなった後、ここはどうなっていくのだろう、そういったことから、こういった〈計画〉という中に盛り込んでシステム化されれば、そういったことも継続してやっていけるのではないかなという思いがあって、質問させていただきました。よく分かりました。ありがとうございました。

【平澤】　ありがとうございます。

教育の問題は、教育委員会の方はみんないらっしゃいますから、〈学校教育〉とか〈生涯学習〉ということにかかわるので、どうしても行政的な枠組みの中で考えがちだと思うのですけれども、〈文化的景観〉からの発想でいえば、〈地域の知恵〉、〈地域知〉とか言われるものであるとか、今回、結構ムチャ振りが多かったと思いますが、〈ユニバーサル〉の話で川村さんに振ったときに、やはりその土地の歩き方を知っている年のいった方のほうがよいということで、何となく自然にお年寄りの人の後に若い人がついていったりとか、何かそういう中で継いでいくものというのがあると思うわけです。

ですから、たとえば、学校教育とかそれをリードしてきた人が、――いずれ、人は永久に生きるものではないですから――、〈社会〉がその先に生きていく中で、やはり、残っていくときに、そのままダメになるのではなくて、別の手はないかと考えたりとか、社会全体を見渡して、やはり〈しくみ〉というのを仕掛けていくという手はあると思うわけですね。学校教育でやられてきたから、学校教育を何とか続けたいとかということもありますでしょうし、関連する取組としては、学校教育とか生涯学習とかそういうところになりますけれども、我々はそういう事態に対応して、臨機応変に、いろいろな難局にもちゃんと向き合っていけるような〈計画〉、もっと言えば、〈生きた計画〉というものを考えていかなければいけないのかなと思いました。

いま、教育の話題ですが、パネリストのほうからコメントございますか。

では、秋山さん、コメントお願いします。

【秋山】　いまの〈遺跡〉の問題と〈教育〉の問題ですが、私は教育者ではないのですけれども、〈遺跡〉に取り組ませていただいて、常々思っておりましたのは、〈遺跡〉を含めて〈景観〉もそうなのですけれども、要するに、まず、もともと地形があって、そこに雨が降って、そして川ができて、全体のいまある地形ができていくということがあると思うのですね。そこに植物が、動物が、そして人間がそこに住んで、歴史が刻まれ、文化が育ってきたという、そういうひとつの基本的な流れがあると思うのです。そこには〈文化財〉もあり、〈景観〉もあるという状況ではないかと思うわけです。

それは〈遺跡〉も〈景観〉も共通していることではないかなと思うのです。そういう基本的なこと、つまりその地域の特性というのは、その地形によってかなり決まってきていると思います。地理的な条件ですね。それが現代生活に及ぼしている影響も非常に大きなはずです。それが、ひとつには〈絶対に変わらない性質〉というのが

13　江上智恵氏から寄せられた質問票の原文は次のとおり（下線は質問票から引用）。
「計画」段階で具体的に、小・中学校の学習や、カリキュラムへの取組を盛り込んでいくのは可能でしょうか？
学校教育との具体的な連携をうたっているモデル的な事例があれば教えていただきたいと思います。
（学校教育に活かす……、連携する……程度のものではなく、もっと具体的なものがありましたら）

14　史跡首羅山遺跡［平成25年（2013）3月27日指定，福岡県糟屋郡久山町］
平安時代後期から鎌倉時代を中心に栄えた中世山林寺院。本谷地区・西谷地区・山頂地区・山王（日吉）地区を中心として約40haが史跡指定範囲となっている。

あると思うのですが、もうひとつは〈動的に変わる性格〉というものがあって、その地域がこの先どのように生きるのかということに取り組んでいくという中では、その〈性質〉を生かした〈性格〉と言いますか、〈動的に変化していくもの〉が〈地域社会〉そのものではないかなと思うのですね。そういうことが、大人になって分かっていく。やはり、子供のときにそういう〈教育〉に取り組んでいく必要があるのではないのかなと思うわけです。

先ほど、〈地域〉の〈ＤＮＡ〉とか、〈におい〉とか、そういう話をしておりましたけれども、それはどういう意味かというと、実は、北秋田市の“伊勢堂岱[15]”という縄文時代の遺跡がありまして、その横を流れている２メートルから３メートルぐらいの小さな川があるのですが、そこをサケが遡上していく姿を私は見たのですね。それは遺跡に伴うものとしては非常に重要なことでして、やはり縄文人はそのサケをとって、冬場は生きていたのだろうなと非常によく分かります。そのシーンを子供たちに見せるというそれそのものが、ひとつ大きな要素としてありまして、その川を守ること、その景観を守ること、そして、遺跡そのものを守っていく。それを子供たちに伝えるということによって、そのサケの遡上を子供たちは知るわけですが、要するに、サケが何でその地域に戻ってくるのかということと、いま、人間社会、つまり日本で、特に地方社会が非常に悩んでいる人口が少なくなるとか、あるいは若者が出ていってしまうという問題は、要するに人間が遡上してこないということですね、帰ってこない。つまり、その地域の〈魅力〉を子供に伝えていないのですね。何かある規範というものが、やはりあって、人間が生きるためのそういう〈すべ〉を教えていないと思います。そういうものの原点になっていくのだと思うのです。そうでないと、みんな東京に集まってきて、何でも東京でということなる。そうすると東京もいまパンク状態ということではないですか。

地方社会というものが、もっと生き生きしていくためには、私はそういう意味で〈文化財〉とか〈遺跡〉が、まだ整備されていなくても、原点として非常に教育上重要ではないのかなと思うわけです。若者たちがその〈地域のにおい〉を知るということをしていないのだと思いますね。だから、その〈いいにおい〉というものを、きちっと子供に教えるということが重要だと思います。後の選択は子供たちがすることですけれども、そこを教えてくれるということが〈教育〉ではないのかなと、私は〈遺跡〉に取り組む中で思っております。

【平澤】 ありがとうございます。

特に〈教育〉と〈遺跡整備〉の関係については、『遺跡整備・活用研究集会』という遺跡整備に関する前回の研究集会のシリーズの第１回でも、教育のさまざまな側面からの事例を中心として検討されていますので、そういうもののもご参照していただければと思います[16]。

■〈計画〉のかたち、大切にしたいこと

【平澤】 それでは、もう20分超過していて大変恐縮ですが、最後に、パネリストから、――昨日、今日を通じてご講演、ご報告の中でも当然いろいろ表現していただいたのですけれども――、この議論に参加していただいた会場の参加者の皆さんにも向けて、それぞれ「計画って何だろう」ということで、「計画のかたち」とか、何か計画でこういうことを大切にしてもらったほうがよいとお考えになっていることなどについてコメントを、おひとりずついただければと思います。

15　史跡伊勢堂岱遺跡［平成13年（2001）1月29日指定，秋田県北秋田市］

16　奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室編（2008）：『遺跡の教育面に関する活用　―平成18年度　遺跡整備・活用研究集会（第１回）報告書―』、及び、中島義晴（2007）：「遺跡の教育面に関する活用の現状」；奈良文化財研究所紀要2007，p.p.66-67などを参照のこと。なお、研究集会報告書においては、北黄金貝塚（北海道伊達市）など７つの遺跡のほか、福島県文化財センター白河館「まほろん」、群馬大学教育学部附属中学校の学校教育現場、ＮＰＯによる取組などが紹介されている。

では、大石さんからいただきましょうか。最後は私がまとめたいと思います。

あ、川村さんからのほうがよいですか。では、川村さんから始めていただいて、こちらに戻るということで。

【川村】 計画をつくるときに大事にしたいと思っていることは、発表の中でも言いましたが、〈身幅に合う〉というか、地域の人とその計画を振り返って見たときに、何かよそのことが書いてあるようなものではなくて、きれいな感じでなくてもよいので、〈自分たちの住んでいる暮らし〉のことが書いてあるという〈実感〉が伴うようなものにしたいなとは思っています。

それがどんな〈かたち〉に落ちつけられるかとかいうのは、いまもう少し考えていってみたいと思っています。

以上です。

【杉本】 報告でもお伝えしましたように、私が取り組んだきっかけは、宇治のまちの動きに目が行ったときに、お茶が売れなくなってお茶屋さんが店を売ってマンションに変わる、伝統的な茶の建築が壊れる、町並み景観が壊れる、地下の遺跡も壊れていく、そういう現実を見てしまったことです。この現実を何とかしなければ、という思いから始まっています。それで“宇治茶”についていろいろ勉強してみると、どうも宇治産の“宇治茶”は“レッド・スピーシーズ（絶滅危惧種）”になりつつあることが分かってきた。地域力低下の原因がこれなら「やっぱりなんとかしなければ」と実感しました。

絶滅危惧種から、“要観察種”くらいまで引き上げることができたら、地域に力が再生され町並みが守れ、結果として文化財も遺跡も開発にただ壊される現実から救ってゆけるのではないか、とも思ったわけです。その〈思い〉を人に伝え〈具体化する〉ためのものが、昨日お話ししたようなことだったということです。

私は文化財部署にいます。その私の感覚では、実は「計画」という言葉はものすごく〈面倒くさい〉と同時に実効性の低い感じがあります。この感覚は、たぶん、文化庁系の〈計画〉の雰囲気です。そこには〈言葉〉とか〈思い〉とかを重視して書き込まれ、定性的な伝え方によって実行する〈計画〉の雰囲気があるのではないかと思います。しかし、都市計画・土木など国交省系ではこんなことはなくて、要は、いつまでに、どういうものを、どのようなかたちで、どういう予算で、実現させるかということを、分かりやすくコンセンサスがとれる、実現性を担保するものが「計画」だと認識していると思います。

「この２つの差は何だろう？」と思うのですけれども、優劣というわけではなくて、もしかしたら、文化財専門職員は一般的に異動が稀で長期にわたって同じ仕事をし続けるという特性が背景にあるのかなと思っています。ほかの部署では普通３年ごとに異動することが当たり前です。したがってこのような場合ではペーパーできちっと、「何をいつまでにするか」ということを決めておかないと、目的地に〈行き着けない〉ということなのかなと思います。〈文化財〉は担当者が替わらないのでぶれない。〈言葉〉として〈思い〉として実現するものを繋いでいける。しかし、行動の具体性に弱い。どうもそういう差なのかなと思っています。

「計画」に期待されるものは、立場によって違う背景と意味とを持っているのではないかというところに、少しご注意されたほうがよいと思います。

【吉田】 先ほど課題となった〈学習〉や、〈気づき〉みたいなことと関係するのですけれども、少し前から景観計画策定のお手伝いをしているところがございまして、その地域の〈将来像〉を委員会で考えているときに、１人の委員の方が、地域の重要な“川”が整備されて“水路”になってしまったということをおっしゃいました。「昔は“川”と河岸の自然が繋がっていたのに“水路”になってしまって、そういうのは何とかならないかな。」とご意見をおっしゃいました。それに対して、「いや、そうは言っても、災害時とか危ないし、それを全部、昭和のころの姿に戻すなんて無理だ。」というカウンターの

意見が出まして、それでまた最初に意見を言った方が、「いやいや、昭和の初期のころの景観にすべて戻すというわけではなくて、そこの昔の知恵をみんなで共有して新しい景観をつくっていくということができないかな。」とおっしゃいまして、「いまの流れの中で、昭和初期の景観というのをみんなで思い起こして、そこで一旦先人が、どういうふうに地域づくりでその場を解釈してきたかということをみんなで勉強して、それを蓄積して将来に継承していきましょう。」という趣旨の文章がその地域の景観計画の〈将来像〉になったわけです。

〈実像〉ではなくて、〈取組〉。そのように取り組んでいきましょうという〈コト〉が〈将来像〉になりました。そういうふうに位置づけると、景観計画の推進施策というところで、では、そういうことを地域でやっていくために、その〈取組〉を財政的に担保していきましょうという一文が入って、それが、総合計画に繋がっていくことになった事例がございます。

〈計画〉、〈将来像〉について、実像を追うようなところを先ほど少し説明をしてしまいましたが、それだけではなくて、地域のそういう〈取組〉を今後どういう方向で考えていくかということを〈計画〉で定めることが重要なのではないかと思います。

私の理想としては、そういうことが“永久機関”というわけではないですけれども、そういう〈取組〉が地域に〈継承〉されて、計画がバージョンアップしていくような〈しくみ〉を最初の計画の中に位置づけられたらと思っております。

【秋山】 私は一言、〈計画〉とはやはり〈人づくり〉だと思いますね。

「まちづくりは人づくり」と言われますけれども、それになぞらえて、『計画は人づくり』と考えたいなと思いました。

＊秋山邦雄氏からの補足コメント

遺跡整備における立案と展開の報告で申し上げましたが、計画の視点が大切だと思っています。特に即物的な回答を出さなければならない整備計画では、本来の遺跡の本質的価値をユニークな視点から計画する必要があることと、出来上がった整備が新しい価値を持たなければならないと思っています。そのためには、遺跡整備の計画には、ユニークな視点とデザインされたものの存在が大切であります。そのためには、やはり、その計画ができる人を育てることが必要でありまして、まちづくりなどと同じように人づくりが必要だと思っています。

【小浦】 これまでは、計画は、何か目標があって、それを達成する道筋について、そのかたちであれ、資金繰りであれ、方法論であれ、それらを決めていくという役割があったと思うのですけれども、いまは何かを〈つくる〉というよりも、いまあるものをどう〈マネジメント〉していくかとか、あるいは、新たにつくるものをどう〈調整〉していくか、ということが求められており、そのための考え方やそのもとになる地域の理解を伝えるものとして計画の役割があるように思います。

マネジメントの考え方は、遺跡であれ文化的景観であれ、その保全において、人と地域がその環境と関わりながら重層的にいまの状況を生み出してきたことに、私たち生活者が価値を見いだすときに、とても重要になってきていると思います。そのための拠り所としての計画があると思うのです。ですから、計画に書いた内容について継続的にマネジメントしていく〈しくみ〉とセットで、また、計画をどういう使い方をしていくかとセットで、計画の中身を考えていくことが大事かと思います。

基準を決めたからといって、それで計画になるということではなく、変化の許容範囲を知る重要な手がかりとして計画があり、そこで価値が語られ、変化の評価と調整ということをお話したかと思いますが、そのためのもととなる計画を考えていきたいと思っています。

【池邊】 今日、川村さんと杉本さんというお二人の行政側を担っている方からのお話しをお伺いしました。お二人とも、全然違った、年齢的にも違いますし、スタンスも違い、扱っている文化的景観、遺産も全然違いました。

でも、それが、今日、――皆さん方のとてもさまざまな知恵があったかと思うのですけれども――、その中でも〈計画〉というものを、やはり自分たちと文化庁の方との打ち合わせでつくるのではなく、いかにたくさんの人に、要するに、〈プロデューサー〉として、たくさんの〈知恵袋〉を庁内にもつくる、住民にもいろいろな〈人脈〉をつくる、あるいはそういう先生方もつくるということで、共通したところがあったかと思います。

そういった意味で、〈計画〉というのは、もちろん人数が多くなればなるほど調整が大変ですが、やはりそれが多くなってくると、その後の調整がそれだけうまくいきます。

私もいろいろなところで教育委員会の方のお話を聞きますと、とにかく業務で大変だということを日々伺います。そういった中で〈文化的景観〉にもし取り組んでいくとしたら、国土交通省の景観政策もありますし、農林水産省の関係もあります。私が豊前で文化的景観のことに携わったとき、実は農政のほうの景観農業地域振興整備計画の関係で参りました。そうしましたら、豊前の場合は農政の課長さんがその地域にお住まいの方で、教育委員会の方より先に動いて、全部同意をとってくれたということもあります。

ですから、変な話ですけれども、「自分が全部やらなくてはならない」と思っているともうすべてが大変ですけれども、ぜひとも〈計画〉というのは、いろいろな人たちで分担してつくり上げていくという、さまざまなやり方があるというのを、今日もお分かりになったかと思いますので、その中でそういう自分なりのやり方、自分たちの土地に合ったやり方で計画をつくり上げていく〈人づくり〉を是非やっていっていただきたいなと思います。

【大石】 最後に本日のテーマである「計画は何のために策定し、どのように実施するのか？」という部分に絡めて、少しだけ話をさせていただければと思います。

JICAの場合、まず「計画は何のために策定し」の部分ですけれども、開発途上国の現地の人たちの手助けのためという点は確かです。今回お話しした事例で、ペトラとエジプトの話を申し上げましたが、大きく〈観光〉という部分と〈文化財保護〉という部分でお話をいたしました。〈観光〉という部分につきましては、どうしても経済発展みたいなところと絡んでしまって、観光客が前より増えたとか、観光収入が前より増えたとか、という数字ではかれる部分というものが重要になってきてしまいますが、もうひとつ、特に〈文化〉という視点から、数字に出ない部分も大切にしていければよいなと思っております。

たとえば、それというのは、現地のベドウィンの人たちが、そこら辺にある、ほんとうに見なれているペトラの遺跡について、改めてその〈価値〉とかを再発見して、最終的に「遺跡ってこんなに重要なんだね」とか、「ヨルダンってこういう歴史があったんだね」とか、そういう〈数字ではかれない部分〉を得ていって、そこで遺跡の再発見ですとか、ひいてはヨルダンとしての、あるいは、エジプトではエジプトとしてのアイデンティティの確立といったようなところまで行ければよいのかなと思っています。そして、そのようなことも考えながら組んでいった〈計画〉に則って、四囲の状況の変化に柔軟に対応しながら案件を実施していくと良いのかなと思っております。

次に、「計画をつくる際に大切にしている」ことについてです。これはよく言われていることですが、「魚が欲しい」と言っている人に対して、釣って、「はい」と、あげることは簡単なのですけれども、日本の援助はそうではなくて、その〈釣り方〉を教えるということを大切にしています。釣ってあげるのではなくて〈釣り方〉を教えるというやり方です。〈釣り方〉を教えることによって、日本人が、支援する側がいなくなった後に、自分たちの力でその国を発展させていくこと、これが一番大切なところですので、そうした自分たちの力で発展できる力をつける、その手伝いをするというところが、私たちの中における〈計画〉という意味で一番大事なところかなと思っています。

【平澤】 ありがとうございます。

今回のご講演とご報告と、それから今日のディスカッションを通じて、〈計画〉というものの側面が非常に多様であるということを分かっていただけたと思います。

特に、ほんとうに「どうするんだ？」というところでの〈計画〉というのと、それから実際の、たとえば、補助事業に採択されるときに要件としてある〈計画〉と、それはやはり使い分けというのがあると思うのですね。

ですから、〈ツール〉としての計画事項の前に、いままでずっと言われてきたように、いったい「誰のために」、それから「誰と」、そして、「どうやっていく」のか。

それはやはり、どういうふうに考えてどのように行動していくのかということを、どの範囲で考えるのかといういろいろなレベルの計画というのがあると思うのです。

川村さんからお示しいただいたようなスキームは非常にグラフィカルで美しかったですけれども、あそこで示された内容は、いろいろトライ・アンド・エラーを繰り返していまのあの〈かたち〉になっているということですから、当然、いろいろな人と、いろいろなアドバイスを受けたりとか、相談したりとか、「これってどうなりますか？」というような、それは、こまごまとした失敗を恐れずに、――時には、大きな失敗に対する心配も置いて――、もう躊躇なく、皆さんに取り組んでいただきたいと思うのですけれども、そこで、一足飛びに自分たちが「あ、これだ」と納得する答えが得られるということは、まず無いと思うわけです。

そうして、やはり、そのことをつくり上げていく中で得られていく〈何か〉、生きていく〈何か〉が、結局その〈計画〉なり、〈遺跡〉なり、〈文化的景観〉なり、それから、それらを包含する〈地域〉なりの〈将来〉を考えて、行動していくための根本的な〈耐力〉になると思

うわけです。

そういう意味で、「計画って、どうやってつくったらいいんですか？」ということは依然してあるわけですけれども、やはり、或る意味〈自由に〉ということですかね、最初の話に戻るようなことですけれども、それは「何をしてもいい」ということではなくて、自分たちが目指す〈目的〉あるいは〈目標〉に至るのに、どういう〈手段〉があるかとか、そういう観点で、自分たち自身のこととして独自に考え、必要に応じて、無理なく、世の中に用意されている事業メニューなどを使っていただいたらよいのかなと思いました。

結局、そうしたいろいろなことを考えると、「〈計画〉とはこうです」と言うことができないというところを、少し共有させていただけるのではないかと思っています。あるいは、それを〈計画〉（plan ／ planning）と呼ぶのか〈実践〉（practice）と呼ぶのかということはありますけれども、とにかく〈遺跡〉とか〈文化的景観〉とか、〈遺産〉に生命力を注ぎ入れるとともに、一緒に託せるような、そういう〈計画づくり〉というのを、是非、皆さんに取り組んでいただければと思います。

いろいろ難しいと感じられる状況とか、「どうしたらよいだろうか」ということがあれば、いろいろご相談をいただいて、いろいろなこういう場での議論を通じたり、あるいはいろいろな場で刺激を得た先生方、専門家にご協力を得たりとか、私どもの研究所のほうにもご相談いただければ、何らかお役に立てることもあるのではないかと思いますし、直接お役に立てなくても、人の繋がりをご紹介できるのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

……小さなまとめとしても何かインパクトに欠けた感じですけれども、やはり、特に今回ご提案したテーマは少し難しかったかな、というのもありますので、引き続きこういうことを、皆さん、いろいろなところでこうしたことを議論していただければと思います。

この研究集会の報告書については、不足の部分を補足することも含めるかたちでまとめて、できるだけ今回の参加者の皆さま方には配付したいと考えておりますので、これからの取組のご参考にしていただければ幸いです。

どうもありがとうございました。（拍手）

■閉会、研究集会の今後

【中島】 パネリストの皆様、ありがとうございました。

それでは最後に、林良彦文化遺産部長から、閉会のご挨拶を申し上げます。

【林】 文化遺産部長の林でございます。

今回、この研究集会に、北海道から沖縄まで、たくさんの方々にご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

今回のテーマですけれども、間口が非常に広うございまして、なかなか結論めいたところまでは行かなかったのかも知れませんけれども、現時点でのこのテーマに関する現在のトピックというのは、先生方、あるいは、ご参加いただいた皆さまの協力を得て、ある程度お示しできたのではないかと思っております。

今回、行政の方々、あるいは研究者、それから責任者の方々、コンサルタントの方々、教育委員会の方々、さ

まざまな立場の方々がいらっしゃるかと思いますけれども、この成果を地元に持って帰っていただいて、また悩みつつ、前進していただければ、当研究所としましてこんなにうれしいことはございませんので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、これで今回の研究集会を閉じさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

【中島】 最後に、来年度の話について、少しさせていただきます。

今回は、遺跡整備研究室と景観研究室の合同研究集会ということでしたけれども、来年度は、また別に、遺跡整備に関する研究集会を開催したいと考えております。

テーマについては、現在検討中ですが、またご案内したいと思いますので、次回もご参加いただけますと幸いです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【平澤】 景観研究室のほうですが、平成21年２月に第１回を開催してから、これまで５回の文化的景観研究集会を開催してきまして、今回で６回目ということになりました。

※【平澤補足】平成18年度以来、遺跡整備研究室で主催させていただいてきた研究集会は、毎回、さまざまに異なった、しかし、遺跡整備を検討・実践していく上で重要な一連のテーマを取り扱ってくることができたかと考えます。翻って、この遺跡整備に関する研究集会は、多様なテーマ設定のせいか、毎回のテーマによって参加者の顔ぶれは変わってきたことは、報告書の参加者一覧にお示ししたとおりです。一方で……

この文化的景観研究集会には、文化的景観の分野に関する検討はいまだに始まったばかりというところもあって、いつもたくさんの方々にご参加いただいて、ほとんど毎回ご参加いただいている皆さんも少なくないと思いますし、１年１回こうして集まることを楽しみにされているということもあるかと思うのですけれども、毎年開催して来た中で、この研究集会の形式で新たに深まっていくことが、だんだん薄くなってきたなというところがあります。

というのも、文化的景観研究集会では、いつでも〈全体性〉の話に議論が向かっていくということがあるからです。そうしたことから、文化的景観に関する検討において、こうした「研究集会」というかたちをどうしようかというのは、一昨年度の第４回のときに、清水重敦・前室長が、少し申し上げたと思いますし、もうひとつは、紀要のほうにもその取扱いに関する考えが示されておりますけれども[17]、今年度、来年度における景観研究室の調査研究事業のなかで、改めてその取扱いを検討して参りました。

一方、現在、景観研究室では「文化的景観学」ということで、昨年度末から、その体系化などに関する検討を進めている部分があります。“「文化的景観学」検討会”ということで固定の少人数で議論を深めてきまして、小浦先生や杉本さん、川村さんにも参画いただいていますし、それから、これまで研究集会などを通じて議論を重ねてきた方々の一部にも参画いただいています。

景観研究室では、正直なところ、予算や業務の組立の都合のこともあるのですけれども、来年は「研究集会」というこの形式を一端閉じさせていただいて、“「文化的景観学」検討会”の中で、さらにいろいろ議論を深め、再来年度を目途にその成果を皆さまにお届けできればと考えております。

そういうわけで、“文化的景観研究集会”については、来年度の開催は予定しておりませんが、研究集会には、こうして一堂に会してさまざまな交流の機会を提供する役割というのもありますので、そういったところは、また、別途、検討して参りたいと思います。

どうもありがとうございました。―― 了 ――

17 清水重敦（2012）：「文化的景観の６年 ―文化的景観研究集会（第４回）の議論から―」；奈良文化財研究所紀要2012, p.p.18-19. の末尾に“さて、この形式での研究集会は、一定の役割を果たしたものと考える。今後は、地域における一般化可能な諸問題の報告や、学術研究の成果を発表しうる機会を増やし、文化的景観そのもの、あるいは文化的景観によって開かれる新しい視野からの問題を議論する「文化的景観学」の場へと展開していきたく思っている。”とある。

研究集会開催実績［※参加者概数］

■遺跡整備・活用研究集会（2006～2010年度；遺跡整備研究室主催）

第１回　平成19年（2007）1月25日（木）・26日（金）　［※約100名］
　テーマ「教育面に関する活用」
第２回　平成20年（2008）1月25日（金）・26日（土）　［※約100名］
　テーマ「遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度」
第３回　平成21年（2009）1月30日（金）・31日（土）　［※約170名］
　テーマ「埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題」
第４回　平成22年（2010）1月28日（木）・29日（金）　［※約100名］
　テーマ「遺跡内外の環境と景観　～遺跡整備と地域づくり～」
第５回　平成23年（2011）1月21日（金）・22日（土）　［※約100名］
　テーマ「地域における遺跡の総合的マネジメント」

■遺跡等マネジメント研究集会（2011～2012年度；遺跡整備研究室主催）

第１回　平成24年（2012）2月16日（木）・17日（金）　［※約70名］
　テーマ「自然的文化財のマネジメント」
第２回　平成24年（2012）12月21日（金）・22日（土）　［※約100名］
　テーマ「パブリックな存在としての遺跡・遺産」

■文化的景観研究集会（2008～2012年度；景観研究室主催）

第１回　平成21年（2009）2月20日（金）・21日（土）　［※約200名］
　テーマ「文化的景観とは何か？　―その輪郭と多様性をめぐって―」
第２回　平成21年（2009）12月18日（金）・19日（土）　［※約160名］
　テーマ「生きたものとしての文化的景観　―変化のシステムをいかに読むか―」
第３回　平成22年（2010）12月16日（木）・17日（金）　［※約170名］
　テーマ「文化的景観の持続可能性　―生きた関係を継承するための整備と活用―」
第４回　平成23年（2011）12月16日（金）・17日（土）　［※約160名］
　テーマ「文化的景観の現在　―保護行政・学術研究の中間総括―」
第５回　平成24年（2012）12月14日（金）・15日（土）　［※約110名］
　テーマ「文化的景観のつかい方」

■遺跡整備・景観合同研究集会（2013年度；遺跡整備研究室・景観研究室主催）

平成26年（2014）1月24日（金）・25日（土）　［※約150名］
　テーマ「計画の意義と方法
　　～計画は何のために策定し、どのように実施するのか？～」

研究集会（2006～2013年度）の報告等

●遺跡整備・活用研究集会（2006～2010年度）の報告等

【第１回】平成19年（2007）1月25日（木）・26日（金）開催分

○中島　義晴「遺跡の教育面に関する活用の現状」
奈良文化財研究所紀要2007，p.p.66-67，2007年6月20日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室　編
『遺跡の教育面に関する活用
－平成18年度　遺跡整備・活用研究集会（第１回）報告書－』
159pp，ISBN978-4-902010-60-2，2008年1月24日発行

【第２回】平成20年（2008）1月25日（金）・26日（土）開催分

○平澤　毅「遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度」
奈良文化財研究所紀要2008，p.p.46-47，2008年6月15日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室　編
『遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度
－平成19年度　遺跡整備・活用研究集会（第２回）報告書－』
156pp，ISBN978-4-902010-68-8，2008年12月25日発行

【第３回】平成21年（2009）1月30日（金）・31日（土）開催分

○平澤　毅「遺構露出展示の今日的課題」
奈良文化財研究所紀要2009，p.p.44-45，2009年7月10日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室　編
『埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題
－平成20年度　遺跡整備・保存修復科学合同研究集会　報告書－』
215pp，ISBN978-4-902010-78-7，2009年12月25日発行

【第４回】平成22年（2010）1月28日（木）・29日（金）開催分

○平澤　毅「遺跡整備と地域づくり」
奈良文化財研究所紀要2010，p.p.50-51，2010年6月15日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室　編
『遺跡内外の環境と景観　～遺跡整備と地域づくり～
－平成21年度　遺跡整備・活用研究集会（第４回）報告書－』
141pp，ISBN978-4-902010-91-6，2010年12月25日発行

【第５回】平成23年（2011）1月21日（金）・22日（土）開催分

○平澤　毅「遺跡の総合的マネジメント」
奈良文化財研究所紀要2011，p.p.28-29，2011年6月15日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室　編
『地域における遺跡の総合的マネジメント
－平成22年度　遺跡整備・活用研究集会（第５回）報告書－』
137pp，ISBN978-4-905338-05-5，2011年12月25日発行
http://www.nabunken.go.jp/org/bunka/pdf/site-sympo2011.pdf

●遺跡等マネジメント研究集会（2011～2012年度）の報告等

【第１回】平成24年（2012）2月16日（木）・17日（金）開催分

○平澤　毅「自然的文化財のマネジメント」
奈良文化財研究所紀要2012，p.p.24-25，2012年6月29日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室　編
『自然的文化財のマネジメント
－平成23年度　遺跡等マネジメント研究集会（第１回）報告書－』
159pp，ISBN978-4-905338-20-8，2012年12月20日発行
http://www.nabunken.go.jp/org/bunka/pdf/site-sympo2012.pdf

【第２回】平成24年（2012）12月21日（金）・22日（土）開催分

○平澤　毅「パブリックな存在としての遺跡・遺産」
奈良文化財研究所紀要2013，p.p.32-33，2013年6月28日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室　編
『パブリックな存在としての遺跡・遺産
－平成24年度　遺跡等マネジメント研究集会（第２回）報告書－』
217pp，ISBN978-4-905338-37-6，2013年12月21日発行
http://www.nabunken.go.jp/org/bunka/pdf/site-sympo2013.pdf

●文化的景観研究集会（2008～2012年度）の報告等

【第１回】平成21年（2009）2月20日（金）・21日（土）開催分

○惠谷浩子・清水重敦・平澤毅「文化的景観の輪郭と多様性」
奈良文化財研究所紀要2009，p.p.14-15，2009年7月10日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室　編
『文化的景観研究集会（第１回）報告書
文化的景観とは何か？　―その輪郭と多様性をめぐって―』
奈良文化財研究所研究報告第１冊，153pp，ISBN978-4-902010-79-4，2009年12月10日発行

【第２回】平成21年（2009）12月18日（金）・19日（土）開催分

○清水　重敦「変化を前提とするものとしての文化的景観」
奈良文化財研究所紀要2010，p.p.44-45，2010年6月15日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室　編
『文化的景観研究集会（第２回）報告書
生きたものとしての文化的景観　―変化のシステムをいかに読むか―』
奈良文化財研究所研究報告第５冊，175pp，ISBN978-4-902010-88-6，2010年12月1日発行

【第３回】平成22年（2010）12月16日（木）・17日（金）開催分

○惠谷　浩子「文化的景観の持続可能性　―生きた関係を継承するための整備と活用―」
奈良文化財研究所紀要2011，p.p.20-21，2011年6月15日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室　編
『文化的景観研究集会（第３回）報告書
文化的景観の持続可能性　―生きた関係を継承するための整備と活用―』
奈良文化財研究所研究報告第７冊，143pp，ISBN978-4-905338-03-1，2011年12月16日発行

【第４回】平成23年（2011）12月16日（金）・17日（土）開催分

○清水　重敦「文化的景観の６年　―文化的景観研究集会（第４回）の議論から―」
奈良文化財研究所紀要2012，p.p.15-16，2012年6月29日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室　編
『文化的景観研究集会（第４回）報告書
文化的景観の現在　―保護行政・学術研究の中間総括―』
奈良文化財研究所研究報告第10冊，148pp，ISBN978-4-905338-18-5，2012年12月11日発行

【第５回】平成24年（2012）12月14日（金）・15日（土）開催分

○惠谷　浩子「文化的景観のつかい方　―文化的景観研究集会（第５回）の議論から―」
奈良文化財研究所紀要2013，p.p.40-41，2013年6月28日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室　編
『文化的景観研究集会（第５回）報告書
文化的景観のつかい方』
奈良文化財研究所研究報告第13冊，90pp，ISBN978-4-905338-36-9，2014年1月20日発行

●遺跡整備・景観合同研究集会（2013年度）の報告

【遺跡等マネジメント研究集会（第３回）／文化的景観研究集会（第６回）】
平成26年（2014）1月24日（金）・25日（土）開催分

○平澤毅・中島義晴「計画の意義と方法」
奈良文化財研究所紀要2014，p.p.68-69，2014年6月27日発行

Outline of the Research Symposium for Cultural Sites and Landscapes in FY 2013

1. Introduction

At the Department of Cultural Heritage of the Nara National Research Institute for Cultural Properties, separate meetings were held to discuss "archaeological sites management" and "cultural landscapes." In this fiscal year, however, the 3rd Management Research Symposium for Cultural Sites and the 6th Research Meeting on Cultural Landscapes were held concurrently with a view to encouraging in-depth discussions transcending the boundaries between these two themes, with a focus placed on the keyword, "planning."

2. Insights gained from research symposiums held in the past

To discuss the issue of archaeological site management, we held "Research Symposium on Preservation and Utilization of Historic Sites" annually from FY 2006 to FY 2010, and following the conclusion reached in the 5th round of this symposium[1], we started "Management Research Symposium for Cultural Sites" in FY 2011 to replace the former symposium. In the 2nd Management Research Symposium for Cultural Sites held in FY 2012, we discussed the theme of "Archaeological Sites and Cultural Heritage in Public" to explore the social significance of archaeological sites and heritage, which are located in various parts of the world in different conditions, focusing on a range of stakeholders. Through the discussion, we renewed our awareness of the importance of "mechanism" and "method" which enable various people involved in the protection of cultural sites and heritage to overcome difficulties they face[2].

In the field of cultural landscapes, on the other hand, we started a Research Meeting on Cultural Landscapes in FY 2008, in which we discussed the outline and diversity of cultural landscapes as a new type of cultural property (the first meeting); the system inherent in cultural landscapes that is constantly changing yet remains the same at the core (the second meeting); and management and utilization of cultural landscapes in a manner that ensures sustainability of such a system (the third meeting). Over the years, an increasing number of locations were given the designation, "Important Cultural Landscape," which allowed us to identify specific tasks to be undertaken. Against this backdrop, the fourth meeting was held to develop a more comprehensive understanding of the circumstances in which cultural landscapes of Japan are placed. In the fifth meeting held in FY 2012, we discussed "mechanisms" and "activities" that should be incorporated in our cultural landscape protection efforts, based on an understanding of the close linkage between cultural landscapes and local livelihoods. In this meeting, we agreed on the necessity of taking action beyond the framework of the ongoing cultural landscape protection scheme, while recognizing the importance of this scheme[3]

3. Planning for cultural site and landscape management

Building on the results of the abovementioned discussions, this Research Symposium dealt with the issue of "planning" as one of the "mechanisms," in which we discussed the significance and method of planning based on the following understanding.

Planning is about making clear our intention for the future. It indicates by whom, for what purpose and use, and in what manner the intention will be turned into action. Of course, planning is not a goal itself, but it is just a part of a method. Planning, if elaborately combined with a well-defined intention, can be a reliable guidepost that will take us to the future we desire.

The effectiveness and importance of "planning" that represents our intention for the future has been repeatedly stressed in our efforts to protect "monuments," such as archaeological sites and

scenic spots located in communities of all sizes and scales, and "cultural landscapes" that reflect the history of the local communities and lifestyles that have long been developed there.

Today, Japanese governmental agencies responsible for protection of cultural sites and other monuments make it a common practice to develop a "Protection and Management Plan" as a master plan to be completed in 10 to 15 years, and a "Maintenance and Utilization Plan" as an action plan to implement projects. In case of groups of historic buildings and cultural landscapes, development of a "Protection Plan" is required as a condition for applying for eligibility for protection under the Law for the Protection of Cultural Properties of Japan. For the purpose of getting the entire picture of local cultural properties, development of a "History and Culture Basic Plan" is also encouraged, which indicates that a paradigm shift is taking place in planning of cultural properties protection: Today, greater emphasis is placed on developing an understanding of the value of unique local cultural properties and creating new value for the future, than on exploring measures to better protect cultural properties that have been already recognized as valuable.

In addition, it has become a growing trend for Japanese municipalities to incorporate local cultural properties at the core of community development projects, representative of which is the "Plan for the Maintenance and Improvement of the Beautiful Historical Scenery in the Region" developed under the Law for the Maintenance and Improvement of the Beautiful Historical Scenery in the Region.

In recent years, predetermined criteria for developing plans, or standard forms, guidelines and templates based on such criteria are available on most occasions and adherence to such criteria is likely to be regarded as important. Against this backdrop, it seems that a great many people are mistakenly convinced that they can develop plans for historical heritage protection simply by filling in individual local information (e.g. local situations, name and type of the heritage) on such forms. In fact, we have often come across such cases.

It should be noted, however, that while various criteria, standard forms, guidelines and templates are available for planning, all they indicate are matters that we should take notice of and consider to confirm, reconstruct and express our intention for the future, as well as procedures to implement plans, and they can never cover specific details of what we intend to do with our plans or structures of plans. Let me also add that for example, Japan's projects to protect archaeological sites, which started more than 100 years ago and have since continued evolving, now cover a far more diverse range of properties. In case of cultural landscape, which was newly added to the category of cultural properties to be protected in consideration of the recent social situation, we may say that the intention of planning itself can determine the value of a certain landscape as cultural heritage. This means that lack of clear intention can obscure the reason for protecting the particular landscape.

With this understanding in mind, we organized the Research Symposium to explore the idea and practice of "planning," focusing on the significance of planning for cultural heritage such as archaeological sites and cultural landscapes and how such plans should be developed and implemented.

4. Structure of the Research Symposium

Designed to explore the principle and process of planning, the Research Symposium consisted of three lectures and four presentations on topics relating to planning for archaeological sites, cultural landscapes and other types of cultural heritage.

At the beginning of the Research Symposium (January 24, 2014), Mr. Hirasawa shared issues to be addressed that had been identified in the discussions held during the Management Research Symposiums for Cultural Sites and the Research

Meetings on Cultural Landscapes in the past. He also raised problems concerning the current practice of "planning" for archaeological sites and cultural landscapes, while discussing the reason for focusing on "planning" in this symposium.

Next, a special lecture titled "Planning and Implementation of Projects for Regional Development and Heritage" was delivered by Mr. Kensuke Ohishi from the Economic Infrastructure Department of the Japan International Cooperation Agency (JICA). He discussed the relevance between JICA's projects and local cultural heritage and stressed the importance of planning in implementing projects for the dual purpose of promoting regional development and protecting local cultural heritage, by referring to two projects undertaken by JICA—the Project for the Construction of the Petra Museum (Jordan) and the Project for the Conservation Centre in the Grand Egyptian Museum (Egypt). This was followed by Keynote Lecture 1: "From Individual Planning to Comprehensive Planning," by Professor Konomi Ikebe from the Graduate School of Horticulture of Chiba University. Professor Ikebe indicated that plans for cultural property protection developed by competent governmental agencies are not effective enough to meet today's needs, and discussed how we should develop workable plans that would benefit local communities into the future. Keynote Lecture 2, "Concept of Conservation and Planning of Landscape Values," was delivered by Associate Professor Hisako Koura from the Graduate School of Engineering of Osaka University, who emphasized that landscapes could be a useful platform for region-wide planning, in light of the recognition of the value of landscapes that has been growing since the 1960s and the potentials of today's landscaping projects.

On the second day of the Research Symposium (January 25 2014), four presentations were made based on case studies, by two planners and two municipal government officials in charge of heritage protection. The planners are Mr. Kunio Akiyama from Historic Environment Planner's and Architect's Studio, and Mr. Sadao Yoshida from the Department of City and Regional Planning of PREC Institute Inc., who spoke on the themes "Development and Implementation of Plans for Archaeological Site Management" (Presentation 1) and "Viewpoint and Method for Developing Plans for Preserving Local Resources" (Presentation 2), respectively. The municipal governmental officials are Mr. Hiroshi Sugimoto from the Historic City Promotion Section of the Uji Municipal Government, who shared the experiences of Uji City in his presentation titled "Planning and System for Creation of a Historic City" (Presentation 3), and Mr. Shinya Kawamura from the Lifelong Learning Division of the Shimanto City Board of Education, who introduced the experience of Shimanto City in the Shimanto River basin in his presentation "Planning to Make Cultural Landscapes a Natural Part of the Local Environment" (Presentation 4).

These presentations were followed by a discussion titled "Significance and Method of Planning" (Moderator: Mr. Hirasawa), which also addressed questions from the floor.

5. Viewpoint of "planning": a summary of the discussion

In this discussion, the lecturers and presenters made comments and answered questions from the floor, and a variety of topics were discussed, including persuasiveness, flow of time, vision, concept, sustainability, relationship between regional development and cultural heritage protection, universal design, planning as a means to describe value, landscape literacy, process of sharing, and education to raise public awareness.

The discussion started with an indication that in our efforts to pass down archaeological sites and cultural landscapes to the future 50 years and 100 years from now, we should note that what we seek today may not necessarily match the needs of future generations, and that as an

important part of the planning process for cultural heritage protection, we should think how we can communicate the validity of our plans and convince people of our times of the significance of these plans. It was also argued that we cannot deal with all types of cultural properties and cultural heritage in the same manner. Using archaeological sites and cultural landscapes as an example, time flows differently over them in terms of values to be protected, beneficiaries of the values, and materials to be handled. Despite such difference, however, it was stressed that protection of all types of cultural heritage should be planned with an approach that ensures the well-being of local residents into the future.

In response to questions from the floor, important requirements for planning were identified, which include (a) incorporating a system that local residents can manage on their own; (b) making plans simple so that local residents will naturally take interest in them; (c) continuing persistent efforts to solve problems that may arise in implementing a plan and promote greater understanding among people involved in such problems; (d) making plans based on a comprehensive understanding of various demands to ensure the plans will benefit as many people as possible.

In discussing how the value of cultural heritage should be described in a plan, an opinion was expressed that residents become gradually aware of the value of local cultural heritage through repeated interactions with the heritage in their community lives, and in this process, the value is established. The issue of "sharing of value" was discussed along with the issue of "coexistence," in which attention was paid to the role and function of a planning process in creating a linkage between local cultural heritage and residents and among residents in the community, with the understanding that the value for which plans are made is created through awareness and dialogue among various stakeholders.

The discussion allowed us to share the understanding that "value" at the core of "planning," which is the theme of this symposium, is not something given or recognized by others but should be discovered through substantial local experiences that have long been accumulated, combined with aspirations for the future.

The discussion closed with the following statement. People of different positions have different expectations on what "planning" can bring, and for them, planning may have different functions and meanings. On the other hand, all heritage protection plans should be developed in a manner that convinces local residents that the plan has a direct concern with their lives. Such plans should also incorporate a system that allows future-oriented initiatives to be continuously pursued and further developed by local residents. Desirably, any heritage protection plan should be developed through discussion on its details including uses, and people of various positions will participate and cooperate in the planning process. It is hoped that the intention behind the plan will be embraced by many people, who in turn, will communicate the intention for wider support.

HIRASAWA Tsuyoshi and NAKAJIMA Yoshiharu
(Nara National Research Institute for Cultural Properties)

Notes

1 "Comprehensive Management of Cultural Sites and Heritage in Local Communities" 2011, ed. Sites Management Research Section, Nara National Research Institute for Cultural Properties, 137pp.

2 "Archaeological Sites and Cultural Heritage in Public" 2013, ed. Sites Management Research Section, Nara National Research Institute for Cultural Properties, 217pp.

3 "Report on the 5th Research Meeting on Cultural Landscapes: The Comprehensive Management of Cultural Landscapes" 2014, ed. Landscape Research Section, Nara National Research Institute for Cultural Properties, 90pp.

The Joint Symposium on Cultural Sites Management and Cultural Landscape

Outline of the Programme <Actual Results>

a. Theme: Significance and Method of Planning:
"For What and How to Establish and Implement the Plan for Cultural Heritage Management?"

b. Date: 24 Friday-25 Saturday, January, 2014

c. Place: Hall in the Material Pavilion of the Heijo Palace Site

d. Secretariat: Sites Management Research Section & Cultural Landscape Research Section,
Department of Cultural Heritage,
Nara National Research Institute for Cultural Properties

e. Programme:

*the 1st day: Philosophy of Planning — What is the "Planning" for Cultural Heritage?

13:00-13:30 Registration

13:30-13:35 Opening
NAKAJIMA Yoshiharu (Senior Resercher / Sites Management Research Section)

13:35-14:10 Explanation of the Aim of the Symposium
About "Planning" concerning Historic Sites and Cultural Landscape
HIRASAWA Tsuyoshi (Head / Cultural Landscape Research Section)

Keynote Address I: Planning and Implementation of a Project: JICA's approach toward Regional Development and Cultural Property Protection
14:10-15:10 OISHI Kensuke (Depty Assistant Director / JICA)

Break 15:10-15:20

Keynote Lecture 1: From Each Planning to Comprehensive Planning
15:20-16:20 IKEBE, Konomi (Professor / Chiba University)

Keynote Lecture 2: Concept of Conservation and Planning of Landscape Values
16:20-17:20 KOURA, Hisako (Associate Professor / Osaka University)

*the 2nd day: Method of Planning — How to be Established and How to be Operated?

Anecdotal Report 1: Planning and Composition for the Maintenance of Historic Ruins
9:30-10:10 AKIYAMA Kunio (Supervision / Historic Environment Planner's and Architect's Studio)

Anecdotal Report 2: Viewpoints and Methods for the Planning of the Conservation of Local Resources.
10:10-10:50 YOSHIDA Sadao
(Director of Department of City and Regional Planning / PREC Institute Inc.)

Break 10:50-11:00

Anecdotal Report 3: 'Planning' to Realize Historical Town Development
11:00-11:40 SUGIMOTO Hiroshi
(Deputy Manager / Historic City Promotion Section, Uji City Municipal Office)

Anecdotal Report 4: Resolution to Adapt the Cultural Landscape
11:40-12:20 KAWAMURA Shinya
(Chief Investigator / Lifelong Learning Division, Shimanto City Board of Education)

12:20-12:30 Summarizations of Lectures and Reports [Secretariat; MAEKAWA Ayumi]

Break 12:30-14:00

Panel Discussion: Significance and Method of Planning on Cultural Heritage
14:00-16:35 [Moderator: HIRASAWA Tsuyoshi]

Closing Remarks HAYASHI Yoshihiko (Director / Department of Cultural Heritage)
16:35-16:40 and Secretariat

“Significance and Method of Planning”

‘ For What and How to Establish and Implement the Plan for Cultural Heritage Management? ’

The Reports of the Research Symposium for Cultural Sites and Landscape in fiscal 2013

Table of Contents

Ⅰ. Study Reports / section A

[1] Planning and Implementation of a Project: JICA’s approach toward Regional Development and Cultural Property Protection ····· 004
OHISHI Kensuke (Nigeria Office, Japan International Cooperation Agency [JICA])

[2] From Each Planning to Comprehensive Planning ····· 008
IKEBE Konomi (Professor / Graduate School of Horticulture, Chiba University)

[3] Concept of Conservation and Planning of Landscape Values ····· 012
KOURA Hisako (Associate Professor / Graduate School of Engineering, Osaka University)

[4] Planning and Composition for the Maintenance of Historic Ruins ····· 020
AKIYAMA Kunio (Supervision / Historic Environment Planner’s and Architect’s Studio)

[5] Viewpoints and Methods for the Planning of the Conservation of Local Resources. ····· 026
YOSHIDA Sadao (Director in Charge of City and Regional Planning / PREC Institute Inc.)

[6] ‘Planning’ to Realize Historical Town Development ····· 034
SUGIMOTO Hiroshi (Deputy Manager / Historic Town Development Promotion Section, Uji City Municipal Office)

[7] Resolution to Adapt the Cultural Landscape ····· 040
KAWAMURA Shinya (Chief Investigator / Lifelong Learning Division, Shimanto City Board of Education)

PRESENTATION SLIDEs

Column A Educational Activities, Regional Cooperation and Promotions on the Otmo Clan Site in Oita City, Oita Pref. ····· 090
ISOGAWA Yuya (Oita City Boad of Education)

Ⅱ. Study Reports / section B

[a] The Importance of Preservation Planning for the Ruins and Future Direction ····· 092
MIYAMAE Yasuko (Executive Director / [Expo '90 Foundation] The Commemorative Foundation for the International Garden and Greenery Exposition, Osaka, Japan, 1990)

[b] Diversity and Essence of a “Plan” in the Process in which a Plan is Revised ····· 098
SHIRASAKI Keisuke (Chief Senior Specialist/ Cultural Properties Protection Division, Education Bureau, Miyagi Prefectural Government)

[c] Planning for the Preservation and Maintenance of the “Cultural Landscape in Kanazawa. Tradition and Culture in the Castle Town.” ····· 104
NAKATANI Yuichiro (Assistant Director / Historic Landmark Preservation Section, Kanazawa City Municipal Office)

[d] Importance of the Plan in the Maintenance of the Historic Site ····· 108
IRISA Tomoichiro (Chief Technical Staff / Cultural Properties Protection Division, Education Bureau, Fukuoka Prefectural Government)

[e] The Plan which is Applicable to Execute ····· 114
UENO Kenji (Engineer / Cultural Heritage Section, Hirado City Municipal Office)

[f] Between Heritage and Planning ····· 118
HIRASAWA Tsuyoshi (Head of Landscape Research Section, Department of Cultural Heritage, Nara National Research Institute for Cultural Properties)

Column B School Education and Cultural Properties on the Shura Mountain Site in Hisayama Town, Fukuoka Pref. ····· 130
EGAMI Tomoe (Hisayama Town Boad of Education)

Ⅲ. Information Documents

1. Summary Record of the Research Symposium ····· 134
2. Outline of the Programme ····· 135
3. Participants ····· 136
4. Records of the Purpose Description and Discussions ····· 137
Column C Archaeological Site and Cultural Landscape in Hine-no-sho, Izumisano City, Osaka Pref. ——a short report from the Exhibition, Forum and Symposium ····· 147
HIGASHIHARA Naoaki (Izumisano City Boad of Education)

* List of Reports of Symposium (2007-2014) ····· 181

Summary (ABSTRACT) of the Symposium / Table of Contents in English ····· 184

Explanatory Notes

1. This booklet summarizes the results of the Research Symposium for Cultural Sites and Landscapes (referred to as the "Research Symposium" in the rest of this document) titled "Significance and Method of Planning: For What and How to Establish and Implement the Plan for Cultural Heritage Management?" which was held on January 24 (Friday) and 25 (Saturday), 2014 in the atrium of the Nara Palace Site Museum.
2. The Research Symposium was planned and organized by the Sites Management Research Section and the Landscape Research Section of the Department of Cultural Heritage, Nara National Research Institute for Cultural Properties, as part of the research projects on "preservation and management of archaeological sites" and on "cultural landscapes and their protection." The operation of the Research Symposium was undertaken by Mr. Yoshihiko Hayashi (Director, Department of Cultural Heritage; Head, Sites Management Research Section), Mr. Tsuyoshi Hirasawa (Head, Landscape Research Section), and Mr. Yoshiharu Nakajima (Senior Researcher, Department of Cultural Heritage). The Research Symposium was attended by about 150 people, ranging from local government officials, researchers and professionals to those involved in preservation of archaeological sites.
3. The study reports contained in this booklet were written at our request in FY 2014. The organizational affiliations shown in this booklet are as of the dates of the Research Symposium.
4. This booklet consists of three parts: "I. Study Reports A," "II. Study Reports B," and "III. Information Documents."
5. The section "I. Study Reports A" contains seven papers that the lecturers and presenters wrote based on the outcome of the discussions held in the Research Symposium, along with some of the slides used in the presentations, while the section "II. Study Reports B" contains six new papers dealing with the theme of the Research Symposium.
6. The section "III. Information Documents" contains summary records of the Research Symposium, which consist of the outline of the programme and a list of participants, as well as the purpose description (January 24), and summaries of lectures and presentations (January 25) and discussion (January 25). The discussion was summarized by Mr. Tsuyoshi Hirasawa based on the text transcribed from the audio recordings, for which each speaker was asked to check their own remarks. Some wordings were changed so that the speakers could clearly communicate what they wanted to say. In summarizing the discussion, a draft summary was sent to some of the participants who asked questions during the discussion to add new comments to the summary, while three new columns on relevant topics were submitted and included in the summary. To include the "Fuji Santaro" cartoon in this section, which is shown on p.144, consent was obtained from the copyright holder, the Asahi Shimbun Company, in advance (Consent No. 14-0644 dated June 9, 2014).
7. At the end of this booklet, the outline of the Research Symposium and table of contents are shown in English.
8. The English translation of the "Explanatory Notes" and the "Outline of the Research Symposium" (III. Information Documents) was undertaken by Congress Corporation.
9. Mr. Tsuyoshi HIRASAWA was responsible for editing this booklet.

The Research Symposiums on Preservation and Utilization of Historic Sites

(Organized by Nara National Research Institute for Cultural Properties, from Fiscal 2006 to 2010)

1st January 25 Thu.- 26 Fri., 2007

Utilization of the Archaeological Site from the Viewpoint of Education

2nd January 25 Fri.- 26 Sat., 2008

Preservation and Utilization of Historic Sites, and the Specified Management System under the Local Autonomy Law

3rd January 30 Fri.- 31 Sat., 2009

Current Issues regarding In Situ Exhibition of Archaeological Features from a view point of Preservation and Utilization of Buried Cultural Properties

4th January 28 Thu.- 29 Fri., 2010

Environments and Landscapes of Inside and Outside of Cultural Sites;
Sites Management and Regional Promotion

5th January 21 Fri.- 22 Sat., 2011

Comprehensive Management of Cultural Sites and Heritage

The Management Research Symposiums for Cultural Sites

(Organized by Nara National Research Institute for Cultural Properties, from Fiscal 2011)

1st February 16 Thu.- 17 Fri., 2012

Management of Natural Heritage as Cultural Properties

2nd December 21 Fri.- 22 Sat., 2012

Archaeological Sites and Cultural Heritage in Public

The Research Meetings on Cultural Landscapes

(Organized by Nara National Research Institute for Cultural Properties, from Fiscal 2008)

1st February 20 Fri.- 21 Sat., 2009

What is 'Cultural Landscape'? : Concerning Its Outline and Diversity

2nd December 18 Fri.- 19 Sat., 2009

Cultural Landscape as Living Things: How do We Read System of Change?

3rd December 16 Thu.- 17 Fri., 2010

Sustainability of Cultural landscapes: Management and Utilization for Inheriting a Living Relationships

4th December 16 Fri.- 17 Sat., 2011

The Current Situation and Challenges for Cultural Landscapes:
Interim Summary of Preservation Administration and Academic Research

5th December 14 Fri.- 15 Sat., 2012

Comprehensive Management of Cultural Landscapes

The Joint Symposium on Cultural Sites Management and Cultural Landscapes

(Organized by Nara National Research Institute for Cultural Properties)

January 24 Fri.- 25 Sat., 2014

Significance and Method of Planning on Cultural Heritage

“Significance and Method of Planning”

‘ For What and How to Establish and Implement the Plan for Cultural Heritage Management? ’

The Reports of the Joint Symposium on Cultural Sites Management and Cultural Landscapes in fiscal 2013

Issued on 25 December 2014

Edited and Published by
Sites Management Research Section & Landscape Research Section
Department of Cultural Heritage,
Nara National Research Institute for Cultural Properties,
(Independent Administrative Agency) National Institute for Cultural Heritage

247-1, Saki-cho, Nara City, Nara Prefecture, Japan, #630-8577

計画の意義と方法
～計画は何のために策定し、どのように実施するのか？～

— 平成25年度　遺跡整備・景観合同研究集会 報告書 —

発　行　日　2014年12月25日

編集発行者　独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所
文化遺産部遺跡整備研究室・景観研究室
〒630-8577　奈良県奈良市佐紀町247番1号

印　刷　者　能登印刷株式会社
〒920-0855　石川県金沢市武蔵町7-10

ISBN978-4-905338-45-1